

消火器配置表

別表15-1

番号	設置場所		機種	製造者名	薬剤重量	製造番号	検定番号 (消 第)	製造年月日	備 考
	階	号							
1	1 2号館	1階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573551	消第11-7	2004	
2	1 2号館	1階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573548	消第11-7	2004	
3	1 2号館	1階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573574	消第11-7	2004	
4	1 2号館	1階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573573	消第11-7	2004	
5	1 2号館	1階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573562	消第11-7	2004	
6	1 2号館	2階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573558	消第11-7	2004	
7	1 2号館	2階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573561	消第11-7	2004	
8	1 2号館	2階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573594	消第11-7	2004	
9	1 2号館	2階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573572	消第11-7	2004	
10	1 2号館	2階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573579	消第11-7	2004	
11	1 2号館	3階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573586	消第11-7	2004	
12	1 2号館	3階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573589	消第11-7	2004	
13	1 2号館	3階	粉末加圧10型	日本ドライ	3 Kg	23414	消第60-4-6	2008	
14	1 2号館	3階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573588	消第11-7	2004	
15	1 2号館	3階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573595	消第11-7	2004	
16	1 2号館	4階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573580	消第11-7	2004	
17	1 6号館	1階	粉末加圧10型	日本ドライ	3 Kg	23382	消第60-4-6	2008	
18	1 6号館	1階	粉末加圧10型	日本ドライ	3 Kg	23395	消第60-4-6	2008	
19	1 6号館	2階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573565	消第11-7	2004	
20	1 8号館	1階	粉末加圧10型	日本ドライ	3 Kg	23384	消第60-4-6	2008	
21	1 8号館	2階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573561	消第11-7	2004	
22	車庫		粉末加圧10型	日本ドライ	3 Kg	23408	消第60-4-6	2008	
23	車庫		粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573555	消第11-7	2004	
24	5 5号館		粉末加圧10型	日本ドライ	3 Kg	23393	消第60-4-6	2008	
25	2 5号館	1階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	220682	消第58-133-1	1999	
26	2 5号館	2階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	220752	消第58-133-1	1999	
27	2 5号館	3階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	230342	消第58-133-1	1999	
28	3 2号館	1階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	073546	消第58-133-1	1998	
29	3 2号館	1階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	157827	消第58-133-1	1997	
30	3 2号館	2階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	095117	消第58-133-1	1998	
31	3 2号館	2階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	177999	消第58-133-1	1997	
32	4 6号館	1階	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	073523	消第59-23-1	1998	

消火器配置表

別表15-2

番号	設置場所	機種	製造者名	薬剤重量	製造番号	検定番号 (消 算)	製造年月日	備 考
33	46号館 1階 46-1F-2	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	073549	消第59-23-1	1998	
34	46号館 1階 46-1F-3	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	070357	消第59-23-1	1998	
35	46号館 1階 46-1F-4	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	086148	消第59-23-1	1998	
36	46号館 1階 46-1F-5	粉末加圧20型	ヤマト	6 Kg	073486	消第59-23-1	1998	
37	46号館 1階 46-1F-6	粉末加圧20型	ヤマト	6 Kg	073556	消第59-23-1	1998	
38	46号館 2階 46-2F-1	粉末加圧20型	ヤマト	6 Kg	090038	消第59-23-1	1998	
39	46号館 2階 46-2F-2	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	073547	消第59-23-1	1998	
40	46号館 2階 46-2F-3	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	073533	消第59-23-1	1998	
41	46号館 2階 46-2F-4	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	070366	消第58-133-1	1998	
42	46号館 3階 46-3F-1	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	073515	消第58-133-1	1998	
43	46号館 3階 46-3F-2	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	070360	消第58-133-1	1998	
44	35号館 1階 35-1F-1	粉末蓄圧10型	モリタニュージ-	3 Kg	010025	消第16-2	2005	
45	35号館 1階 35-1F-2	粉末蓄圧10型	モリタニュージ-	3 Kg	009724	消第16-2	2005	
46	36号館 1階 36-1F-1	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	177984	消第58-133-1	1997	
47	36号館 1階 36-1F-2	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	152829	消第58-133-1	1997	
48	36号館 1階 36-1F-3	粉末加圧10型	日本ドライ	3 Kg	23380	消第60-4-6	2008	
49	36号館 1階 36-1F-4	粉末加圧10型	日本ドライ	3 Kg	23392	消第60-4-6	2008	
50	36号館 2階 36-2F-1	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	177842	消第58-133-1	1997	
51	39号館 1階 39-1F-1	粉末蓄圧10型	モリタニュージ-	3 Kg	010037	消第16-2	2005	
52	39号館 1階 39-1F-2	粉末蓄圧10型	モリタニュージ-	3 Kg	010444	消第16-2	2005	
53	39号館 1階 39-1F-3	粉末蓄圧10型	モリタニュージ-	3 Kg	009772	消第16-2	2005	
54	39号館 1階 39-1F-4	粉末蓄圧10型	モリタニュージ-	3 Kg	010027	消第16-2	2005	
55	39号館 1階 39-1F-5	粉末蓄圧10型	モリタニュージ-	3 Kg	010439	消第16-2	2005	
56	39号館 1階 39-1F-6	粉末蓄圧10型	モリタニュージ-	3 Kg	010431	消第16-2	2005	
57	39号館 2階 39-2F-1	粉末蓄圧10型	モリタニュージ-	3 Kg	009987	消第16-2	2005	
58	39号館 2階 39-2F-2	粉末蓄圧10型	モリタニュージ-	3 Kg	010425	消第16-2	2005	
59	39号館 2階 39-2F-3	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	164346	消第58-133-1	1999	
60	52号館 1階 52-1F-1	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	160832	消第58-133-1	1999	
61	52号館 1階 52-1F-2	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	164361	消第58-133-1	1999	
62	52号館 1階 52-1F-3	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	166325	消第58-133-1	1999	
63	52号館 1階 52-1F-4	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	160842	消第58-133-1	1999	
64	52号館 1階 52-1F-5	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	061058	消第58-133-1	1999	

消火器配置表

別表15-3

番号	設置場所	機種	製造者名	薬剤重量	製造番号	検定番号 (消 第)	製造年月日	備 考
55	5 2号館 2階 52-2F-1	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	160830	消第58-133-1	1999	
56	5 2号館 2階 52-2F-2	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	164370	消第58-133-1	1999	
57	5 2号館 3階 52-3F-1	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	081914	消第58-133-1	1999	
58	5 2号館 3階 52-3F-2	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	164347	消第58-133-1	1997	
69	8 6号館 1階 86-1F-1	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	177951	消第58-133-1	1997	
70	8 6号館 1階 86-1F-2	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	152836	消第58-133-1	1997	
71	8 6号館 1階 86-1F-3	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	178024	消第58-133-1	1997	
72	8 6号館 2階 86-2F-1	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	177976	消第58-133-1	1997	
73	8 6号館 2階 86-2F-2	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	177992	消第58-133-1	1997	
74	4 5号館 1階 45-1F-1	粉末加圧10型	日本ドライ	3 Kg	23370	消第60-4-6	2008	
75	4 5号館 1階 45-1F-2	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573537	消第11-7	2004	
76	4 5号館 1階 45-1F-3	粉末加圧50型	ヤマト	20 Kg	001961	消第15-8	2004	
77	4 5号館 1階 45-1F-4	粉末加圧100型	ヤマト	45 Kg	000059	G-405	2000	
78	4 6-1号館 1階 46-1F-1	粉末加圧10型	日本ドライ	3 Kg	23415	消第60-4-6	2008	
79	5 1号館 1階 51-1F-1	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573556	消第11-7	2004	
80	5 1号館 2階 51-2F-1	粉末加圧50型	ヤマト	20 Kg	001950	消第15-8	1996	
81	5 4号館	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573540	消第11-7	2004	
82	5 4号館	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573549	消第11-7	2004	
83	1 0 1号館	粉末加圧10型	日本ドライ	3 Kg	23399	消第60-4-6	2008	
84	1 0 1号館	粉末加圧10型	日本ドライ	3 Kg	23407	消第60-4-6	2008	
85	3 7 1号館	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	164377	消第58-133-1	1999	
86	3 7 1号館	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	106001	消第58-133-1	1999	
87	4 2号館 1階 42-1F-1	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	073487	消第58-133-1	1998	
88	4 2号館 1階 42-1F-2	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	086131	消第58-133-1	1998	
89	4 2号館 1階 42-1F-3	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	073521	消第58-133-1	1998	
90	4 2号館 1階 42-1F-4	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	073532	消第58-133-1	1998	
91	4 2号館 1階 42-1F-5	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	073520	消第58-133-1	1998	
92	4 2号館 2階 42-2F-1	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	073531	消第58-133-1	1998	
93	4 2号館 2階 42-2F-2	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	070851	消第58-133-1	1998	
94	8 7号館 1階 87-1F-1	粉末加圧20型	日本ドライ	6 Kg	03020	消第61-40-2	2008	
95	8 7号館 1階 87-1F-2	粉末加圧20型	ヤマト	6 Kg	004454	消第59-23-1	1999	
96	8 7号館 1階 87-1F-3	粉末加圧20型	ヤマト	6 Kg	004467	消第59-23-1	1999	

消火器配置表

別表15-2

番号	設置場所	機種	製造者名	薬剤重量	製造番号	検定番号 (消 第)	製造年月日	備 考
97	87号館 1階	87-IF-4	粉末加圧20型	6 Kg	004465	消第59-23-1	1999	
98	87号館 1階	87-IF-5	粉末加圧20型	6 Kg	004456	消第59-23-1	1999	
99	87号館 2階	87-2F-1	粉末加圧20型	6 Kg	004461	消第59-23-1	1999	
100	871号館	871-1	粉末加圧20型	6 Kg	002370	消第62-20	1999	
101	872号館	872-1	粉末加圧20型	6 Kg	002365	消第62-20	1999	
102	872号館	872-2	粉末加圧20型	6 Kg	002369	消第62-20	1999	
103	90号館 1階	90-IF-1	粉末加圧10型	3 Kg	070382	消第68-133-1	2004	
104	90号館 1階	90-IF-2	粉末加圧10型	3 Kg	086146	消第68-133-1	2004	
105	90号館 1階	90-IF-3	粉末加圧10型	3 Kg	045254	消第11-7	2004	
106	90号館 1階	90-IF-4	粉末加圧10型	3 Kg	573544	消第11-7	2004	
107	88号館 1階	88-IF-1	粉末加圧10型	3 Kg	160824	消第58-133-1	1999	
108	88号館 1階	88-IF-2	粉末加圧10型	3 Kg	160846	消第58-133-1	1999	
109	88号館 1階	88-IF-3	粉末加圧10型	3 Kg	164368	消第58-133-1	1999	
110	88号館 1階	88-IF-4	粉末加圧10型	3 Kg	164366	消第58-133-1	1999	
111	88号館 1階	88-IF-5	粉末加圧10型	3 Kg	160822	消第58-133-1	1999	
112	88号館 1階	88-IF-6	粉末加圧10型	3 Kg	164374	消第58-133-1	1999	
113	88号館 1階	88-IF-7	粉末加圧10型	3 Kg	164345	消第58-133-1	1999	
114	88号館 1階	88-IF-8	粉末加圧50型	20 Kg	000435	消第13-33	1999	
115	88号館 1階	88-IF-9	粉末加圧10型	3 Kg	110522	消第13-42	2006	
116	88号館 2階	88-2F-1	粉末加圧10型	3 Kg	162621	消第58-133-1	1999	
117	88号館 2階	88-2F-2	粉末加圧10型	3 Kg	160901	消第58-133-1	1999	
118	88号館 2階	88-2F-3	粉末加圧10型	3 Kg	160833	消第58-133-1	1999	
119	88号館 3階	88-3F-1	粉末加圧10型	3 Kg	160847	消第58-133-1	1999	
120	88号館 3階	88-3F-2	粉末加圧10型	3 Kg	160826	消第58-133-1	1999	
121	88号館 3階	88-3F-3	粉末加圧10型	3 Kg	160898	消第58-133-1	1999	
122	88号館 3階	88-3F-4	粉末加圧10型	3 Kg	164348	消第58-133-1	1999	
123	88号館 4階	88-4F-1	粉末加圧10型	3 Kg	164378	消第58-133-1	1999	
124	37号館 1階	37-IF-1	粉末加圧10型	3 Kg	070378	消第58-133-1	1998	
125	37号館 1階	37-IF-2	粉末加圧10型	3 Kg	073489	消第58-133-1	1998	
126	37号館 1階	37-IF-3	粉末加圧10型	3 Kg	070389	消第58-133-1	1998	
127	37号館 1階	37-IF-4	粉末加圧10型	3 Kg	073497	消第58-133-1	1998	
128	37号館 1階	37-IF-5	粉末加圧10型	3 Kg	086151	消第58-133-1	1998	

消火器配置表

別表15-5

番号	設置場所		機種	製造者名	薬剤重量	製造番号	検定番号 (消 第)	製造年月日	備 考
	階	号							
129	1階	37-1F-6	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	086137	消第58-133-1	1998	
130	2階	37-2F-1	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	073530	消第58-133-1	1998	
131	2階	37-2F-2	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	086135	消第58-133-1	1998	
132	2階	37-2F-3	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	073500	消第58-133-1	1998	
133	2階	37-2F-4	粉末加圧10型	モリタユージー	3 Kg	009997	消第16-2	2005	
134	2階	37-2F-5	粉末加圧10型	モリタユージー	3 Kg	010428	消第16-2	2005	
135	2階	37-2F-6	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	160825	消第58-133-1	1999	
136	2階	37-2F-7	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	081921	消第58-133-1	1999	
137	2階	37-2F-8	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	105981	消第58-133-1	1999	
138	1階	29-1F-1	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	177835	消第58-133-1	1997	
139	1階	29-1F-2	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	177843	消第58-133-1	1997	
140	1階	29-1F-3	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	177788	消第58-133-1	1997	
141	1階	29-1F-4	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	178000	消第58-133-1	1997	
142	1階	30-1F-1	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	153169	消第58-133-1	1997	
143	1階	30-1F-2	粉末加圧10型	日本ドライ	3 Kg	23390	消第60-4-6	2008	
144	1階	30-1F-3	粉末加圧10型	日本ドライ	3 Kg	23402	消第60-4-6	2008	
145	1階	30-1F-4	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	177993	消第58-133-1	1997	
146	1階	30-1F-5	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	177797	消第58-133-1	1997	
147	1階	30-1F-6	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	152845	消第58-133-1	1997	
148	1階	30-1F-7	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	152841	消第58-133-1	1997	
149	1階	30-1F-8	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	152859	消第58-133-1	1997	
150	1階	独-1F-1	粉末普圧10型	モリタユージー	3 Kg	009742	消第13-33	2005	
151	2階	独-2F-1	粉末普圧10型	モリタユージー	3 Kg	010459	消第13-33	2005	
152	1階	303-1F-1	粉末加圧10型	日本ドライ	3 Kg	23361	消第60-4-6	2008	
153	1階	303-1F-2	粉末加圧10型	日本ドライ	3 Kg	23377	消第60-4-6	2008	
154	1階	303-1F-3	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	164356	消第58-133-1	1999	
155	1階	303-1F-4	粉末加圧10型	日本ドライ	3 Kg	23373	消第60-4-6	2008	
156	1階	303-1F-5	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	177817	消第58-133-1	1996	
157	1階	303-1F-6	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	160862	消第58-133-1	1999	
158	油	油-1F-1	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573571	消第11-7	2004	
159	油	油-1F-2	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573558	消第11-7	2004	
160	1階	304-1F-1	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	070359	消第58-133-1	1997	

消火器配置表

別表15-6

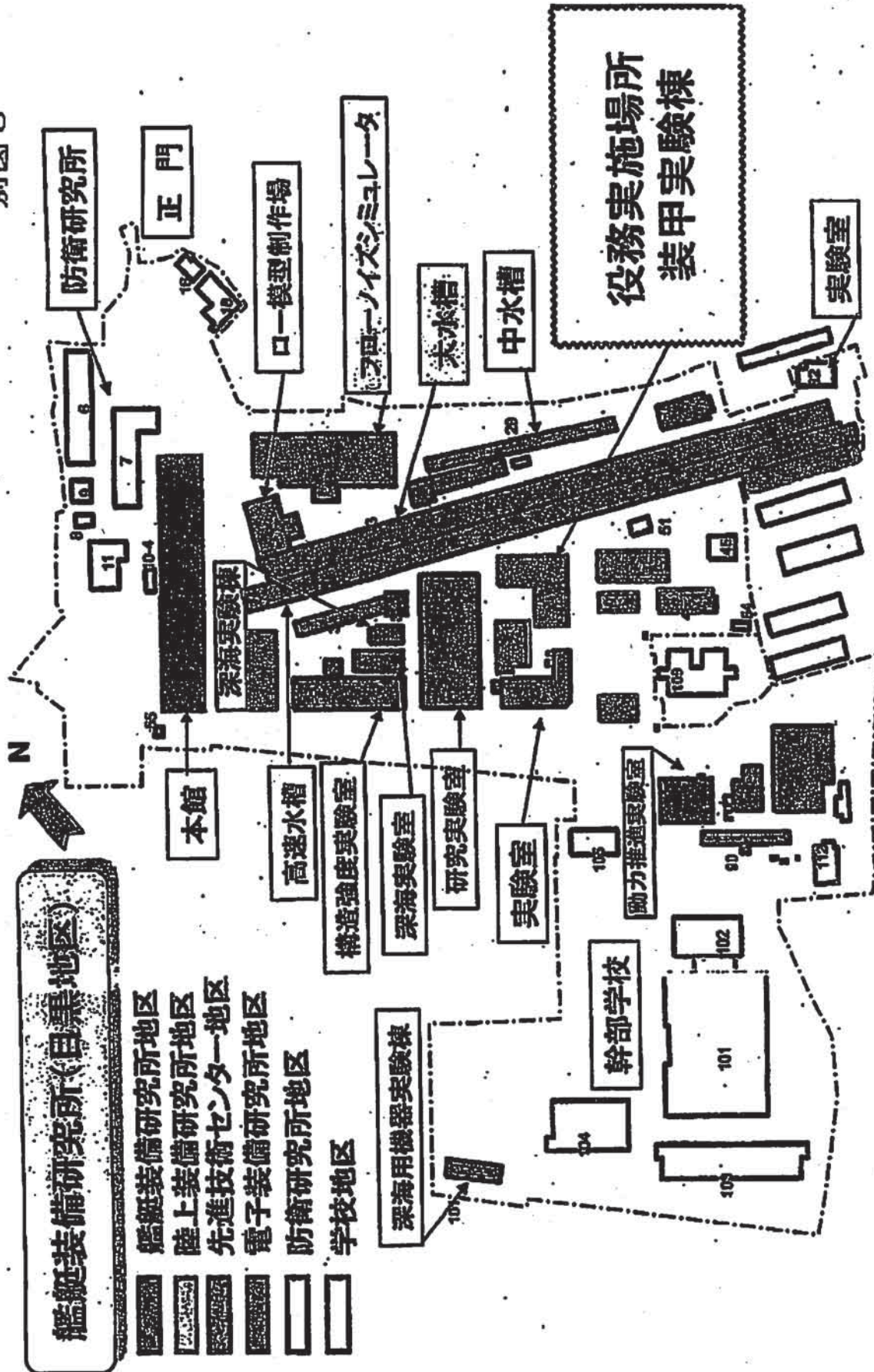
番号	設置場所	機種	製造者名	薬剤重量	製造番号	検定番号 (消第)	製造年月日	備考
161	304号館 1階 304-1F-2	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	160843	消第58-133-1	1999	
162	304号館 1階 304-1F-3	粉末加圧50型	モリタ	20 Kg	177824	消第58-133-1	1997	
163	304号館 1階 304-1F-4	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	220715	消第58-133-1	1998	
164	304号館 1階 304-1F-5	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	153138	消第58-133-1	1999	
165	304号館 1階 304-1F-6	粉末加圧10型	日本ドライ	3 Kg	23403	消第60-4-6	2008	
166	305号館 1階 305-1F-1	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	164358	消第58-133-1	1998	
167	305号館 1階 305-1F-2	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	086141	消第58-133-1	1999	
168	305号館 1階 305-1F-3	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	220678	消第58-133-1	1998	
169	305号館 1階 305-1F-4	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	070364	消第58-133-1	1999	
170	34号館 1階 34-1F-1	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	073490	消第58-133-1	1998	
171	34号館 1階 34-1F-2	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	086119	消第58-133-1	1998	
172	34号館 1階 34-1F-3	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	070362	消第58-133-1	1998	
173	34号館 1階 34-1F-4	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	070363	消第58-133-1	1998	
174	34号館 2階 34-2F-1	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	070367	消第58-133-1	1998	
175	34号館 2階 34-2F-2	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	070369	消第58-133-1	1998	
176	34号館 2階 34-2F-3	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	070373	消第58-133-1	1998	
177	1号館 B1階 1-B1F-1	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573531	消第11-17	2004	
178	1号館 B1階 1-B1F-2	粉末加圧10型	日本ドライ	3 Kg	23383	消第60-45	2008	
179	1号館 1階 1-1F-1	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573554	消第11-17	2004	
180	1号館 1階 1-1F-2	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	166832	消第11-17	1997	
181	1号館 1階 1-1F-3	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573547	消第11-17	2004	
182	1号館 1階 1-1F-4	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573567	消第11-17	2004	
183	1号館 1階 1-1F-5	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573528	消第11-17	2004	
184	1号館 1階 1-1F-6	粉末加圧50型	モリタ	20 Kg	573550	消第11-17	2004	
185	1号館 1階 1-1F-7	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573536	消第11-17	2004	
186	1号館 1階 1-1F-8	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573532	消第11-17	2004	
187	1号館 1階 1-1F-9	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573541	消第11-17	2004	
188	1号館 1階 1-1F-10	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573543	消第11-17	2004	
189	1号館 1階 1-1F-11	粉末加圧50型	ヤマト	20 Kg	001946	消第10-8	2004	
190	1号館 1階 1-1F-12	粉末加圧50型	ヤマト	20 Kg	000670	消第50-208	1998	
191	1号館 2階 1-2F-1	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573534	消第11-17	2004	
192	1号館 2階 1-2F-2	粉末加圧10型	ヤマト	3 Kg	573526	消第11-17	2004	

消火器配置表

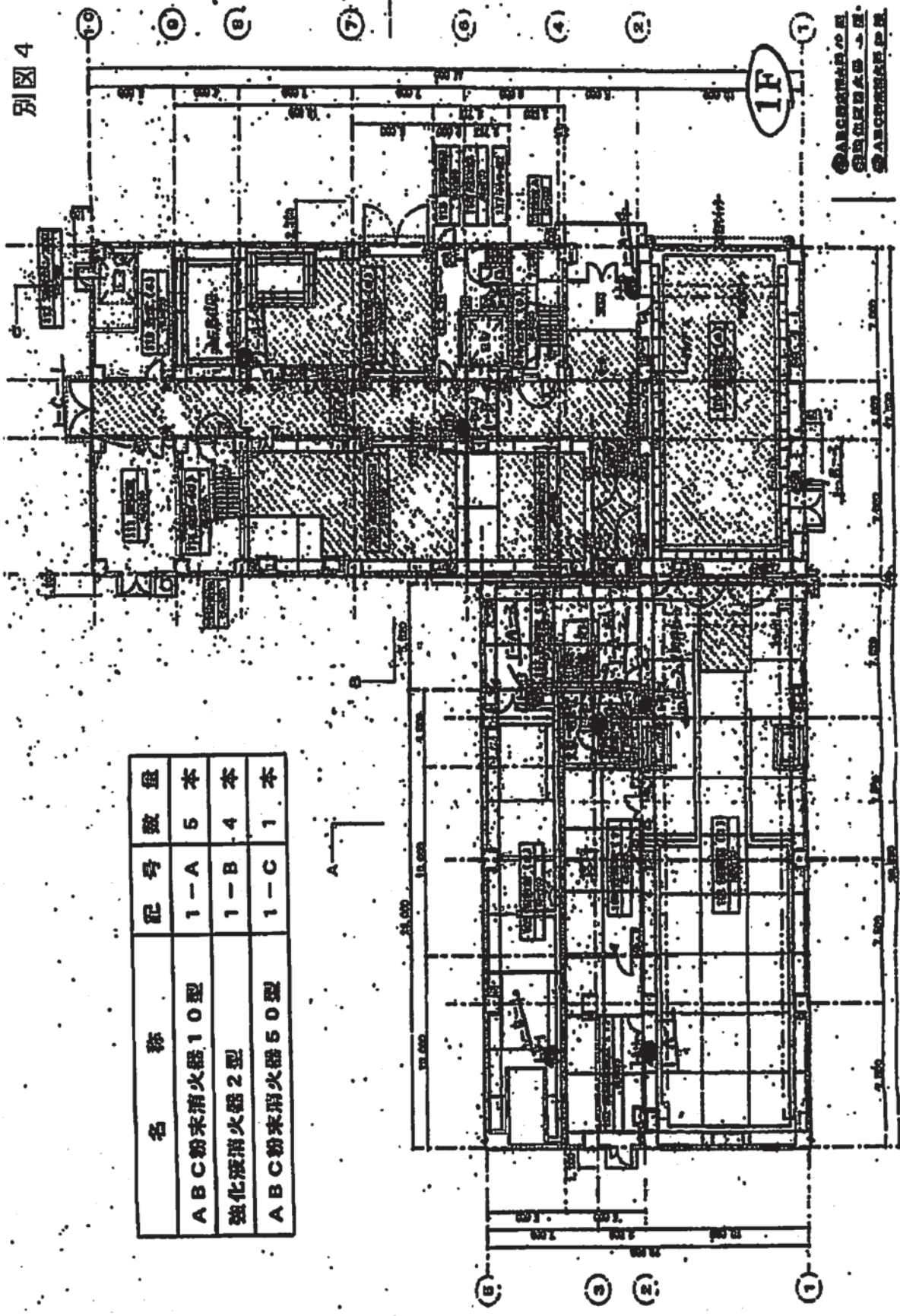
別表15-7

番号	設置場所		機種	製造者名	薬剤重量	製造番号	検定番号 (消 第)	製造年月日	備 考
193	1号館	2階	1-2R-3	粉末加圧10型	3 Kg	573529	消第11-17	2004	
194	1号館	2階	1-2R-4	粉末加圧10型	3 Kg	573557	消第11-17	2004	
195	1号館	2階	1-2R-5	粉末加圧10型	3 Kg	573535	消第11-17	2004	
196	1号館	2階	1-2R-6	粉末加圧10型	3 Kg	573552	消第11-17	2004	
197	1号館	2階	1-2R-7	粉末加圧10型	3 Kg	573566	消第11-17	2004	
198	1号館	2階	1-2R-8	粉末加圧10型	3 Kg	573542	消第11-17	2004	
199	1号館	2階	1-2R-9	粉末加圧10型	3 Kg	573523	消第11-17	2004	

別図 3



別図 4

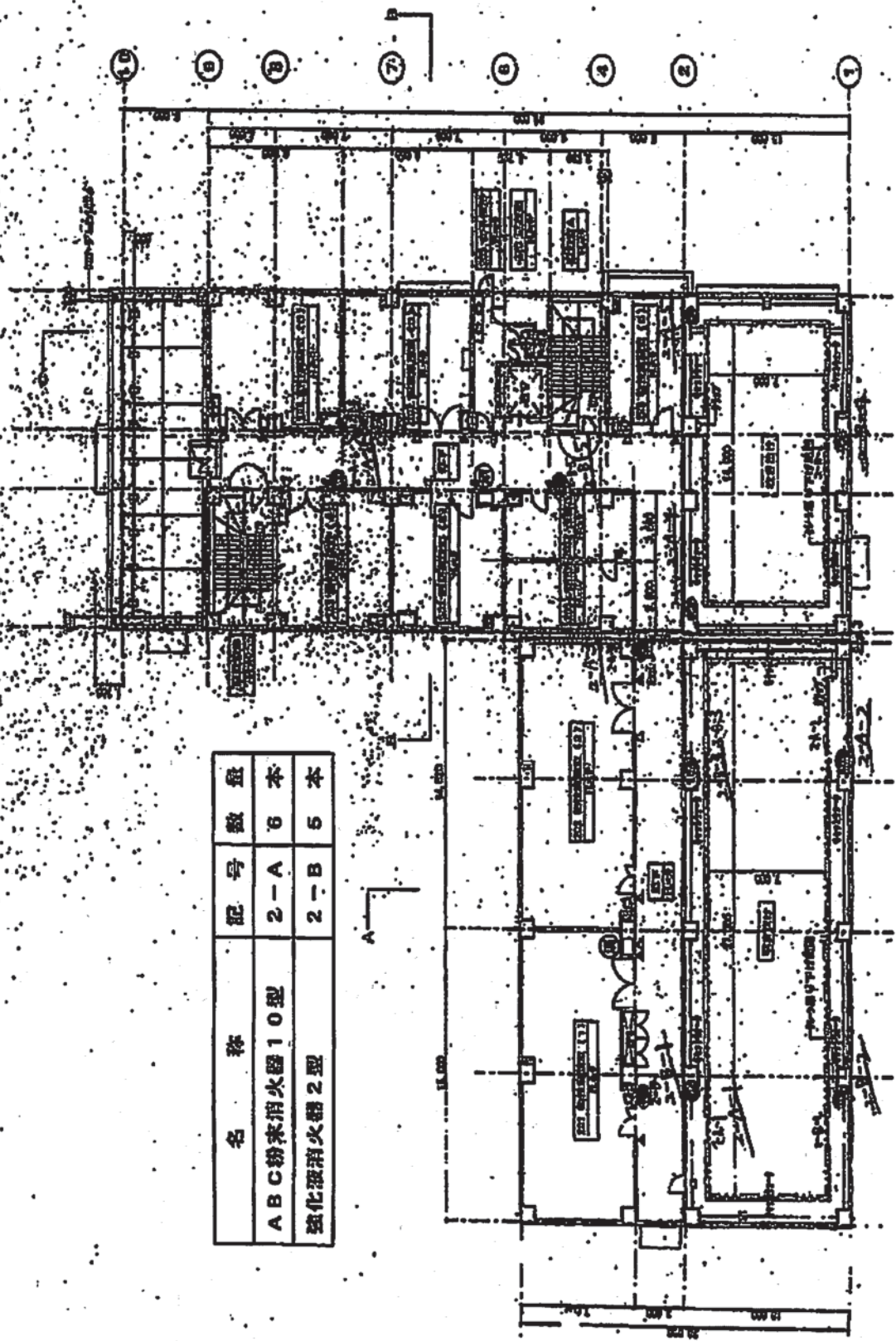


名 称	记号	数量	单 位
ABC粉末消火器10型	1-A	5	本
強化液消火器2型	1-B	4	本
ABC粉末消火器50型	1-C	1	本

●ABC粉末消火器
 ○強化液消火器
 ◎ABC粉末消火器

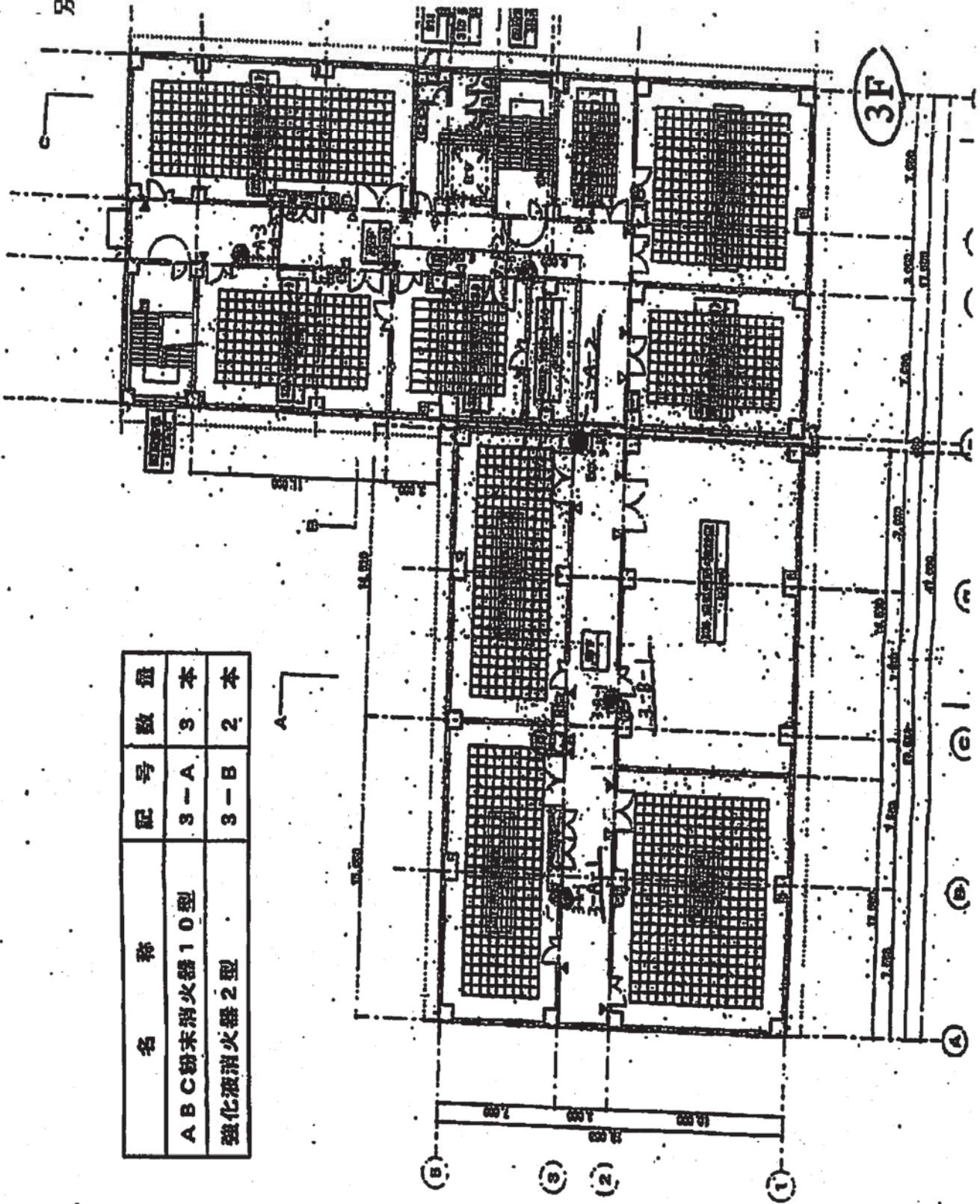
別図 5

2F



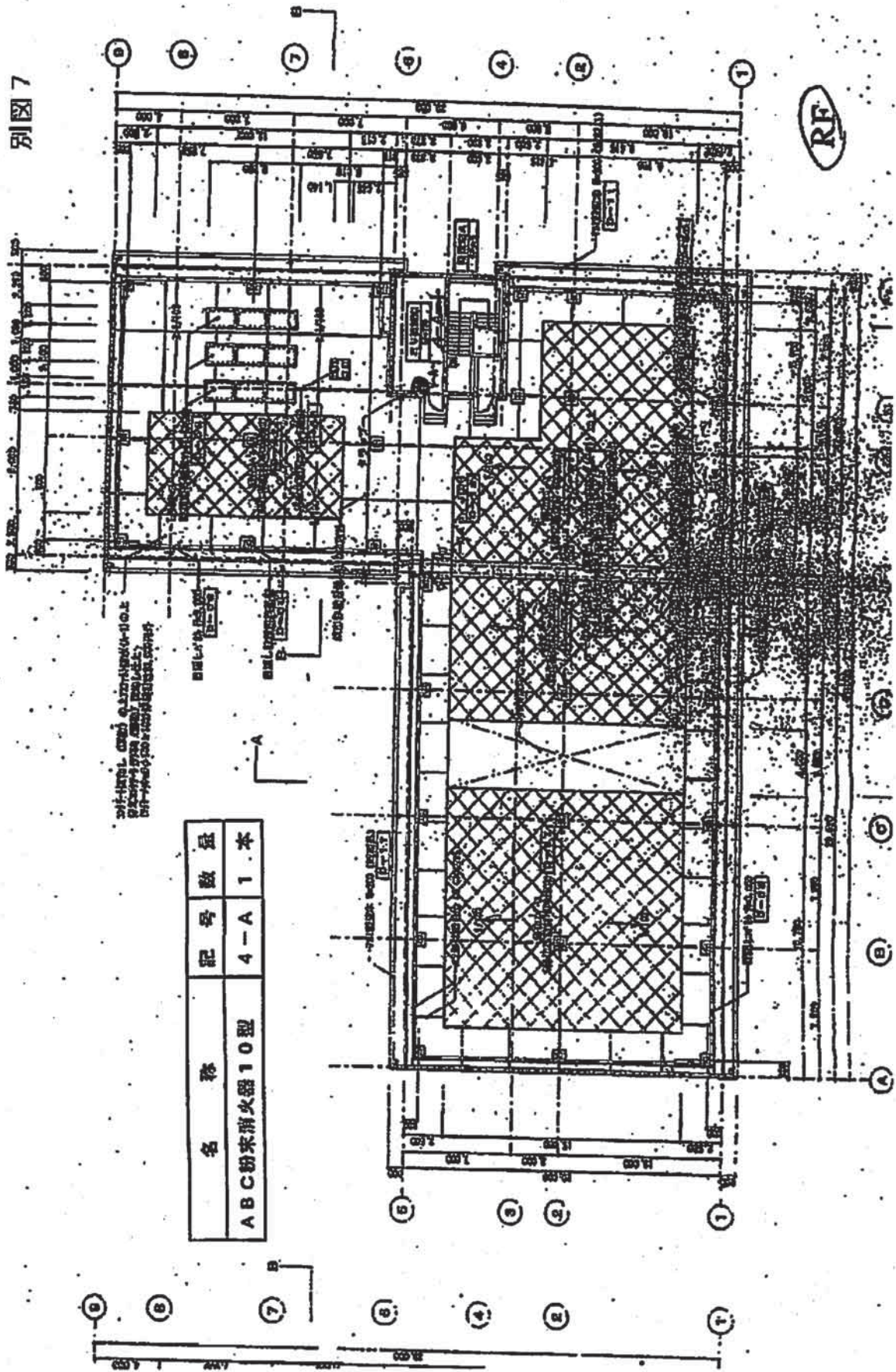
名 称	記 号	数 量
ABC粉末消火器 10型	2-A	6 本
強化液消火器 2型	2-B	5 本

別図 6



名 称	記 号	数 量
ABC粉末消火器10型	3-A	3 本
強化液消火器2型	3-B	2 本

別図 7



名称	記号	数量
ABC粉末消火器 10 型	4-A	1 本

1 役務内容

一般事項は、役務共通仕様(目黒地区 LPS-R00001)によるものとする。

(1) 消防設備点検

ア 本役務対象施設は、学校棟、講堂棟、隊舎棟、厚生棟、車庫棟、屋外施設等、空自合同棟及び留学生会館とし、契約相手方は、消防法(法律第186号 昭和23年7月24日)及び下記文書に基づき、消防用設備等の機器点検及び総合点検を実施するものとする。

- a 消防法第17条の3の3「消防用設備等又は特殊消防設備等の点検及び報告」
- b 消防法施行規則第31条の6「消防用設備等又は特殊消防設備等の点検及び報告」
- c 消防庁告示第9号「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」
- d 消防庁告示第14号「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」

イ 点検設備及び数量

a 設備名

- (a) 消火器具
- (b) 屋内・外消火栓設備
- (c) スプリンクラー設備
- (d) ハロゲン化物消火設備
- (e) 自動火災報知設備
- (f) 誘導灯及び誘導標識
- (g) ガス漏れ火災警報設備
- (h) 防排煙設備
- (i) 防火設備
- (j) 連結送水管
- (k) 避難器具
- (l) 簡易自動消火設備
- (m) 住宅情報設備

b 数量

- (a) 学校棟：付紙1～3のとおり。
- (b) 講堂棟：付紙4及び5のとおり。
- (c) 隊舎棟：付紙6のとおり。
- (d) 厚生棟：付紙7及び8のとおり。
- (e) 車庫棟、屋外施設等及び空自合同棟：付紙9のとおり。
- (f) 留学生会館：付紙10のとおり。

(2) 防災管理点検

ア 本役務の対象施設は、学校棟(地上8階・34,360m²)とする。

イ 本役務は、消防法第 36 条第 1 項において準用する消防法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による点検を当該防災管理対象物における防災管理点検を実施するものとし、点検内容及び方法については、関係法令によるものとする。

ウ 実施要領

- a 防災管理に係る消防計画、防災管理者の選任(解任)の届出がされていること。
- b 自衛消防組織設置の届出がされていること。
- c 防災管理にかかわる消防計画に基づき、防災管理業務が適切にされていること。
- d 避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。

2 提出書類

(1) 消防設備点検

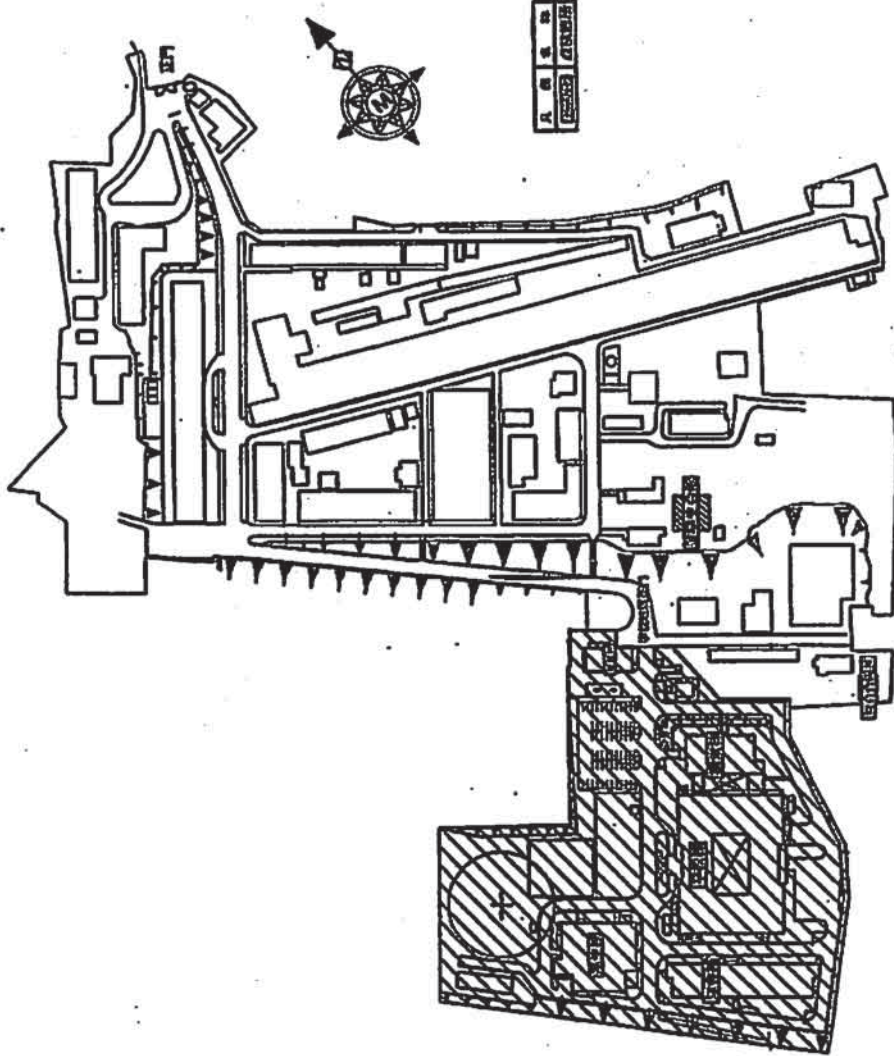
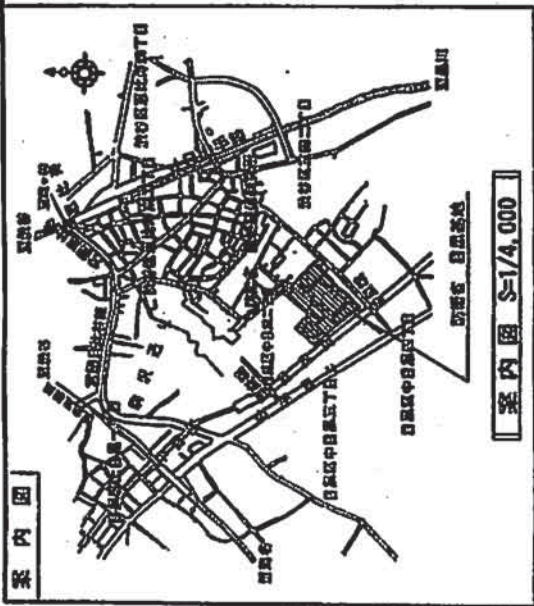
契約相手方は、役務完了後速やかに作業中の写真を添付した点検報告書を官に提出し、確認を得るものとする。

(2) 防災管理点検

契約相手方は、点検報告を消防庁長官が定める報告様式において官に提出するものとする。

3 検査

目視検査及び点検報告書により実施し、不具合のある場合は、契約相手方負担のもと是正後、再受験するものとする。



凡例
 1. 出入口
 2. エレベーター

件名	消防設備点検	図面番号	1/1
図名	案内図・配置図	縮尺	図示
航空自衛隊 目黒基地			

学校棟消防設備点検項目数量一覧表				
消防用設備の種類	規格寸法	数量	点検内容	
			機器点検	総合点検
1 消火器具				
(1) 粉末消火器	加圧式	103 本	◎	
(2) 強化液消火器	蓄圧式	1 本	◎	
2 屋内消火栓設備				
(1) 加圧送水装置	3,900L/min	1 組	◎	○
(2) 操作盤	400V×110kw	1 面	◎	○
(3) 消火栓		55 組	◎	○
(4) 水源 (貯水槽、給水装置、ハ ^ル ^フ 類等)	85m ³	1 組	◎	○
(5) 呼水装置		1 組	◎	○
(6) 放水試験		1 式		○
(7) 配線点検 (講堂棟含む)		1 式		○
3 スプリンクラー設備				
(1) ヘッド		841 個	◎	○
(2) 流水検知装置	予作動 乾式	4 組	◎	○
(3) 送水口		2 箇所	◎	○
(4) 圧力スイッチ		13 個	◎	○
(5) 手動開放弁		4 個	◎	○
(6) コンプレッサ、制御盤、現地操作盤、感知器、電磁弁等		4 組	◎	○
(7) 放水試験		1 式		○
4 ハロゲン化物消火設備				
(1) ハロゲンガス容器		25 基	◎	○
(2) 容器弁開放器	電磁式	3 個	◎	○
(3) 容器弁開放器	ガス圧式	22 個	◎	○
(4) 起動用小容器		10 個	◎	○
(5) 起動用操作箱		11 個	◎	○
(6) 音響装置		12 組	◎	○
(7) 継電器盤		3 面	◎	○
(8) 圧力スイッチ		10 個	◎	○
(9) タンパー		22 個	◎	○
(10) 放出表示灯箱		31 個	◎	○
(11) 選択弁		10 個	◎	○
(12) ヘッド		51 個	◎	○
(13) 作動試験		1 式		○
(14) 放出試験		1 式		○

凡例：○…1回/年 実施 ◎…2回/年 実施

学校棟消防設備点検項目数量一覧表				
消防用設備の種類	規格寸法	数量	点検内容	
			機器点検	総合点検
5 自動火災報知設備				
(1) 受信機P型1級	182回線	1 面	◎	○
(2) 差動式ホト型感知器		13 個	◎	○
(3) 定温式ホト型感知器		53 個	◎	○
(4) 煙感知器		729 個	◎	○
(5) 二信号式煙感知器		91 個	◎	○
(6) P型1級発信機		56 個	◎	○
(7) 表示灯		70 灯	◎	○
(8) 音響装置		59 個	◎	○
(9) 消火栓起動装置 (講堂棟含む)		2 個	◎	○
(10) 常用電源	交流電源	1 組	◎	○
(11) 予備電源	蓄電池設備	1 組	◎	○
(12) 非常電源	自家発電設備	1 組	◎	○
6 誘導灯及び誘導標識				
誘導灯		204 灯	◎	
7 ガス漏れ火災警報設備				
(1) 受信機 (個別)		1 面	◎	○
(2) 検知器 (警報付)		7 個	◎	○
(3) 警報装置		7 個	◎	○
(4) 常用電源	交流電源	1 組	◎	○
8 防排煙設備				
(1) 排煙口		68 個	◎	○
(2) 給気口		36 個	◎	○
(3) 手動装置		83 組	◎	○
(4) 排煙装置	モーター駆動	6 台	◎	○
(5) 起動盤		4 面	◎	○
(6) 排煙窓	手動式	1,762 枚	◎	○
9 防火設備				
(1) 制御盤	230回線	1 面	◎	○
(2) ダンパー		68 個	◎	○
(3) 防火戸トア式S型		41 枚	◎	○
(4) 防火戸トア式W型		20 枚	◎	○
(5) 電動式シャッター		40 枚	◎	○
(6) 垂直降下式垂れ壁		25 枚	◎	○
(7) 煙感知器		97 個	◎	○

凡例：○…1回/年 実施 ◎…2回/年 実施

講堂棟消防設備点検項目数量一覧表					
消防用設備の種類		規格寸法	数量	点検内容	
				機器点検	総合点検
1	消火器具				
	粉末消火器	加圧式	25 本	◎	
2	屋内消火栓設備				
(1)	加圧送水装置	2,100L/min	1 組	◎	○
(2)	操作盤	400V×45kw	1 面	◎	○
(3)	消火栓		15 組	◎	○
(4)	水源 (貯水槽、給水装置、 ハルブ類等)	40m ³	1 組	◎	○
(5)	呼水装置		1 組	◎	○
(6)	放水試験		1 式		○
3	スプリンクラー設備				
(1)	ヘッド		211 個	◎	○
(2)	流水検知装置	予作動 乾式	2 組	◎	○
(3)	送水口		1 箇所	◎	○
(4)	圧力スイッチ		7 個	◎	○
(5)	手動開放弁		2 個	◎	○
(6)	コンプレッサ、制御盤、 現地操作盤、感知器、 電磁弁等		2 組	◎	○
(7)	放水試験		1 式		○
4	自動火災報知設備				
(1)	定温式スポット型感知器		3 個	◎	○
(2)	煙感知器		117 個	◎	○
(3)	二信号式煙感知器		3 個	◎	○
(4)	P型1級発信機		15 個	◎	○
(5)	表示灯		15 灯	◎	○
(6)	音響装置		15 個	◎	○
5	誘導灯及び誘導標識				
	誘導灯		66 灯	◎	
6	防排煙設備				
	排煙窓		196 枚	◎	○
		手動式			

凡例：○…1回/年 実施 ◎…2回/年 実施

隊舎棟消防設備点検項目数量一覧表							
消防用設備の種類			規格寸法	数量	点検内容		
					機器点検	総合点検	
1 消火器具							
(1)	粉末消火器		加圧式	28 本	◎		
(2)	強化液消火器		蓄圧式	41 本	◎		
2 屋内消火栓設備							
(1)	消火栓			16 組	◎		○
(2)	放水試験			1 式			○
(3)	配線点検			1 式			○
3 自動火災報知設備							
(1)	受信機P型1級		36回線	1 面	◎		○
(2)	差動式ｽｯﾄ型感知器			246 個	◎		○
(3)	定温式ｽｯﾄ型感知器			49 個	◎		○
(4)	煙感知器			50 個	◎		○
(5)	P型1級発信機			16 個	◎		○
(6)	表示灯			16 灯	◎		○
(7)	音響装置			18 個	◎		○
(8)	消火栓起動装置			1 個	◎		○
(9)	常用電源		交流電源	1 組	◎		○
(10)	予備電源		蓄電池設備	1 組	◎		○
4 防排煙設備							
	排煙窓		手動式	34 枚	◎		○
5 防火設備							
(1)	制御盤		14回線	1 面	◎		○
(2)	可動垂れ壁			14 連	◎		○
(3)	煙感知器			28 個	◎		○
6 避難器具							
(1)	梯子(金属) (※1)			14 組	◎		○
(2)	緩降機 (※2)			178 組	◎		○
7 誘導灯及び誘導標識							
	誘導標識			28 枚	◎		
8 連結送水管							
(1)	送水口			1 組	◎		○
(2)	放水口			6 組	◎		○
※1 避難梯子階数内訳				※2 緩降機階数			
2階	2組	6階	2組	2階	25組	6階	26組
3階	2組	7階	2組	3階	26組	7階	26組
4階	2組	8階	2組	4階	26組	8階	23組
5階	2組			5階	26組		

凡例：○…1回/年 実施 ◎…2回/年 実施

厚生棟消防設備点検項目数量一覧表				
消防用設備の種類	規格寸法	数量	点検内容	
			機器点検	総合点検
1 消火器具				
(1) 粉末消火器	加圧式	9 本	◎	
(2) 強化液消火器	蓄圧式	8 本	◎	
2 屋内消火栓設備				
(1) 加圧送水装置	1, 200L/min	1 組	◎	○
(2) 操作盤	200V×22kw	1 面	◎	○
(3) 消火栓		7 組	◎	○
(4) 水源 (貯水槽、給水装置、 バルブ類等)	25m ³	1 組	◎	○
(5) 呼水装置		1 組	◎	○
(6) 放水試験		1 式		○
(7) 配線点検		1 式		○
3 スプリンクラー設備				
(1) ヘッド		52 個	◎	○
(2) 流水検知装置	湿式	1 組	◎	○
(3) 送水口		2 箇所	◎	○
(4) 圧力スイッチ		2 個	◎	○
(5) 手動開放弁		1 個	◎	○
(6) 放水試験		1 式		○
4 自動火災報知設備				
(1) 受信機P型1級	10回線	1 面	◎	○
(2) 差動式スポット型感知器		65 個	◎	○
(3) 定温式スポット型感知器		15 個	◎	○
(4) 煙感知器		9 個	◎	○
(5) P型1級発信機		7 個	◎	○
(6) 表示灯		7 灯	◎	○
(7) 音響装置		7 個	◎	○
(8) 消火栓起動装置		1 個	◎	○
(9) 常用電源	交流電源	1 組	◎	○
(10) 予備電源	蓄電池設備	1 組	◎	○
5 誘導灯及び誘導標識				
誘導灯		22 灯	◎	
6 防排煙設備				
排煙窓	手動式	89 枚	◎	○

凡例：○…1回/年 実施 ◎…2回/年 実施

車庫棟消防設備点検項目数量一覧表				
消防用設備の種類	規格寸法	数量	点検内容	
1 消火器具			機器点検	総合点検
(1) 粉末消火器	加圧式	4 本	◎	
(2) 強化液消火器	蓄圧式	3 本	◎	
2 防排煙設備				
排煙窓	手動式	8 枚	◎	○
屋外施設等及び空自合同棟消防設備点検項目数量一覧表				
消防用設備の種類	規格寸法	数量	点検内容	
1 消火器具			機器点検	総合点検
(1) 粉末消火器	加圧式	14 本	◎	
(2) 強化液消火器	蓄圧式	2 本	◎	
2 屋外消火栓設備				
(1) 加圧送水装置	450~800L/min	1 組	◎	○
(2) 操作盤	400V×11kw	1 面	◎	○
(3) 消火栓		10 組	◎	○
(4) 起動用スイッチ		1 個	◎	○
(5) 水源 (貯水槽、給水装置、 バルブ類等)	78m ³	1 組	◎	○
(6) 呼水装置		1 組	◎	○
(7) 放水試験		1 式		○
(8) 配線点検		1 式		○
3 防排煙設備				
排煙窓	手動式	2 枚	◎	○

凡例：○…1回/年 実施 ◎…2回/年 実施

留学生会館設備点検項目数量一覧表				
消防用設備の種類	規格寸法	数量	点検内容	
			機器点検	総合点検
1 消火器具				
(1) 粉末消火器	加圧式	64 本	◎	
(2) 強化液消火器	蓄圧式	9 本	◎	
2 自動火災報知設備				
(1) 受信機P型1級	13回線	1 面	◎	○
(2) 差動式スポット型感知器		11 個	◎	○
(3) 定温式スポット型感知器		2 個	◎	○
(4) 煙感知器		16 個	◎	○
(5) P型1級発信機		5 個	◎	○
(6) 表示灯		5 灯	◎	○
(7) 音響装置		5 個	◎	○
(8) 常用電源	交流電源	1 個	◎	○
(9) 予備電源	蓄電池設備	1 個	◎	○
(10) 配線点検		1 式		○
3 誘導灯及び誘導標識				
誘導標識		8 枚	◎	
4 防排煙設備				
排煙窓	手動式	26 枚	◎	○
5 防火設備				
(1) 制御盤	2回線	1 面	◎	○
(2) 電動式シャッター		1 枚	◎	○
(3) 煙感知器		2 個	◎	○
(4) 音響装置		1 個	◎	○
6 避難器具				
梯子(金属) 2~5階まで4組ずつ		16 組	◎	○
7 住宅情報設備				
(1) 差動式スポット型感知器		75 個	◎	○
(2) 定温式スポット型感知器		42 個	◎	○
(3) 中継器		43 個	◎	○

凡例：○…1回/年 実施 ◎…2回/年 実施

防研地区実施要領

別紙 3

1 役務内容

- (1) 本役務は、消防法第 17 条 3 の 3、消防法施行規則第 31 条の 6 及び消防庁告示第 9 号(平成 16 年 5 月 31 日)に基づき、消防設備の外観・機能総合点検を実施するものであり、点検項目については、消防法第 17 条 3 の 3 項に定める項目について実施するものとする。
- (2) 本役務対象施設は、付紙のとおりとする。
- (3) 放水試験
消火器及び消火栓の放水試験を実施する。消火器については、古いものから 3 本を選び放水を行うものとする。
- (4) 放出試験
ハロゲン化物消火設備については、窒素ガスを利用し、放出試験を実施するものとする。
- (5) 作動試験
消防用設備等の全部又は一部を作動させ、試験を実施するものとする。

2 提出書類

契約相手方は、点検終了後、実施施設ごとの点検報告書を各 1 部ずつ官に提出し、確認を得るものとする。

3 検査

目視試験及び点検報告書で実施し、電源・電圧・スイッチ類等について機能・性能試験を実施する。

消防設備点検項目

自動火災報知器

No.	品名	型式	数量	設置場所
1	受信機	P型1級12回線	1台	本館
2	"	P型1級10回線	1台	戦史部
3	"	"	1台	南館
4	定温型スポット特殊感知器	第2種	124個	本館
5	差動式スポット感知器	"	5個	戦史部
6	"	"	21個	南館
7	イオン化式煙感知器		16個	本館
8	"		59個	戦史部
9	"		13個	南館
10	発信機	P-1級	8個	本館
11	"	"	6個	戦史部
12	"	"	3個	南館
13	消火栓起動連動装置		1式	本館
14	音響装置	ベル150φ	8個	本館
15	"	"	9個	戦史部
16	"	"	4個	南館
17	常用電源	交流電源	1個	本館
18	"	"	1個	戦史部
19	"	"	1個	南館
20	非常電源	蓄電池設備	1個	本館
21	"	"	1個	戦史部
22	"	"	1個	南館

消火栓設備

1	加圧送水装置	屋内ポンプモーター	1組	本館
2	操作盤		1台	"
3	呼水装置		1台	"
4	消火栓	屋内用	8基	"
5	"	"	6基	戦史部
6	表示灯		8個	本館
7	"		6個	戦史部
8	"		3個	南館
9	放水試験		2式	本館・戦史部

非常電源専用受電設備

1	低圧分電盤		1台	本館
---	-------	--	----	----

ハロゲン化物消火設備

1	ハロゲンガス容器	60kg入り	14本	戦史部
2	容器弁開放器	ガス圧式	14個	
3	起動用小容器	1kg入り	2本	戦史部
4	起動用操作函		2個	〃
5	音響装置	スピーカー	2個	〃
6	連動盤	4回線用	1面	〃
7	表示盤	4回線用	1面	〃
8	放出表示灯		1個	〃
9	選択弁	ガス圧式	2個	〃
10	噴出ヘッド		26個	〃
11	圧力スイッチ		2個	〃
12	選択開放弁		3個	〃
13	作動試験		1式	〃
14	窒素ガス容器搬入	60kg入り	1本	〃
15	窒素ガス放出試験	60kg入り	1式	〃

消化器

1	強化液消化器	畜圧式	4本	本館
2	〃	〃	9本	戦史部
3	〃	〃	5本	南館
4	粉末消化器	加圧式	21本	本館
5	〃	〃	20本	戦史部
6	〃	〃	6本	南館
7	ハロン消化器		1本	本館

防火扉

1	防火扉	両面(7面)	14台	本館
2	〃	両面(6面)	12台	戦史部
3	〃	片面(3面)	3台	〃
4	〃	片面(4面)	4台	南館

防火ダンパー防火扉用感知器

1	イオン化式感知器	第3種	5個	本館
2	防災連動制盤	10回線迄	3面	〃
3	光電式感知器	第3種	6個	〃
4	防災設備連動制御盤	10回線迄	4面	〃

緩降機設備

1	緩降機(オリロ)	3階用・4階用	2基	本館
2	〃	3階用	1基	戦史部
3	〃	〃	1基	南館

仕様書

1 件名：施設等の清掃

2 役務に関する要求

(1) 概要

該当する建物の最も適する清掃資材を用いて、適切な清掃方法により清掃を行い、快適で衛生的な環境と美観の保持に努めるものとする。

(2) 対象施設

役務対象施設は、表のとおりとする。

表

番号	地区名	建物名称	備考
1	技本地区	1号館	
2	技本地区	装甲実験棟(2号館)	
3	技本地区	弾道研究センター(3号館)	
4	技本地区	弾道研究センター(4号館)	
5	技本地区	5号館	
6	技本地区	12号館	
7	技本地区	16号館	
8	技本地区	25号館	
9	技本地区	30号館	
10	技本地区	34号館	
11	技本地区	36号館	
12	技本地区	37号館	
13	技本地区	39号館	
14	技本地区	42号館	
15	技本地区	45号館	
16	技本地区	51号館	
17	技本地区	52号館	
18	技本地区	86号館	
19	技本地区	87号館	
20	技本地区	88号館	
21	学校地区	学校棟	
22	学校地区	隊舎棟	
23	学校地区	講堂棟	
24	学校地区	厚生棟	

番号	地区名	建物名称	備考
25	学校地区	車庫棟	
26	学校地区	空自合同棟	
27	学校地区	留学生会館	
28	防研地区	本館(7号館)	
29	防研地区	戦史部(6号館)	
30	防研地区	南館(11号館)	
31	防研地区	車庫(9号館)	
32	防研地区	渡り廊下	

(3) 役務の内容

ア 技本地区

別紙1のとおり。

イ 学校地区

別紙2のとおり。

ウ 防研地区

別紙3のとおり。

3 承認用図書

契約相手方は、契約後速やかに清掃実施予定表3部を官に提出し、承認を得ること。

4 その他

- (1) 契約相手方は、役務従事者に関する風紀、規律及び安全衛生上等の管理責任を負うものとし、役務従事者が病気等を理由に欠勤する際は、代わりの者を手配するものとする。
- (2) 契約相手方は、官の所有する設備等を使用する必要がある場合は、予め官と十分調整の上、無償で支援を受けることができるものとする。
- (3) 本作業による発生材は、契約相手方の責任において処分するものとする。
- (4) トイレットペーパー、ゴミ袋、トイレ洗浄剤等の消耗品は、官が準備するものとし、本作業に必要な資器材等は、契約相手方で準備するものとする。
- (5) 契約相手方は、集積したゴミ等は、官が準備する指定のゴミ袋に入れてゴミ集積場に集積するものとする。
- (6) 契約相手方は、日々の作業について作業報告書や清掃確認簿又は清掃実施点検表により官に報告を行うものとする。
- (7) 契約相手方は、清掃場所の施設等の不良個所を発見した場合は、速やかに官側に報告するものとする。
- (8) 契約相手方は、役務中不可抗力以外で構造物等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。

- 7
- (9) 清掃に使用する教室等の鍵は、授受保管簿に記入し、確実に返却するものとする。
 - (10) 契約相手方は、女子共用場所の清掃については、女子作業員を当てるものとし、作業員に清潔な作業服及び名札を着用させるものとする。
 - (11) 契約相手方は、本仕様書及び図面は許可なく複製及び閲覧させないものとする。
 - (12) 清掃作業員は、清掃の実施にあたり官側の指示があった場合は、その指示に従うものとする。
 - (13) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

技本地区実施要領

別紙 1

1 役務内容

(1) 30号館軒樋清掃作業

- ア 本作業は、官の指定する時期に年2回、軒樋に貯まっている落ち葉等を取り除き清掃するものとする。
- イ 役務実施場所は別図1及び別図2のとおりとし、30号館303(大水槽)及び30号館304(高速水槽)の屋根が接続している部分の各軒樋で、その長さは表1のとおりとする。

表 1

番号	役務実施場所	軒樋の長さ(m)
1	30号館303(大水槽)	約319.0
2	30号館304(高速水槽)	約332.1

(2) 試験研究施設の清掃作業

- ア 本役務は、付紙1、2及び別図3のとおりとする。
- イ 役務は月曜日～金曜日の08:30～17:15までの間とし、土日・祝祭日及び年末年始は除くものとする。但し、あらかじめ官の承認を得て土日・祝祭日に実施することができるものとする。

(3) 研究施設の窓ガラス清掃作業

- ア 本役務は、官の指定する時期に年2回、電波実験棟及び光電応用実験棟(別図4)の窓ガラス(窓枠を含む)の清掃作業を実施するものとし、数量等は表2のとおりとし、役務実施時期は、官と協議の上行うものとする。

表 2

番号	建物名称	寸法(縦×横)	数量	ガラス部分(m ²)	窓枠部分(m ²)	備考
1	電波実験棟 (88号館)	A (1,750 × 3,600)	25	131.2	26.3	
		B (1,750 × 1,800)	9	23.6	4.75	
		C (1,250 × 3,600)	1	3.8	0.7	
		D (1,250 × 1,800)	3	5.7	1.05	
		E (900 × 900)	4	2.4	0.84	
		F (2,885 × 4,140)	1	9.7	2.24	
	小計			176.4	35.88	

番号	建物名称	寸法(縦×横)	数量	ガラス部分(m ²)	窓枠部分(m ²)	備考
2	光電応用 実験棟 (87号館)	A (1,800 × 3,000)	2	8.8	2.0	
		B (1,800 × 1,500)	4	8.8	2.0	
		C (1,800 × 900)	1	1.2	0.42	
		D (1,200 × 1,200)	1	1.1	0.34	
		E (1,700 × 1,500)	1	1.0	1.55	
		F (600 × 800)	1	0.3	0.18	
	小計			21.2	6.49	
合計			197.6	42.37		

2 提出書類

(1) 30号館軒樋清掃作業

契約相手方は、役務終了後速やかに作業報告書を官側に提出するものとする。

(2) 試験研究施設の清掃

契約相手方は、付紙3に基づき役務終了後速やかに作業報告書を官側に提出するものとする。

(3) 研究施設の窓ガラス清掃作業

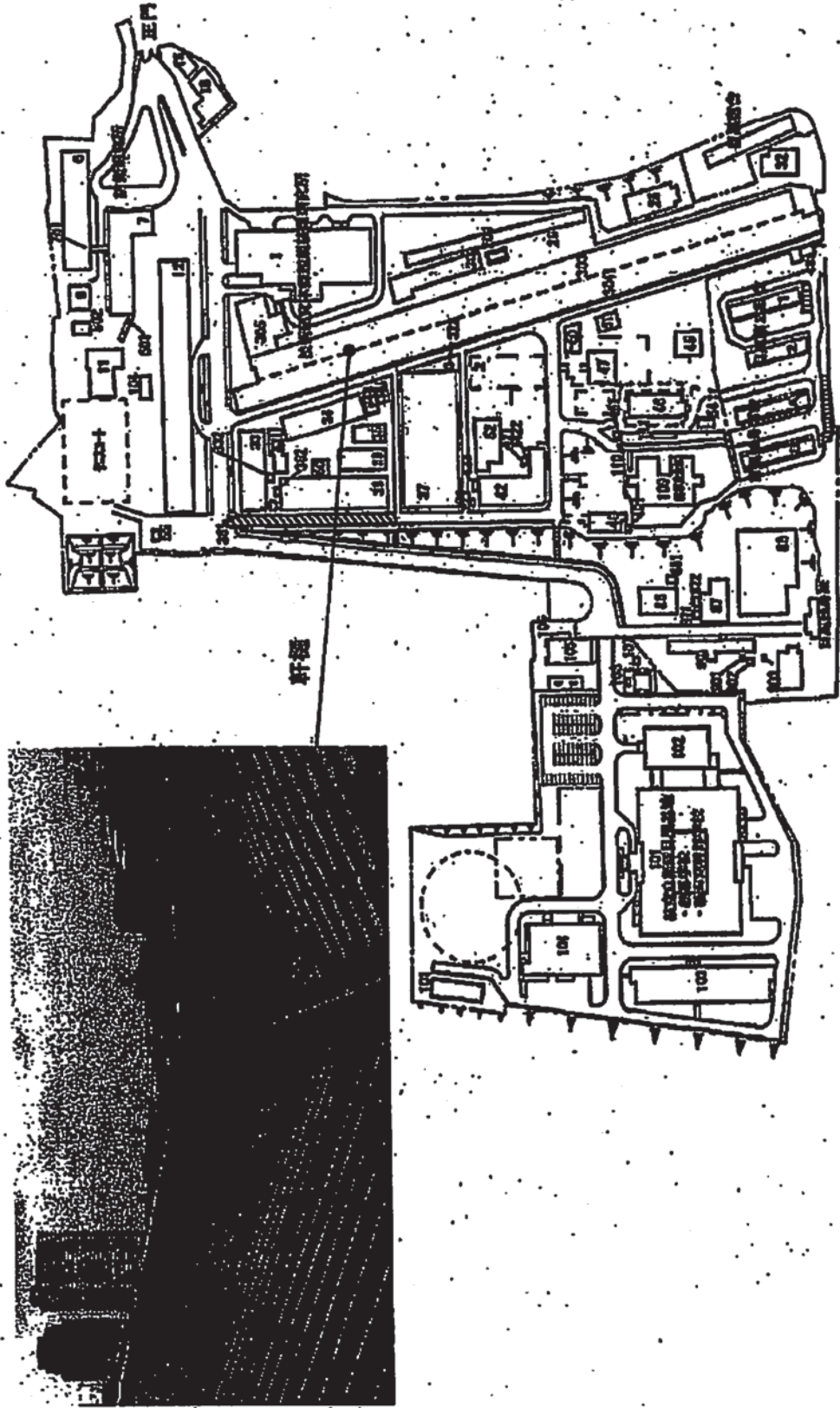
契約相手方は、役務終了後速やかに作業報告書を官側に提出するものとする。

3 検査

目視検査及び作業報告書により実施する。

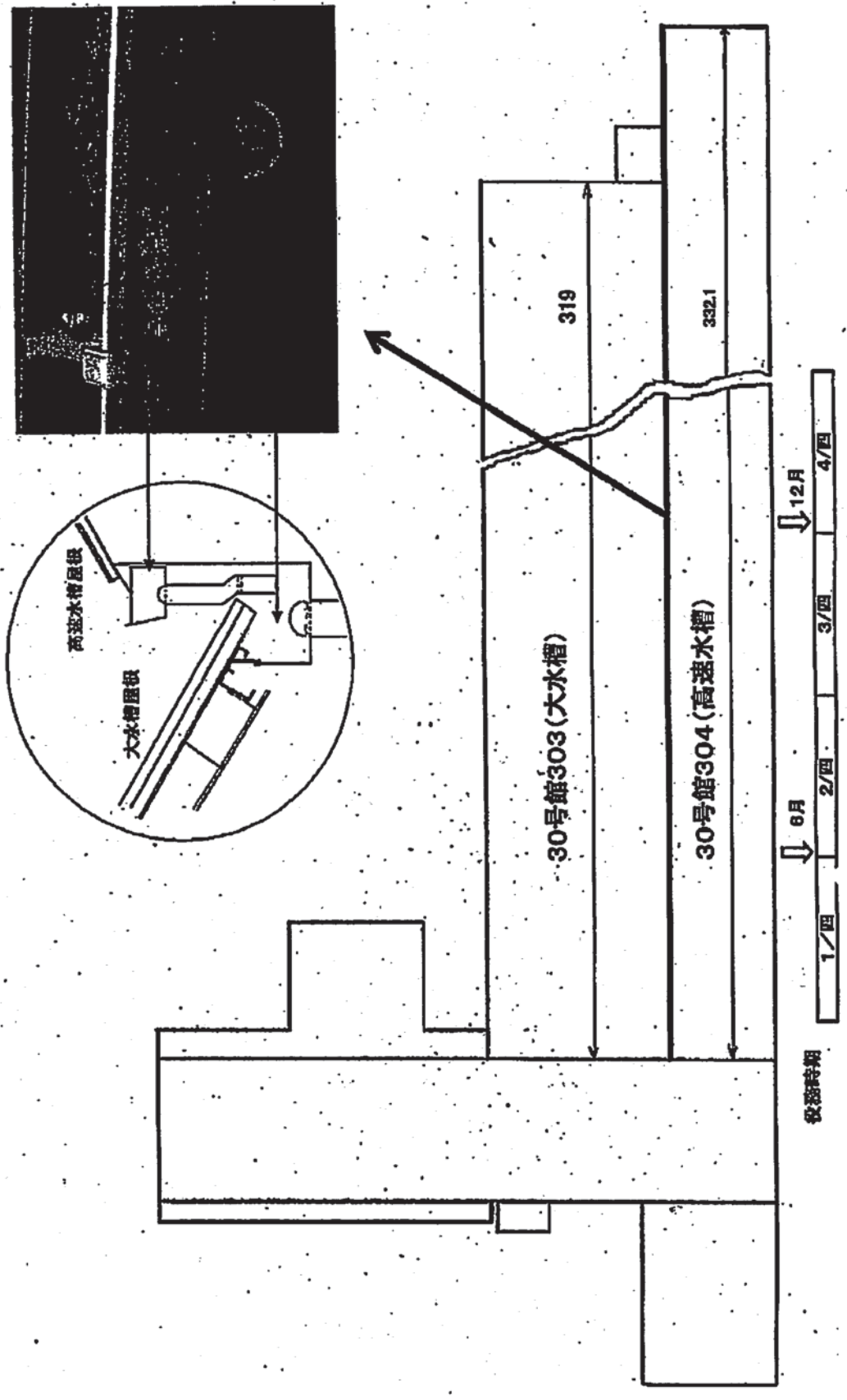
艦艇裝備研究所構内図

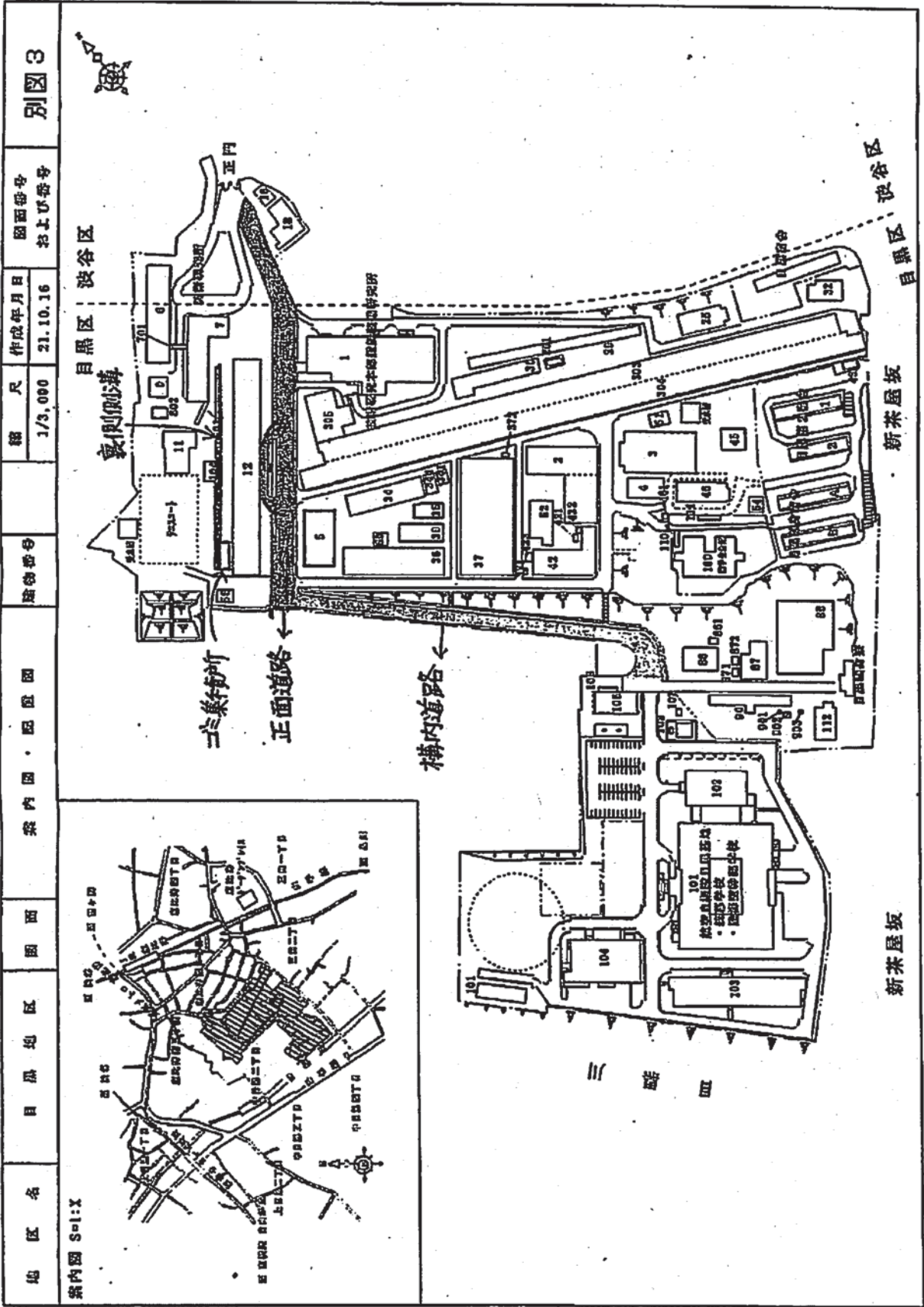
別図 1



別図2

30号館(大水槽・高速水槽)平面図 単位m





清掃実施場所

付紙1

場所	区分	玄関・廊下・階段		洗面所			当直室	講堂等	構内	備考
		面積(m ²)	面積(m ²)	大便器	小便器	手洗い器	面積(m ²)	面積(m ²)	面積(m ²)	
1号館	1階	27	20	3		3		82		
1号館	2階	16	22	2	5	3				
2号館	1階	183	11	1	2	2				
2号館	2階	245	11	1		2				
2号館	3階	252	11	2	2	2				
3号館	1階	282	17	2	2	2				
3号館	2階	189	17	2		2				
3号館	3階	169	17	2	2	2				
4号館	1階	190								
5号館	1階	75	9.5	1	1	1				
5号館	2階	61	9.5	1	0	1				
12号館	1階	498	71	6	3	4		146		
12号館	2階	453	34	3	5	2		273		
12号館	3階	401	34	3	4	2		114		
12号館	4階	73						51		
16号館	1階	28	19	1	2	2				
16号館	2階	4	1	1		1	15			
25号館	1階	30	16	1	2	2				
25号館	2階	645								
25号館	3階	677								
30号館	1階	44	8	2	3	1				
34号館	1階	79	26	4	3	5				
34号館	2階	108								
37号館	1階	62	26	1	3	1				
37号館	2階	32	26	2	3	1				
39号館	1階	28	2	1		1				
42号館	1階	56	17	2	2	1				
45号館	1階	22	3	1		1				
51号館	1階	18	6	1		1				
52号館	1階	30								
52号館	2階	36	10	1	1	1				
52号館	3階	18								
86号館	1階	61	1	1		1				
87号館	1階	22	8	1		1				
87号館	2階	4								
88号館	1階	94	3	2	2	2				
88号館	2階	100	2	1	1	1				
正面道路								3,492	付図のとおり	
構内道路								8,587	付図のとおり	
基側側溝								39	付図のとおり	
ゴミ集積所								20	付図のとおり	
合計		5,322	458	52	48	51	15	666	12,138	

清掃実施要領

付録2-1

	場所	種別	回数	単位	数	長	摘要
1号館	廊下・階段 (玄関含む)	毎日清掃	1日1回	㎡	43		玄関及び1階から2階までの床面、階段、手すり、廻りりを掃き及び水拭きによる清掃
	エントランス	毎日清掃	1日1回	㎡	82		床面清掃
	洗面所	毎日清掃	1日1回	㎡	42		1. 床面、便器、洗面器、流し台及び壁面の掃き及び水拭き、薬品による清掃 2. 鏡磨き、トイレトーパー、防臭剤、石けん水の補充及び屑入れの清掃
	廊下・階段	定期清掃	6,10,2月のうち首の指定する日	㎡	43		1階から2階までの床面を適正洗剤で洗淨後、ワックス仕上げ
	窓ガラス	定期清掃	6,10,2月のうち首の指定する日	㎡	144		建物内のドア入口上部及び外壁面の窓ガラスの内面をガラス用クリーナー等で清掃
2号館	廊下・階段 (玄関含む)	月清掃	月1回	㎡	690		玄関及び1階から地上までの床面、階段、手すり、廻りりを掃き及び水拭きによる清掃
	洗面所	毎日清掃	1日1回	㎡	33		1. 床面、便器、洗面器、流し台及び壁面の掃き及び水拭き、薬品による清掃 2. 鏡磨き、トイレトーパー、防臭剤、石けん水の補充及び屑入れの清掃
3号館	廊下・階段 (玄関含む)	月清掃	月1回	㎡	640		玄関及び1階から地上までの床面、階段、手すり、廻りりを掃き及び水拭きによる清掃
	洗面所	週清掃	週1回	㎡	51		1. 床面、便器、洗面器、流し台及び壁面の掃き及び水拭き、薬品による清掃 2. 鏡磨き、トイレトーパー、防臭剤、石けん水の補充及び屑入れの清掃
4号館	玄関	月清掃	月1回	㎡	180		玄関及び歩道を掃き清掃
5号館	廊下・階段 (玄関含む)	月清掃	月1回	㎡	136		玄関及び1階から2階までの床面、階段、手すり、廻りりを掃き及び水拭きによる清掃
	洗面所	週清掃	週1回	㎡	33		1. 床面、便器、洗面器、流し台及び壁面の掃き及び水拭き、薬品による清掃 2. 鏡磨き、トイレトーパー、防臭剤、石けん水の補充及び屑入れの清掃
12号館	廊下・階段 (玄関含む)	毎日清掃	1日1回	㎡	1,425		1. 玄関及び1階から4階までの床面、階段、手すり、廻りりを掃き及び水拭きによる清掃 2. 2階カーペット部分については、掃除機等で清掃
	洗面所	毎日清掃	1日1回	㎡	139		1. 床面、便器、洗面器、流し台及び壁面の掃き及び水拭き、薬品による清掃 2. 鏡磨き、トイレトーパー、防臭剤、石けん水の補充及び屑入れの清掃
	廊下・階段	定期清掃	6,10,2月のうち首の指定する日	㎡	1,425		1階から4階までの床面を適正洗剤で洗淨後、ワックス仕上げ
	窓ガラス	定期清掃	6,10,2月のうち首の指定する日	㎡	1,068		建物内のドア入口上部及び外壁面の窓ガラスの内面をガラス用クリーナー等で清掃
	股示室	週清掃	週1回	㎡	78		床面の清掃
	女子更衣室 (女子洗面所)	週清掃	週2回	㎡	9		洗面周り及び床面の清掃
	第2会議室	週清掃	週1回	㎡	59		カーペットを掃除機等で清掃
	所長室	週清掃	週2回	㎡	60		カーペットを掃除機等で清掃
	所長応接室	週清掃	週1回	㎡	53		カーペットを掃除機等で清掃
	第1会議室	週清掃	週2回	㎡	92		カーペットを掃除機等で清掃
	部長等連絡室	週清掃	週2回	㎡	68		カーペットを掃除機等で清掃
16号館	廊下・階段 (玄関含む)	毎日清掃	1日1回	㎡	32		玄関及び1階から2階までの床面、階段、手すり、廻りりを掃き及び水拭きによる清掃
	当度室	毎日清掃	1日1回	㎡	15		床面清掃
	洗面所	毎日清掃	1日1回	㎡	20		1. 床面、便器、洗面器、流し台及び壁面の掃き及び水拭き、薬品による清掃 2. 鏡磨き、トイレトーパー、防臭剤、石けん水の補充及び屑入れの清掃
	廊下・階段	定期清掃	6,10,2月のうち首の指定する日	㎡	32		1階から2階までの床面を適正洗剤で洗淨後、ワックス仕上げ
	窓ガラス	定期清掃	6,10,2月のうち首の指定する日	㎡	36		建物内のドア入口上部及び外壁面の窓ガラスの内面をガラス用クリーナー等で清掃
	廊下・階段 (玄関含む)	月清掃	月1回	㎡	1,352		玄関及び1階から3階までの床面、階段、手すり、廻りりを掃き及び水拭きによる清掃
25号館	洗面所	週清掃	週1回	㎡	16		1. 床面、便器、洗面器、流し台及び壁面の掃き及び水拭き、薬品による清掃 2. 鏡磨き、トイレトーパー、防臭剤、石けん水の補充及び屑入れの清掃
	廊下・階段 (玄関含む)	月清掃	月1回	㎡	44		玄関及び1階の床面を掃き及び水拭きによる清掃
30号館	洗面所	週清掃	週1回	㎡	8		1. 床面、便器、洗面器、流し台及び壁面の掃き及び水拭き、薬品による清掃 2. 鏡磨き、トイレトーパー、防臭剤、石けん水の補充及び屑入れの清掃

	場所	種別	回数	単位	数量	摘要
34号館	廊下・階段 (玄関含む)	月清掃	月1回	㎡	187	玄関及び1階から2階までの床面、階段、手すり、扉廻りを掃き及び水拭きによる清掃
	洗面所	週清掃	週1回	㎡	28	1. 床面、便器、洗面器、鏡し台及び壁面の掃き及び水拭き、薬品による清掃 2. 鏡磨き、トイレトーパー、防臭剤、石けん水の補充及び入れの清掃
37号館	廊下・階段 (玄関含む)	月清掃	月1回	㎡	94	玄関及び1階から2階までの床面、階段、手すり、扉廻りを掃き及び水拭きによる清掃
	洗面所	週清掃	週1回	㎡	52	1. 床面、便器、洗面器、鏡し台及び壁面の掃き及び水拭き、薬品による清掃 2. 鏡磨き、トイレトーパー、防臭剤、石けん水の補充及び入れの清掃
39号館	廊下・階段 (玄関含む)	月清掃	月1回	㎡	28	玄関及び1階の床面を掃き及び水拭きによる清掃
	洗面所	週清掃	週1回	㎡	2	1. 床面、便器、洗面器、鏡し台及び壁面の掃き及び水拭き、薬品による清掃 2. 鏡磨き、トイレトーパー、防臭剤、石けん水の補充及び入れの清掃
42号館	廊下・階段 (玄関含む)	月清掃	月1回	㎡	56	玄関及び1階の床面を掃き及び水拭きによる清掃
	洗面所	週清掃	週1回	㎡	17	1. 床面、便器、洗面器、鏡し台及び壁面の掃き及び水拭き、薬品による清掃 2. 鏡磨き、トイレトーパー、防臭剤、石けん水の補充及び入れの清掃
45号館	廊下・階段 (玄関含む)	月清掃	月1回	㎡	23	玄関及び1階の床面を掃き及び水拭きによる清掃
	洗面所	週清掃	週1回	㎡	3	1. 床面、便器、洗面器、鏡し台及び壁面の掃き及び水拭き、薬品による清掃 2. 鏡磨き、トイレトーパー、防臭剤、石けん水の補充及び入れの清掃
51号館	廊下・階段 (玄関含む)	月清掃	月1回	㎡	18	玄関及び1階の床面を掃き及び水拭きによる清掃
	洗面所	週清掃	週1回	㎡	6	1. 床面、便器、洗面器、鏡し台及び壁面の掃き及び水拭き、薬品による清掃 2. 鏡磨き、トイレトーパー、防臭剤、石けん水の補充及び入れの清掃
52号館	廊下・階段 (玄関含む)	月清掃	月1回	㎡	84	玄関及び1階から3階までの床面、階段、手すり、扉廻りを掃き及び水拭きによる清掃
	洗面所	週清掃	週1回	㎡	10	1. 床面、便器、洗面器、鏡し台及び壁面の掃き及び水拭き、薬品による清掃 2. 鏡磨き、トイレトーパー、防臭剤、石けん水の補充及び入れの清掃
56号館	廊下・階段 (玄関含む)	月清掃	月1回	㎡	61	玄関及び1階の床面を掃き及び水拭きによる清掃
	洗面所	週清掃	週1回	㎡	1	1. 床面、便器、洗面器、鏡し台及び壁面の掃き及び水拭き、薬品による清掃 2. 鏡磨き、トイレトーパー、防臭剤、石けん水の補充及び入れの清掃
57号館	廊下・階段 (玄関含む)	月清掃	月1回	㎡	26	玄関及び1階から2階までの床面、階段、手すり、扉廻りを掃き及び水拭きによる清掃
	洗面所	週清掃	週1回	㎡	8	1. 床面、便器、洗面器、鏡し台及び壁面の掃き及び水拭き、薬品による清掃 2. 鏡磨き、トイレトーパー、防臭剤、石けん水の補充及び入れの清掃
58号館	廊下・階段 (玄関含む)	月清掃	月1回	㎡	194	玄関及び1階から2階までの床面、階段、手すり、扉廻りを掃き及び水拭きによる清掃
	洗面所	週清掃	週1回	㎡	5	1. 床面、便器、洗面器、鏡し台及び壁面の掃き及び水拭き、薬品による清掃 2. 鏡磨き、トイレトーパー、防臭剤、石けん水の補充及び入れの清掃
構内清掃	正面道路	毎日清掃	1日1回	㎡	3,492	1. 掃きによる路面及び側溝の清掃 2. 清掃後のゴミ等の撤去作業
	構内道路	週清掃	10月、水、金 10月・11月は1日1回	㎡	8,587	1. 掃きによる路面及び側溝の清掃 2. 清掃後のゴミ等の撤去作業
	裏側側溝	月清掃	月1回	㎡	39	1. ゴミ及び泥上げ清掃 2. 清掃後のゴミ等の撤去作業
	ゴミ集積所	週清掃	週3回 月、水、金	㎡	20	1. ゴミ搬出後の集積場の清掃 2. 再分別作業(収集出来なかったゴミの再分別)
合計				㎡	21,361	

作業報告書 平成 年 月

付紙3-1

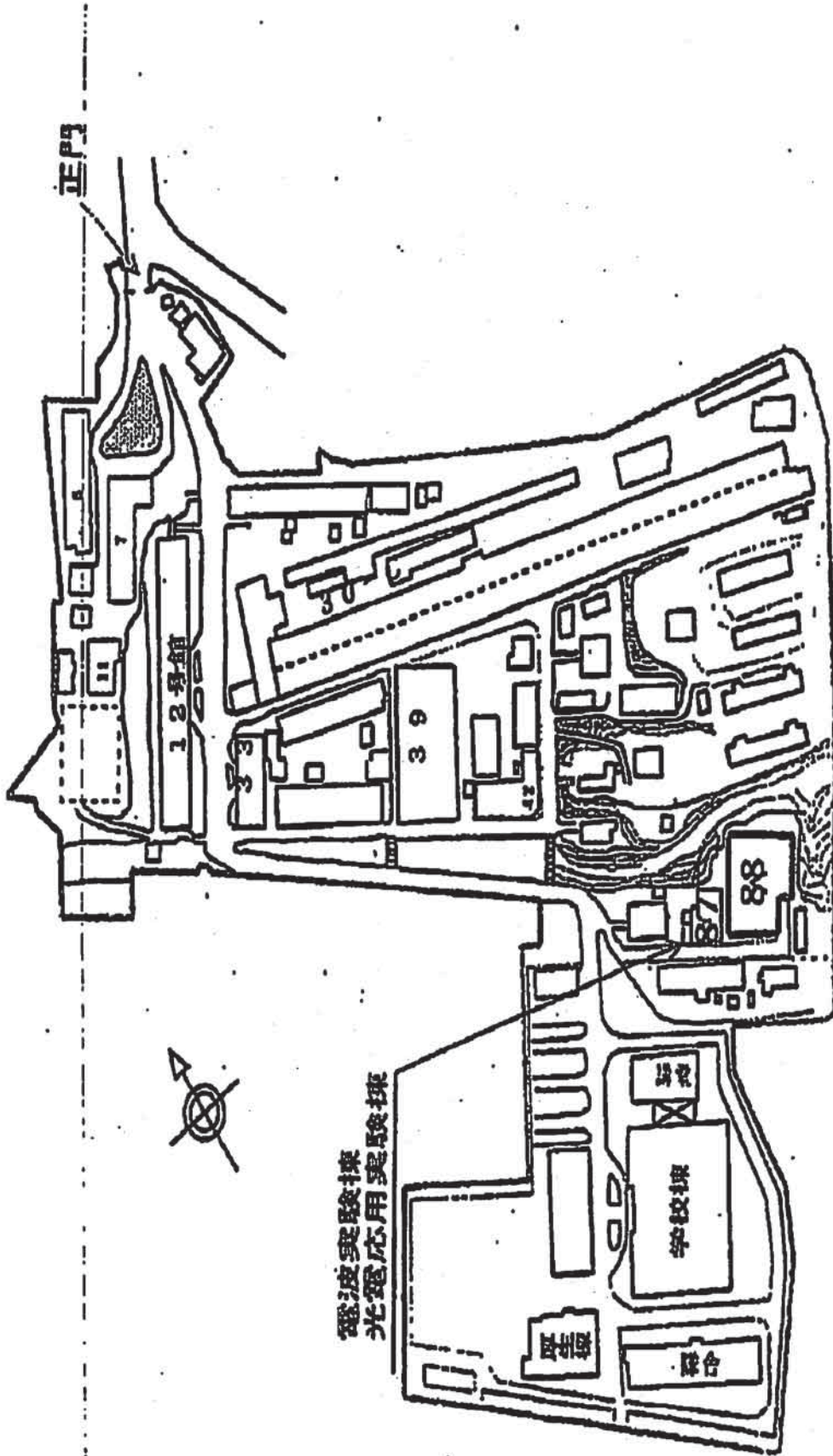
場所	積荷回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	備考								
BT-滑車 (20kg)	1日1回																																								
洗濯所	1日1回																																								
BT-滑車	6.15.21.27.28.29.30.31																																								
電力メ	6.15.21.27.28.29.30.31																																								
展示室	週1回																																								
女子更衣室 (女子検閲用)	週2回																																								
第2会議室	週1回																																								
厨房	週2回																																								
所見此快板	週1回																																								
第1会議室	週2回																																								
器具等運搬用	週2回																																								
廊下	1日1回																																								
廊下	週1回																																								
校章管理																																									

1 2 号 欄

作業報告書 平成 年 月

付紙3-3

備考	日付																																			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
5号館	NT-建設 (建築費)	月1回																																		
	検査所	週1回																																		
25号館	NT-建設 (建築費)	月1回																																		
	検査所	週1回																																		
30号館	NT-建設 (建築費)	月1回																																		
	検査所	週1回																																		
34号館	NT-建設 (建築費)	月1回																																		
	検査所	週1回																																		
37号館	NT-建設 (建築費)	月1回																																		
	検査所	週1回																																		
39号館	NT-建設 (建築費)	月1回																																		
	検査所	週1回																																		
42号館	NT-建設 (建築費)	月1回																																		
	検査所	週1回																																		
45号館	NT-建設 (建築費)	月1回																																		
	検査所	週1回																																		
検査官印																																				



艦艇裝備研究所 構内配置圖

別図4-2

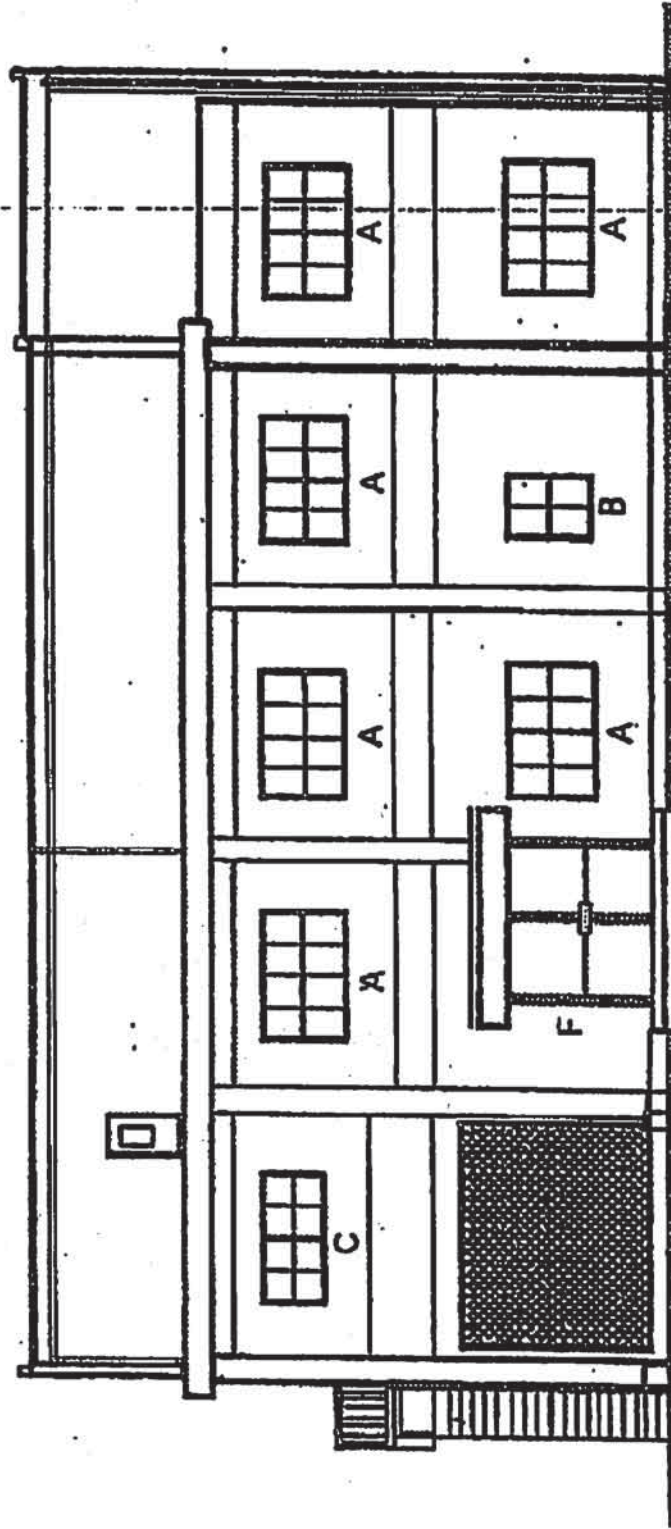
窓規格

A: 6ヶ所

B: 1ヶ所

C: 1ヶ所

F: 1ヶ所



電波実験棟建屋 正面南側 立面図

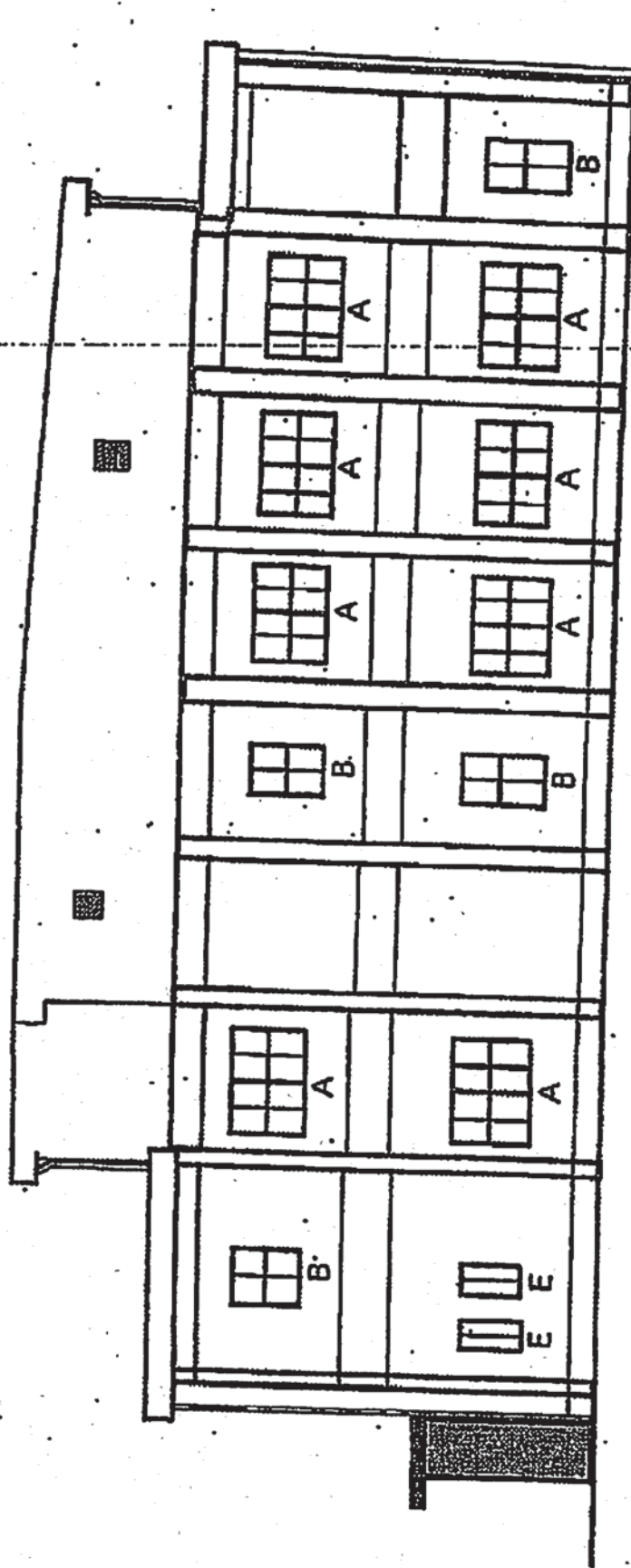
別図4-3

窓規格

A: 8ヶ所

B: 4ヶ所

E: 2ヶ所



電波実験棟 建屋東側・立面図

別図 4-4

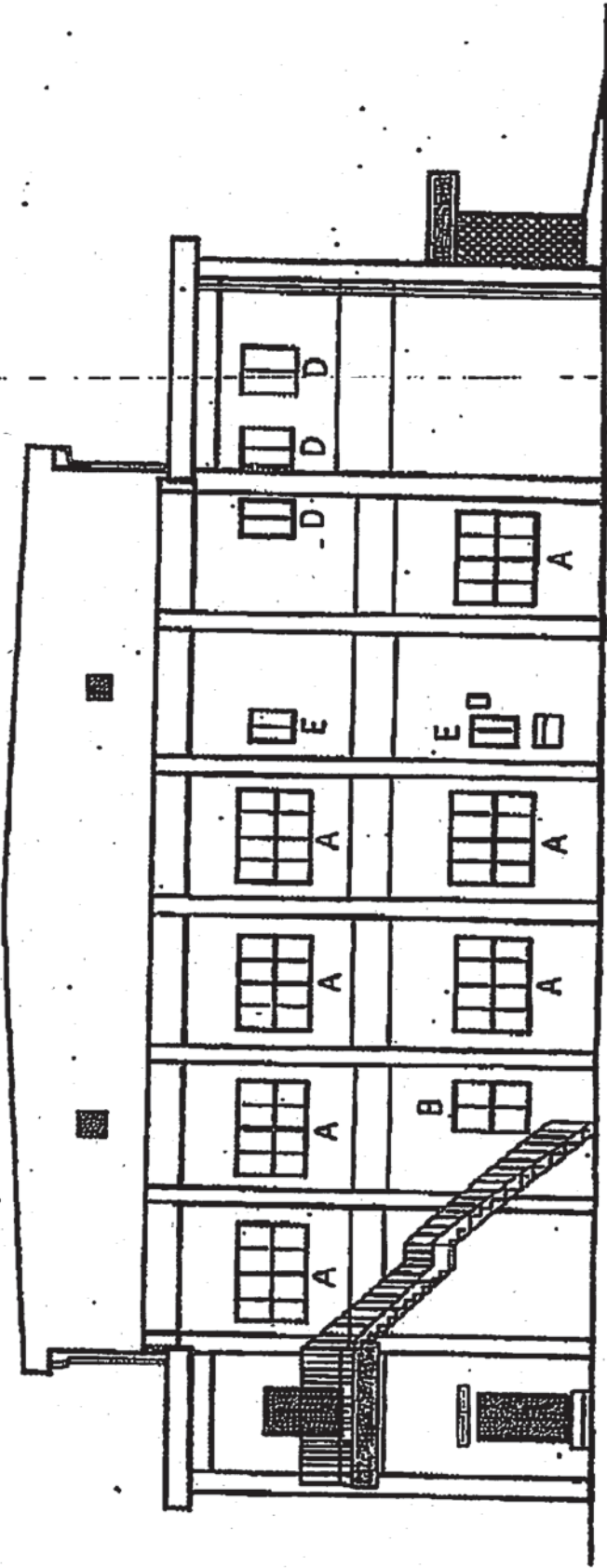
窓規格

A : 7ヶ所

B : 1ヶ所

D : 3ヶ所

E : 2ヶ所



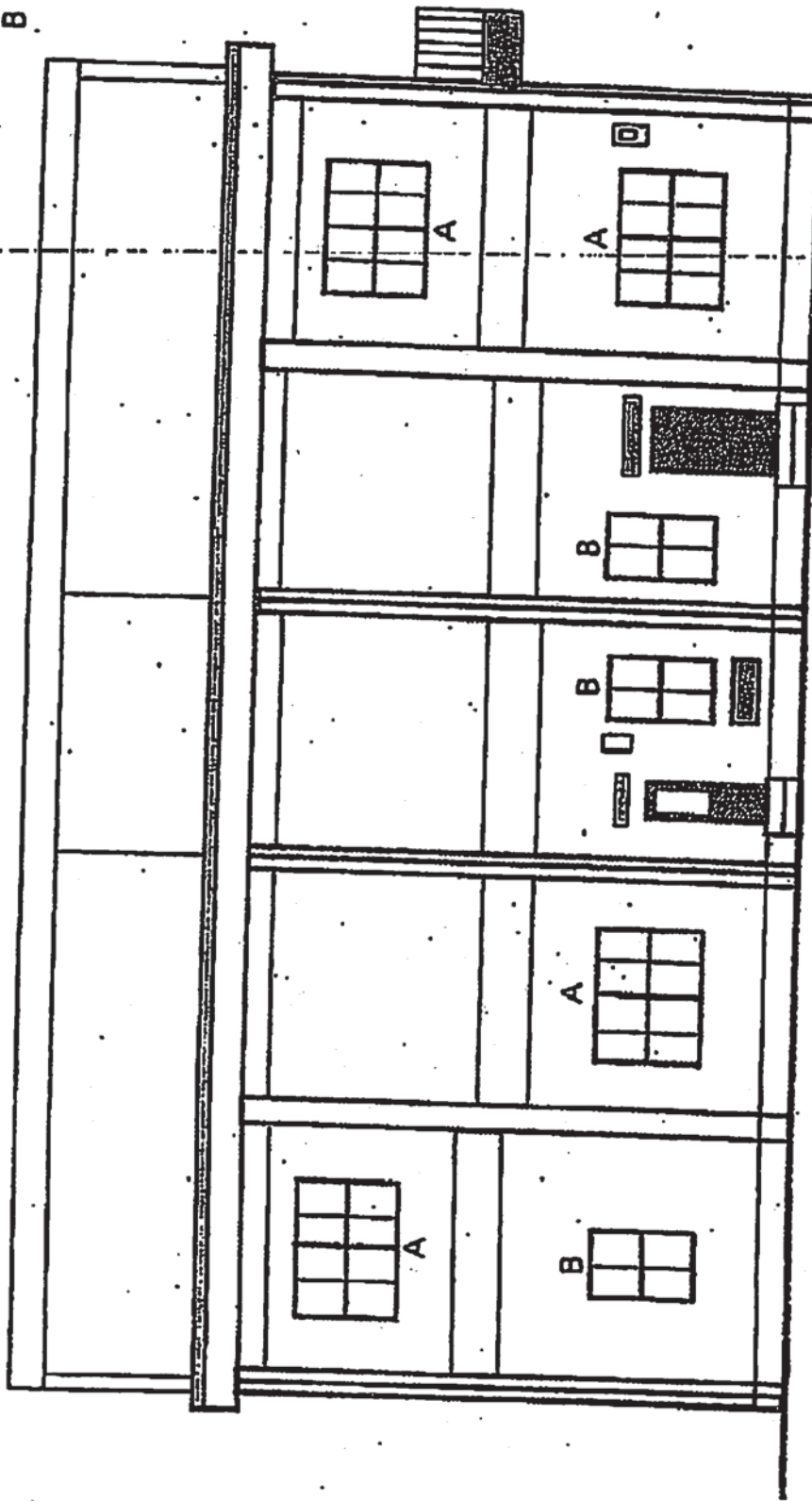
電波実験棟 建屋西面 立面図

別図 4-5

窓規格

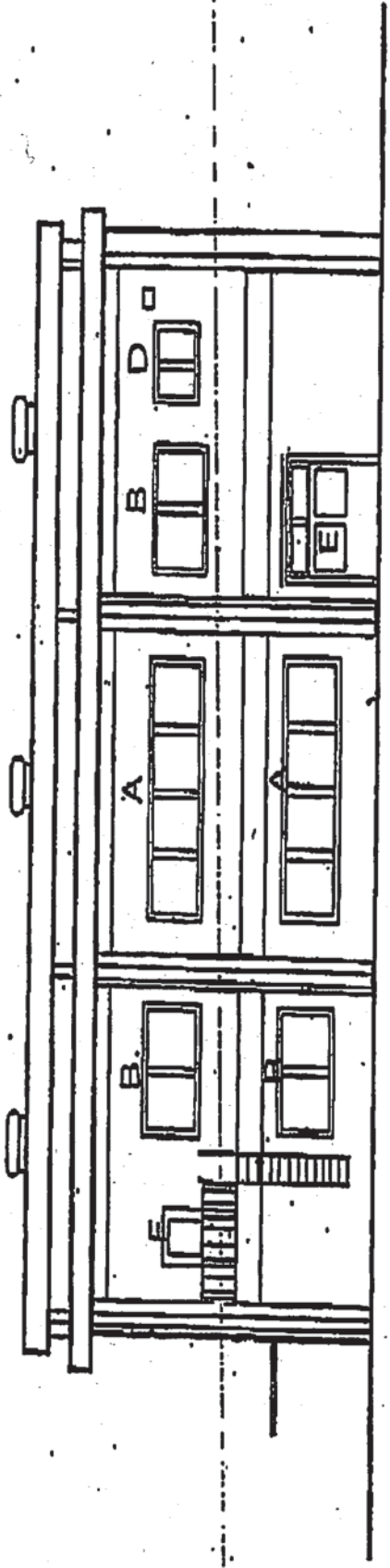
A : 4ヶ所

B : 3ヶ所

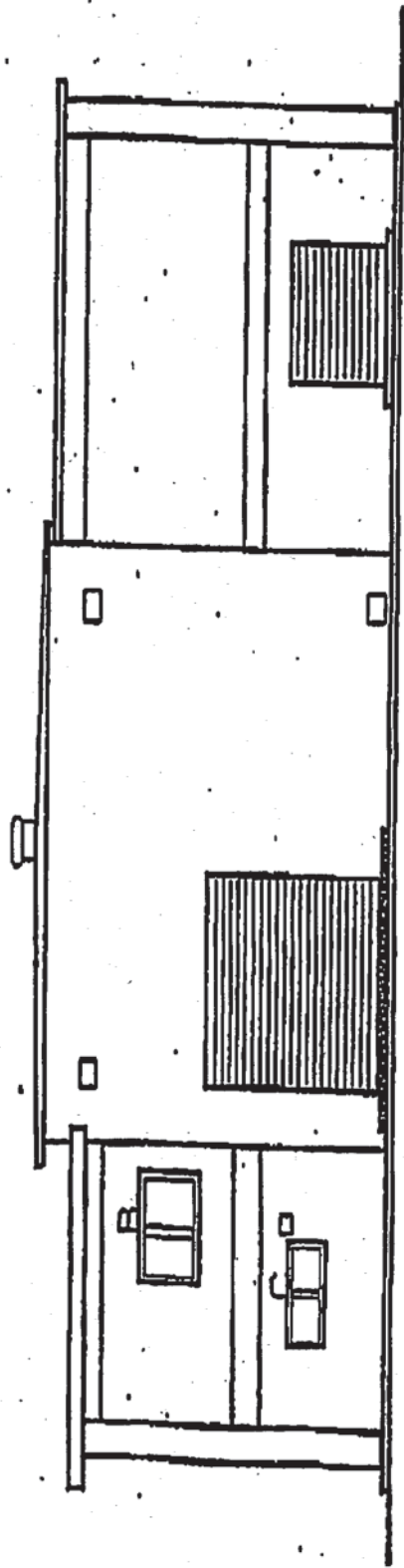


電波実験棟 遮屋裏面 立面図

別圖4-6



光電応用実験棟 南立面図



光電応用実験棟 東立面図

学校地区実施要領

別紙2

1 役務内容

一般事項は役務共通仕様書(目黒基地 LPS-00001)及び建築保全共通仕様書によるものとする。

- (1) 日常清掃については、付紙1「作業要領(日常清掃)」のとおりとし、定期清掃については、付紙2「作業要領(定期清掃)」のとおりとする。
- (2) 役務実施場所、回数及び面積等は、別表1「清掃作業基準表」及び図面によるものとし、対象場所は表1のとおりとする。

表1

番号	役務場所	備考
1	学校棟	別図参照
2	講堂棟	
3	隊舎棟	
4	厚生棟	
5	車庫棟	
6	ごみ集積所	
7	空自合同棟	
8	留学生会館	

- (3) 清掃区分及び実施基準日等は表2のとおりとする。

表2

番号	区分	種類	実施日等	備考
1	日常清掃	日1回	平日のみ毎日1回	
2		日2回	平日のみ毎日午前、午後各1回	
3		週1回(土)	毎週土曜日(祝日を含む)1回	
4		週1回	毎週平日のみ1回	
5		週2回	毎週平日のみ2回	
6		週3回	毎週平日の月、火、木曜日	
7		週4回	毎週平日の月、水、木、金曜日	
8		月1回(土)	毎月土曜日のみ1回	
9		月1回	毎月平日のみ1回	
10		月2回	毎月平日のみ2回	
11		年4回	6、9、12、3月平日のみ各1回	

番号	区分	種類	実施日等	備考
1 2	定期清掃	年 2 回	6 及び 12 月 各 1 回	
1 3		年 6 回	5、7、9、11、1、3 月 各 1 回	
1 4		ハウスクリーニング	年 1 回	

2 提出書類

契約相手方はその日の役務終了後、清掃確認簿を官側の指定する部署の確認を受けた後、官に提出するものとする。

3 検査

目視検査及び清掃確認簿により実施する。

作業要領（日常清掃）

1 学校棟

(1) 正面及び裏玄関・中庭・廊下・エレベーターホール・ロビー等

- ア 自在箒又は真空掃除機を用いて床及びマット等の埃を取り除き、汚れが落ちない場合はモップ等を用いて拭き取る。
- イ 正面玄関等のガラス扉及びガラス壁の拭き掃除をする。
- ウ 壁面の汚れを拭き取る。
- エ スイッチ周りの汚れを拭き取る。
- オ 階段等の扉の内外の汚れを拭き取る。
- カ 灰皿の吸い殻を収集し、汚れを拭き取る。

(2) 階段

- ア 自在箒又は真空掃除機を用いて床の埃を取り除き、汚れが落ちない場合はモップ等を用いて拭き取る。
- イ 手すり部分の汚れを拭き取る。
- ウ 壁面の汚れを拭き取る。

(3) 便所及び洗面所

- ア モップ等を用いて床の汚れを拭き取る。
- イ 衛生陶器に専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。同じに金属類も拭きあげる。
- ウ 扉、間仕切り及び壁面の汚れを拭き取る。
- エ 洗面台に専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげ、鏡を乾拭きする。
- オ ゴミ箱のゴミを収集し、汚れを拭き取る。
- カ トイレtpペーパー及び水石鹼等を補充する。

(4) 湯沸室

- ア モップ等を用いて床の汚れを拭き取る。
- イ 流し台に専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。
- ウ 厨芥容器の厨芥を収集し、専用洗剤を用いて洗浄する。
- エ ゴミ箱のゴミを収集し、汚れを拭き取る。
- オ 扉及び壁面等の汚れを拭き取る。

(5) シャワー室

- ア シャワー室に専用洗剤を用いて、スポンジ等で洗浄する。
- イ 排水口の毛髪等を取り除く。
- ウ モップ等を用いて脱衣室の毛髪等を取り除き、床の汚れを拭き取る。
- エ 扉及び壁面等の汚れを拭き取る。

(6) 教室・講堂・控え室等

- ア 自在箒又は真空掃除機を用いて床及びマット等の埃を取り除き、汚れが落ちない場合はモップ等を用いて拭き取る。
- イ 壁面の汚れを拭き取る。
- ウ スイッチ周りの汚れを拭き取る。
- エ 扉の内外の汚れを拭き取る。
- オ ゴミ収集(集められたごみを指定場所まで搬送、ただし分別は各担当の責任にて確実に行うこと。)

(7) エレベーター

- ア 自在箒又は真空掃除機を用いて床の埃を取り除き、汚れが落ちない場合はモップ等を用いて拭き取る。
- イ 壁面を乾拭きする。
- ウ 扉の内外を乾拭きする。
- エ 扉のレール内の埃を真空掃除機を用いて取り除く。

(8) 外部階段・ドライエリア

- ア 自在箒を用いて埃を取り除き、苔などの汚れが落ちない箇所はデッキブラシ等を用いて取り除く。
- イ 灰皿の吸い殻を収集し、汚れを拭き取る。

2 講堂棟

(1) 正面玄関・廊下及びEVホール・ロビー

1の(1)に同じ。

(2) 階段

1の(2)に同じ。

(3) 便所及び洗面所

1の(3)に同じ。

(4) 湯沸室

1の(4)に同じ。

(5) シャワー室

1の(5)に同じ。

(6) 大講堂・会議室・閲覧室・更衣室

1の(6)に同じ。

(7) 体育館・大講堂ステージ

- ア 自在箒又はモップを用いて床の埃を取り除く。
- イ 壁面の汚れを拭き取る。
- ウ スイッチ周りの汚れを拭き取る。
- エ 扉の内外の汚れを拭き取る。
- オ ゴミ箱のゴミを収集し、汚れを拭き取る。

(8) エレベーター

1の(7)に同じ。

(9) 外部階段

1の(8)に同じ。

3 隊舎棟

(1) 正面玄関・廊下及びエレベーターホール

1の(1)に同じ。(カを除く。)

(2) 便所及び洗面所

1の(3)に同じ。

(3) シャワー室

1の(5)に同じ。

(4) 浴場

- ア 床及び浴槽内外部に専用洗剤を用いて、デッキブラシ等で洗浄する。ただし、浴槽内部

の清掃は官側の水替えに合わせて実施する。

イ 洗面台、水洗器具、鏡、腰掛け及び壁の手の届く範囲に専用洗剤を用いて、スポンジ等で洗淨する。

ウ 排水口の毛髪等を取り除く。

エ 官側の指示により、天井及び壁面のカビ取りをする。

(5) 脱衣場・靴脱場

ア 自在箒又はモップ等を用いて床の毛髪等を取り除く。

イ 棚、壁及び扉等を拭きあげる。

ウ 洗面台に専用洗剤を用いて洗淨し拭きあげ、鏡を乾拭きする。

エ ゴミ箱のゴミを収集し、汚れを拭き取る。

(6) サウナ

ア すのこ及び腰掛けの間の汚れを落とす。

イ 壁面、すのこ、腰掛け及び反射板を拭きあげる。

ウ すのこを上げ、自在箒又はモップ等を用いて床の毛髪等を取り除く。

(7) エレベーター

1の(7)に同じ。

4 厚生棟

(1) 正面玄関・廊下

1の(1)に同じ。(オを除く。)

(2) 階段

1の(2)に同じ。

(3) 便所及び洗面所

1の(3)に同じ。

(4) シャワー室

1の(5)に同じ。

(5) 外部階段

1の(8)に同じ。

5 車庫棟

(1) 便所及び洗面所

1の(3)に同じ。

(2) シャワー室

1の(5)に同じ。

6 ゴミ集積所

学校棟、隊舎棟及び厚生棟のゴミ収集後、自在箒を用いて床のゴミ等を取り除き汚れている場合は水をまき、デッキブラシ等を用いて取り除く。容器はスポンジ等で水洗いする。

7 空自合同棟

- (1) 正面玄関・廊下
1の(1)に同じ。
- (2) 階段
1の(2)に同じ。
- (3) 便所及び洗面所
1の(3)に同じ。
- (4) 湯沸室
1の(4)に同じ。
- (5) シャワー室
1の(5)に同じ。

8 留学生会館

- (1) 正面玄関・廊下・エレベーターホール
1の(1)に同じ。
- (2) 階段
1の(2)に同じ。
- (3) 便所及び洗濯室
1の(3)に同じ。
- (4) 湯沸室
1の(4)に同じ。
- (5) 会議室
ア 1の(6)に同じ。
イ 窓ガラスの拭き掃除をする。
- (6) エレベーター
1の(7)に同じ。
- (7) バルコニー
1の(8)に同じ。

※ 居室定期清掃

- (1) 洋室(物入れ)
1の(6)に同じ。(オを除く。)
- (2) 便所及び洗面所(台所)
1の(3)に同じ。(オ、カ、を除く。)
- (3) 浴室
1の(5)に同じ。
- (4) 吹出口及び吹込口
ア 吹出口、吹込口下の床面を養生する。
イ 吹出口、吹込口及びその周辺を除塵する。
ウ 吹出口、吹込口及びその周辺の汚れを中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。

作業要領（定期清掃）

1 床の表面洗浄

(1) 石床

- ア 椅子及び灰皿等の移動を行う。
- イ 自在箒又は真空掃除機を用いて床の埃を取り除く。
- ウ 床面を十分にぬらした後、専用洗剤をむらのないように塗布する。
- エ 洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。
- オ 床用スクイジー等で汚水を除去する。
- カ 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、十分に乾燥させる。
- キ 椅子及び灰皿等を元の位置に戻す。

(2) Pタイル・ビニル床シート

- ア 椅子及び灰皿等の移動を行う。
- イ 自在箒又は真空掃除機を用いて床の埃を取り除く。
- ウ 床面を十分にぬらした後、専用洗剤をむらのないように塗布する。
- エ 洗浄用パッドを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。
- オ 床用スクイジー等で汚水を除去する。
- カ 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、十分に乾燥させる。
- キ 樹脂床維持材を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後塗り重ねる。
- ク 椅子及び灰皿等を元の位置に戻す。

※ 官側の指示により剥離洗浄を行う。

(3) カーペット

- ア 真空掃除機を用いて埃を取り除く。
- イ 専用洗剤を用いて機械洗浄する。

2 窓ガラス清掃

- (1) 専用洗剤をガラス面に塗布する。
- (2) スクイジーにより汚れを取り除く。
- (3) 窓枠についた汚れを拭き取る。
- (4) 建物屋上に張られている鳥害ネットは請負者において開閉を行う。

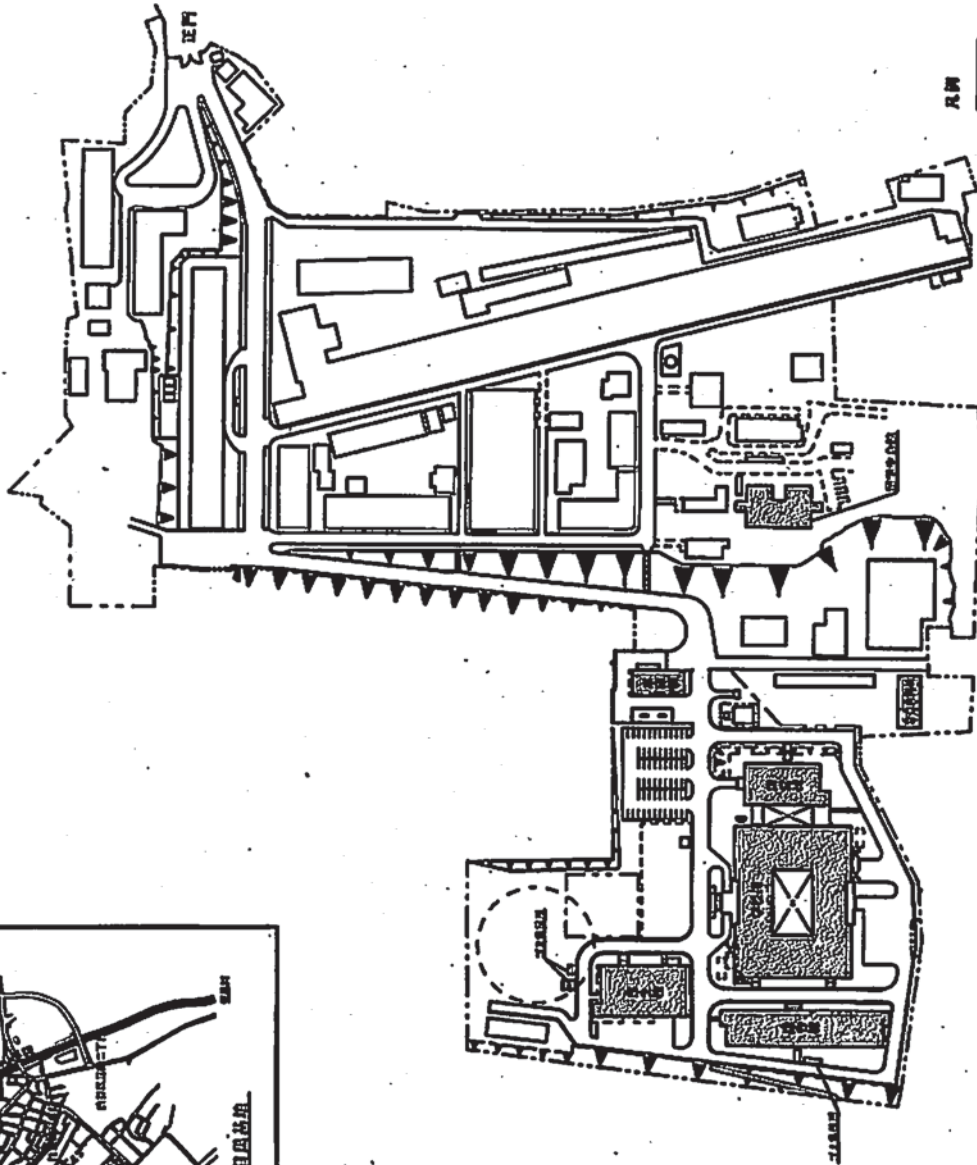
3 ハウスクリーニング

- (1) 実施日時等については、官側と協議の上実施する。
- (2) 居室内床については、ワックス掛けを実施する。
- (3) その他の実施場所は、窓ガラス及びサッシ、風呂場、便所、台所回り(ガスレンジ含む)、換気扇及びフード、その他官側の指定する箇所。

表紙共 18 枚

図面リスト		
図面番号	図面名称	縮尺
1	図面リスト	1/200
2	案内図	1/200
3	学校棟及び講堂棟地下2階	1/400
4	学校棟及び講堂棟地下1階	1/400
5	学校棟及び講堂棟1階	1/400
6	学校棟及び講堂棟2階	1/400
7	学校棟及び講堂棟3階	1/400
8	学校棟及び講堂棟4階	1/400
9	学校棟及び講堂棟5階	1/400
10	学校棟及び講堂棟6階	1/400
11	学校棟及び講堂棟7階	1/400
12	学校棟8階	1/400
13	陸舎棟	1/400
14	厚生棟	1/100
15	車庫棟	1/150
16	留学生会館1階	1/150
17	留学生会館2階~5階	1/150
18	空自合同棟	1/200

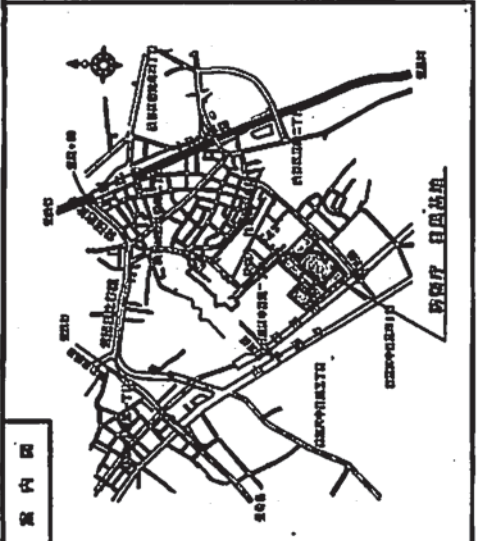
作 者	日風学校地区改訂	図面番号	1/18
図 名	図面リスト	縮 尺	1/200
航空自衛隊目黒基地			

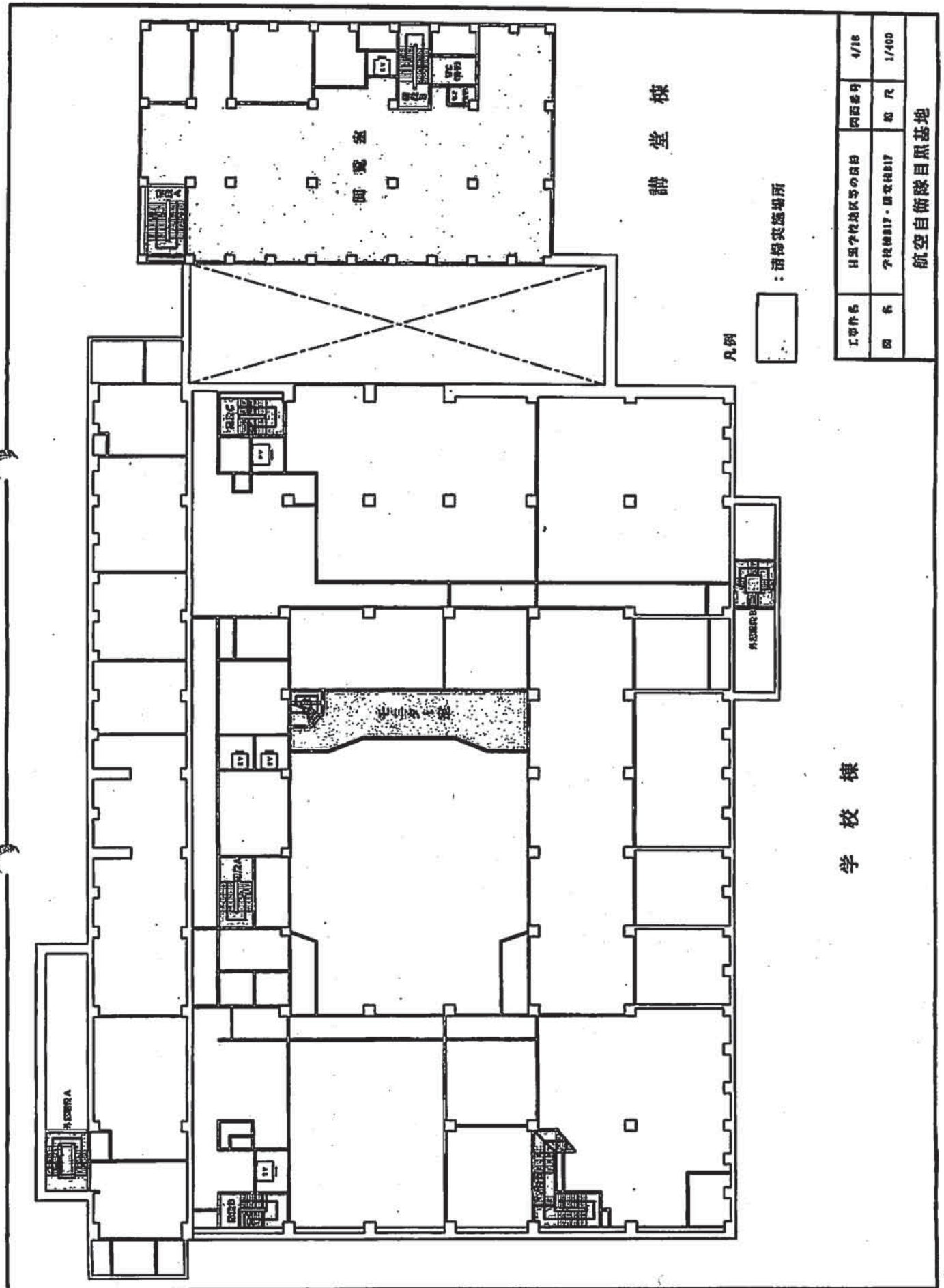


凡例 : 機庫

件名	日原中隊地区等の施設	図面番号	2/18
題名	案内図・配置図	縮尺	1/500
航空自衛隊目黒基地			

配置図 S=1:2,500





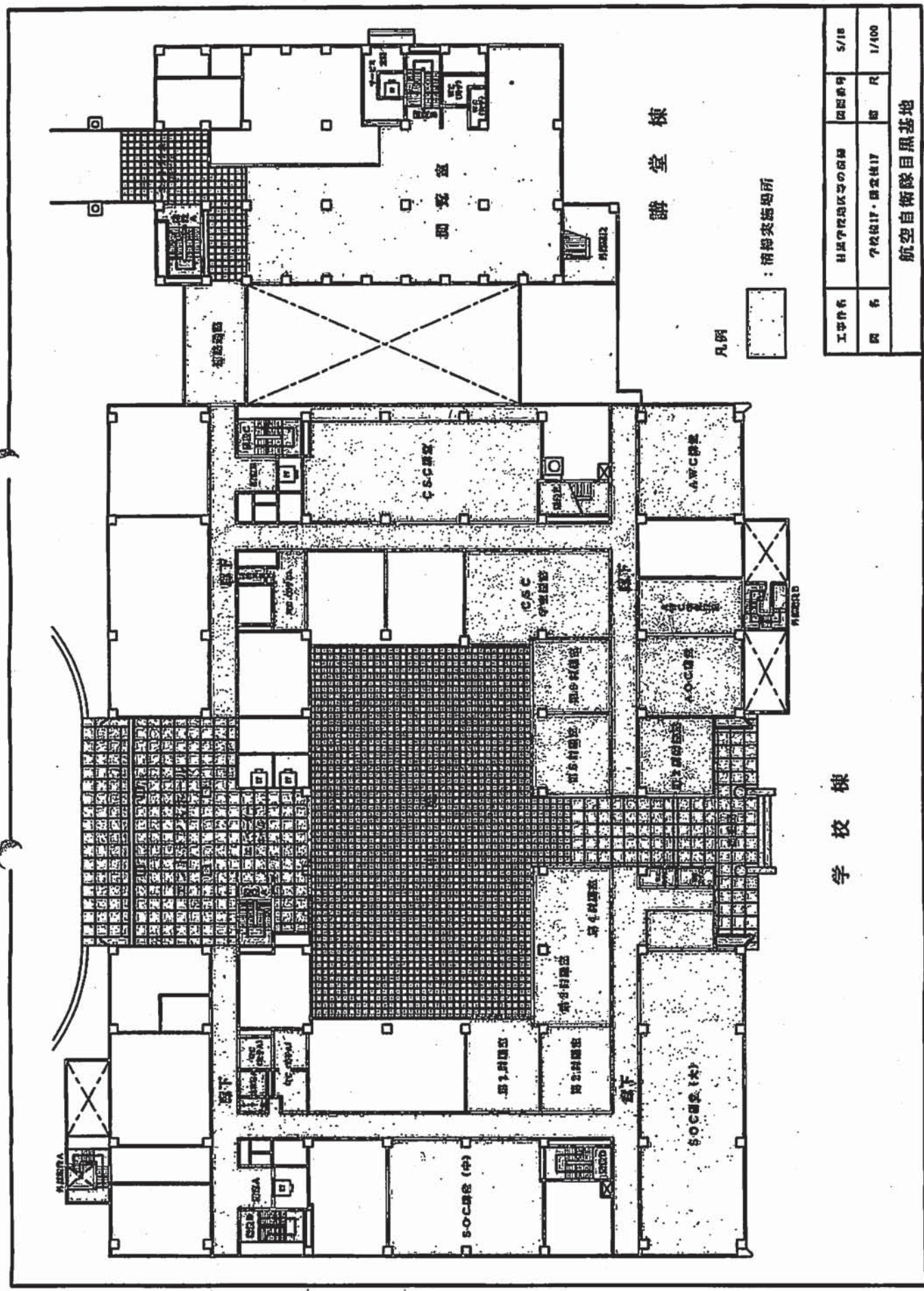
学校棟

講堂棟

凡例

□ : 演習実習場所

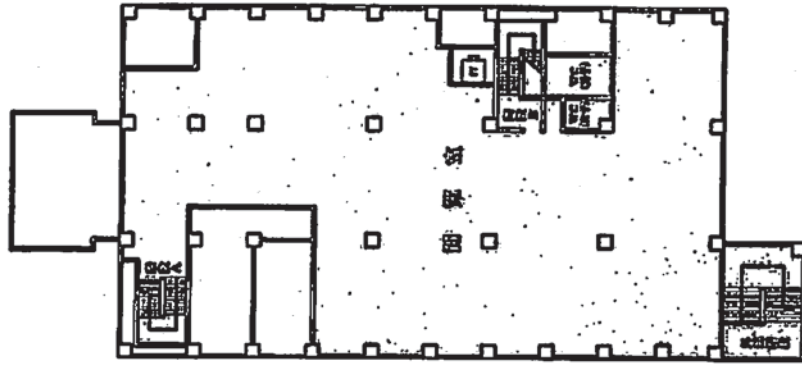
工事件名	日蓮学校地区等の目的	図面番号	4/16
図名	学校棟B1F・講堂棟B1F	縮尺	1/400
航空自衛隊目黒基地			



工事作系	出雲中学校地区等の設備	図面番号	S/18
図 系	中学校給水・衛生機17	縮 尺	1/100
航空自衛隊目黒基地			

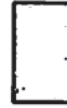
学 校 棟

講 堂 棟

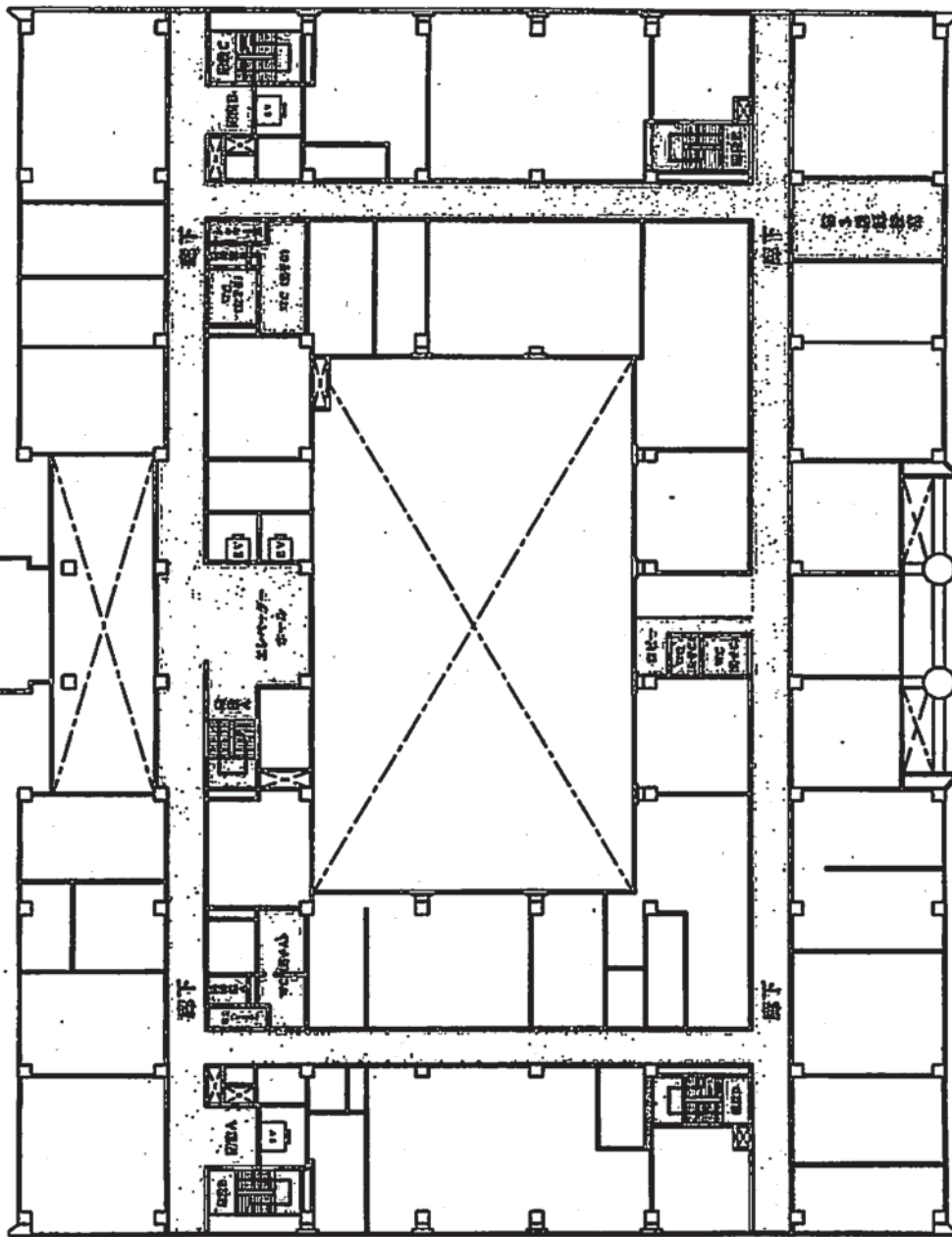


講堂棟

凡例

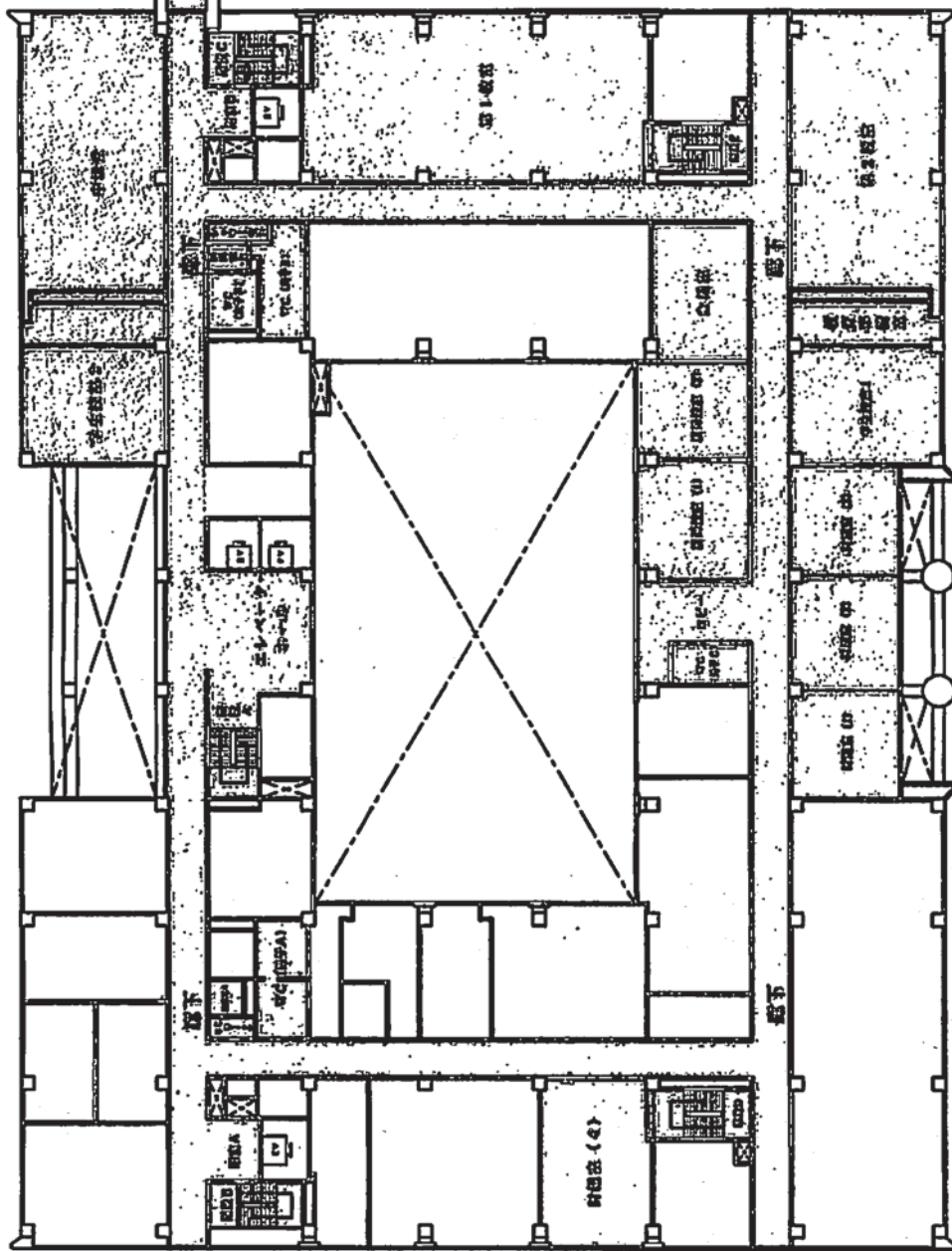


: 消掃実施場所

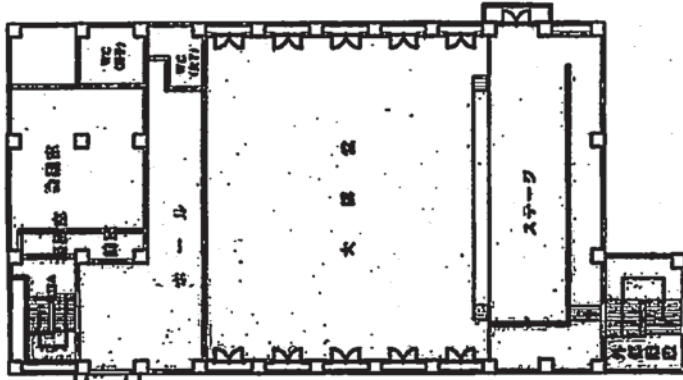


学校棟

工事件名	H 函字校地区等の施設	図面番号	6/18
図名	字校棟2F・講堂棟2F	図尺	1/400
航空自衛隊目黒基地			



学校棟



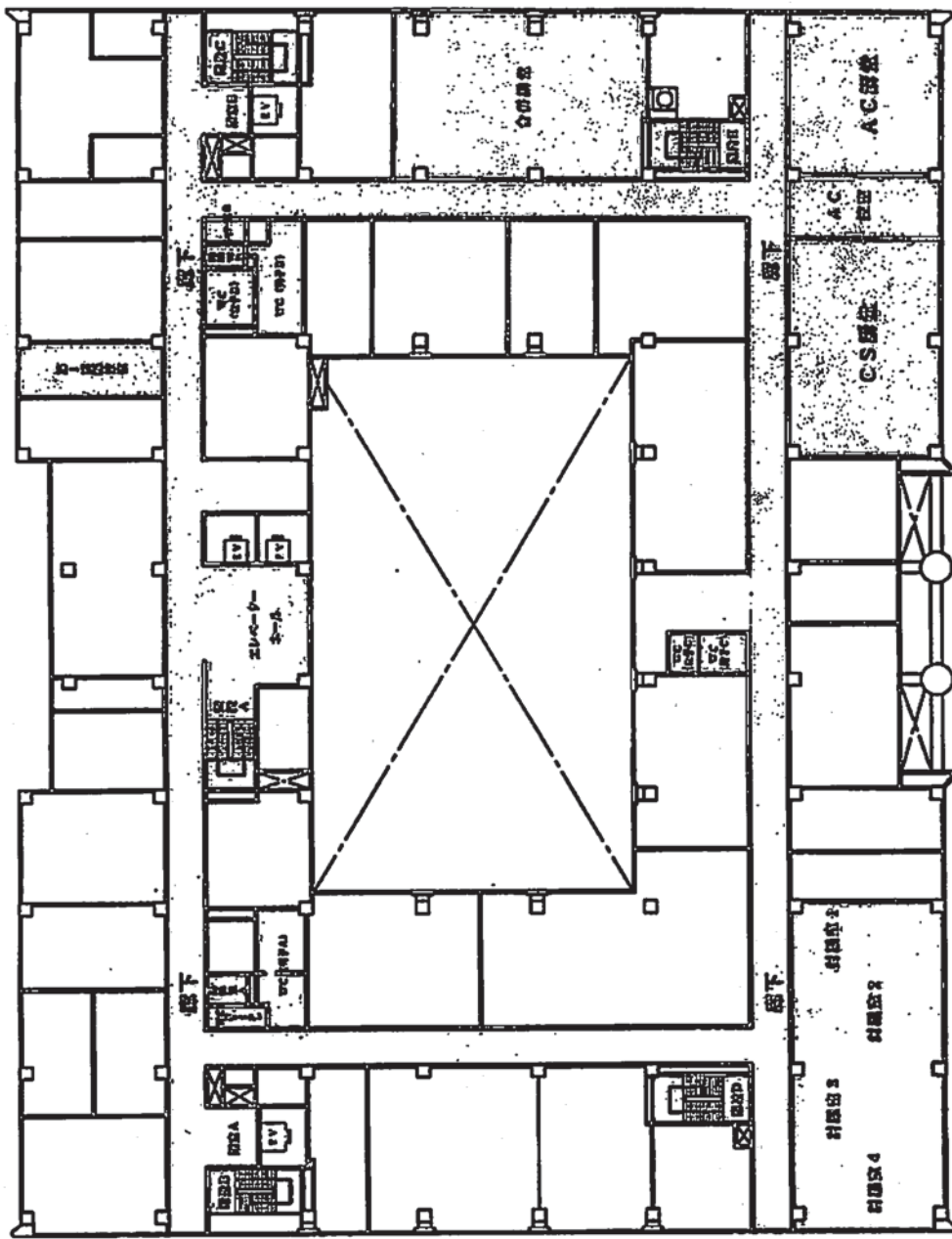
講堂棟

凡例

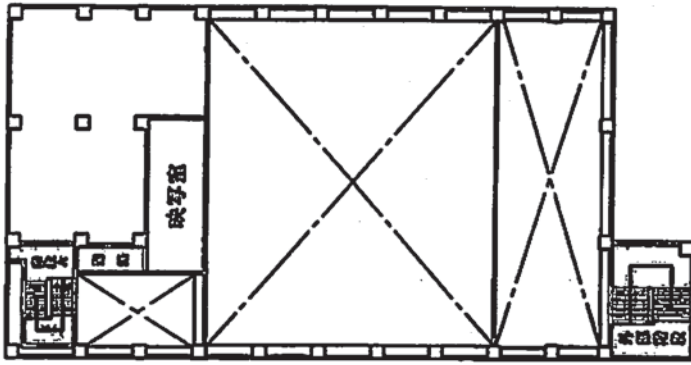


：筋鉄束施場所

工事内容	日置宇成建設株式等の設計	図面番号	7/16
図名	宇成建設社・講堂棟3F	縮尺	1/400
航空自衛隊目黒基地			



学校棟



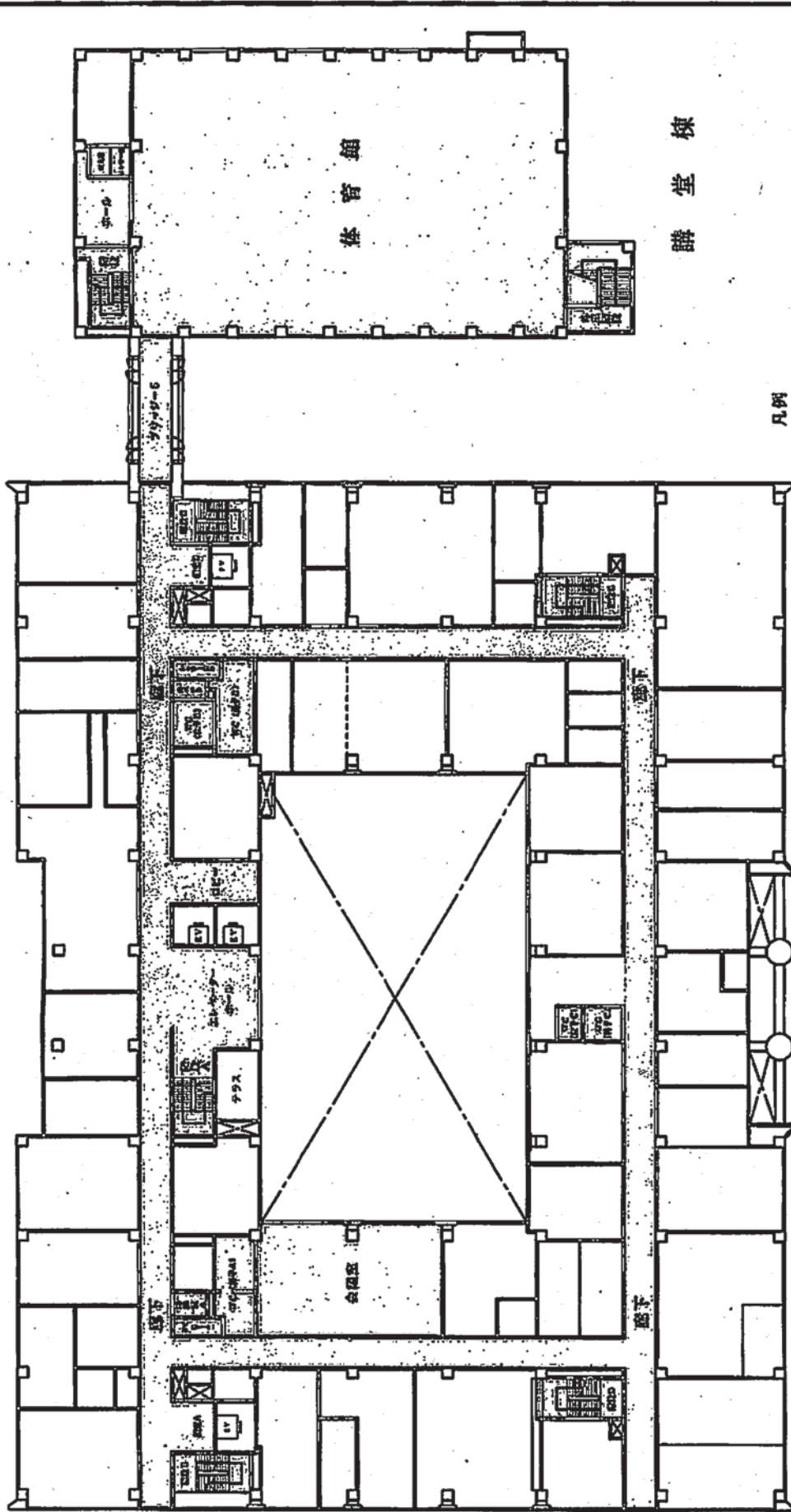
講堂棟

凡例



: 消掃実施場所

工事件名	日頃学校地区等の清掃	図面番号	8/18
題名	学校棟4F・講堂棟4F	縮尺	1/400
航空自衛隊目黒基地			



凡例

：清掃実施場所

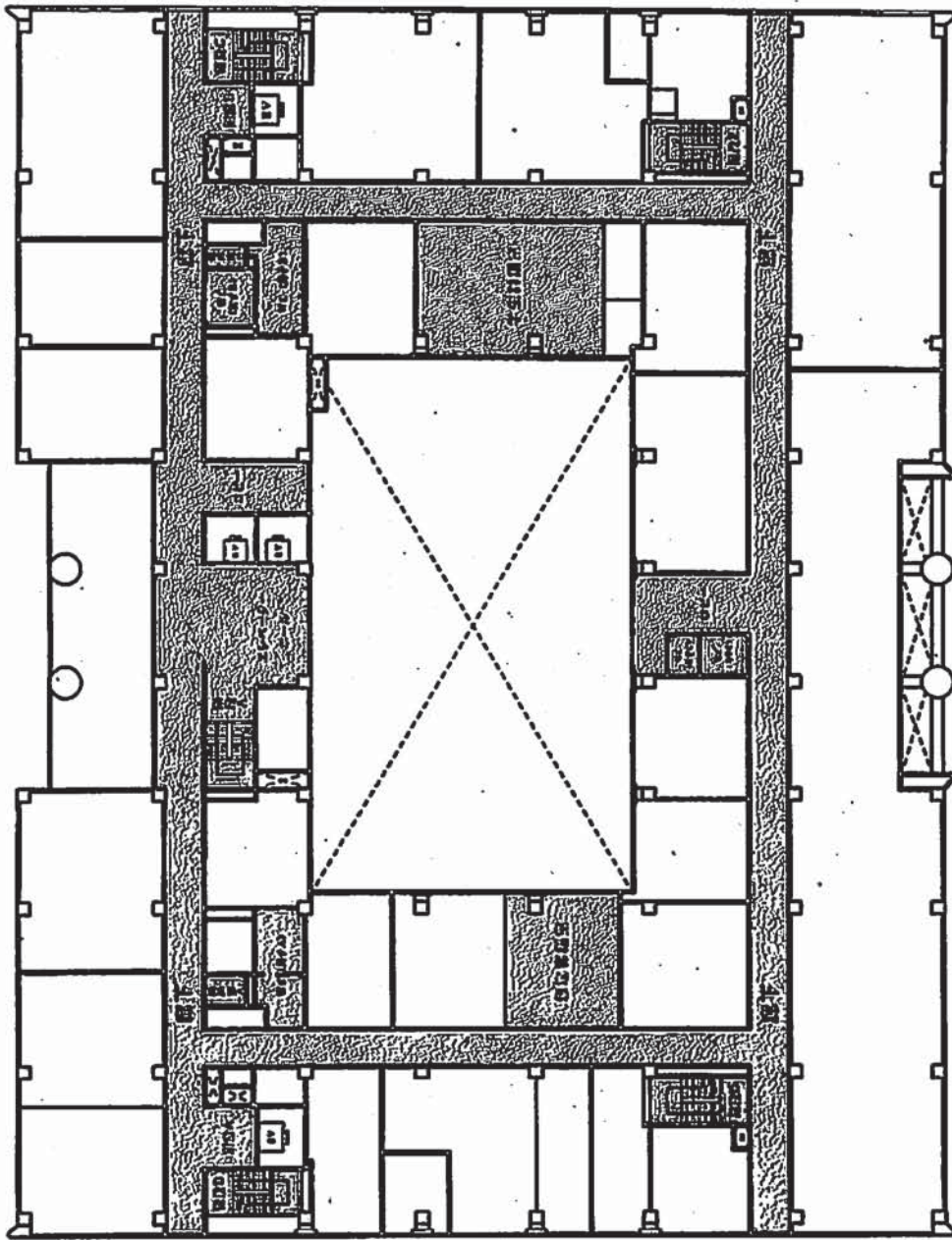


学校棟

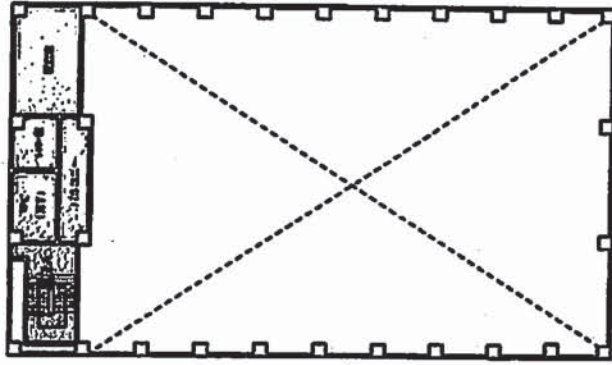
講堂棟

体育館

工事件名	H県中学校地区等の改修	図面番号	9/18
図名	学校棟SF・講堂棟SF	縮尺	1/400
航空自衛隊目黒基地			



学校棟



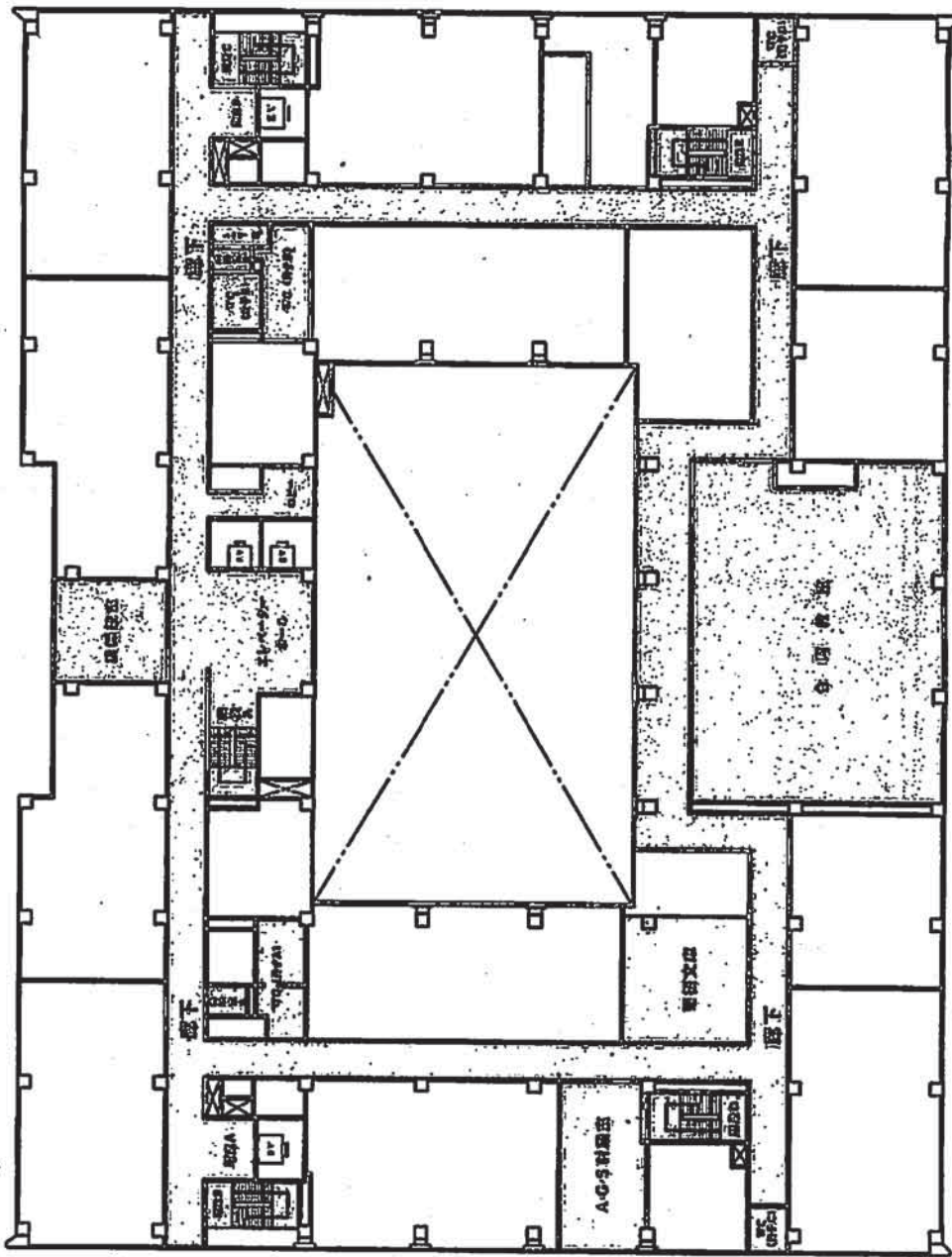
講堂棟

凡例

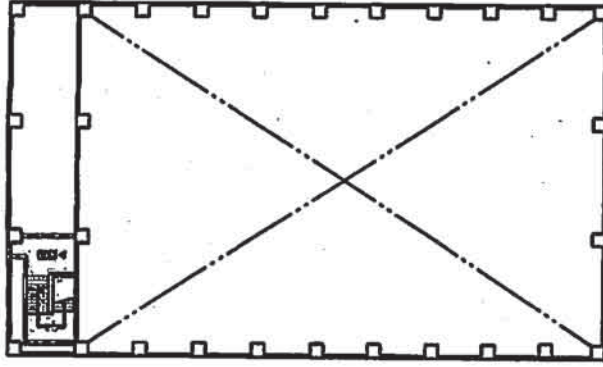


: 消脚突箇所

工事件名	日原中学校地区等の設計	図面番号	10/15
図名	学校棟07・講堂棟07	縮尺	1/100
航空自衛隊目黒基地			



学校棟



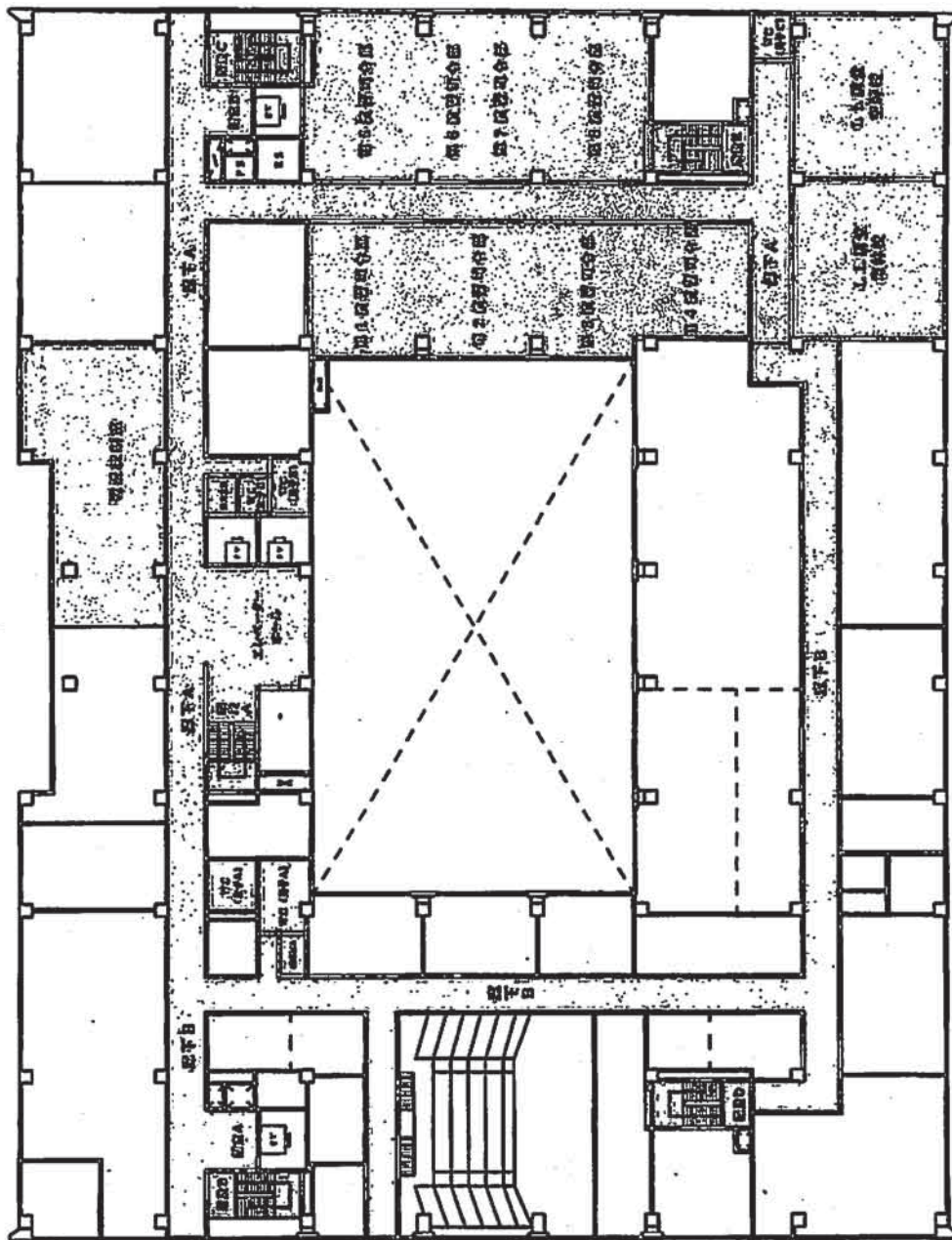
講堂棟

凡例



: 清掃実態場所

工事件名	日里中学校地区等の復旧	図面番号	11/18
図名	学校棟77・講堂棟77	図尺	1/400
航空自衛隊目黒基地			

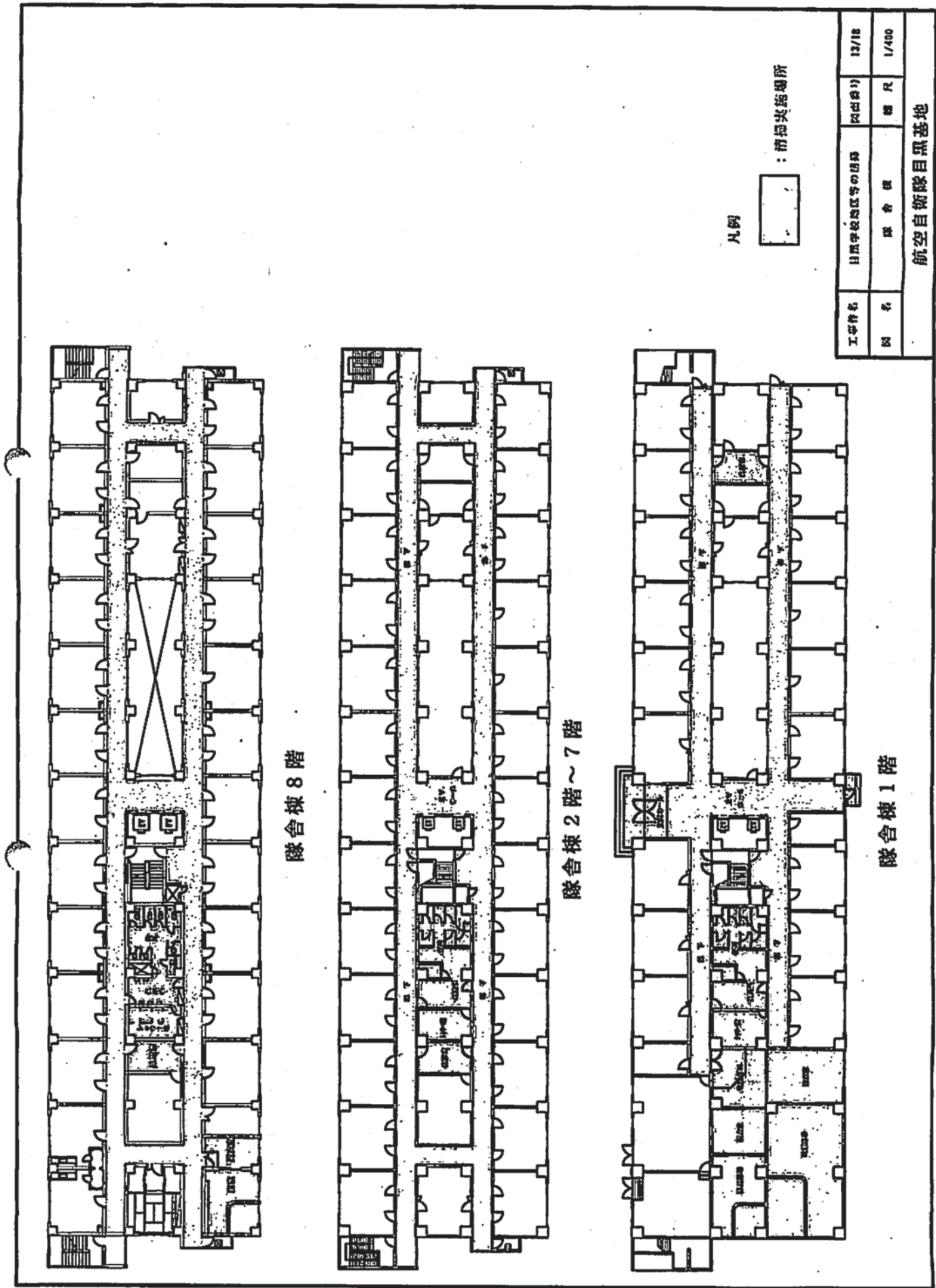


凡例

： 補給実施場所

学校棟

工事名称	日原中学校地区等の建設	図面番号	12/18
図号	7校館8F	縮尺	1/400
航空自衛隊目黒基地			

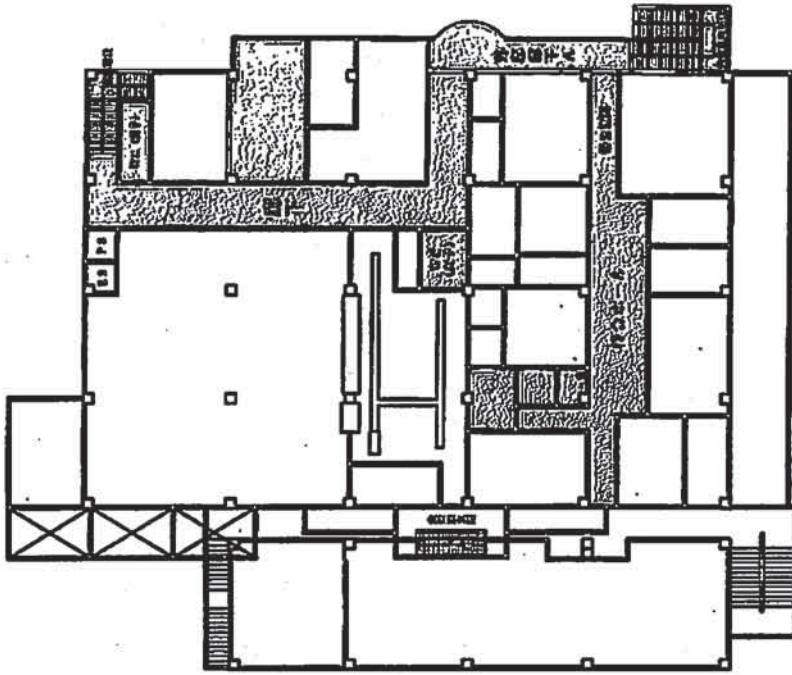


工事件名	日原学校地区等の団地 (岡田倉1)	12/18
図名	隊舎棟	縮尺 1/400
航空自衛隊目黒基地		

隊舎棟 8階

隊舎棟 2階～7階

隊舎棟 1階

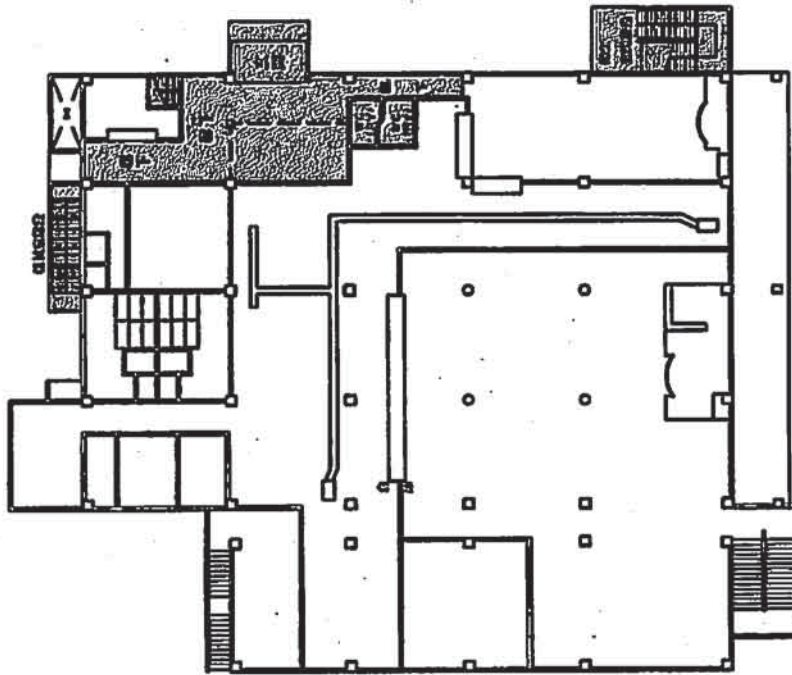


厚生棟 2階

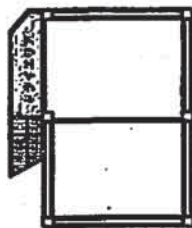
凡例



: 消却実施場所

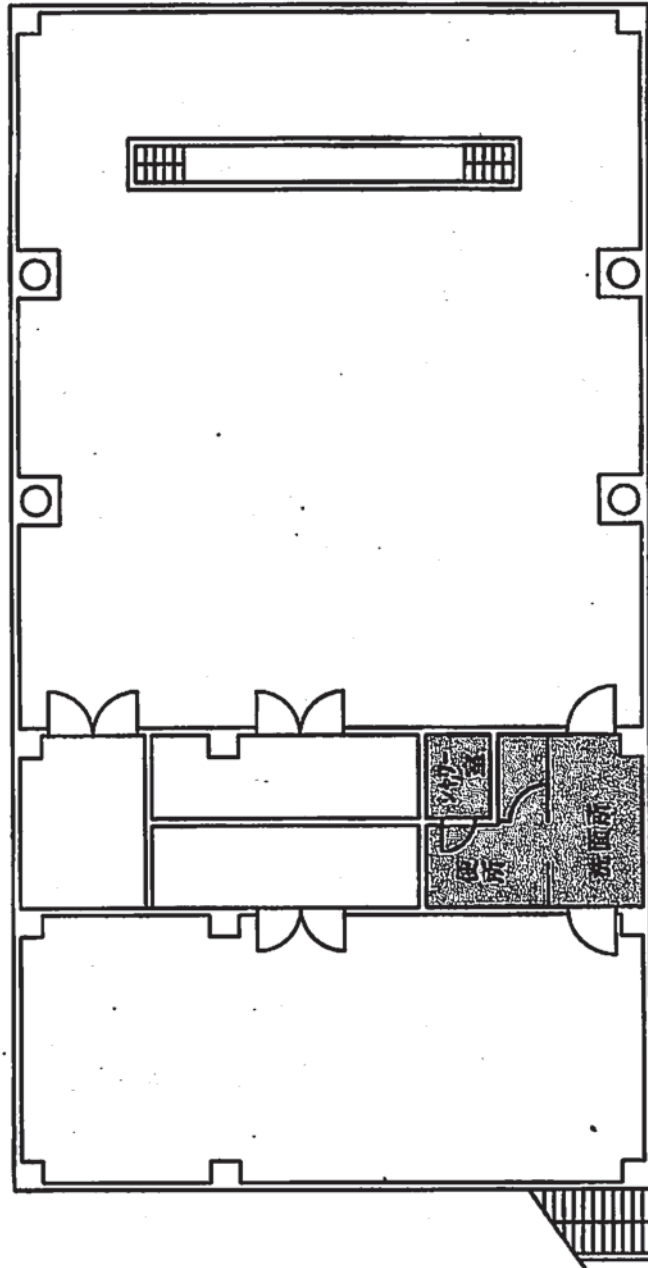
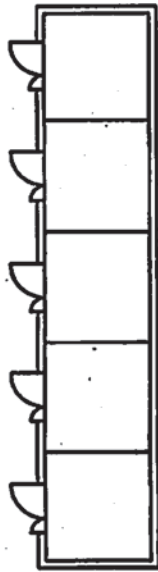


厚生棟 1階



厚生棟地下1階

工事内容	日風学校地区等の建設	図面番号	14/18
図名	厚生棟	縮尺	1/400
航空自衛隊目黒基地			

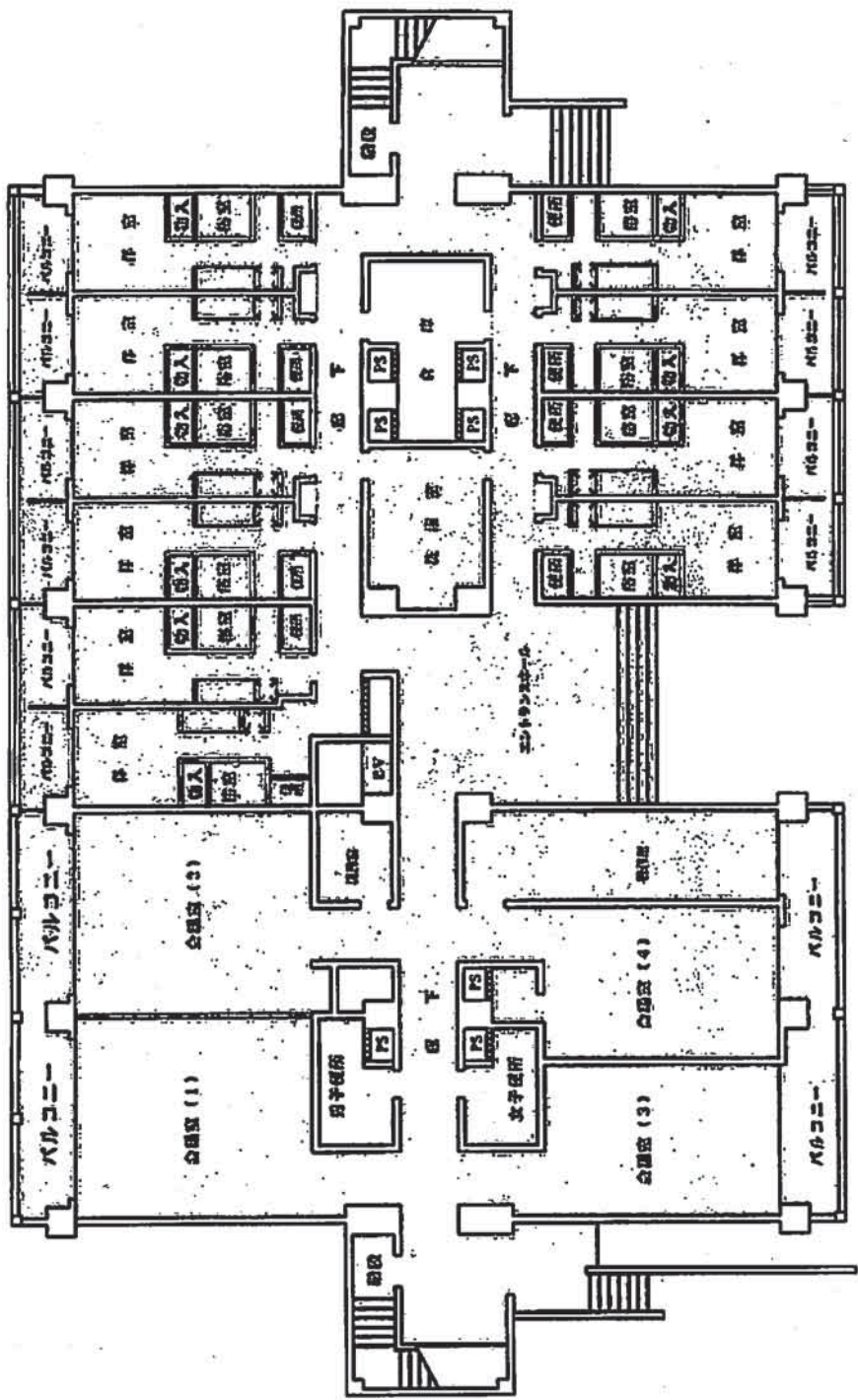


凡例



: 清掃実施場所

工事内容	日野中学校跡地等の仮設	図面番号	15/18
図 号	年 月 日	縮 尺	1/150
航空自衛隊目黒基地			

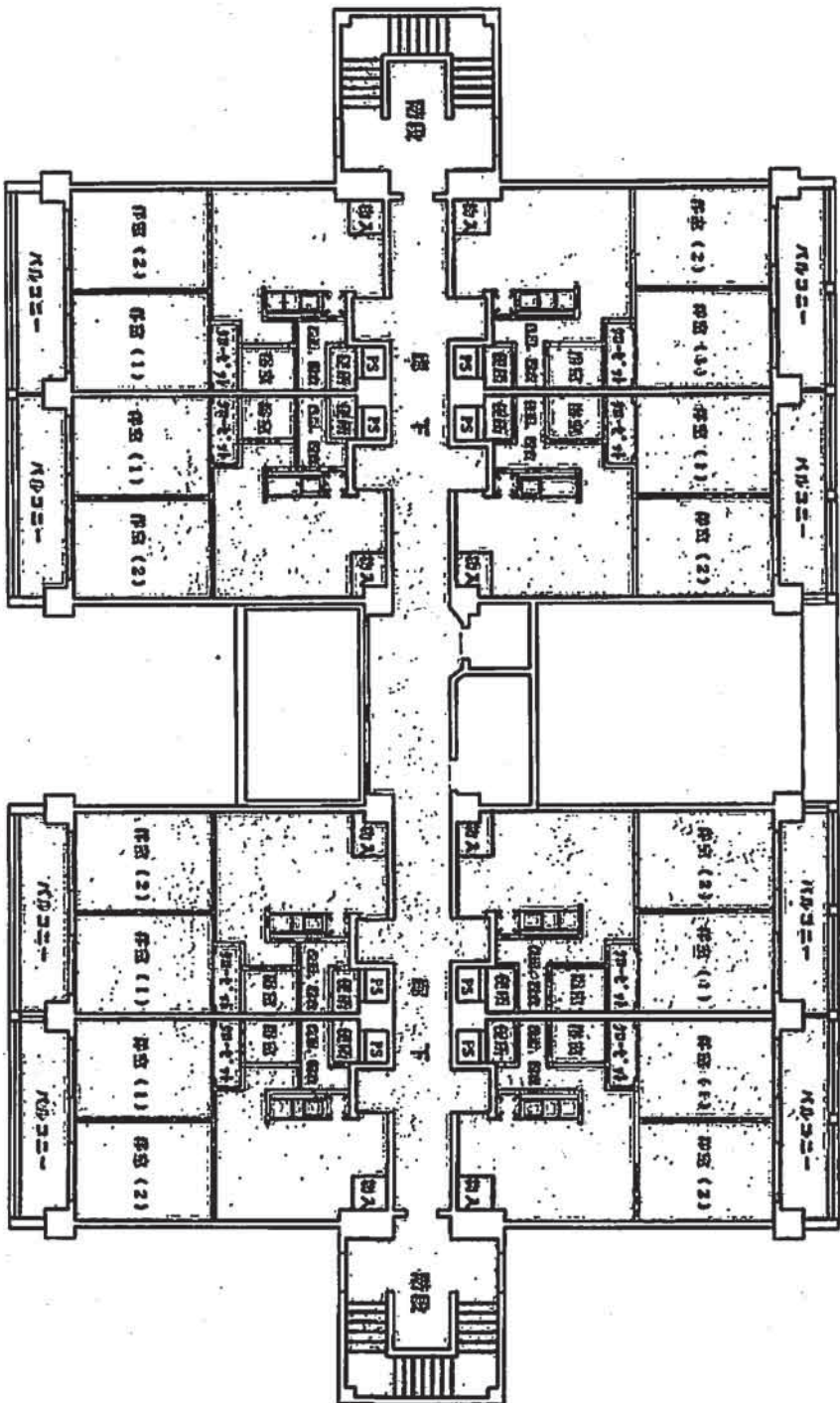


凡例



： 詳細実施場所

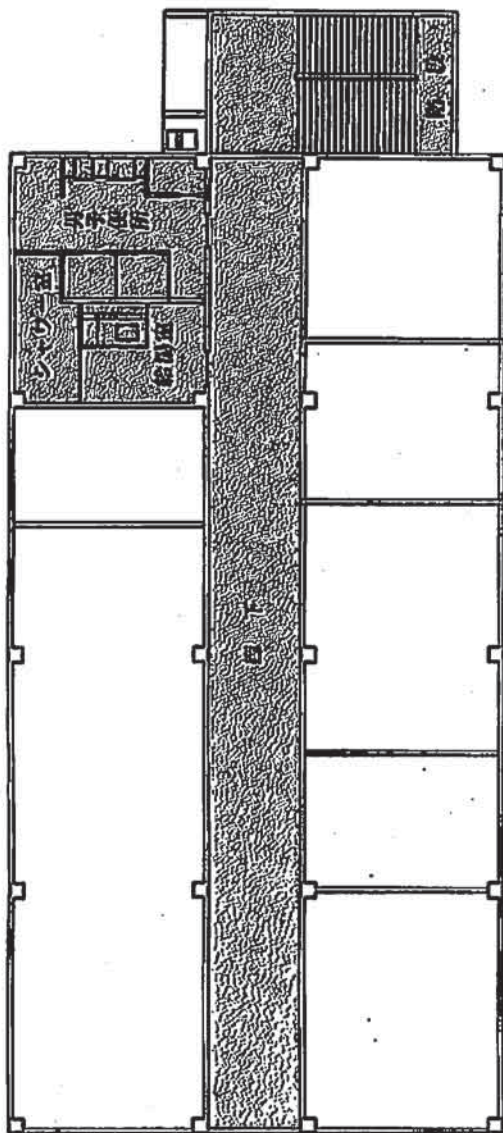
工事件名	航空自衛隊基地等の施設	図面番号	16/18
図 号	航空自衛隊117	図 尺	1/150
航空自衛隊目黒基地			



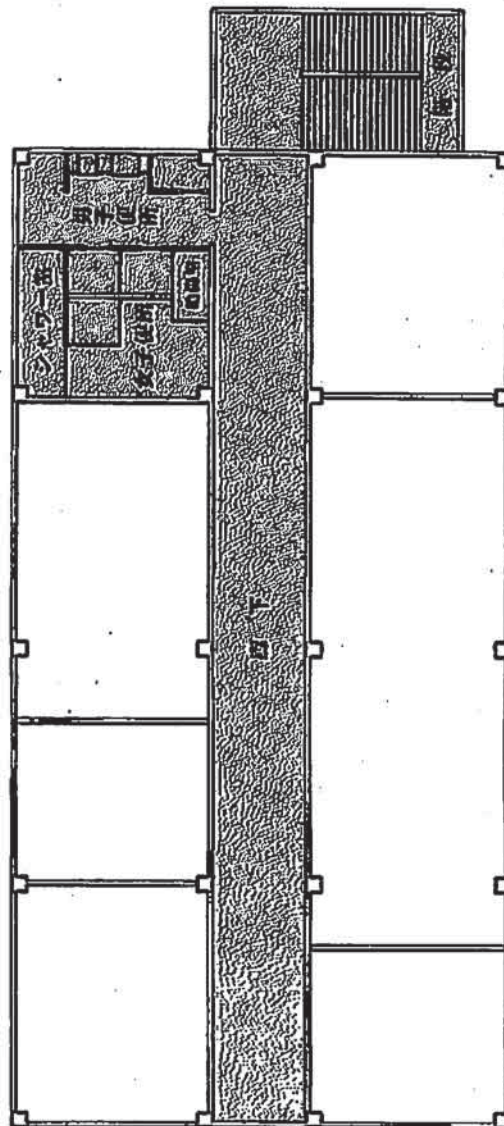
凡例

□ : 出撃実施場所

工事件名	航空自衛隊司令部の黒基	図面番号	17/18
図名	航空自衛隊司令部～5F	縮尺	1/150
航空自衛隊司令部黒基地			



1F 東京地方調査隊



2F 情報資料群第2資料隊

凡例



: 精製実施場所

工事件名	川島中学校地区等の施設	作成年月	10/18
図名	空自自衛隊17・2F	図尺	1/200
航空自衛隊目黒基地			

清掃作業基準表

別表1

平成22年度

No.	区分	清掃周期	実施日等	単位	予定数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
1	日常清掃	日1回	平日のみ毎日1回	回	244	21	18	22	22	22	20	20	20	19	19	19	22	
2	"	日2回	平日のみ毎日2回	"	488	42	36	44	44	44	40	40	40	38	38	38	44	
3	"	週1回(土)	毎週土曜日(祝日含む)1回	"	45	4	4	4	4	4	3	5	3	4	3	4	3	奇数月は定額清掃(期間中6回)に含ませず
4	"	週1回	毎週平日のみ1回	"	49	4	3	4	4	4	5	4	3	4	4	4	5	水曜日を基準
5	"	週2回	毎週平日のみ2回	"	98	8	7	9	9	9	8	8	7	7	8	8	10	火・木曜日を基準
6	"	週3回	毎週平日の月・火・木	"	144	12	11	13	13	14	11	11	12	11	11	12	13	月・火・木曜日を基準
7	"	週4回	毎週平日の月・水・木・金	"	194	17	15	17	18	17	16	16	16	15	15	15	17	月・水・木・金曜日を基準
8	"	月1回(土)	毎月土曜日のみ1回	"	6	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	奇数月は定額清掃(期間中6回)に含ませず
9	"	月1回	毎月平日のみ1回	"	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
10	"	月2回	毎月平日のみ2回	"	24	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
11	"	期間中4回	6・9・12・3月各1回	"	4	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	
12	定期清掃	期間中2回	6・12月各1回	"	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	ガラス清掃(年2回)
13	"	期間中6回	5・7・9・11・1・3月各1回	"	6	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	
14	"	期間中1回	ハウスクリーニング 指定する時期	戸	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	指定する時期

清掃作業基準表

学校棟

清掃場所等	平日 日1回	平日 日2回	月1回 (土) 日定期 清掃回数 を記入	平日 日1回	平日 日2回	平日 月1回	平日 月2回	月1回 (土) 日定期 清掃回数 を記入	平日 月1回	平日 月2回	平日 3ヵ月 に1回	6月 12月 各1回	2ヵ月 に1回 (平日 以外)	1ヵ月 に1回 (年中 1回)										
															日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	定期	定期	定期
															24	48	48	48	96	144	192	6	12	24
1F 玄関ホール (西1号)																								
1F 玄関ホール (西2号)																								
小計																								
1F (廊下) 21~23																								
2F (廊下) ロビー																								
3F (廊下) ロビー																								
3F (廊下) 717-3																								
3F (廊下) 717-5																								
6F (廊下) ロビー																								
7F (廊下) ロビー																								
8F 廊下B																								
小計																								
2F (廊下) 24~26																								
3F (廊下) 24~26																								
4F (廊下) 24~26																								
5F (廊下) 24~26																								
6F (廊下) 24~26																								
7F (廊下) 24~26																								
8F (廊下) 24~26																								
2F 廊下																								
3F 廊下																								
4F 廊下																								
5F 廊下																								
6F 廊下																								
7F 廊下																								
8F 廊下A																								
8F 廊下B																								
2F (廊下) 廊下A																								
2F (廊下) 廊下B																								
3F (廊下) 廊下A																								
3F (廊下) 廊下B																								
4F (廊下) 廊下A																								
4F (廊下) 廊下B																								
5F (廊下) 廊下A																								
5F (廊下) 廊下B																								
6F (廊下) 廊下A																								
6F (廊下) 廊下B																								
7F (廊下) 廊下A																								
7F (廊下) 廊下B																								
8F (廊下) 廊下A																								
8F (廊下) 廊下B																								
小計																								

演目編等	平日 日1回	平日 日2回	月1回 (土) 日定額 演目回数 除を除く	平日 日1回	平日 日2回	平日 月1回	平日 月本 会	月1回 (土) 日定額 演目回数 除を除く	平日 月1回	平日 月2回	平日 3ヵ月 に1回	6月 12月 各1回	2ヵ月 に1回 (平日 以外)	その他 に1回
	24	48	4	4	8	14	14	6	12	24	4	2	6	26
02 演目(男子A)	12.24	○											○	
02 演目(男子B)	22.04	○											○	
02 演目(女子B)	12.41	○											○	
17 演目(男子C)	5.99	○											○	
17 演目(女子C)	5.99	○											○	
27 演目(VIP)	5.24	○											○	
27 演目(男子A)	22.76	○											○	
27 演目(男子B)	22.77	○											○	
27 演目(女子B)	10.93	○											○	
27 演目(男子C)	5.10	○											○	
27 演目(女子C)	4.46	○											○	
27 演目(VIP)	5.24	○											○	
27 演目(男子A)	22.76	○											○	
27 演目(男子B)	22.77	○											○	
27 演目(女子B)	10.93	○											○	
27 演目(男子C)	12.50	○											○	
47 演目(VIP)	5.24	○											○	
47 演目(男子A)	22.76	○											○	
47 演目(男子B)	22.77	○											○	
47 演目(女子B)	10.93	○											○	
47 演目(男子C)	12.50	○											○	
57 演目(VIP)	5.24	○											○	
57 演目(男子A)	22.76	○											○	
57 演目(男子B)	22.77	○											○	
57 演目(女子B)	10.93	○											○	
57 演目(男子C)	5.10	○											○	
57 演目(女子C)	4.46	○											○	
67 演目(男子A)	22.76	○											○	
67 演目(男子B)	22.77	○											○	
67 演目(女子B)	10.93	○											○	
67 演目(男子C)	5.10	○											○	
67 演目(女子C)	4.46	○											○	
77 演目(男子A)	22.76	○											○	
77 演目(男子B)	22.77	○											○	
77 演目(女子B)	10.93	○											○	
77 演目(男子C)	5.66	○											○	
77 演目(男子D)	5.66	○											○	
87 演目(男子A)	11.55	○											○	
87 演目(男子B)	10.04	○											○	
87 演目(男子C)	10.04	○											○	
87 演目(女子B)	4.25	○											○	
87 演目(男子D)	10.71	○											○	
合計	332.14													

品目	単位	単価	平日	平日	土曜	平日	平日	平日	平日	月	月	月	月	月	月	月	
			1日	2日	(土)	1日	2日	火	水	(土)	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
			日	日	曜	日	日	日	日	曜	日	日	日	日	日	日	日
給食費			244	480	41	43	93	144	194	6	12	21	4	2	6	20	
1F 給食室A	P9/d	4.82	○												○		
1F 給食室B	P9/d	5.00	○												○		
2F 給食室A	P9/d	4.82	○												○		
2F 給食室B	P9/d	5.00	○												○		
3F 給食室A	P9/d	5.00	○												○		
3F 給食室B	P9/d	4.82	○												○		
4F 給食室A	P9/d	5.00	○												○		
4F 給食室B	P9/d	4.82	○												○		
5F 給食室A	P9/d	5.00	○												○		
5F 給食室B	P9/d	4.82	○												○		
6F 給食室A	P9/d	5.00	○												○		
6F 給食室B	P9/d	5.00	○												○		
7F 給食室A	P9/d	4.82	○												○		
7F 給食室B	P9/d	5.00	○												○		
8F 給食室A	P9/d	4.34	○												○		
8F 給食室B	P9/d	7.47	○												○		
小計		79.53															
1F エレベーター室	P9/d	12.74	○												○		
小計		12.74															
1F 階段A	P9/d	22.93	○												○		
2F 階段A	P9/d	22.93	○												○		
4F 階段A	P9/d	22.93	○												○		
5F 階段A	P9/d	22.93	○												○		
6F 階段A	P9/d	22.93	○												○		
7F 階段A	P9/d	22.93	○												○		
小計		137.58															
2F 階段A	3-1'g)	22.93	○												○		
小計		22.93															
2F シャワー室	5-2'g)	5.94	○												○		
3F シャワー室	5-2'g)	5.94	○												○		
4F シャワー室	5-2'g)	5.94	○												○		
5F シャワー室	5-2'g)	5.94	○												○		
7F シャワー室	5-2'g)	5.94	○												○		
小計		29.60															
1F 廊下(男用)	3-1'g)	11.97	○												○		
1F 廊下(女用)	3-1'g)	11.97	○												○		
1F 廊下	3-1'g)	435.24	○												○		
小計		459.21															
1F 便所(男子A)	5-2'g)	22.94	○												○		
1F 便所(女子A)	5-2'g)	11.97	○												○		
1F 便所(男子B)	5-2'g)	22.77	○												○		
小計		57.68															
1F シャワー室	5-2'g)	5.94	○												○		
小計		5.94															

品目	単位	数量	平日	平日	日1回	平日	平日	平日	平日	平日	月1回	平日	平日	平日	月1回	平日	平日	平日	月1回	月1回	月1回		
			日1回	日2回	(土)	日1回	日2回	日1回	日2回	日1回	日2回	日1回	日2回	日1回	日2回	日1回	日2回	日1回	日2回	日1回	日2回	日1回	日2回
			日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
品目別延等			244	432	45	45	93	144	194	6	12	24	4	2	6	26							
1P	教室 (CSC教室)	P7/0	154.02																			0	
1P	教室 (CSC大教室)	P7/0	271.79																			0	
1P	教室 (第1特別室)	P7/0	60.50																			0	
1P	教室 (第2特別室)	P7/0	53.86																			0	
1P	教室 (第3特別室)	P7/0	51.20																			0	
1P	教室 (第4特別室)	P7/0	56.87																			0	
1P	教室 (第5特別室)	P7/0	56.87																			0	
1P	教室 (第6特別室)	P7/0	49.42																			0	
1P	教室 (CSC教室)	P7/0	235.54																			0	
2P	教室 (特別室-1)	P7/0	47.54																			0	
2P	教室 (特別室-2)	P7/0	50.33																			0	
2P	教室 (特別室-3)	P7/0	47.56																			0	
2P	教室 (特別室-4)	P7/0	77.15																			0	
2P	教室 (学生教室-1)	P7/0	72.07																			0	
2P	教室 (学生教室-2)	P7/0	72.83																			0	
2P	教室 (合宿室)	P7/0	68.76																			0	
6P	教室 (合宿室)	P7/0	124.83																			0	
6P	教室 (CSC教室)	P7/0	137.66																			0	
6P	教室 (学生特別室)	P7/0	125.84																			0	
7P	教室 (合宿教室)	P7/0	352.41																			0	
小計			2,169.34																			0	
1P	教室 (ATC教室)	0-1)	99.64																			0	
1P	教室 (AOC教室)	P7/0	72.83																			0	
1P	教室 (CSC学生特別)	0-1)	116.14																			0	
1P	教室 (第2特別室)	0-1)	50.32																			0	
1P	教室 (ATC学生特別)	0-1)	50.53																			0	
2P	教室 (第1特別室)	0-1)	54.26																			0	
3P	教室 (中居室)	0-1)	178.12																			0	
3P	教室 (第1教室)	0-1)	234.71																			0	
3P	教室 (第2教室)	0-1)	178.12																			0	
3P	教室 (第3教室)	0-1)	56.61																			0	
3P	教室 (第4教室)	0-1)	47.97																			0	
4P	教室 (AOC教室)	0-1)	99.64																			0	
4P	教室 (合併講堂)	0-1)	174.62																			0	
4P	教室 (CSC教室)	0-1)	133.25																			0	
4P	教室 (AC教室)	0-1)	37.96																			0	
4P	教室 (第1特別室)	0-1)	33.45																			0	
6P	想定管理室	0-1)	72.08																			0	
7P	教室 (第1特別室)	0-1)	61.77																			0	
7P	教室 (第2特別室)	0-1)	47.18																			0	
小計			1,783.18																			0	
1P	夏期休業 (中居)	石原7 計上1P	681.91																			0	
小計			681.91																				0
02	非常用室 (夜間)	P7/0	22.16																			0	
1P	廊下 (夜間)	石原7 計上1P	64.64																			0	

			平日	平日	週1回	平日	平日	平日	平日	月1回	平日	平日	平日	6月	2ヵ月	1ヵ月
			日1回	日2回	(土) 1回 除 除 除	日1回	日2回	日大木	日水金	(土) 1回 除 除 除	日1回	日2回	日3回 に1回	日1回 各1回	に1回 (平日 以外)	に1回 に1回
消通船等			日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	定期	定期	定期
小計			244	488	45	45	90	144	194	6	12	24	4	2	6	20
小計			79.64													
BF	船位 (全船・船位除却)	PPD	247.76			○										○
BF	船位 (第1-4船位除却)	PPD	258.93			○										○
BF	船位 (第5-8船位除却)	PPD	234.24			○										○
BF	船位 (空船位11隻)	PPD	93.64			○										○
BF	船位 (空船位11隻)	PPD	97.69			○										○
小計			918.31													
BZ	船位A	PPD	12.44			○										○
BI	船位A	PPD	22.93			○										○
BI	船位B	PPD	23.66			○										○
BI	船位C	PPD	21.07			○										○
BI	船位D	PPD	23.66			○										○
IF	船位B	PPD	23.66			○										○
IF	船位C	PPD	21.13			○										○
IF	船位D	PPD	23.97			○										○
IF	船位E	PPD	23.97			○										○
2F	船位B	PPD	23.66			○										○
2F	船位C	PPD	21.13			○										○
2F	船位D	PPD	23.97			○										○
2F	船位E	PPD	23.97			○										○
3F	船位B	PPD	23.66			○										○
3F	船位C	PPD	21.13			○										○
3F	船位D	PPD	23.97			○										○
3F	船位E	PPD	23.97			○										○
4F	船位B	PPD	23.66			○										○
4F	船位C	PPD	21.13			○										○
4F	船位D	PPD	23.97			○										○
4F	船位E	PPD	23.97			○										○
5F	船位B	PPD	23.66			○										○
5F	船位C	PPD	21.13			○										○
5F	船位D	PPD	23.97			○										○
5F	船位E	PPD	23.97			○										○
6F	船位B	PPD	23.66			○										○
6F	船位C	PPD	21.13			○										○
6F	船位D	PPD	23.97			○										○
6F	船位E	PPD	23.97			○										○
7F	船位B	PPD	23.66			○										○
7F	船位C	PPD	21.13			○										○
7F	船位D	PPD	23.97			○										○
7F	船位E	PPD	23.97			○										○
8F	船位A	PPD	22.93			○										○
8F	船位B	PPD	23.66			○										○
8F	船位C	PPD	21.13			○										○
8F	船位D	PPD	23.97			○										○
8F	船位E	PPD	23.97			○										○
小計			884.63													

階層場所等	P/F	7.90	平日	平日	月1回 (土) 予定回 数を除く	平日	平日	平日	平日	月1回 (土) 予定回 数を除く	平日	平日	平日	6月	2ヵ月	9月		
			1回	2回	1回	2回	月水木	金	1回	2回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回
			日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
02 設備室	P/F	7.90																
小計		7.90																
02 (地下) エレベーター	P/F	53.50																
02 地下A	P/F	354.23																
02 (地下) 階段A	P/F	11.70																
02 (地下) 階段B	P/F	11.59																
小計		431.00																
02 検査 (設備材料等)	P/F	26.53																
02 検査 (設備材料等)	P/F	27.74																
02 検査 (設備材料等)	P/F	187.34																
02 検査 (設備材料等)	P/F	45.28																
02 検査 (設備材料等)	P/F	90.26																
小計		377.15																
02 検査 (設備材料等)	P/F	219.77																
02 検査 (設備材料等)	P/F	110.09																
02 検査 (設備材料等)	P/F	45.29																
小計		406.06																
02 地上階段	P/F	22.93																
小計		22.93																
02 (地下) ロビー	P/F	40.25																
02 地下B	P/F	129.40																
小計		169.65																
02 ドライエリアA	P/F	63.84																
02 ドライエリアB	P/F	21.29																
02 ドライエリアC	P/F	371.60																
01 外部階段A	P/F	22.00																
01 外部階段B	P/F	16.87																
1F 外部階段A	P/F	18.35																
1F 外部階段B	P/F	17.49																
小計		831.68																
02 検査 (設備材料等)	P/F	533.43																
01 階段 (設備材料等)	P/F	12.25																
01 検査 (設備材料等)	P/F	89.24																
4F 検査 (設備材料等)	P/F	202.75																
7F 検査 (設備材料等)	P/F	58.32																
小計		893.99																
3 ガラス		3,434.50																
小計		3,434.50																

			平日	平日	月1回	平日	平日	平日	平日	月1回	平日	平日	平日	6月	2ヵ月	2011-
			日1回	日2回	(土) 定期 回数除 く	日1回	日2回	月火水	月水木	(土) 定期 回数除 く	日1回	日2回	3ヵ月 に1回	12月 8-1回	に1回 (平日 以外)	11- 12月 4回中1 回
償還場所等			日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	定期	定期	定期	
			244	488	45	45	88	144	194	6	12	24	4	2	6	28
1F	SOC講堂 (中)	講堂	154.69				○									
1F	SOC講堂 (大)	講堂	271.79				○									
1F	第1討論室	講堂	62.66				○									
1F	第2討論室	講堂	52.66				○									
1F	第3討論室	講堂	61.20				○									
1F	第4討論室	講堂	64.87				○									
1F	第5討論室	講堂	64.87				○									
1F	第6討論室	講堂	49.42				○									
1F	CSC講堂	講堂	223.84				○									
1F	ABC講堂	講堂	72.63				○									
1F	AGC講堂	講堂	99.64				○									
3F	討論室 (1)	講堂	47.56				○									
3F	討論室 (2)	講堂	50.32				○									
3F	討論室 (3)	講堂	47.56				○									
3F	討論室 (4)	講堂	77.19				○									
3F	学生図書 (1)	講堂	72.07				○									
3F	学生図書 (2)	講堂	72.63				○									
3F	第1教室	講堂	234.71				○									
3F	第2教室	講堂	175.13				○									
4F	討論室1~4	講堂	202.78				○									
4F	CSC講堂	講堂	123.28				○									
4F	ABC講堂	講堂	99.64				○									
4F	合同講堂	講堂	174.63				○									
7F	合同教室	講堂	352.41				○									
7F	教室 (AGC討論室)	講堂	59.32				○									
7F	第1学生図書	講堂	95.78				○									
小計			3,081.26													

講堂棟

階	室名等	構造	数量(m ²)	清掃周期													
				平日 日1回	平日 日2回	週1回 (土) ※定期 清掃回数 を除く	平日 週1回	平日 週2回	平日 月火木	平日 月水木 金	月1回 (土) ※定期 清掃回数 を除く	平日 月1回	平日 月2回	平日 3か月に 1回	6月 12月 各1回	2か月に 1回 (平日 以外)	1か月に 1回 ※中1 回
				区分 回	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	定期	定期
校舎出所等				244	488	45	49	98	144	194	6	12	24	4	2	6	26
小計				103.26													
1F	玄関ホール(エントランス)	石張り 仕上げ	82.24	○												○	
1F	廊下(サービス玄関)	P7/6	21.02	○												○	
小計				103.26													
1F	便所(男子)	床シート	12.21	○												○	
1F	便所(女子)	床シート	6.83	○												○	
6F	便所(男子)	床シート	12.60	○												○	
小計				31.64													
6F	シャワー室	床シート	1.55	○												○	
6F	シャワー室	床シート	8.68	○												○	
小計				10.23													
3F	教室(会議室)	カーペット	86.22			○										○	
小計				86.22													
	エレベータ室		2.48			○										○	
小計				2.48													
3F	(廊下)前室	P7/6	10.62			○										○	
3F	(廊下)ホール	P7/6	98.68			○										○	
5F	廊下(ホール)	P7/6	22.01			○										○	
小計				131.31													
3F	図書室	P7/6	3.24			○										○	
小計				3.24													
3F	ステージ	板材	145.82			○											
5F	体育館	板材	727.38			○											
小計				873.20													
B2	階段B	P7/6	25.33			○										○	
B1	階段B	P7/6	25.33			○										○	
1F	階段A	P7/6	29.16			○										○	
1F	階段B	P7/6	24.62			○										○	
2F	階段A	P7/6	29.16			○										○	
3F	階段A	P7/6	29.16			○										○	
4F	階段A	P7/6	29.16			○										○	
5F	階段A	P7/6	29.16			○										○	
小計				221.08													

清掃場所等	清掃周期	区分	回	平日	平日	週1回	平日	平日	平日	平日	月1回	平日	平日	平日	6月	2カ月	1ヶ月
				日1回	日2回	(土) 週1回 清掃回数 を除外	日1回	日2回	日火木	月水木 金	(土) 週1回 清掃回数 を除外	日1回	日2回	日3回 に1回	12月 各1回	に1回 (平日 以外)	間中1 回
				日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	定期	定期	定期
				244	488	45	49	98	144	194	6	12	24	4	2	6	26
B2 教室(図書室)	P7/4		679.40				○										○
B1 教室(図書室)	P7/4		609.78				○										○
1F 教室(図書室)	P7/4		421.00				○										○
2F 教室(図書室)	P7/4		703.69				○										○
3F 教室(大講堂)	P7/4		388.78				○										○
5F 教室(更衣室)	P7/4		4.00				○										○
6F 教室(更衣室)	P7/4		28.40				○										○
小計			2,835.05														
B2 便所(男子)	床シート		10.94				○										○
B2 便所(女子)	床シート		8.10				○										○
B1 便所(男子)	床シート		10.94				○										○
B1 便所(女子)	床シート		8.10				○										○
2F 便所(男子)	床シート		10.40				○										○
2F 便所(女子)	床シート		8.10				○										○
3F 便所(男子)	床シート		19.44				○										○
3F 便所(女子)	床シート		15.12				○										○
小計			91.14														
4F 廊下(通路)	P7/4		9.10								○						○
小計			9.10														
4F 教室(映写室)	P7/4		34.92								○						○
小計			34.92														
1F 外部階段	コンクリート		32.22											○			
2F 外部階段	コンクリート		32.22											○			
3F 外部階段	コンクリート		32.22											○			
4F 外部階段	コンクリート		32.22											○			
小計			128.88														
B2 階段A	P7/4		27.34														○
B1 階段A	P7/4		27.34														○
6F 階段A	P7/4		29.16														○
7F 中央階段(屋上へ)	P7/4		29.16														○
小計			85.66														
窓ガラス			453.14												○		
小計			453.14														

隊舎棟

清掃場所等				平日	平日	週1回	平日	平日	平日	平日	月1回	平日	平日	平日	6月	2カ月	1ヶ月
				日1回	日2回	(土)定期清掃回数除く	日1回	日2回	月火木	水木金	(土)定期清掃回数除く	日1回	日2回	日3回	12月各1回	に1回(平日以外)	の間1回
				日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	定期	定期	定期
				244	488	45	49	98	144	194	6	12	24	4	2	6	26
階	室名等	構造	数量(m)														
1F	便所	床シト	32.15	○													○
2F	便所	床シト	32.15	○													○
3F	便所	床シト	32.15	○													○
4F	便所	床シト	32.15	○													○
5F	便所	床シト	32.15	○													○
6F	便所	床シト	32.15	○													○
7F	便所	床シト	32.15	○													○
8F	便所	床シト	32.15	○													○
小計			257.20														
1F	洗面所	床シト	15.00	○													○
2F	洗面所	床シト	15.00	○													○
3F	洗面所	床シト	15.00	○													○
4F	洗面所	床シト	15.00	○													○
5F	洗面所	床シト	15.00	○													○
6F	洗面所	床シト	15.00	○													○
7F	洗面所	床シト	15.00	○													○
8F	洗面所	床シト	15.00	○													○
小計			120.00														
1F	洗濯室	床シト	15.00	○													○
2F	洗濯室	床シト	15.00	○													○
3F	洗濯室	床シト	15.00	○													○
4F	洗濯室	床シト	15.00	○													○
5F	洗濯室	床シト	15.00	○													○
6F	洗濯室	床シト	15.00	○													○
7F	洗濯室	床シト	15.00	○													○
8F	洗濯室	床シト	15.00	○													○
小計			120.00														
1F	シャワー室	床シト	15.00	○													○
2F	シャワー室	床シト	15.00	○													○
3F	シャワー室	床シト	15.00	○													○
4F	シャワー室	床シト	15.00	○													○
5F	シャワー室	床シト	15.00	○													○
6F	シャワー室	床シト	15.00	○													○
7F	シャワー室	床シト	15.00	○													○
8F	シャワー室	床シト	15.00	○													○
小計			120.00														

			平日	平日	週1回	平日	平日	平日	平日	平日	月1回	平日	平日	平日	6月	2カ月	1ヶ月
			日1回	日2回	(土)定期回数除く	週1回	週2回	月火木	月水木金	(土)定期回数除く	月1回	月2回	3カ月に1回	12月各1回	に1回(平日以外)	間中1回	定期
清掃場所等			244	488	45	49	98	144	194	6	12	24	4	2	6	26	
1F	幹部浴場	716	84.00	○													○
1F	隊員浴場	716	37.50	○													○
8F	浴場	716	31.62	○													○
小計			153.12														
1F	夜脱場	床シート	30.00	○													○
1F	幹部脱衣場	床シート	42.00	○													○
1F	隊員脱衣場	床シート	22.50	○													○
8F	脱衣場(女子)	床シート	13.37	○													○
小計			107.87														
1F	玄関ホール	石張り仕上げ	23.00			○											○
小計			23.00														
1F	廊下(21ハ→2-2)	P716	9.75			○											○
2F	廊下(21ハ→2-2)	P716	9.75			○											○
3F	廊下(21ハ→2-2)	P716	9.75			○											○
4F	廊下(21ハ→2-2)	P716	9.75			○											○
5F	廊下(21ハ→2-2)	P716	9.75			○											○
6F	廊下(21ハ→2-2)	P716	9.75			○											○
7F	廊下(21ハ→2-2)	P716	9.75			○											○
8F	廊下(21ハ→2-2)	P716	9.75			○											○
1F	廊下	P716	52.45			○											○
2F	廊下	P716	197.24			○											○
3F	廊下	P716	197.24			○											○
4F	廊下	P716	197.24			○											○
5F	廊下	P716	197.24			○											○
6F	廊下	P716	197.24			○											○
7F	廊下	P716	197.24			○											○
8F	廊下	P716	197.24			○											○
小計			1,511.13														
1F	廊下(21ハ→2-2)	2-ハ'71	7.25			○											○
2F	廊下(21ハ→2-2)	2-ハ'71	7.25			○											○
3F	廊下(21ハ→2-2)	2-ハ'71	7.25			○											○
4F	廊下(21ハ→2-2)	2-ハ'71	7.25			○											○
5F	廊下(21ハ→2-2)	2-ハ'71	7.25			○											○
6F	廊下(21ハ→2-2)	2-ハ'71	7.25			○											○
7F	廊下(21ハ→2-2)	2-ハ'71	7.25			○											○
8F	廊下(21ハ→2-2)	2-ハ'71	7.25			○											○
1F	廊下	2-ハ'71	122.75			○											○
2F	廊下	2-ハ'71	156.96			○											○

清掃場所等		平日	平日	週1回	平日	平日	平日	平日	月1回	平日	平日	平日	6月	2ヵ月	1ヵ月	
		日1回	日2回	(土)	週1回	週2回	月火木	月水木金	(土)	日1回	日2回	日3回	12月	に1回	に1回	に1回
		日常	日常	※定期 清掃回数 を除く	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	各1回	各1回	(平日 以外)	期中1 回
		244	488	45	49	98	144	194	6	12	24	4	2	6	26	
3F	廊下	0-ベ-ット	156.96		○										○	
4F	廊下	0-ベ-ット	156.96		○										○	
5F	廊下	0-ベ-ット	156.96		○										○	
6F	廊下	0-ベ-ット	156.96		○										○	
7F	廊下	0-ベ-ット	156.96		○										○	
8F	廊下	0-ベ-ット	156.96		○										○	
小計			1,279.47													
エレベータ室			3.78		○										○	
小計			3.78													
1F	階段	P77/b	17.48		○										○	
2F	階段	P77/b	17.48		○										○	
3F	階段	P77/b	17.48		○										○	
4F	階段	P77/b	17.48		○										○	
5F	階段	P77/b	17.48		○										○	
6F	階段	P77/b	17.48		○										○	
7F	階段	P77/b	17.48		○										○	
8F	階段	P77/b	17.48							○					○	
小計			139.84													
窓ガラス(居室)			983.32											○		
窓ガラス(光庭、玄関等)			442.81											○		
小計			1,426.13													

厚生棟・車庫棟・ゴミ集積所

階	室名等	構造	数量(m)	平日	平日	週1回	平日	平日	平日	平日	月1回	平日	平日	平日	6月	2カ月	1ヶ月	
				日1回	日2回	(土)	週1回	週2回	月火木	月水木金	(土)	月1回	月2回	3カ月	12月	に1回	に1回	間
				日常	日常	指定回数 数を除く	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	定期	定期	定期	定期
清掃場所等				244	488	45	49	98	144	194	6	12	24	4	2	6	28	
1F	玄関ホール	磁気質 746	11.81	○													○	
2F	衛生玄関	磁気質 746	6.30	○													○	
小計			18.11															
1F	廊下(売店)	PP16	78.81	○													○	
1F	廊下(渡廊下)	PP16	12.98	○													○	
2F	廊下	PP16	131.64	○													○	
2F	廊下(待合ホール)	PP16	77.12	○													○	
1F	廊下(食堂)	PP16	40.80	○													○	
小計			341.33															
1F	便所(男子)	ユニット 16	6.00	○													○	
1F	便所(女子)	ユニット 16	6.00	○													○	
2F	便所(男子)	ユニット 16	15.87	○													○	
2F	便所(女子)	ユニット 16	9.60	○													○	
2F	衛生便所(男子)	ユニット 16	12.00	○													○	
2F	衛生便所(女子)	ユニット 16	6.06	○													○	
小計			65.53															
2F	シャワー室	ユニット 16	4.94	○													○	
小計			4.94															
1F	厚生室内階段	ユニット 16	22.48	○													○	
小計			22.48															
2F	外部廊下A	コンクリート	21.89				○											
小計			21.89															
1F	階段(衛生)	コンクリート	34.40				○											
小計			34.40															
1F	階段室階段	コンクリート	14.20												○			
2F	田研外部階段	コンクリート	13.64												○			
BF	ドライエリア	コンクリート	13.60												○			
小計			41.34															

車庫棟

清掃場所等				平日	平日	週1回	平日	平日	平日	平日	月1回	平日	平日	平日	6月	2カ月	その他			
				日1回	日2回	(土) 1回 ※定期 清掃回数 数を除く	週1回	週2回	月火木	月水木 金	(土) 1回 ※定期 清掃回数 数を除く	月1回	月2回	3カ月に1回	12月 各1回	に1回 (平日 以外)	1回 中1回			
				日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	定期	定期	定期			
				244	488	45	49	99	144	194	6	12	24	4	2	6	26			
階	室名等	構造	数量(m ²)																	
1F	シャワー室	コンクリート	4.16	○													○			
小計			4.16																	
1F	便所、洗面所	コンクリート	13.69	○													○			
小計			13.69																	

ゴミ集積所 (屋外)

清掃場所等				平日	平日	週1回	平日	平日	平日	平日	月1回	平日	平日	平日	6月	2カ月	その他			
				日1回	日2回	(土) 1回 ※定期 清掃回数 数を除く	週1回	週2回	月火木	月水木 金	(土) 1回 ※定期 清掃回数 数を除く	月1回	月2回	3カ月に1回	12月 各1回	に1回 (平日 以外)	1回 中1回			
				日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	定期	定期	定期			
				244	488	45	49	99	144	194	6	12	24	4	2	6	26			
階	室名等	構造	数量(m ²)																	
-	障害棟	コンクリート	21.75						○											
-	厚生棟	コンクリート	13.75						○											
小計			35.50																	
-	学校棟	コンクリート	17.10						○											
小計			17.10																	

空自合同棟

階	箇所等	構造	数量(m ²)	清掃周期													
				平日 日1回	平日 日2回	週1回 (土) ※定期 清掃回数 数を除く	平日 週1回	平日 週2回	平日 月火木	平日 月水木金	月1回 (土) ※定期 清掃回数 数を除く	平日 月1回	平日 月2回	平日 3カ月 に1回	6月 12月 各1回	2カ月 に1回 (平日 以外)	1ヶ月- 2ヶ月 間中1 回
				区分 回	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	定期	定期	定期
	清掃場所等			244	488	48	49	98	144	194	6	12	24	4	2	6	26
1F	玄関	石張り 仕上げ	1.70				○										
	小計		1.70														
1F	廊下	カーペット	46.00				○										
2F	廊下	カーペット	46.00				○										
	小計		91.00														
1F	便所(男)	ビニール 床シート	14.10				○										
2F	便所(男)	ビニール 床シート	11.09				○										
2F	便所(女)	ビニール 床シート	7.85				○										
	小計		33.04														
1F	湯沸室	床シート	7.00				○										
2F	湯沸室	床シート	1.95				○										
	小計		8.95														
1F	階段	PP材	8.84				○										
	小計		8.84														
1F	シャワー室	床シート	5.00				○										
2F	シャワー室	床シート	3.00				○										
	小計		8.00														

留学生会館

階	室名等	構造	積換場所等	積換期間	区分													
					平日 日1回	平日 日2回	週1回 (土) ※定期 積換回数 数を除く	平日 週1回	平日 週2回	平日 月火木	平日 月水木金	月1回 (土) ※定期 積換回数 数を除く	平日 月1回	平日 月2回	平日 3カ月 に1回	6月 12月 各1回	2カ月 に1回 (平日 以外)	月1回 に1回 ※定期 積換回数 数を除く
					日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	定期	定期	定期
					244	488	45	45	98	144	194	6	12	24	4	2	6	26
	空室等		数量(m ²)															
1F	玄関ホール(中央)	PPf	55.25				○											○
	小計		55.25															
1F	会議室(1)	PPf	51.05				○											○
1F	会議室(2)	PPf	48.75				○											○
	小計		99.80															
1F	会議室(3)	カーペット	39.80				○											○
1F	会議室(4)	カーペット	37.50				○											○
	小計		77.30															
1F	廊下	PPf	150.30				○											○
2F	廊下	PPf	48.90				○											○
3F	廊下	PPf	48.90				○											○
4F	廊下	PPf	48.90				○											○
5F	廊下	PPf	48.90				○											○
	小計		345.90															
1F	給油室	ビニール 床シート	7.50				○											○
	小計		7.50															
1F	便所、洗室	ビニール 床シート	39.36				○											○
	小計		39.36															
1F	エレベーター室		1.89				○											○
	小計		1.89															
1F	階段(北側)	コンクリート	27.50				○											
1F	階段(南側)	コンクリート	23.90				○											
2F	階段(北側)	コンクリート	27.50				○											
2F	階段(南側)	コンクリート	23.90				○											
3F	階段(北側)	コンクリート	27.50				○											
3F	階段(南側)	コンクリート	23.90				○											
4F	階段(北側)	コンクリート	27.50				○											
4F	階段(南側)	コンクリート	23.90				○											
	小計		205.60															
1F	居室	板材	202.75															○
	小計		202.75															
1F	居室(便所、浴室)	コンクリート	41.00															○
	小計		41.00															
1F	居室(バルコニー)	コンクリート	104.58															○
	小計		104.58															

清掃場所等	区分	清掃周期	平日 日1回	平日 日2回	週1回 (土) ※定期 清掃回 数を除く	平日 週1回	平日 週2回	平日 月火木	平日 月水木 金	月1回 (土) ※定期 清掃回 数を除く	平日 月1回	平日 月2回	平日 3カ月に 1回	6月 12月 各1回	2カ月に1回 (平日 以外)	月1回 中1回
		回	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	日常	定期	定期	定期
附	室名等	構造	数量(m ²)													
1F	管理人室	PP ₁	30.00													○
	小計		30.00													
2F	居室 (3戸)	板材	493.17													○
3F	居室 (7戸)	板材	493.17													○
4F	居室 (8戸)	板材	493.17													○
5F	居室 (8戸)	板材	493.17													○
	小計		1,972.68													
	窓ガラス(2~5階中央窓 下)		37.38											○		
	小計		37.38													

防研地区実施要領

別紙3

1 役務内容

(1) 施設等清掃

役務場所は、付紙のとおりとし、作業体制は表1のとおりとする。

表1

番号	区分	役務実施	備考
1	日常清掃	08:30~17:00の間	土日・祝日・年末年始は休務日
2	定期清掃	床面洗浄清掃 月1回(原則第2土曜日)	第2土曜日に実施できない場合、 相互調整により実施

ア 本館日常清掃作業

a 玄関・廊下・階段

- ・自在箒又は化学処理モップ若しくは掃除機を用いて床面の塵埃を取除き、汚れの多いときは水拭きを行うものとする。(毎日)
- ・階段・手摺及び低所壁面の除塵を行うものとする。(2日に1回)
- ・金属部分及びスイッチ周りの汚れを拭き取るものとする。(週1回)
- ・吸殻入れ、紙屑入れの内容物を取り出し処理するものとする。(毎日)

b 洗面所

- ・床面を水拭きし、汚れの多いときは水洗いを行うものとする。(毎日)
- ・扉、間仕切り及び壁面を拭き上げるものとする。(週1回)
- ・便器、洗面器等衛生陶器を清掃するものとする。(毎日)
- ・洗面台、鏡及びその周囲を清掃するものとする。(2日に1回)
- ・水洗金具等の金属部分を空拭きするものとする。(週1回)
- ・トイレトーパー、水石鹸を補充するものとする。(その都度)
- ・紙屑入れ、汚物入れの内容物を処理するものとする。(毎日)

c 湯沸場

- ・床面の清掃を行い、汚れの多いときは水拭きを行うものとする。(毎日)
- ・扉、壁面を拭き上げるものとする。(週1回)
- ・流し台、湯沸器周りを清掃するものとする。(毎日)
- ・金属部分及びスイッチ周りを拭き上げるものとする。(週1回)
- ・吸殻入れ、茶殻入れ、汚物入れ等の内容物を処理するものとする。(毎日)

イ 戦史部日常清掃

a 玄関・廊下・階段

- ・自在箒又は化学処理モップ若しくは掃除機を用いて床面の塵埃を取除き、汚れの多いときは水拭きを行うものとする。(毎日)
- ・階段・手摺及び低所壁面の除塵を行うものとする。(2日に1回)

- ・金属部分及びスイッチ周りの汚れを拭き取るものとする。(週1回)
 - ・吸殻入れ、紙屑入れの内容物を取り出し処理するものとする。(毎日)
- b 洗面所
- ・床面を水拭きし、汚れの多いときは水洗いを行うものとする。(毎日)
 - ・扉、間仕切り及び壁面を拭き上げるものとする。(週1回)
 - ・便器、洗面器等衛生陶器を清掃するものとする。(毎日)
 - ・洗面台、鏡及びその周囲を清掃するものとする。(2日に1回)
 - ・水洗金具等の金属部分を空拭きするものとする。(週1回)
 - ・トイレトーパー、水石鹼を補充するものとする。(その都度)
 - ・紙屑入れ、汚物入れの内容物を処理するものとする。(毎日)
- c 湯沸場
- ・床面の清掃を行い、汚れの多いときは水拭きを行うものとする。(毎日)
 - ・扉、壁面を拭き上げるものとする。(週1回)
 - ・流し台、湯沸器周りを清掃するものとする。(毎日)
 - ・金属部分及びスイッチ周りを拭き上げるものとする。(週1回)
 - ・吸殻入れ、茶殻入れ、汚物入れ等の内容物を処理するものとする。(毎日)
- ウ 南館日常清掃
- a 玄関・廊下・階段
- ・自在箒又は化学処理モップ若しくは掃除機を用いて床面の塵埃を取除き、汚れの多いときは水拭きを行うものとする。(毎日)
 - ・階段・手摺及び低所壁面の除塵を行うものとする。(2日に1回)
 - ・金属部分及びスイッチ周りの汚れを拭き取るものとする。(週1回)
 - ・吸殻入れ、紙屑入れの内容物を取り出し処理するものとする。(毎日)
- b 洗面所
- ・床面を水拭きし、汚れの多いときは水洗いを行うものとする。(毎日)
 - ・扉、間仕切り及び壁面を拭き上げるものとする。(週1回)
 - ・便器、洗面器等衛生陶器を清掃するものとする。(毎日)
 - ・洗面台、鏡及びその周囲を清掃するものとする。(2日に1回)
 - ・水洗金具等の金属部分を空拭きするものとする。(週1回)
 - ・トイレトーパー、水石鹼を補充するものとする。(その都度)
 - ・紙屑入れ、汚物入れの内容物を処理するものとする。(毎日)
- c 湯沸場
- ・床面の清掃を行い、汚れの多いときは水拭きを行うものとする。(毎日)
 - ・扉、壁面を拭き上げるものとする。(週1回)
 - ・流し台、湯沸器周りを清掃するものとする。(毎日)
 - ・金属部分及びスイッチ周りを拭き上げるものとする。(週1回)
 - ・吸殻入れ、茶殻入れ、汚物入れ等の内容物を処理するものとする。(毎日)
- エ 渡り廊下日常清掃
- a 自在箒又は化学処理モップ若しくは掃除機を用いて床面の塵埃を取除き、汚れの多いときは水拭きを行うものとする。(毎日)

- b 階段・手摺及び低所壁面の除塵を行うものとする。(2日に1回)
 - c 扉、金属部分を拭き上げるものとする。(週1回)
 - オ 車庫洗面所日常清掃
 - a 床面を水拭きし、汚れの多いときは水洗いを行うものとする。(毎日)
 - b 扉、間仕切り及び壁面を拭き上げるものとする。(週1回)
 - c 便器、洗面器等衛生陶器を清掃するものとする。(毎日)
 - d 洗面台、鏡及びその周囲を清掃するものとする。(2日に1回)
 - e 水洗金具等の金属部分を空拭きするものとする。(週1回)
 - トイレットペーパー、水石鹸を補充するものとする。(その都度)
 - 紙屑入れ、汚物入れの内容物を処理するものとする。(毎日)
 - カ 床面洗浄清掃(定期清掃)
 - a 床面の塵埃を取り除いた後、適性洗剤を塗布して機械洗浄を行うものとする。
 - b 洗浄した汚水を取り除き、水モップで数回拭上げるものとし、乾燥後、樹脂ワックスを塗布して光沢仕上を行うものとする。
 - c 汚れの酷い箇所は、必要に応じて古いワックスの剥離作業を行うものとする。
 - キ 玄関前ロータリー清掃作業
 - a 落ち葉等の掃き掃除を行うものとする。(週3回)
 - b 緑石の除草作業を行うものとする。(月1回)
 - (2) 窓ガラス清掃
 - ア 役務場所は、防衛研究所の全ての庁舎(本館、戦史部、南館)とし、作業回数は6月、12月、3月の年3回行うものとする。
 - イ 作業面積は、表2のとおりとし、作業手順は以下のとおりとする。
 - a ガラスに付着しているごみ等を落とす。
 - b ガラス面(両面)を洗浄する。
 - c きれいな布等を用いて洗浄液を拭き取る。
 - d 仕上拭きをおこなう。
- 洗浄液の拭取りは、ゴムヘラ等の使用を可とする。但し、ガラス枠等に洗浄液が残る場合は、きれいな布等を用いて拭き取るものとする。

表2

番号	建物名称	規格	面積(m ²)	備考
1	本館	開き窓	660.39	天窓 21.21m ² 含む
2	戦史部		210.89	天窓 6.28m ² 含む
3	南館		206.46	
4	渡り廊下		7.12	
5		はめ殺し	33.86	
	合計		1,118.72	

2 提出書類

契約相手方は、作業終了後速やかに作業報告書を官側に提出するものとする。

3 検査

目視検査及び作業報告書により実施する。

付紙

清掃作業実施場所

単位：㎡

建物区分 区分	本館	戦史部	南館	渡り廊下	車庫	合計
廊下	463	250	162	22		897
階段	148	86	33			267
南館会議室			54			54
洗面所	120	43	25		2.8	190.8
湯沸場	16	21	11			48
小計	747	400	285	22	2.8	1,456.8
玄関前	1,080					1,080
合計	1,827	400	285	22	2.8	2,536.8
備考	本館 1F～屋上出口まで 戦史部 1F～3Fまで 南館 1F～3Fまで 渡り廊下 3F (本館～戦史部)					

各庁舎便器数 単位：個

	大便器	小便器	洗面器
本館	19	13	14
戦史部	7	8	8
南館	4	6	6
車庫	1	1	1
合計	31	28	29

仕様書

1 件名：害虫等駆除

2 関連文書

この仕様書で引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積提出時における最新版とする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年 4 月 14 日法律第 20 号)
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和 46 年 1 月 21 日厚生省令第 2 号)
- (3) 事務所衛生基準規則(昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 43 号)
- (4) 労働安全衛生規則(昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号)

3 役務に関する要求

(1) 概要

本役務は、関連文書や建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 4 条に基づき、環境整備の一環として防衛省目黒地区建築物の衛生的な環境を確保するため実施するものである。

(2) 対象施設

対象施設は表 1 のとおりとする。

表 1

番号	地区名	建物名称	備考
1	技本地区	12 号館	1F～4F
2	技本地区	16 号館	1F・2F
3	技本地区	18 号館	1F・2F
4	技本地区	装甲実験棟(2 号館)	3F
5	技本地区	弾道研究センター(3 号館)	
6	技本地区	弾道研究センター(4 号館)	
7	学校地区	学校棟	
8	学校地区	隊舎棟	
9	学校地区	講堂棟	
10	学校地区	厚生棟	
11	学校地区	車庫棟	
12	防研地区	本館(7 号館)	
13	防研地区	戦史部(6 号館)	
14	防研地区	南館(11 号館)	

番号	地区名	建物名称	備考
15	防研地区	車庫(9号館)	
16	防研地区	渡り廊下	

(3) 役務の内容

- ア 技本地区
別紙1のとおり。
- イ 学校地区
別紙2のとおり。
- ウ 防研地区
別紙3のとおり。

4 承認用図書

契約相手方は、契約後速やかに害虫駆除実施予定表3部を官に提出し、承認を得ること。

5 その他

- (1) 契約相手方は、本役務を実施するうえで、詳細にわたり官と密接な連絡を保ち、良好な結果が得られるように努めるものとする。
- (2) 原則として作業は閉庁日でない日の08:30~17:15の間に実施するものとする。
- (3) 契約相手方は、本役務の履行に必要な事項において、官の保有する施設及び設備等を使用する必要がある場合には、あらかじめ官側と十分調整の上、官の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。
- (4) 契約相手方は本役務の履行にあたり、施設区域以外への立入は禁止とするが、やむを得ず当該区域への立入を必要とする場合は、官の指示を受けるものとする。
- (5) 契約相手方の現場代理人は、役務現場の安全に関する管理責任者となり、関係法令等に従って管理を行うものとする。また、役務現場においては、常に役務の安全に留意し事故及び災害の防止に努めるものとする。
- (6) 契約相手方は、作業中不可抗力以外で構造物等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。
- (7) 契約相手方は細部測定等については、官の指示によるものとし、漏電等が生じないよう行い、発生した場合は速やかに官に報告するとともに、契約相手方がその責任を負うものとする。
- (8) 契約相手方は役務の履行により生じた発生屑等は、契約相手方が持ち帰り処分するものとする。
- (9) 契約相手方は、役務の履行にあたり、履行場所周辺の車両及び人員の通行対して安全上の注意を十分に行うものとする。

- (10) 契約相手方は、許可なく仕様書の複写または作業関係者以外への貸し出しを行うことは禁止とする。また、作業終了後は全て契約書に添付するものとする。
- (11) 契約相手方は、本役務の実施により知り得た内容に関して漏えいしてはならないものとする。
- (12) 契約相手方は、本仕様書に明記されていない事項及び現場の収まり等の関係で、工法等の変更が生じた場合は、官と協議し、その指示を受けるものとする。
- (13) 作業に必要とする器材等は、契約相手方が負担するものとする。
- (14) 本仕様書について疑義が生じた場合には、速やかに官と協議するものとする。

1 役務内容

(1) 12号館の生息状況点検

ア 生息状況の点検

生息状況の聞き取り調査、目視調査、トラップ調査、無毒餌による調査、環境調査及び飽和食塩水遊離法による調査を毎月1回実施するものとする。

イ 生息状況点検記録及び作業報告書

毎月点検終了後、生息状況点検記録を作成し、生息が確認された場合は、必要な駆除作業及び発生防止の措置を実施し、作業報告書を作成するものとする。

(2) 12号館・16号館・18号館の害虫駆除作業

薬剤散布等の害虫駆除作業を、5月、11月に各1回実施するものとし、作業実施場所は表1のとおりとする。

表 1

番号	作業場所	面積(m ²)	備考
1	12号館	7,114	1F～4F
2	16号館	221	1F・2F
3	18号館	506	1F・2F
	合計	7,841	

(3) 2号館及び弾道研究センターの屋内害虫駆除作業

ア 生息状況の点検

生息状況点検計画を作成し、聞き取り調査、目視調査、トラップ調査、無毒餌による調査、環境調査を毎月1回実施するものとする。

イ 生息状況点検記録作成

毎月点検終了後、生息状況点検記録を作成し、生息が確認された場合は、必要な駆除作業及び発生防止の措置を実施し、作業報告書を作成するものとする。

2 提出書類

(1) 12号館の生息状況点検

提出書類は、表2のとおりとする。

表 2

番号	品名	数量	提出時期	備考
1	生息状況点検記録	1部	毎月点検終了後速やかに	
2	作業報告書	1部	駆除作業実施後速やかに	

(2) 12号館・16号館・18号館の害虫駆除作業

契約相手方は、作業終了後速やかに駆除作業報告書を官側に提出するものとする。

(3) 2号館及び弾道研究センターの屋内害虫駆除作業

提出書類は、表3のとおりとする。

表 3

番号	品名	数量	提出時期	備考
1	生息状況点検計画	1部	作成後速やかに	
2	生息状況点検記録	1部	毎月点検終了後速やかに	
3	作業報告書	1部	駆除作業実施後速やかに	

3 検査

目視及び提出書類により実施する。

1 役務内容

(1) 給食班における害虫防除作業

ア 防除対象建築物及び時期

防除対象区域は別図1に示す区域とし、防除時間は16:00～17:00までの間とする。また、防除時期は官側の指示によるものとし、防除回数は原則として4回/年実施するものとする。

イ 防除方法

a 生息状況の点検

生息状況の点検計画を作成し、聞き取り調査、目視調査、トラップ調査、無毒餌による調査、環境調査を実施するものとする。

b 生息状況点検記録作成

点検終了後、生息状況点検記録を作成するものとする。

c 防除作業及び防除作業報告書

防除作業及び発生防止措置を実施し、防除作業報告書を作成するものとする。

d 防除方法は、食毒剤設置及び薬剤散布とし、使用薬剤は、ダイアジノン MC、エアローチ A、マックスフォース、ローチトラップ、MAX ジェル又は同等品以上とする。防除作業を行うものとし、その後、防除効果の測定を行うものとする。

(2) 鼠属・衛生害虫防除

ア 給食班における害虫防除作業

a 防除対象建築物及び時期

防除対象区域は表1及び別図2のとおりとし、防除時間は09:00～17:00までの間とする。また、防除時期は官側の指示によるものとし、防除回数は原則として2回/年実施するものとする。

表1

番号	建物名称	建物番号	備考
1	学校棟	101	
2	隊舎棟	102	
3	講堂棟	103	
4	厚生棟	104	1F及び2F 食堂を除く
5	車庫棟	105	

イ 防除方法

a 生息状況の点検

生息状況の点検計画を作成し、聞き取り調査、目視調査、トラップ調査、無毒餌による調査、環境調査を実施するものとする。

b 生息状況点検記録作成

点検終了後、生息状況点検記録を作成するものとする。

c. 防除作業及び防除作業報告書

防除作業及び発生防止措置を実施し、防除作業報告書等を作成するものとする。

d. 鼠属・衛生害虫の防除には、ULV(高濃度少量散布による薬剤散布)を行うものとする。

2 提出書類

(1) 給食班における害虫防除作業

提出書類は表2のとおりとする。

表2

番号	品名	部数	提出時期	備考
1	生息状況点検記録	1部	点検終了後速やかに	
2	防除作業報告書	1部	防除作業実施後速やかに	

(2) 鼠属・衛生害虫防除

提出書類は表3、付紙1及び付紙2のとおりとする。

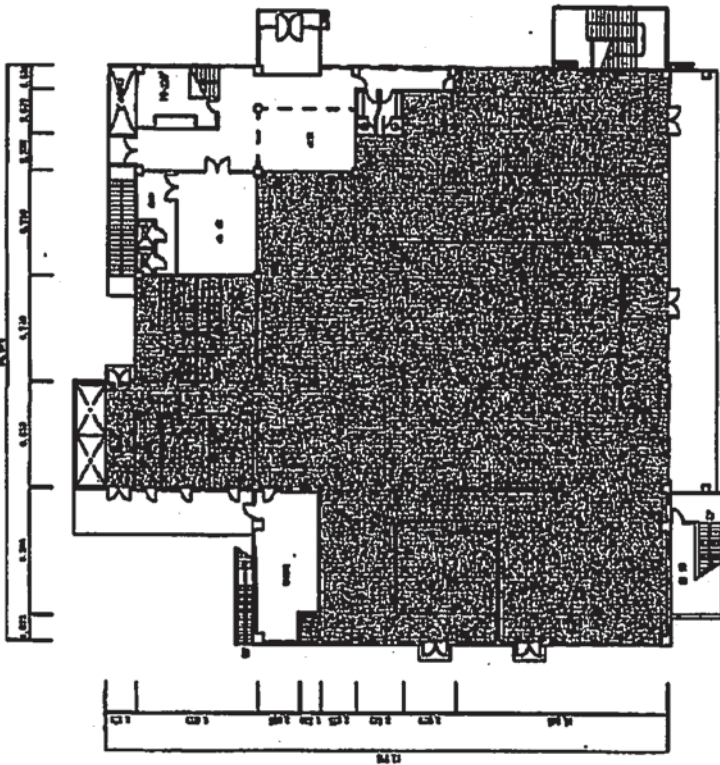
表3

番号	品名	部数	提出時期	備考
1	生息状況点検記録	1部	点検終了後速やかに	
2	防除作業報告書	1部	防除作業実施後速やかに	
3	役務日誌	1部	防除作業実施後速やかに	

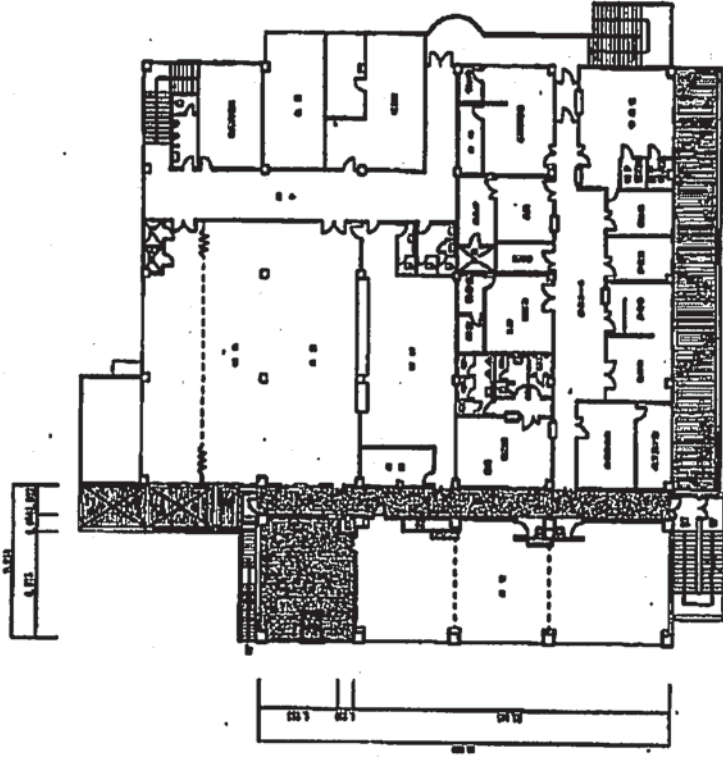
3 検査

提出書類により実施する。

別圖1



1 F 平面图

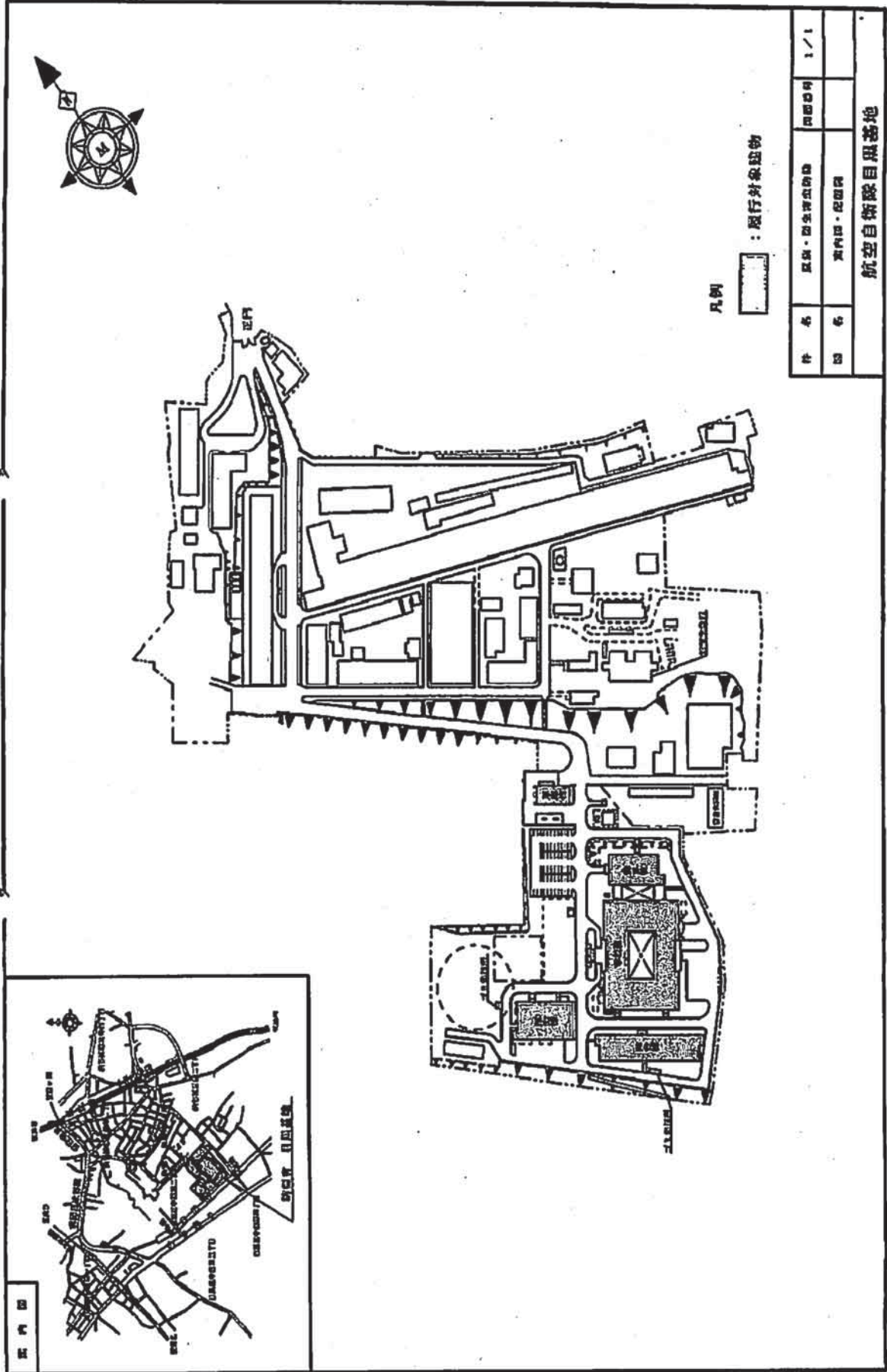


2 F 平面图

凡 例
 : 作業場所区域

工事名称	建設・修繕作業計画	図面番号	3 / 1
図名	作業場所区域	図尺	1/300
航空自衛隊目黒基地			

別图2



防除作業報告書

防除場所	航空自衛隊							
作業場所	航空自衛隊目黒基地(学校棟、隊舎棟、講堂棟、厚生棟、車庫棟)							
作業日時	平成 年 月 日～平成 年 月 日							
防除対象	ゴキブリ、カ、チョウバエ、ダニ、ネズミ							
作業内容	<input type="checkbox"/> 定期防除 <input type="checkbox"/> 重点箇所防除 <input type="checkbox"/> 点検 <input type="checkbox"/> 効果判定							
作業場所及び名称	防 除					点検及び効果判定		
	対象	使用薬剤	希釈	使用量	処理方法	調査法	生息状況	環境整備状況
8 学校棟								
7 各部屋全域 各湯沸室トイレ								
6 供用部								
5								
4								
3								
2								
1								
B2 汚水槽 雑排水槽								
厚生棟 衛生課 売店								
施設棟 事務所								
ゴミ集積所								
特記事項								
使用薬剤名(こん虫)	使用薬剤名(ねずみ)	調査方法						
C1スミチオン(VP乳剤) C2ペルメトリン(5%) C3ジクロロボス(18%プレート) C4ローチシート C5検知シート C6ヒドrameチルノン C7プロペタンホス(サフオチン) C8ジクロロボス(DDVP)	R1グマリン系 R2捕鼠シート	①目視調査 ②トラップ調査						
	処理方法	生息調査						
	(1)トリートメント(噴霧法) (2)ULV(超微粒子噴霧法) (3)ベイトイング(毒餌法) (4)ペインティング(塗布法) (5)トラッピング(捕獲法) (6)ペイバリゼーション(蒸散法)	—— 生息無し —+— 少数生息 ++ 多い +++ 非常に多い						

衛材班長	監督官	役 務 日 誌 平成 年 月 日		天 気
役 務 件 名 <p style="text-align: center;">鼠族・衛生害虫防除</p>				
職 種 内 訳				
稼 働 人 員				
履 行 時 間				
累 計	人			
	日			
累 行 内 容				
稼 働 器 材	器 材 名	台 数	時 間	
			時間 時間 時間	分 分 分

1 役務内容

- (1) 害虫駆除は、残留噴霧と煙霧を併用して立体的に効果を高め、残留噴霧は、事務室、洗面所、廊下及び湯沸場等を実施し、特にゴキブリの発生又は生息しやすい箇所は、念入りに噴霧を行うものとする。また、作業実施場所は表1のとおりとする。

表1

番号	作業場所	面積(m ²)	備考
1	本館	3,705	
2	戦史部	2,344	
3	南館	1,357	
4	車庫	176	
5	渡り廊下	22	
	合計	7,604	

- (2) 煙霧を行うときは、戸締りをし、破れたガラス等には目張りを実施し、煙霧が室内全体に充満するように行うものとし、作業実施にあたっては、薬剤が直接書類、被服、機械及び茶器等に付着しないように留意する。また、使用する薬剤は表2のとおりとする。

表2

番号	種類	備考
1	残留噴霧	プレミアムスミチオン 5 % DDVP2%の混合乳剤の8倍液を 50cc/m ² 当たり散布する。
2	煙霧	プレミアムスミチオン 0.5 % DDVP0.2%の混合乳剤を 50cc/m ² 当たり散布する。

2 提出書類

契約相手方は、作業報告書を官に速やかに提出するものとする。

3 検査

目視及び作業報告書により実施する。

仕様書

1 件名：水質検査

2 関連文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書提出時における最新版とする。

- (1) 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）
- (2) 下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）
- (3) 水質基準に関する省令（厚生労働省第101号）
- (4) 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）
- (5) 下水の水質検定方法に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）

3 役務に関する要求

(1) 概要

健全な水道水を供給するために、水質検査等を行うものである。なお検査方法は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法、水道法及び下水道法に基づき行うものとする。

(2) 対象施設

表

番号	地区名	建物名称	備考
1	技本	12号館	
2	技本	16号館	
3	学校	学校棟	
4	学校	車庫棟	
5	学校	隊舎棟	
6	学校	留学生会館	
7	防研	本館	

(3) 役務の内容

- ア 技本地区
別紙1のとおり。
- イ 学校地区
別紙2のとおり。
- ウ 防研地区
別紙3のとおり。

4 承認用図書

契約相手方は、契約後速やかに採水実施予定表3部を官に提出し、承認を得ること。

5 その他

- (1) 採水時期及び採水場所については、あらかじめ官側と調整するものとする。
- (2) 契約相手方は、作業中不可抗力以外で構造物等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。
- (3) 本役務による発生材は、契約相手方が責任をもって処理するものとする。
- (4) 水質検査に必要な計器、工具類及び消耗品等は契約相手方の負担とする。
- (5) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議すること。

技本地区実施要領

別紙 1

1 役務内容

(1) 水質検査

- ア 水質検査の項目は、水質基準に関する省令(厚生労働省第 101 号)に基づく検査項目とし、毎月及び3ヶ月毎の検査を行うものとする。
- イ 検査項目は別表 1 のとおりとし、検査場所は 12 号館玄関横散水栓及び 16 号館守衛所 1 階給水栓とする。
- ウ 年 1 回受水槽の検査を行うものとする。

(2) 排水水質検査

下水の水質の検定方法に関する省令(昭和 37 年厚・建省第 1 号)及び下水道法第 12 条の 11 に基づいて検査を行うものとし、検査項目及び測定箇所は、別表 2 及び別図のとおりとする。

2 提出書類

提出書類は、表のとおりとする。

表

番号	名称	部	提出時期	備考
1	検査報告書	1	毎月水質検査終了後	
2	水質検査計量証明書	1	排水水質検査終了後	写真(測定前、測定中、測定後)を含む

3 検査

(1) 水質検査

検査報告書により実施する。

(2) 排水水質検査

水質検査計量証明書により実施する。

技本地区水質検査項目

別表 1

毎月実施する項目

番号	検査項目	備考	
1	一般細菌	連続的に計測、記録がなされている場合、3ヶ月に1回とできる項目。 3の項目と同様	
2	大腸菌		
3	塩化物イオン		
4	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		
5	pH値		同上
6	味		同上
7	臭気		同上
8	色度		同上
9	濁度		同上

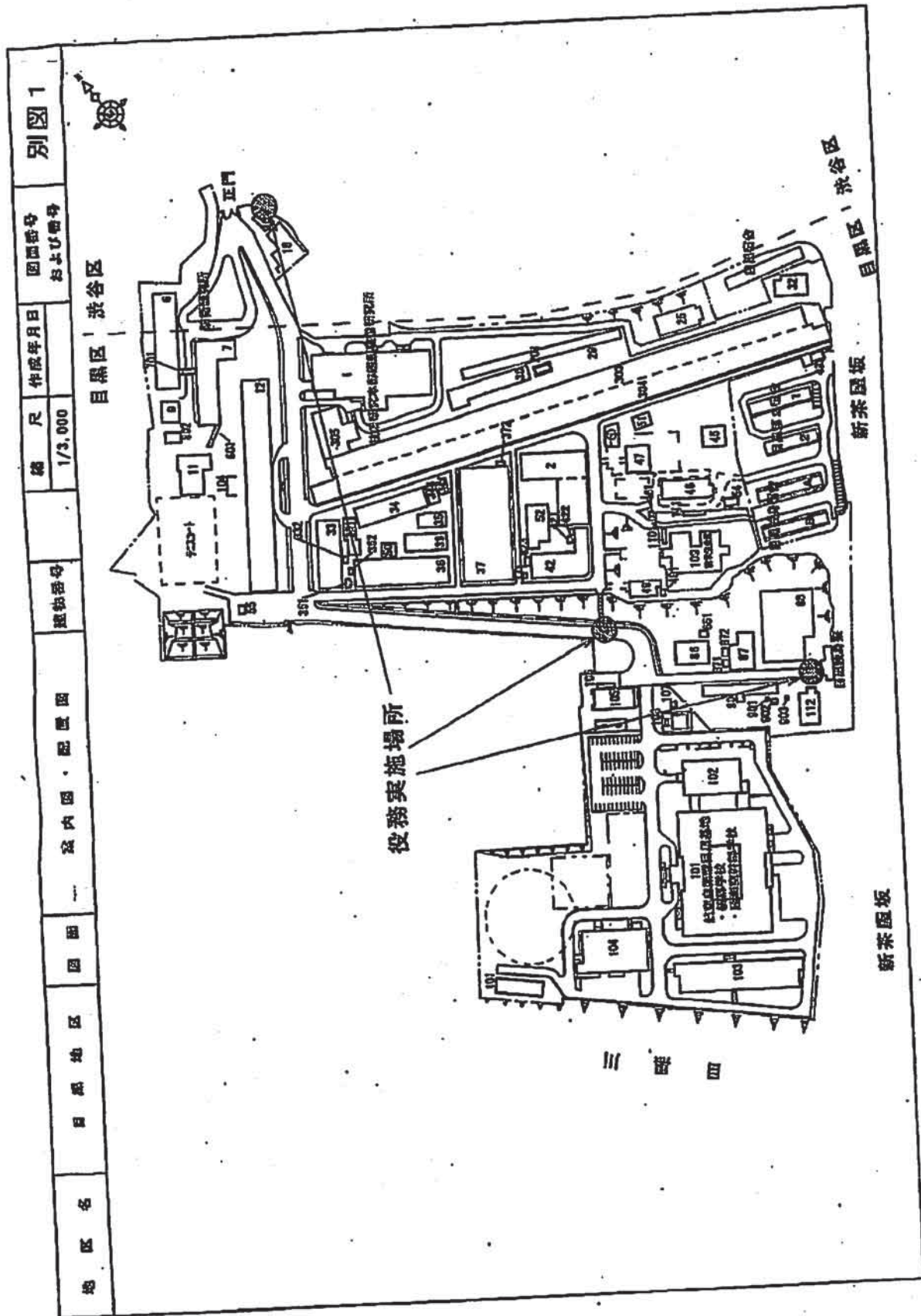
3ヶ月毎に実施する項目

番号	検査項目	備考	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	オゾン処理及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除き、基準値の1/2を超えたことがなく、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案して省略とできる項目。	
11	クロロ酢酸		
12	クロロホルム		
13	ジクロロ酢酸		
14	ジブロモクロロメタン		
15	臭素酸		
16	総トリハロメタン		
17	トリクロロ酢酸		
18	ブロモジクロロメタン		
19	ブロモホルム		
20	ホルムアルデヒド		
21	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		過去3年間の検査結果が、基準値の1/5以下であるときは年1回、1/10以下であるときは3年に1回とできる項目。

技本地区排水水質検査項目

別表 2

番号	検査項目	備考
1	水素イオン濃度 (pH)	
2	生物化学的酸素要求量	
3	化学的酸素要求量	
4	浮遊物質	
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	
6	カドミウム及びその他化合物の含有量	
7	シアン化合物の含有量	
8	有機リン化合物の含有量	
9	鉛その他化合物の含有量	
10	六価クロム化合物の含有量	
11	ヒ素及びその他化合物の含有量	
12	水銀及びアルキル水銀その他化合物の含有量	
13	アルキル水銀化合物の含有量	
14	PCB 含有量	
15	フェノール類含有量	
16	銅及びその他化合物の含有量	
17	溶解性鉄含有量	
18	溶解性マンガン含有量	
19	亜鉛及びその他化合物の含有量	
20	クロム及びマンガンその他化合物の含有量	
21	ホウ素その他化合物の含有量	
22	フッ素その他化合物の含有量	
23	大腸菌群数	



1 役務内容

- (1) 水質検査は水道法第 20 条、第 36 条に基づいて実施するものとする。
- (2) 留学生会館については、水道法第 4 章の 2・第 34 条の 2 簡易専用水道に定める検査を行うものとする。
- (3) 検査項目及び測定場所は、別表及び別図のとおりとする。
- (4) 採水の際には、水道水又は給湯水を 3 分以上流水後、給湯温度(55℃以上)を確認後、採水すること。

2 提出書類

契約相手方は、水質検査後速やかに水質検査結果報告書を作成のうえ、官に提出し、確認を得るものとする。

3 検査

水質検査結果報告書により実施する。

学校地区水質検査項目

別表

検査頻度	検査項目及び項目数	採水対象物	採水場所
年8回(4月、6月、7月、9月、10月、12月、1月、3月)	9項目	水道水 給湯水	車庫棟 学校棟
年3回(5月、11月、2月)	22項目	水道水 給湯水	車庫棟 学校棟
年1回(8月)	51項目	水道水 給湯水	車庫棟 学校棟
年1回(8月)	レジオネラ属菌	浴槽水×2ヶ	隊舎棟
年1回(3月)	9項目	水道水	留学生会館
年1回(8月)	22項目	水道水	留学生会館
年1回(10月)	簡易専用水 道設備検査	受水槽	留学生会館

1 水質検査9項目の内容

一般細菌、大腸菌群、塩化物イオン、有機物等(全有機炭素の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度

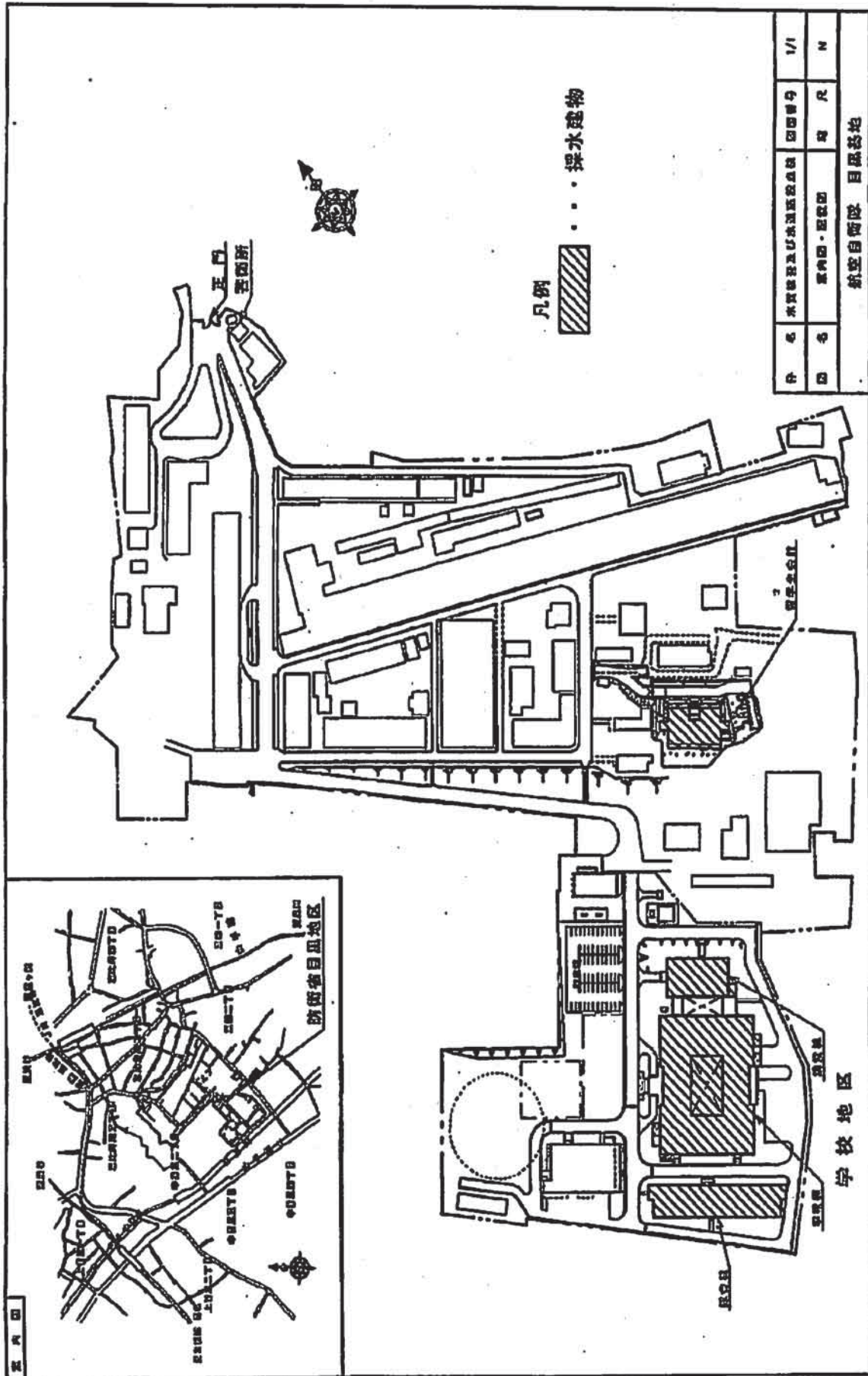
2 水質検査22項目の内容

一般細菌、大腸菌群、塩化物イオン、有機物等(全有機炭素の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度、シアンイオン及び塩化シアン、硝酸窒素及び亜硝酸態窒素、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokクロロエタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromオホルム、ホルムアルデヒド、塩素酸

3 水質検査51項目の内容

一般細菌、大腸菌群、塩化物イオン、有機物等(全有機炭素の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度、シアンイオン及び塩化シアン、硝酸窒素及び亜硝酸態窒素、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokクロロエタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromオホルム、ホルムアルデヒド、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、フッ素及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、カルシウム、マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、ジオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノール類、塩素酸

別圖2



1 役務内容

- (1) 水質検査は、水道法に基づき実施するものとし、検査項目は別表のとおり。
- (2) 作業場所は及び数量は、防衛研究所本館屋上の高架水槽1個とする。

2 提出書類

契約相手方は、水質検査管理結果2部を官側に速やかに提出するものとする。

3 検査

1項について立会検査を実施する。

防研地区水質検査項目

別表

番号	検査項目	基準値
1	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素 (mg/L)	10 ppm 以下
2	塩素イオン (mg/L)	200 ppm 以下
3	有機物質(過マンガン酸カリウム消費量) (mg/L)	10ppm 以下
4	一般細菌(1 mL)	100 個以下
5	大腸菌群	(-)
6	pH 値	5.8 以上～ 8.6 以下
7	臭気	異常ないこと
8	味	異常ないこと
9	色度(度)	5 度以下
10	濁度(度)	2 度以上

仕様書

1 件名：水槽清掃

2 関連文書

この仕様書で引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書提出時において最新版とする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- (3) 目黒区廃棄物の発生抑制、再生利用の促進及び適正処理に関する条例
- (4) 水道法
- (5) 下水道法
- (6) ビル衛生管理法等関係法規

3 役務に関する要求

(1) 概要

建築物における衛生的環境の確保に関する法律、水道法、下水道法及びビル衛生管理法に基づいて、水槽の清掃作業を行うものとする。

(2) 対象施設

表

番号	地区名	実施場所	備考
1	技本地区	51号館	
2	技本地区	12号館裏	
3	技本地区	12号館屋上	
4	技本地区	12号館屋上	
5	技本地区	112号館裏	
6	技本地区	18号館裏	
7	学校地区	学校棟	
8	学校地区	108号館	
9	学校地区	留学生会館	
10	学校地区	厚生棟	
11	学校地区	講堂棟	
12	防研地区	本館(7号館)	

(3) 役務の内容

ア 技本地区

別紙1のとおり。

- イ 学校地区
別紙2のとおり。
- ウ 防研地区
別紙3のとおり。

3 承認用図書

契約相手方は、契約後速やかに清掃実施予定表3部を官に提出し、承認を得ること。

4 その他

- (1) 清掃時期及び清掃場所については、あらかじめ官側と調整するものとする。
- (2) 契約相手方は、作業途中不可抗力以外で構造物等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。
- (3) 作業による発生材は、契約相手方の責任において処理すること。
- (4) 契約相手方は、水槽内を点検中、不具合箇所を発見した場合には速やかに官に報告し指示を受けるとともに、修理が必要な場合は修理にかかる資料を提出するものとする。
- (5) 契約相手方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条による一般廃棄物(し尿混じりのビルピット汚泥)収集運搬業及び同法律第14条による産業廃棄物(汚泥)収集運搬業(東京都)の許可を有し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「目黒区廃棄物の発生抑制、再生利用の促進及び適正処理に関する条例」に基づき、一般廃棄物収集運搬業の許可(取り扱う廃棄物の種別は「汚泥」)を取得していること、又作業前までに許可書のコピーを官に提出すること。
- (5) 契約相手方は、水槽内を清掃する際には、水槽内での酸欠防止のため、監視員等を必ず配置するなど、事故防止のための処置を講ずるものとする。
- (6) 水槽清掃によって生じた汚泥は、法に基づき適切な処理を行い、マニフェストを官側に提出するものとする。
- (7) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議すること。

1 役務内容

(1) 貯水槽清掃

- ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第 4 条第 1 項、同法施行令(昭和 45 年政令第 304 号)第 2 条第 2 号及び同法施行規則(昭和 46 年厚生省令第 2 号)第 4 条第 2 号の規定に基づき、貯水槽の清掃作業を行うものとする。
- イ 作業時間は 08:15~17:15 とし、清掃水槽及び清掃場所は表 1 及び別図 1 のとおりとする。

表 1

番号	水槽	容積	備考
1	貯水槽	130m ³	
2	貯水槽	72m ³	
3	高置水槽	9m ³ × 2 基	

- ウ 清掃作業は、下記によるものとする。

作業を行う時は、作業衣及び作業用器具等の消毒済(殺菌)器材にて各槽の沈殿物、浮遊物及び壁面等の付着物を除去するとともに貯水槽への異物の侵入防止措置等を点検すること。

槽内の水は仮設ポンプにて排出し、槽内壁及び底部分を洗浄すること。

防水のため養生してある場所については、十分に留意し、サクション、ボールタップ、フードバルブ、ストレーナー、満水装置、オーバーフロー管等の点検整備を実施すること。

槽内にたまった砂等は所定の容器にて搬出し、槽内は殺菌消毒、水洗いを 2 回以上行うこと。

作業完了後、満水のうえ、給水栓における水の遊離残留塩素の含有率 0.01ppm 以上(結合残留塩素の場合は 0.4ppm)に達するまで塩素を注入する塩素消毒を行うこと。

貯水槽満水後、水質検査を実施すること。

(2) 沈殿槽清掃

- ア 沈殿槽・腐敗槽・酸化槽及び消毒槽の内部清掃を行うものとし、清掃水槽及び清掃場所は表 2 及び別図 2 のとおりとする。

表 2

番号	容積	備考
J-1	2.9m × 1.1m × 1.5m	
J-2	2.8m × 1.2m × 1.2m	

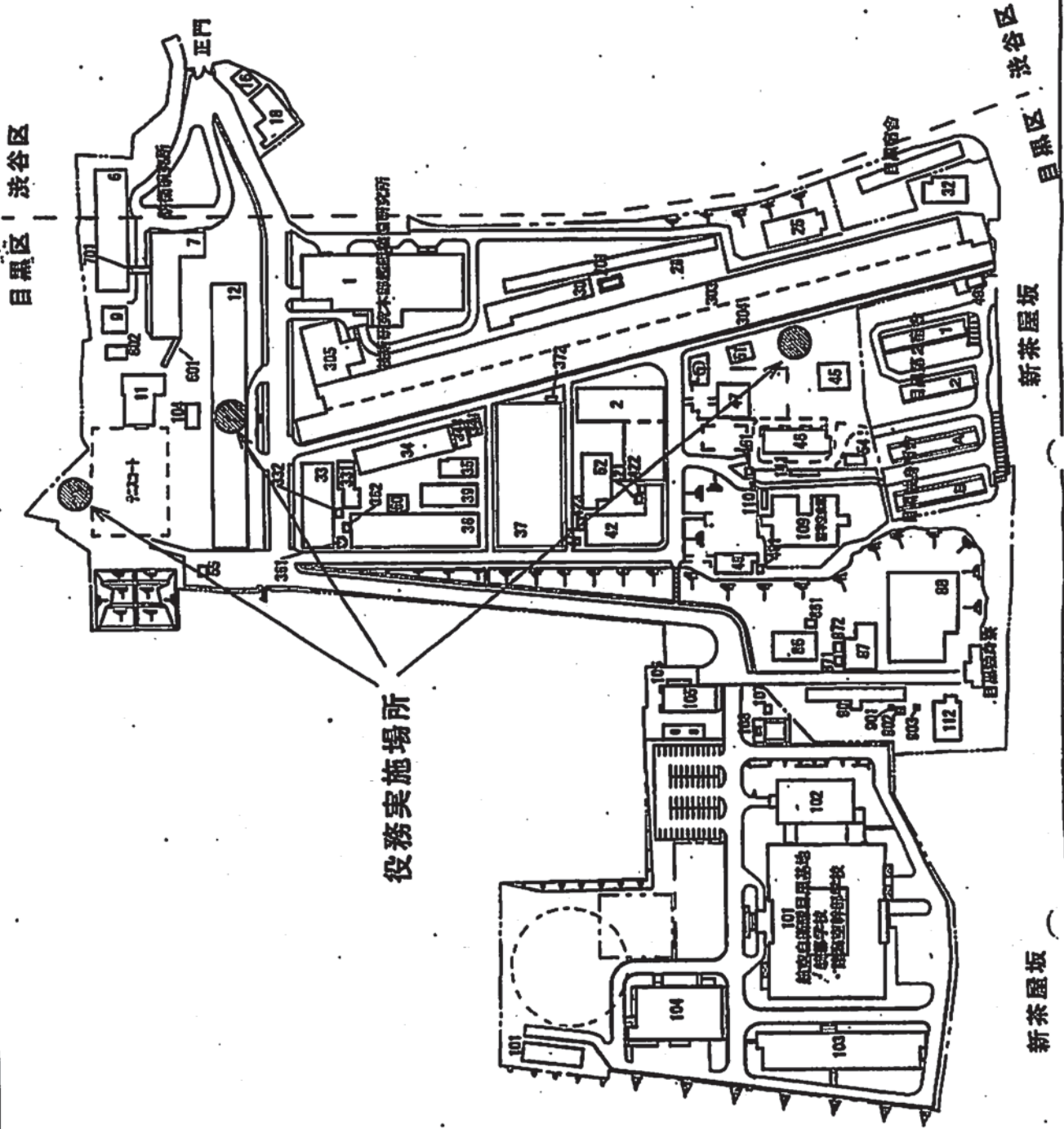
- イ 作業内容は下記によるものとする。
- 腐敗槽内の沈殿物及びスカム等を汲み取り、処理場へ搬出し各槽内の間壁を洗浄すること。
 - 濾過槽及び酸化槽内部の付着物を洗浄すること。
 - 沈殿槽内部の汚水を全部汲み取り、内部の間壁を洗浄すること。
 - 消毒槽内部の汚水を全部汲み取り、底部の固形物を取り去り、間壁を洗浄すること。
 - その他各槽の蓋等の清掃及び排水管・道入管の清掃は、最寄りのマンホールまで行うものとする。

2 提出書類

- (1) 貯水槽清掃
契約相手方は、作業終了後、速やかに清掃報告書及び写真(作業前、作業中、作業後)を官に提出し、確認を受けるものとする。
- (2) 沈殿槽清掃
契約相手方は、作業終了後、速やかに写真(作業前、作業中、作業後)各1部を官に提出し、確認を受けるものとする。

3 検査

- (1) 貯水槽清掃
清掃報告書、写真及び検査官立会のうえ目視にて実施する。
- (2) 沈殿槽清掃
写真及び検査官立会のうえ目視にて実施する。



役務実施場所

新茶屋坂

III 階 図

学校地区実施要領

別紙 2

1 役務内容

- (1) 点検及び清掃内容は、建築保全業務共通仕様書(平成 20 年度版)第 2 編, 第 4 章、第 5 節 4.5.1、4.5.2、4.5.5、4.5.6 によるものとし、水道法、下水道法及びビル衛生管理法等関係法規に基づき実施するものとする。
- (2) 清掃水槽及び清掃場所は表及び別図 1、2 のとおりとする。

表

番号	水槽	容積	備考
1	高置水槽	40m ³	
2	高置水槽	20m ³	
3	受水槽	160m ³	
4	受水槽	15m ³	
5	グリストラップ	5m ³	
6	汚水槽	1.6m ³	
7	汚水槽	10m ³	
8	雑排水槽	12m ³	
9	汚水槽	6m ³	
10	雑排水槽	5m ³	
11	雑排水槽	9m ³	
12	雑排水槽	12m ³	
13	汚水槽	10m ³	
14	雑排水槽	12m ³	

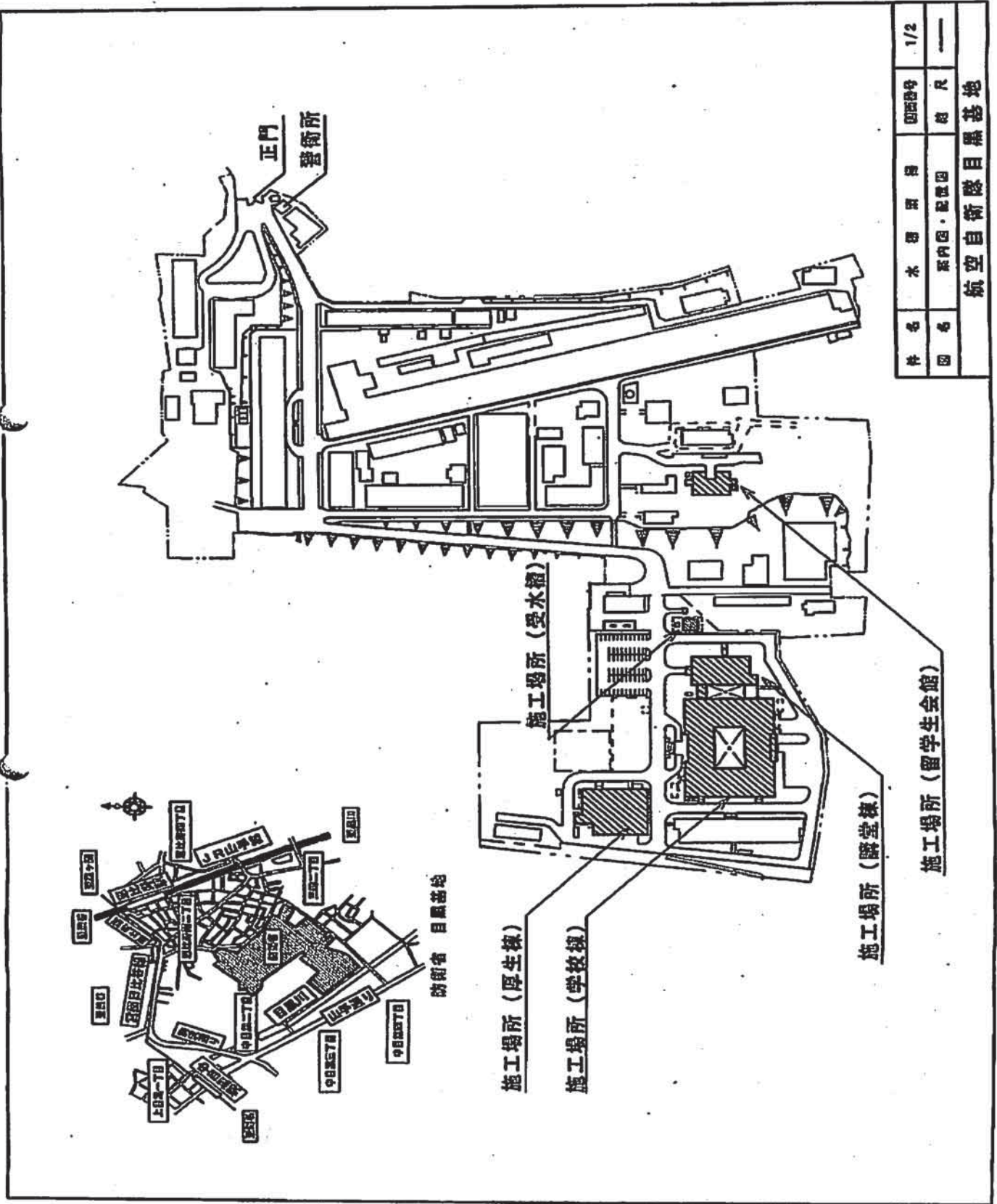
- (3) 契約相手方は年 1 回(3 月)高置水槽及び受水槽の清掃、年 3 回(7 月、11 月、3 月)汚水槽、雑排水槽及びグリストラップの清掃を行うとともに、水槽内の点検を実施するものとする。
- (4) 高置水槽及び受水槽は、清掃後、塩素等による確実な消毒を実施した後に注水を行うものとする。
- (5) 注水終了後、高置水槽及び受水槽の水質検査を実施し、水質検査の結果を官側に提出するものとする。水質検査の結果、正常な水質が得られない場合には、契約相手方の責任において正常な水質が得られるよう処置するものとする。

2 提出書類

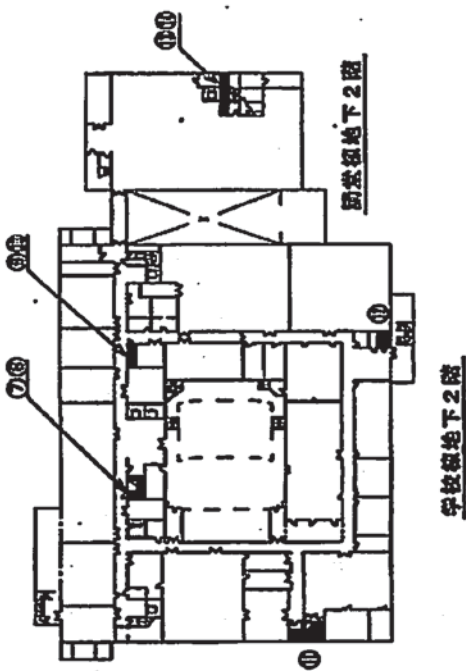
契約相手方は、作業終了後、速やかに清掃報告書及び写真(作業前、作業中、作業後)を官に提出し、確認を受けるものとする。

3 検査

清掃報告書及び写真により実施する。

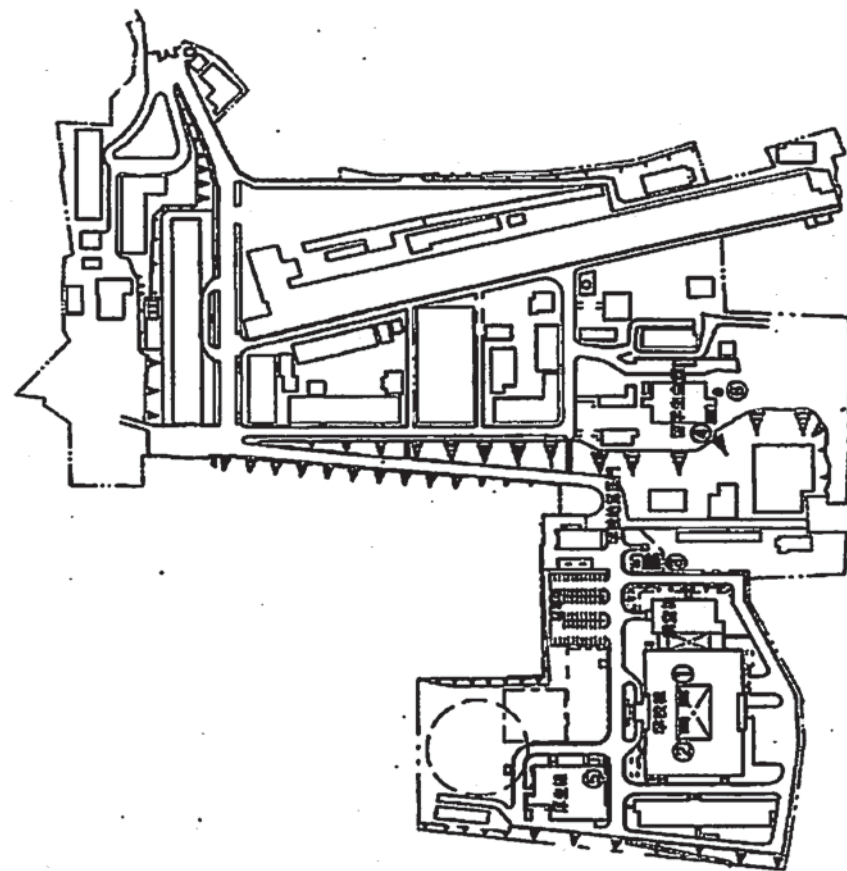


件名	水廻り棟	印刷部	1/2
図名	案内図・配置図	咫尺	—
航空自衛隊目黒基地			



学校地下2階

防空地下室2階



学校地区

施設地区

名称	容量	番号
貯水水槽	40m ³	①
	20m ³	②
受水槽	180m ³	③
	15m ³	④
	10m ³	⑦⑧
汚水槽	6m ³	⑨
	1.6m ³	⑩
雑排水槽	12m ³	⑬⑭⑮
	9m ³	⑯
	6m ³	⑰
分りたぎり	5m ³	⑱

名称	水塔貯水	容量	2/2
水塔貯水		10000	1
水塔貯水		10000	1

航空自衛隊目黒基地

1 役務内容

- (1) 高架水槽清掃作業は、水道法に基づき実施するものとする。
- (2) 作業場所は及び数量は、防衛研究所本館屋上の高架水槽1個とする。
- (3) 高架水槽の消毒は、下記の要領で実施するものとする。
 - ア 水槽内の残留塩素の測定
 - イ ドレンバルブによる排水
 - ウ 水槽内壁面の水洗い(FRPにつき、30 kg/cm²以下の圧力)
 - エ 塩素消毒(50 ppm 以上)及び排水(1回目)
 - オ 清水による水槽内の洗浄及び排水
 - カ 塩素消毒(50 ppm 以上)及び排水(2回目)
 - キ 各パイプのエアロックの確認
 - ク 各蛇口の通水確認

2 提出書類

契約相手方は、作業報告書に作業毎の写真を添えて官に速やかに提出するものとする。

3 検査

1項について立会検査を実施する。

仕様書

1 件名：守衛業務

2 関連文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、見積書提出時における最新版とする。

- (1) 「警備業法」 (昭和 47 年 7 月 5 日 法律第 117 号)
- (2) 「労働基準法」 (昭和 22 年 4 月 7 日 法律第 49 号)
- (3) 「国民の祝日に関する法律」 (昭和 23 年 7 月 20 日 法律第 178 号)
- (4) 「警備業法施行令」 (昭和 57 年 12 月 10 日 政令第 321 号)
- (5) 「警備業法施行規則」 (昭和 58 年 1 月 10 日 総理府令第 1 号)
- (6) 「艦艇装備研究所目黒地区守衛服務内則」

(平成 18 年 7 月 31 日 艦装研内則第 3 号)

3 役務に関する要求

3.1 概要

本役務は、外来者の受付・案内、施設の警備、構内の警備及び出入者の監視等を行うとともに、構内における規律の維持、火災予防及び災害防止にあたる業務を委託するものである。

3.2 役務期間

土、日及び国民の祝日に関する法律に規定する祝日を除く毎日。

3.3 業務時間及び人員

3.3.1 業務時間：0830～1715 の間の 7 時間 45 分

3.3.2 現地警備員：3 名

3.4 役務実施場所等

3.4.1 役務実施場所

防衛省技術研究本部艦艇装備研究所(東京都目黒区中目黒 2-2-1)

3.4.2 警備範囲

目黒地区全域(艦装研地区、学校地区及び防研地区)

3.5 業務体制等

3.5.1 従事者資格等

本役務に従事する者に必要な資格等は、次表のとおりとする。

区 分	資 格 要 件 等	資 格 等
警備責任者	常駐施設警備の運営管理に必要な知識・技能及び資格を有し、 現地警備員の指導・監督の能力を有する者	正社員 警備員指導教育責任者

現地警備員	施設警備に必要な知識・技能及び資格を有し、心身健康な者で本仕様書に定める業務に支障なく従事できる者	正社員 警備業法法定講習修了者
-------	---------------------------------------------------	--------------------

3.5.2 警備責任者の業務

警備責任者の業務は、現地警備員に対する教育・指導及び健康管理とする。

3.5.3 従事者名簿の提出等

契約相手方は、契約締結後速やかに警備責任者を選任し、書面をもって官に届け出るとともに、現地警備員については、履歴書及び健康診断書を添付した従事者名簿1部を提出し、官の承認を受けるものとする。

3.5.4 業務報告書の提出

- (1) 役務従事者は、毎日の業務終了後、別紙「業務報告書」に官の検査官の押印を受けるものとする。
- (2) 契約相手方は、毎月の業務終了後、速やかに別紙「業務報告書」を官に提出するものとする。

3.6 業務資格

契約相手方は、警備業務について ISO9001(国際標準化機構)の認証を受けているものとする。

3.7 業務内容

3.7.1 受付・案内業務

- (1) 定位置(守衛所)において、面会者、会議等参加者の受付・案内
- (2) 外来車両誘導、指示及び関係部署への連絡調整
- (3) 納入業者及び宅配業者等への対応
- (4) 鍵の授受・保管
- (5) 電話の対応
- (6) その他、受付・案内業務に関することで官が必要とする事項

3.7.2 巡回警備業務

- (1) 目黒地区外柵及び建物内外の警備
- (2) 消火器、消火栓、防火扉、火災報知器の目視検査(火災予防)
- (3) 建物及び部屋並びに窓の施錠確認
- (4) 施設の破損等不良箇所の発見・報告
- (5) 不審者等の発見・報告
- (6) その他、巡回警備業務に関することで官が必要とする事項

3.7.3 立番(立哨)業務

- (1) 正門通過者の身分証明書・立入証等の点検・確認
- (2) 正門付近の不審者(車)の判別・通報
- (3) その他、立番(立哨)業務に関することで官が必要とする事項

3.7.4 その他業務

- (1) 緊急事態発生時には、直ちに適切な措置を講ずるとともに速やかに報告・通報するものとする。
- (2) 守衛所を常に整理整頓し清潔を保つとともに業務の効率化に努めるものとする。
- (3) 来訪者に対する応接は、礼儀正しく明朗かつ丁寧に行うものとする。

4 負担区分

4.1 官側負担

- 4.1.1 机、椅子、ロッカー等の備品
- 4.1.2 業務遂行上、必要とする消耗品類
- 4.1.3 光熱水費

4.2 契約相手方負担

- 4.2.1 業務中の労務災害、事故等の負担
- 4.2.2 現地警備員の制服、靴、帽子、名札、雨衣、伸縮警棒等
- 4.2.3 業務中に発生した事故等についての一切の責任(官の責に帰する場合を除く)

5 検査

3.5.4項に示す業務報告書に基づき検査を実施する。

6 その他の指示

6.1 守秘義務

契約相手方は、本役務の履行中に知り得た事項について守秘義務を負うものとする。
また、その効力は役務完了後も継続するものとする。

6.2 現地警備員の交代

- 6.2.1 現地警備員の勤務態度及びその他の理由により官が不相当と判断した場合は、警備責任者に対し交代を命ずることが出来るものとし、契約相手方はその命令に従うものとする。
- 6.2.2 現地警備員が、病気等により勤務できない場合は、速やかに官に通報するとともに交代の警備員を従事させるものとする。

6.3 その他

本仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

業 務 報 告 書

平成 年 月分

日	曜日	氏 名	従 事 時 間	時間	検査官印
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

※ 従事者は、毎日従事時間終了後、速やかに警備係長に提出して押印を受けること。

仕様書

1 件名：植栽管理

2 役務に関する要求

(1) 概要

樹木の保存及び環境美化のため、樹木の特性に合わせた剪定作業等を行うものとする。

(2) 役務場所

表

番号	地区名称	備考
1	技本地区	
2	学校地区	
3	防研地区	

(3) 役務の内容

ア 技本地区

別紙1のとおり。

イ 学校地区

別紙2のとおり。

ウ 防研地区

別紙3のとおり。

3 承認用図書

契約相手方は、契約後速やかに草刈等実施予定表3部を官に提出し、承認を得ること。

4 その他

- (1) 契約相手方は、官の業務に支障を与えないように本作業を実施するものとし、毎回作業終了後、清掃を行うものとする。また、本作業において発生した草、作業範囲にあるゴミ、落ち葉等の除去・処分を行うものとする。当日持ち帰れない草木等は、官側と調整の上、一時集積し、後日速やかに除去処分するものとする。
- (2) 契約相手方は、散布する薬剤は、駆除に適した薬剤を散布するものとする。
- (3) 契約相手方は、作業中不可抗力以外で構造物等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。
- (4) 作業に必要な器材等は、契約相手方が用意するものとする。
- (5) 契約相手方は、立入禁止区域のある90号館での作業については、立ち入る契約

- 相手方の会社名、作業員の氏名、年齢、住所を事前に官に通知するものとする。
- (6) 契約相手方は、本作業の実施にあたり官の設備等を使用する場合は、予め官側と協議の上、無償で支援を受けることができるものとする。
 - (7) 本役務の実施にあたり官と密接な連絡を保ち、作業の円滑な実施を図るものとする。
 - (8) 本役務で発生した発生材は、契約相手方の責任において関係諸法令に則り適法法規に処理するものとする。
 - (9) 本役務にあたり、造園施工管理技士を現場責任者として従事させるものとする。
 - (10) 本役務を行う際、近隣住民や通行人の安全を確保する為、ネットや看板等を使用し作業していることを明確に示すこと。
 - (11) 草刈りは、刈払機等で行い、使用が困難な場所にある雑草については手作業にて刈るものとする。
 - (13) 壁等に這っている蔓性植物は手作業にて除去し、法面にある雑草を刈る場合は、法面の土を落とさないよう行うものとする。
 - (14) 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

1 役務内容

(1) 草刈り

ア 草刈りは地面から高さ 1cm 以内に刈るものとし、雑草・建物やフェンス等に絡まった蔓・低木草の除去を行うものとする。

イ 草刈りの実施回数は5月に第1回目、以降7月、9月の年計3回とし、付紙1で色分けした部分のうち舗装面を除いた部分を行うものとする。

(2) 薬剤散布

ア 駆除の対象となる害虫はチャドクガ・アメリカシロヒトリ等とし、付紙2及び付紙3に示すツバキ・サクラ・サザンカ・チャノキ488本について、薬剤を散布するものとする。

イ 薬剤散布の実施回数は年2回とし、チャドクガ・アメリカシロヒトリ等が発生した時点で官側と調整の上、作業を実施するものとする。

2 提出書類

(1) 草刈り

契約相手方は、写真(作業前、作業中、作業後)及び作業報告書を、速やかに官に提出するものとする。

(2) 薬剤散布

契約相手方は、写真(作業前、作業中、作業後)及び作業報告書を、速やかに官に提出するものとする。

3 検査

目視検査、写真及び作業報告書により実施する。

付紙 1

縮尺 1:3,000
作成年月日 22.4.7

建物番号

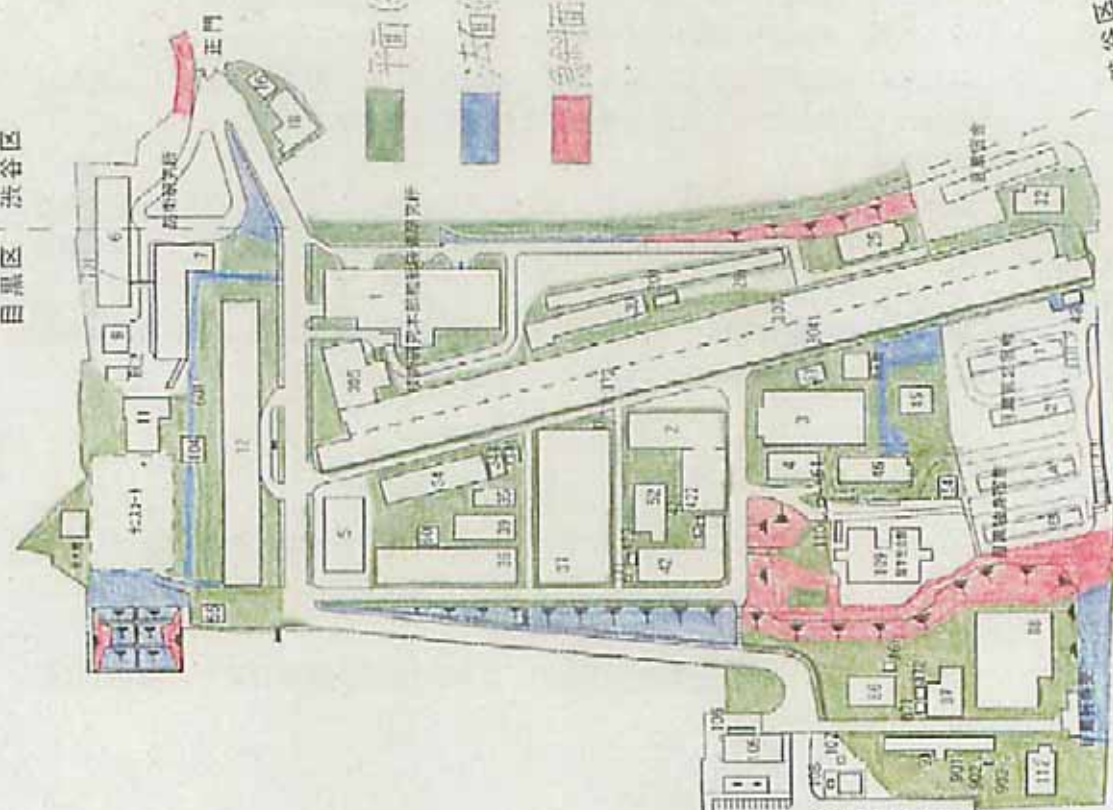
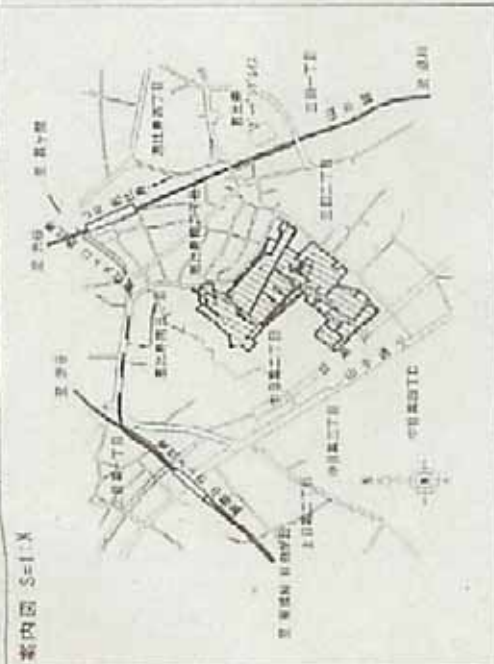
案内図・配置図

目黒地区図面

地区名



目黒区 渋谷区



目黒区 渋谷区
新茶屋坂

新茶屋坂

III 港 田

	連番	地区名	樹種名	区分1	区分2	区分3	樹高(H) (m)	幹周り(C) (cm)	株立ち	葉張(W) (cm)	状態	備考
1	14	A地区	サクラ	高木	常緑	広葉	7.0	株立ち	0.92, 1.05	8.0		
2	15	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	2.5	0.25		2.0		
3	17	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.18		1.5		
4	18	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.18		1.5		
5	19	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.18		1.5		
6	20	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.18		1.5		
7	21	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.18		1.5		
8	22	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.18		1.5		
9	23	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.18		1.5		
10	24	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.18		1.5		
11	25	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.18		1.5		
12	26	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.18		1.5		
13	27	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.18		1.5		
14	28	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.18		1.5		
15	29	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.18		1.5		
16	30	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.18		1.5		
17	31	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.18		1.5		
18	32	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
19	33	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
20	34	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3	半枯れ	
21	35	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
22	36	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
23	37	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
24	38	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
25	39	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
26	40	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
27	41	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
28	42	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
29	43	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
30	44	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
31	45	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
32	46	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
33	47	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
34	48	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
35	49	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
36	50	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
37	51	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
38	52	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
39	53	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
40	68	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
41	69	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
42	70	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
43	71	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
44	72	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
45	73	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
46	74	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3	半枯れ	
47	75	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
48	76	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
49	77	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
50	78	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		

	連番	地区名	樹種名	区分1	区分2	区分3	樹高(H) (m)	幹周り(C) (cm)	株立ち	葉張(W) (cm)	状態	備考
51	79	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
52	80	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
53	81	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
54	82	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
55	83	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
56	84	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
57	85	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
58	86	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
59	87	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3	半枯れ	
60	88	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
61	89	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
62	90	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
63	91	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
64	92	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
65	93	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
66	94	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
67	95	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
68	96	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
69	97	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		0.3		
70	258	A地区	チャノキ	低木	常緑	広葉	1.5	0.10		2.0		
71	262	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	0.97		3.0		
72	269	A地区	チャノキ	低木	常緑	広葉	1.8	0.10		1.0		
73	271	A地区	チャノキ	低木	常緑	広葉	1.8	0.10		1.0		
74	273	A地区	チャノキ	低木	常緑	広葉	1.8	0.10		1.0		
75	274	A地区	チャノキ	低木	常緑	広葉	1.8	0.10		2.0		
76	276	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	株立ち	0.7,0.99,0.72	7.0		
77	278	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	5.0	0.78		5.0		
78	279	A地区	チャノキ	低木	常緑	広葉	0.5	0.10		1.0		
79	282	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	5.0	0.35		3.0	半枯れ	
80	283	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	7.0	0.63		4.0		
81	284	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	7.0	0.85		5.0		
82	285	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	4.0	0.3		2.0		
83	286	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	1.15		7.0		
84	288	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	株立ち	1.2, 0.66	10.0		
85	289	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	1.75		8.0		
86	293	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	7.0	0.66		6.0		
87	296	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.29		1.5		
88	297	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	7.0	0.62		4.0		
89	298	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	7.0	0.73		3.0		
90	309	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	株立ち	0.59, 0.97	6.0		
91	310	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	5.0	0.69		6.0	半枯れ	
92	311	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.5	0.2, 0.15		3.0		
93	324	A地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	5.0	株立ち	0.22, 0.15*3, 0.7	4.0		
94	352	A地区	サクラ	高木	常緑	広葉	7.0	0.80		7.0		
95	359	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	株立ち	0.8, 1.28, 2.6	10.0		
96	362	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.5	0.20		3.0		
97	365	A地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	3.5	0.55		4.0		
98	369	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	7.0	0.66		4.0		

	連番	地区名	樹種名	区分1	区分2	区分3	樹高(H) (m)	幹周(C) (cm)	株立ち	葉張(W) (cm)	状態	備考
99	370	A地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	4.0	株立ち	0.38,0.52	4.0		
100	371	A地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	6.0	株立ち	0.58,0.33	6.0		
101	377	A地区	チャノキ	低木	常緑	広葉	2.0	0.10		1.5		
102	379	A地区	チャノキ	低木	常緑	広葉	2.0	0.10		1.0		
103	380	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	2.23		8.0		
104	385	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	株立ち	0.85,0.98	8.0		
105	410	A地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	1.0	0.10		0.8		
106	448	A地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		2.0		
107	449	A地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		2.0		
108	487	A地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		2.0		
109	504	A地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		2.0		
110	544	A地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	0.8	0.10		1.0		
111	578	A地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		1.5		
112	591	A地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	0.9	0.10		0.9		
113	617	A地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		2.0		
114	655	A地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		1.5		
115	657	A地区	チャノキ	低木	常緑	広葉	1.2	0.10		1.5		
116	671	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	7.0	1.09		2.0		
117	678	A地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	0.34		3.0		
118	28	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	10.0	株立ち	0.80×2本 1.05	6.0		
119	78	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	5.0	1.06		6.0		
120	119	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	株立ち	0.88,1.03	8.0		
121	121	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	0.97		8.0		
122	123	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	10.0	株立ち	0.8×2本	8.0		
123	127	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	9.0	1.50		6.0		
124	135	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	10.0	株立ち	1.15,0.8,1.5	8.0		
125	141	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	0.93		6.0		
126	146	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	1.65		6.0		
127	151	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	3.0	0.34		3		
128	154	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	1.80		4.0	半枯れ	
129	157	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	3.5	0.11		2.0		
130	158	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	3.5	0.11		2.0		
131	159	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	3.5	0.19		2.0		
132	180	B地区	チャノキ	低木	常緑	広葉	1.2	株立ち		1.0		
133	181	B地区	チャノキ	低木	常緑	広葉	1.2	株立ち		1.0		
134	182	B地区	チャノキ	低木	常緑	広葉	1.2	株立ち		1.0		
135	183	B地区	チャノキ	低木	常緑	広葉	1.2	株立ち		1.0		
136	184	B地区	チャノキ	低木	常緑	広葉	1.2	株立ち		1.0		
137	199	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	株立ち		1.0		
138	218	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.0	株立ち		1.0		
139	244	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	株立ち	1.95,2.20	8.0		
140	277	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	株立ち	0.7×3	6.0		
141	312	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	株立ち	0.40,1.6	6.0		
142	315	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	株立ち	0.90,0.77,1.23	8.0		
143	319	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	株立ち	1.18,0.92	6.0		
144	325	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	株立ち	1.14,1.44	6.0		
145	326	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	2.90		8.0		
146	328	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	株立ち	2.2,2.3	6.0		

	連番	地区名	樹種名	区分1	区分2	区分3	樹高(H) (m)	幹周(C) (cm)	株立ち	葉強(W) (%)	状態	備考
147	343	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	1.83		8.0		
148	346	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	2.00		6.0		
149	357	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	7.0	0.50		2.5		
150	366	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	1.22		8.0		
151	375	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.11		0.5		
152	376	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.11		0.5		
153	379	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.2	0.10		0.6		
154	380	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.2	0.10		0.6		
155	381	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.6		
156	387	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	4.0	株立ち	0.3.0.25	2.0		
157	389	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	5.0	0.26		2.0		
158	394	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.11		0.8		
159	400	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		0.8		
160	401	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		0.8		
161	402	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		0.8		
162	403	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		0.8		
163	404	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		0.8		
164	405	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		0.8		
165	406	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		0.8		
166	407	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		0.8		
167	408	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		0.8		
168	409	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		0.8		
169	410	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		0.8		
170	411	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		0.8		
171	412	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		0.8		
172	413	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		0.8		
173	414	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		0.8		
174	415	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		0.8		
175	416	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		0.8		
176	417	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		0.8		
177	418	B地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		0.8		
178	424	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	株立ち	0.8.0.73.0.66	6.0		
179	531	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	0.85		6.0		
180	539	B地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	1.60		8.0		
181	31	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	2.5	0.14		1.5		
182	35	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.14		1.2		
183	38	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.5	0.13		1.0		
184	41	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	2.5	0.12		1.0		
185	48	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.13		1.0		
186	51	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.5	0.15		0.5		
187	55	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.14		1.0		
188	59	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.5	0.15		1.5		
189	63	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	5.0	0.97		4.0		
190	65	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.2	0.10		1.0		
191	67	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.2	0.10		1.0		

	連番	地区名	樹種名	区分1	区分2	区分3	樹高 (H) (m)	幹周り(C) (cm)	株立ち	葉張 (W) (cm)	状態	備考
192	68	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.2	0.10		1.0		
193	69	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.2	0.10		1.0		
194	70	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.2	0.10		1.0		
195	71	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.10		1.0		
196	73	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		1.0		
197	75	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.2	0.10		1.0		
198	76	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.2	0.10		1.0		
199	78	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.16		1.0		
200	81	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.50		1.0		
201	82	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.10		1.0		
202	85	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.10		0.8		
203	88	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		1.0		
204	91	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.10		1.0		
205	95	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.8		
206	98	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		1.0		
207	100	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.2	0.10		1.0		
208	101	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.10		1.0		
209	105	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		1.0		
210	107	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	3.5	0.10		1.0		
211	108	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	3.0	0.10		1.0		
212	109	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	3.0	0.10		0.8		
213	112	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	4.0	0.15		2.0		
214	117	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.5	0.15		1.5		
215	119	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	4.0	0.15		1.5		
216	121	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.5	0.13		1.0		
217	123	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	4.0	0.13		1.5		
218	125	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.5	0.10		1.2		
219	128	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.5	0.12		1.2		
220	131	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.5	0.15		1.5		
221	134	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.14		1.0		
222	137	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.5	0.15		2.0		
223	138	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.12		1.5		
224	140	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.5	0.15		1.5		
225	167	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.5	0.45		3.0		
226	170	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	1.33		6.0		
227	178	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	0.83		6.0		
228	179	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	7.0	1.25		6.0		
229	182	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	0.81		6.0		
230	187	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	0.72		6.0		
231	190	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	0.95		6.0		
232	192	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	0.89		6.0		
233	193	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	0.90		6.0		
234	194	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	0.81		6.0		
235	197	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	2.50		12.0		
236	198	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	1.25		10.0		

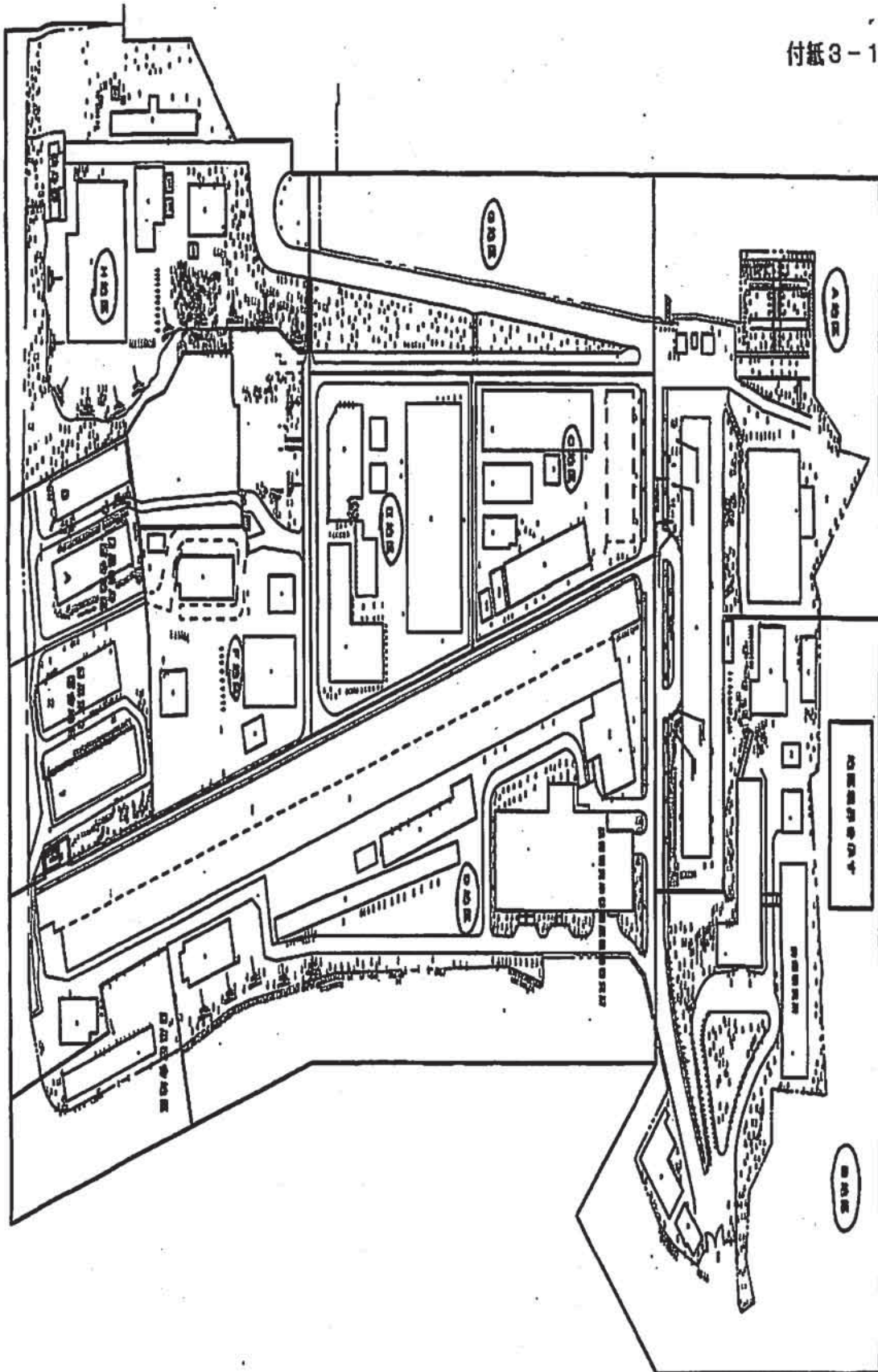
	連番	地区名	樹種名	区分1	区分2	区分3	樹高(H) (m)	幹周り(C) (cm)	株立ち	葉張(W) (cm)	状態	備考
237	201	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	4.0	0.25		4.0		
238	202	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	4.0	0.25		4.0		
239	205	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	3.0	0.25		4.0		
240	206	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	4.0	0.25		4.0		
241	234	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.20		2.0		
242	236	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	3.5	0.20		2.0		
243	243	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	5.0	1.04		6.0		
244	244	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	4.0	0.33		3.0		
245	245	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	0.82		6.0		
246	247	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	5.0	0.70		5.0		
247	248	D地区	サクラ	高木	落葉	広葉	5.0	0.70		6.0		
248	266	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		8.0		
249	267	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		8.0		
250	268	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		8.0		
251	269	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		8.0		
252	270	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		8.0		
253	271	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		8.0		
254	272	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		8.0		
255	273	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		8.0		
256	274	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		8.0		
257	275	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		8.0		
258	276	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		8.0		
259	277	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		8.0		
260	278	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		8.0		
261	279	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		8.0		
262	280	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		8.0		
263	281	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		8.0		
264	282	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		8.0		
265	283	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.15		8.0		
266	284	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
267	285	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
268	286	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
269	287	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
270	288	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
271	289	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
272	290	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
273	291	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
274	292	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
275	293	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
276	294	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
277	295	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
278	296	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
279	297	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
280	298	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
281	299	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
282	300	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
283	301	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		

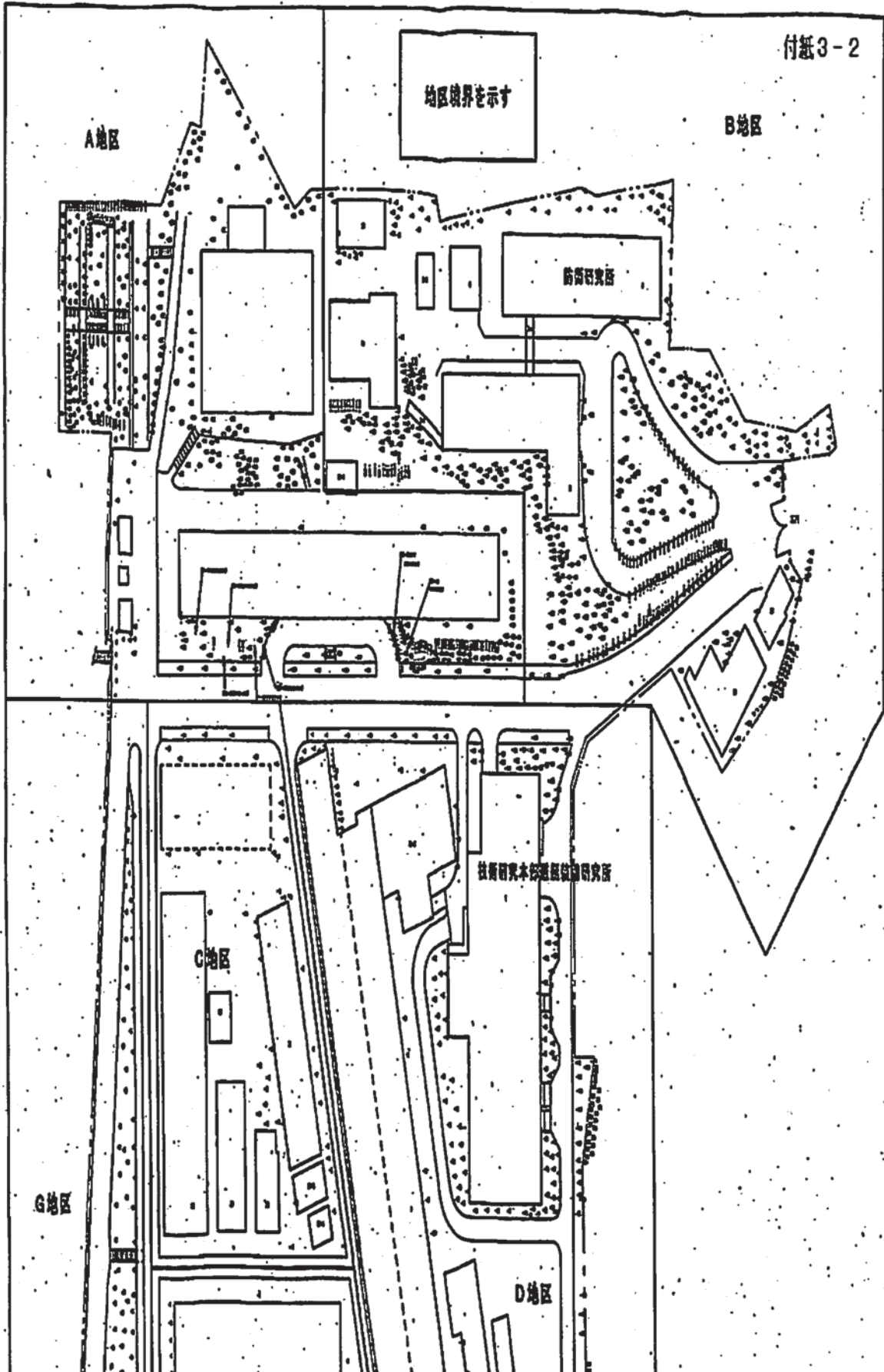
	連番	地区名	樹種名	区分1	区分2	区分3	樹高(H) (m)	幹周り(C) (cm)	株立ち	葉張(W) (cm)	状態	備考
284	302	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
285	303	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
286	304	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
287	305	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
288	307	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
289	308	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
290	309	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
291	310	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
292	311	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
293	312	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
294	313	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
295	314	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
296	315	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
297	316	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
298	317	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
299	318	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
300	319	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
301	320	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
302	321	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
303	322	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
304	323	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
305	324	D地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.15		1.0		
306	325	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
307	326	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
308	327	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
309	328	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
310	329	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
311	330	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
312	331	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
313	332	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
314	333	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
315	335	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
316	336	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
317	338	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
318	339	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
319	340	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
320	341	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
321	342	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
322	343	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
323	344	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
324	345	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
325	346	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
326	347	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
327	348	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
328	349	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
329	350	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
330	351	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		

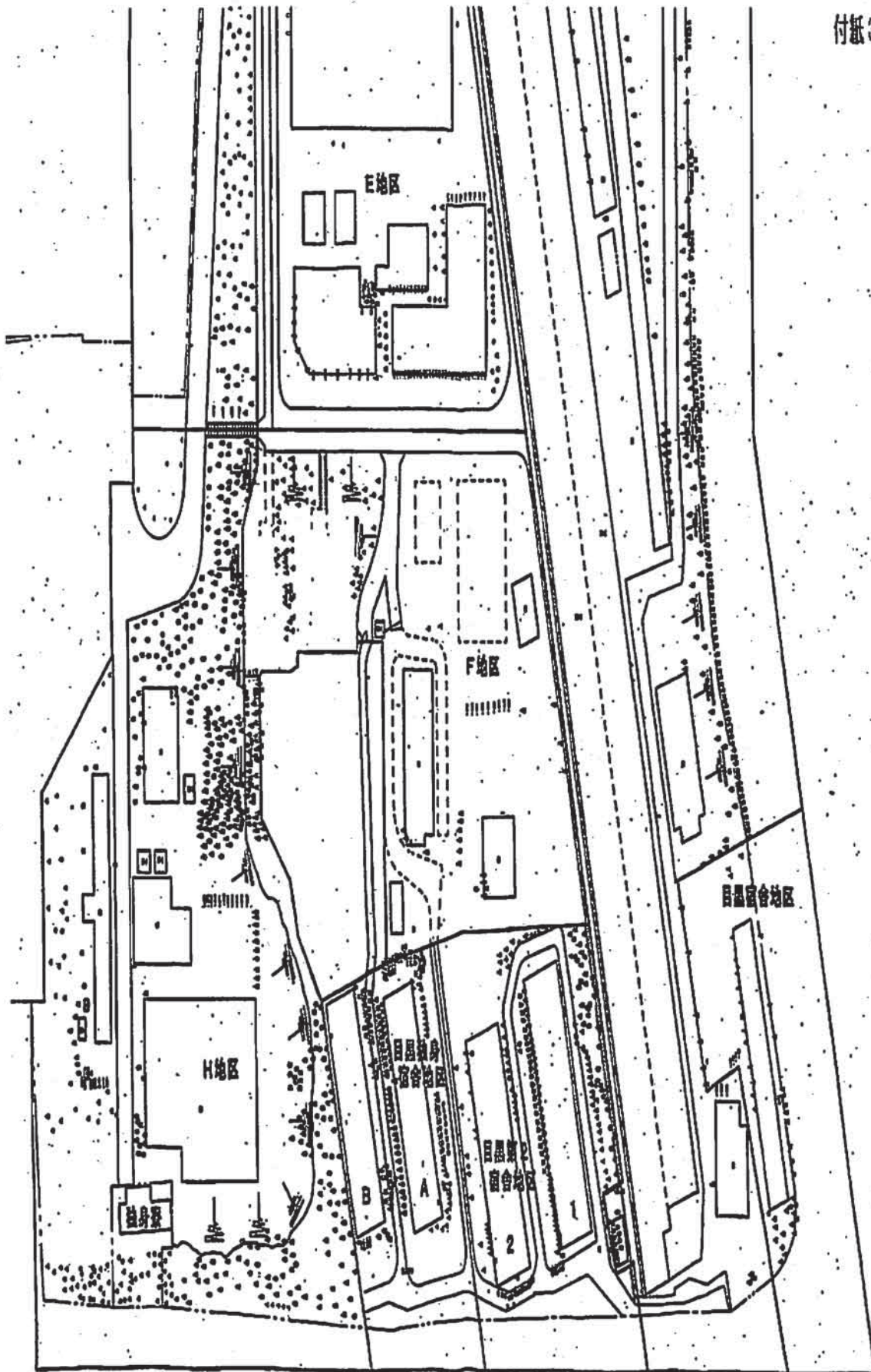
	連番	地区名	樹種名	区分1	区分2	区分3	樹高(H) (m)	幹周り(C) (cm)	株立ち	葉張(W) (cm)	状態	備考
331	352	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
332	353	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
333	354	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
334	355	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
335	356	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
336	357	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
337	358	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
338	359	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
339	360	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
340	361	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
341	362	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
342	363	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
343	364	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
344	365	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
345	366	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
346	367	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
347	368	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
348	369	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
349	370	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
350	371	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
351	372	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
352	373	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
353	374	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
354	375	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
355	378	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
356	379	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
357	381	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
358	383	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
359	385	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
360	386	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		0.5		
361	389	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	3.0	0.40		4.0		
362	391	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	3.0	0.20		2.0		
363	392	D地区	サザンカ	中木	常緑	広葉	6.0	株立ち		4.0		
364	6	E地区	サクラ	高木	落葉	広葉	7.0	0.92		6.0		
365	11	E地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.10		0.8		
366	12	E地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.10		0.8		
367	13	E地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.10		0.8		
368	14	E地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.10		0.8		
369	15	E地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.10		0.8		
370	16	E地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.10		0.8		
371	17	E地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.10		0.8		
372	18	E地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.10		0.8		
373	66	E地区	サクラ	高木	落葉	広葉	2.0	0.13		1.0		
374	99	E地区	サクラ	高木	落葉	広葉	10.0	1.66		10.0		
375	123	E地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.10		1.5		
376	15	F地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	株立ち	0.5.0.6.0.6.0.6.0.	8.0		
377	21	F地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	0.70		6.0		

	連番	地区名	樹種名	区分1	区分2	区分3	樹高(H) (m)	幹周り(C) (cm)	株立ち	葉張(W) (cm)	状態	備考
378	31	F地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	1.20		6.0		
379	37	F地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	0.85		4.0		
380	58	F地区	サクラ	高木	落葉	広葉	5.0	1.10		6.0		
381	61	F地区	サクラ	高木	落葉	広葉	5.0	株立ち	0.0,0.9,0.9,0.2,0.2	6.0		
382	77	F地区	サクラ	高木	落葉	広葉	4.0	0.58		4.0		
383	80	F地区	サクラ	高木	落葉	広葉	2.5	0.30		2.0		
384	97	F地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.8	0.20		2.0		
385	98	F地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.5	0.62		3.0		
386	113	F地区	サクラ	高木	落葉	広葉	5.0	1.35		4.0		
387	118	F地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	株立ち		0.8		
388	122	F地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.15		2.0		
389	123	F地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.10		2.0		
390	124	F地区	サクラ	高木	落葉	広葉	2.0	0.15		2.0		
391	125	F地区	サクラ	高木	落葉	広葉	5.0	0.40		3.0		
392	126	F地区	サクラ	高木	落葉	広葉	1.5	0.10		0.5		
393	127	F地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	0.90		6.0		
394	128	F地区	サクラ	高木	落葉	広葉	5.0	0.55		6.0		
395	129	F地区	サクラ	高木	落葉	広葉	4.0	0.40		2.0		
396	130	F地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	2.70		6.0		
397	3	G地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	3.0	0.18		3.0		
398	7	G地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	3.0	0.18		2.5		
399	10	G地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	3.0	0.18		2.0		
400	11	G地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	3.0	0.18		2.0		
401	15	G地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.18		2.0		
402	21	G地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.18		2.0		
403	22	G地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.18		2.0		
404	38	G地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	3.0	0.18		2.5		
405	39	G地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.5	0.41		4.0		
406	44	G地区	サクラ	高木	落葉	広葉	4.0	株立ち	0.22,0.22	5.0		
407	45	G地区	サクラ	高木	落葉	広葉	13.0	株立ち	0.56,1.28,1.55,1.12	10.0		
408	46	G地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	3.5	0.18		2.0		
409	52	G地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	3.0	0.18		2.0		
410	60	G地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.18		3.0		
411	61	G地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.18		3.0		
412	62	G地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	0.18		3.0		
413	66	G地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	3.0	0.18		2.0		
414	73	G地区	サクラ	高木	落葉	広葉	10.0	株立ち	0.78,0.96,0.86	5.0		
415	76	G地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	3.0	0.18		2.5		
416	80	G地区	サクラ	高木	落葉	広葉	15.0	株立ち	1.03,1.76	10.0		
417	88	G地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	株立ち	1.34,1.25,0.94	8.0		
418	89	G地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	3.5	0.18		2.0		
419	112	G地区	サクラ	高木	落葉	広葉	1.0	3.30		13.0		
420	119	G地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	3.0	0.45		1.5		
421	127	G地区	サクラ	高木	落葉	広葉	12.0	株立ち	0.52*2,2.4	15.0		
422	130	G地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	3.0	0.10		1.5		
423	8	H地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	4.0	0.35		6.0		
424	15	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	4.0	0.40		4.0		

	連番	地区名	樹種名	区分1	区分2	区分3	樹高 (H) (m)	幹周り(C) (cm)	株立ち	葉張 (W) (m)	状態	備 考
425	17	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	4.0	0.20		4.0		
426	19	H地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	4.0	0.80		4.0		
427	30	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.5	0.20		2.0		
428	32	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.5	0.15		2.0		
429	34	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.5	0.16		2.0		
430	35	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.5	0.11		2.0		
431	36	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.5	0.11		2.0		
432	37	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.5	0.10		2.0		
433	41	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.5	0.11		1.5		
434	45	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	1.80		6.0		
435	54	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	9.0	2.10		8.0		
436	60	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	2.37		4.0		
437	63	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	1.66		8.0		
438	101	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	1.30		8.0		
439	131	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	0.90		6.0		
440	151	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	株立ち	1.28,1.2,0.5,0.4	8.0		
441	169	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	3.0	0.28		3.0		
442	234	H地区	チャノキ	低木	常緑	広葉	0.5	株立ち		1.0		
443	271	H地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	4.0	0.27		2.0		
444	280	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	1.14		4.0		
445	290	H地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	株立ち		1.0		
446	291	H地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.0	株立ち		1.0		
447	294	H地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	4.0	株立ち		1.0		
448	296	H地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	株立ち		1.0		
449	297	H地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.5	株立ち		2.0		
450	302	H地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		1.0		
451	303	H地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		1.0		
452	304	H地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		1.0		
453	305	H地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		1.0		
454	306	H地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	0.10		1.0		
455	307	H地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.0	0.10		0.8		
456	309	H地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		1.0		
457	323	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	株立ち	0.8,0.6	6.0		
458	331	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	6.0	2.68		6.0		
459	332	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	10.0	株立ち		0.5		
460	334	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	9.0	株立ち	0.0,0.8,0.6,0.6,0.0	1.0		
461	335	H地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	0.10		1.5		
462	339	H地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	株立ち		0.8		
463	340	H地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	2.0	株立ち		1.0		
464	342	H地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	株立ち		0.5		
465	343	H地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.5	株立ち		0.5		
466	361	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	2.20		4.0		
467	370	H地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.0	株立ち		0.5		
468	371	H地区	ツバキ	中木	常緑	広葉	1.0	株立ち		0.5		
469	376	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	1.10		6.0		
470	383	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	1.25		6.0		
471	386	H地区	サクラ	高木	落葉	広葉	8.0	株立ち	0.8,1.9	8.0		







日野団合地区

学校地区実施要領

別紙 2

1 役務内容

作業時間は08:30～17:15を基準とし、予め官の承諾を受けた場合はこの限りではないものとする。また、一般事項は役務共通仕様書(目黒地区 LPS-R00001)によるものとする。

(1) 草刈り

ア 作業対象面積等

草刈作業総面積は別冊 1「学校地区等面積算定図」及び表 1 のとおりとし、役務場所は別図のとおりとする。

表 1

番号	対象施設	面積(m ²)	備考
1	航空自衛隊目黒基地	10,053.04	儀丈広場を除く
2	基地内儀丈広場	1,585.56	
3	防衛省目黒留学生会館	877.54	
4	空自合同棟	490.13	
	合計	13,006.27	

イ 期間中の作業実施回数等

儀丈広場以外の草刈作業は、年 4 回(5 月・6 月・9 月・11 月)とする。儀丈広場は、年 17 回(5 月(月 2 回)、(6・7・8・9 月(月 3 回×4 = 12 回)、10 月(月 2 回)、11 月(月 1 回))とし、作業実施時期については、官側と調整するものとする。儀丈広場については機械除草(リールモア使用)するものとする。

ウ 細部実施要領

- a 刈丈は、地肌が見えない程度で官側と調整するものとする。
- b 機械刈りが困難な場所は、手刈りとする。
- c 外柵等に絡みついた蔓(下枝含む)等についても、刈り取り除去するものとする。
- d 草以外のゴミ等(紙くず、空き缶等)も収集する。(処理は、官側で行う。)
- e 道路、側溝等に石及び土が飛んだ時は、清掃するものとする。
- f 植込の中は除草するものとし、笹についても除去するものとする。
- g 笹については、見切りをつけて刈り込み機で仕上げるものとする。
- h 道路等に草が生えている場合は、除去するものとする。

エ 集積・運搬・処分等

- a 草刈作業後の草等の処分は、各作業中及び作業終了後、適宜に集積等を実施するものとし、それらが基地内に離散しないように行うものとする。
- b 草刈作業後、草の集積場所は、官の示す場所に集積するものとする。
- c 草刈作業後、草等の処分は、契約相手方の責任処分(場外処理)とし、廃棄物等回収修理における関係法令等を遵守し実施するものとする。また、処理後速やかに

「処理業者より受入証明書等」を官側に提出するものとする。

(2) 剪定作業

ア 剪定作業等樹木内訳

別表1～別表4「剪定作業等樹木内訳表」及び別冊2「剪定作業等樹木配置図」によるものとする。

イ 期間中の作業実施回数等

アベリア・ハクチョウゲは年3回、キシマツツジ・オオムラサキツツジ・サツキツツジ・ピラカンサ・ミヤギノハギについては年2回、その他の樹木は年1回剪定作業を行うものとする。ひご枝については、その都度刈り取るものとする。各作業の細部実施時期は天候・草の生育状況等を考慮し、作業が最大の効果を期待できるよう、官側と協議し決定するものとする。

ウ 細部実施要領

- a 玉物については、枝形を整え、生垣については、通り良く整え、刈り込み高さをそろえるものとする。
- b 植込の中を刈るときは、蔓及び笹についても刈り取り除去するものとする。

(3) 薬剤散布

ア 薬剤散布(害虫駆除)

別表4「剪定作業等樹木内訳表」及び別冊2「剪定作業等樹木配置図」によるものとする。

イ 期間中の作業実施回数等

サンゴジュ・サルスベリ・ヤブツハギについて、年2回薬剤散布を行うものとする。作業は、最大の効果を期待出来るよう時期及び散布方法を官側と協議し決定するものとする。

ウ 細部実施要領

人、車輛等に薬剤が飛散しない処置を実施するものとする。

(4) 除草剤散布

ア 除草剤散布対象地区

基地内儀仗広場のみとし、「学校地区面積算定図」によるものとする。

イ 期間中の作業実施回数等

儀仗広場及び国旗ポール周辺のインターロッキング部分について、年2回除草剤散布を行うものとする。作業は、最大の効果を期待出来るよう時期、範囲及び散布方法を官側と協議し決定するものとする。除草剤は、三種混合とし環境に配慮したものを使用するものとする。

ウ 細部実施要領

人、車輛等に薬剤が飛散しない処置を実施するものとする。

2 提出書類

契約相手方は、作業報告書を官に速やかに提出するものとする。

3 検査

目視検査及び作業報告書により実施する。

学校地区等面積算定図

別冊第1-1：学校地区面積算定図
(表紙共10枚)

別冊第1-2：留学生会館地区面積算定図
(表紙共 4枚)

別冊第1-3：空自合同棟地区面積算定図
(表紙共 3枚)

学校地区面積算定図

表紙共10枚

A地区敷量

- ① $58.09 \times 4.80 \times 1/2 = 139.30$
- ② $58.09 \times 6.30 \times 1/2 = 182.70$
- ③ $184.77 \times 10.27 \times 1/2 = 946.0335$
- ④ $184.77 \times 9.39 \times 1/2 = 859.02615$
- ⑤ 面積 $70.00 \times 1.50 = 105.00$

合計 $(139.30 + 182.70 + 946.0335 + 859.02615) = 105.00 = 1,886.02014 \times 1,886.02$

人力隊員(50%)①、②、③、④ : $1,886.02 \times 0.50 = 943.01 \text{ 名}$ (①、②の所)

面積式(50%)⑤、⑥ : $1,886.02 \times 0.50 = 943.01 \text{ 名}$

⑤⑥の寸法は、指定がない限り四角とする。

C地区敷量

- ① $25.69 \times 4.00 = 102.40$
- ② $34.40 \times 1.00 = 34.40$
- 合計 $102.40 + 34.40 = 136.80$
- 面積式 136.80 名

機仗広場地区敷量

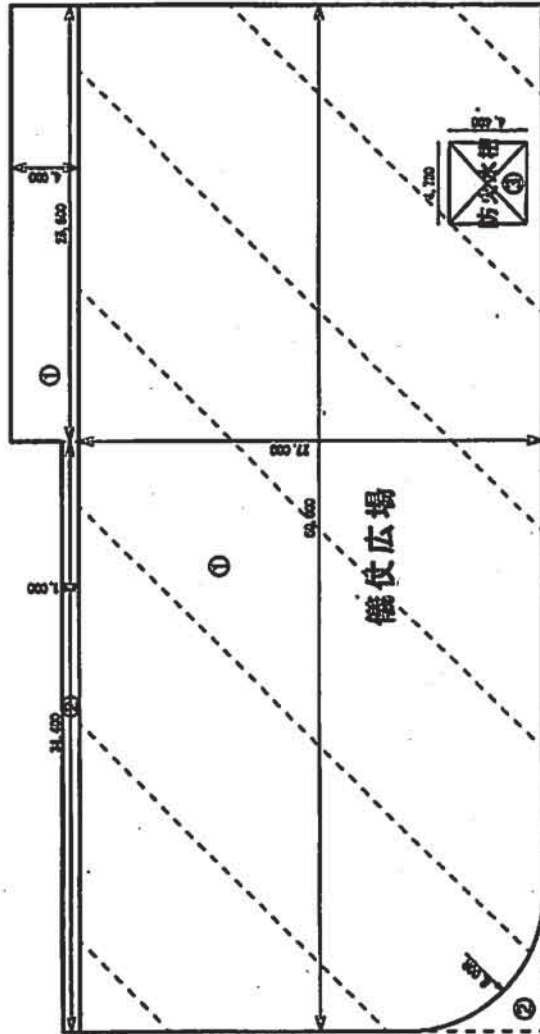
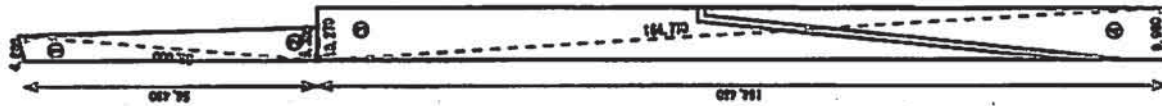
- ① $60.00 \times 27.00 = 1,620.00$
- ② $(8.00 \times 8.00) - (8.00 \times 8.00 \times 3.14 \times 1/4) = 13.76$
- ③ $4.70 \times 4.40 = 20.68$

合計 広場区 $1,620.00 - 13.76 - 20.68 = 1,585.56$

ハンドガイド+面積式 $1,585.56 \text{ 名}$

※ハンドガイド+面積式については、毎10回班工 $1,585.56 \text{ 名} \times 16 \text{ 回} = 25,369.96$

※除雪期については、毎2回班工 $1,585.56 \text{ 名} \times 2 \text{ 回} = 3,171.12$



案件名	建設費、管理費合計及び徴収	団地番号	1/9
区 画	手続地区団地決定図 A地区、C地区	細 尺	1-217-5

航空自衛隊 目黒基地

D地区道路面积 150.00m², 透路幅1.70m

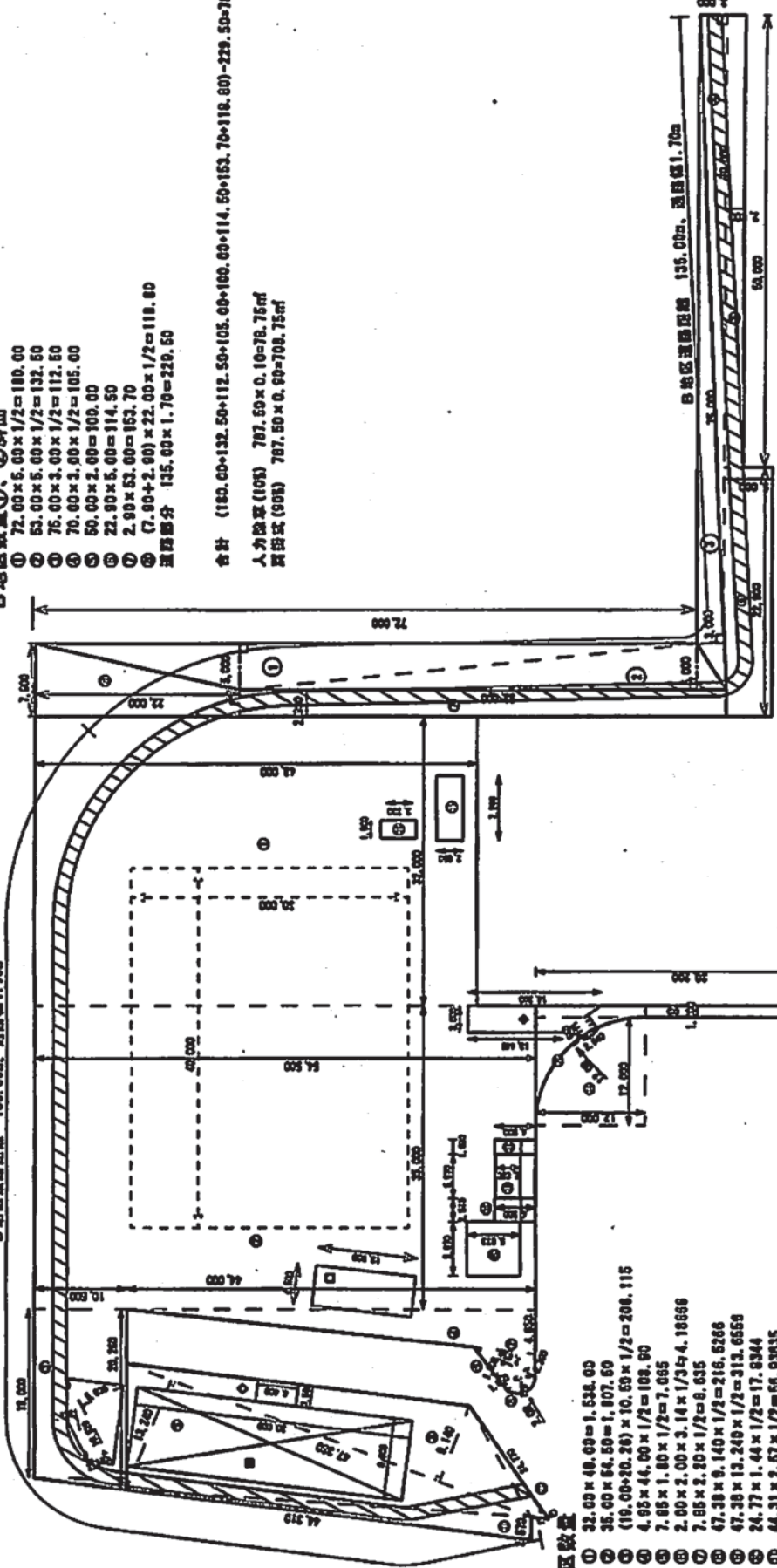
B地区数量①、②侧面

- ① 72.00 × 5.00 × 1/2 = 180.00
- ② 53.00 × 5.00 × 1/2 = 132.50
- ③ 75.00 × 3.00 × 1/2 = 112.50
- ④ 70.00 × 3.00 × 1/2 = 105.00
- ⑤ 50.00 × 2.00 × 1/2 = 100.00
- ⑥ 22.80 × 5.00 = 114.50
- ⑦ 2.90 × 53.00 = 153.70
- ⑧ (7.90 + 2.90) × 22.00 × 1/2 = 118.00

道路部分 135.00 × 1.70 = 229.50

合计 (180.00 + 132.50 + 112.50 + 105.00 + 100.00 + 114.50 + 153.70 + 118.00) = 229.50 + 787.50

人力段算 (10%) 787.50 × 0.10 = 78.75m²
 面积式 (95%) 787.50 × 0.95 = 748.12m²



D地区数量

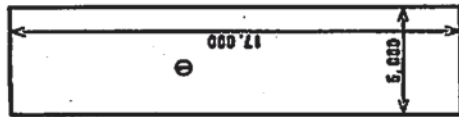
- ① 32.00 × 48.00 = 1,536.00
- ② 35.00 × 54.50 = 1,907.50
- ③ (19.00 + 20.28) × 10.59 × 1/2 = 206.115
- ④ 4.95 × 44.00 × 1/2 = 108.90
- ⑤ 7.65 × 1.40 × 1/2 = 7.065
- ⑥ 2.00 × 2.00 × 3.14 × 1/3 = 4.18666
- ⑦ 7.95 × 2.30 × 1/2 = 9.155
- ⑧ 47.38 × 9.140 × 1/2 = 216.5266
- ⑨ 47.38 × 13.240 × 1/2 = 312.6556
- ⑩ 24.77 × 1.44 × 1/2 = 17.6344
- ⑪ 44.31 × 2.57 × 1/2 = 56.93635
- ⑫ 1.39 × 30.30 = 39.36
- ⑬ 12.60 × 12.00 = 144.00
- ⑭ 12.00 × 12.00 × 3.14 × 1/4 = 113.04
- ⑮ 7.20 × 2.85 = 21.24
- ⑯ 3.70 × 1.89 = 7.03
- ⑰ 4.50 × 1.40 = 7.20
- ⑱ 2.90 × 5.97 = 16.716
- ⑲ 4.59 × 2.51 = 11.295
- ⑳ 5.87 × 5.97 = 35.0409
- ㉑ 10.90 × 4.50 = 49.05
- ㉒ 30.00 × 9.00 = 270.00
- ㉓ 4.40 × 2.59 = 11.00
- ㉔ (10.44 + 14.30) × 3.00 × 1/2 + (1.50 × 2.04) = 40.2824

合计 (1,536.00 + 1,907.50 + 206.115 + 108.90 + 7.065 + 4.18666 + 9.155 + 216.5266 + 312.6556 + 17.6344 + 56.93635 + 39.36 + 144.00 + 113.04 + 21.24 + 7.03 + 7.20 + 16.716 + 11.295 + 35.0409 + 49.05 + 270.00 + 11.00 + 40.2824) = 3,729.11 × 0.15 = 559.37m²
 面积式 (15%) 3,729.11 × 0.15 = 559.37m²
 人力段算 (85%) 3,729.11 × 0.85 = 3,169.74m²

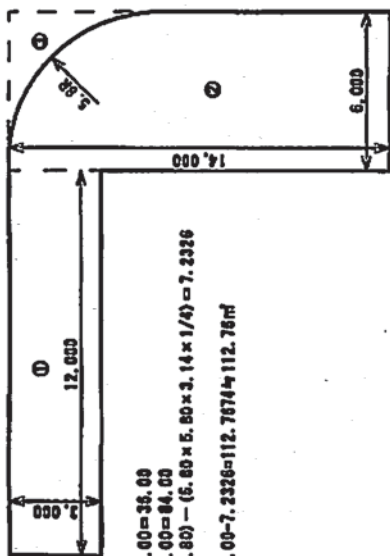
道路部分 150.00 × 1.70 = 255.00

投函件名	地区外、新市立自衛隊基地	図面番号	Z/0
図名	学校地区内自衛隊基地 B地区、D地区	縮尺	1/37.5

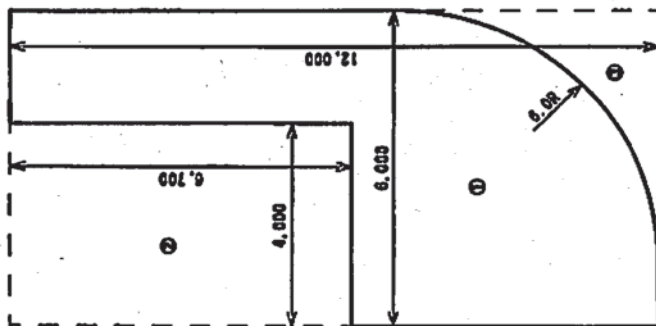
航空自衛隊 目黒基地



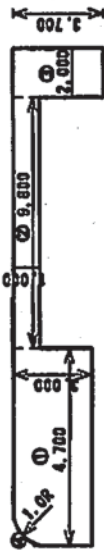
① 17.00 × 5.00 = 85.00
 計 85.00 m²



① 12.00 × 3.00 = 36.00
 ② 14.00 × 6.00 = 84.00
 ③ (5.90 × 5.90) - (5.90 × 5.90 × 3.14 × 1/4) = 7.2326
 計 36.00 + 84.00 - 7.2326 = 112.7674 ≈ 112.76 m²



① 12.00 × 6.00 = 72.00
 ② 6.70 × 4.00 = 26.80
 ③ (6.00 × 6.00) - (6.00 × 6.00 × 3.14 × 1/4) = 7.74
 計 72.00 + 26.80 - 7.74 = 91.06 m²



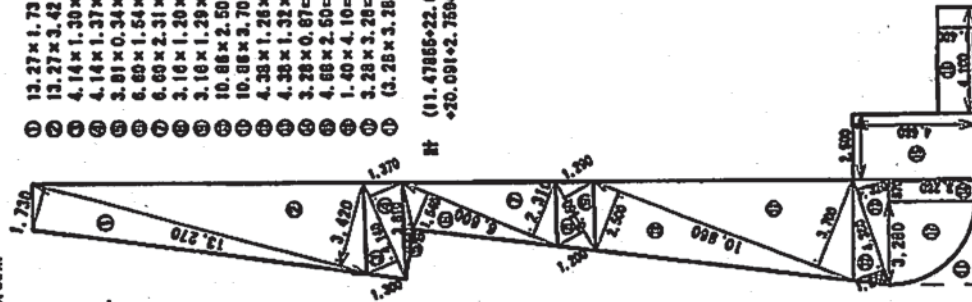
① 4.70 × 3.00 = 14.10
 ② 9.80 × 1.00 = 9.80
 ③ 2.00 × 3.70 = 7.40
 ④ (1.00 × 1.00) - (1.00 × 1.00 × 3.14 × 1/4) = 0.215
 計 14.10 + 9.80 + 7.40 - 0.215 = 31.085 ≈ 31.09 m²

已地区数量

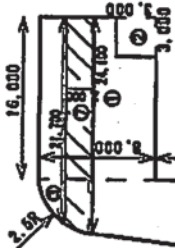
合計 112.76 + 85.00 + 37.46 + 31.08 + 125.03 = 391.33
 算術式 (100%) 391.33 m²

- ① 13.27 × 1.73 × 1/2 = 11.47855
- ② 13.27 × 3.42 × 1/2 = 22.6917
- ③ 4.14 × 1.30 × 1/2 = 2.691
- ④ 4.14 × 1.37 × 1/2 = 2.8359
- ⑤ 3.81 × 0.34 × 1/2 = 0.6477
- ⑥ 6.69 × 1.54 × 1/2 = 5.082
- ⑦ 6.69 × 2.31 × 1/2 = 7.633
- ⑧ 3.16 × 1.29 × 1/2 = 1.0382
- ⑨ 3.16 × 1.29 × 1/2 = 2.0382
- ⑩ 10.88 × 2.50 × 1/2 = 13.575
- ⑪ 10.88 × 3.70 × 1/2 = 20.081
- ⑫ 4.38 × 1.28 × 1/2 = 2.7894
- ⑬ 4.38 × 1.32 × 1/2 = 2.8903
- ⑭ 3.28 × 0.87 = 2.8536
- ⑮ 4.88 × 2.50 = 11.70
- ⑯ 1.40 × 4.10 = 5.74
- ⑰ 3.28 × 3.28 = 10.7584
- ⑱ (3.28 × 3.28) - (3.28 × 3.28 × 3.14 × 1/4) = 2.313056 ≈ 2.31305

計 (11.47855 + 22.6917 + 2.691 + 2.8359 + 0.6477 + 5.082 + 7.633 + 1.0382 + 2.0382 + 13.575 + 20.081 + 2.7894 + 2.8903 + 2.8536 + 11.70 + 5.74 + 10.7584 - 2.31305) = 125.0382



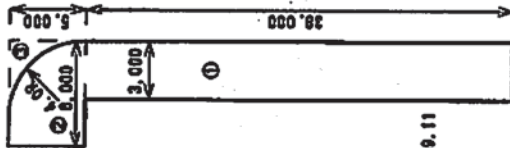
工事件名	基地内、衛生自衛隊及び消防	図面番	3/9
図名	平地区区画図算定図 已地区	図尺	1-25-5
航空自衛隊 目黒基地			



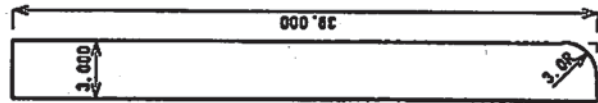
- ① $8.00 \times 16.00 = 128.00$
- ② $3.00 \times 3.00 = 9.00$
- ③ $(2.50 \times 2.50 \times 3.14) \times 1/4 = 4.90825$
- ④ $(2.50 \times 12.00) \times 87.00 \times 1/2 = 630.75$
- ⑤ $(7.00 \times 8.00) \times 16.50 \times 1/2 = 132.00$
- ⑥ $(6.00 \times 6.00) - (6.00 \times 6.00 \times 3.14) \times 1/4 = 7.74$
- ⑦ $(21.70 \times 24.10) \times 2.00 \times 1/2 = 45.80$ (注: 计算结果)
- ⑧ $(128.00 + 4.90825 + 630.75) - (9.00 + 132.00 + 7.74 + 45.80) = 569.11$

F 地区数量

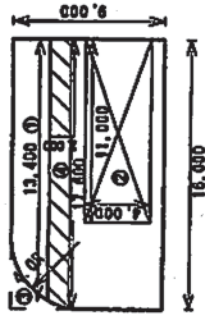
合计 $569.11 \times 150.56 = 115.06 = 834.73$
 面积式 (100%) 834.73 m^2



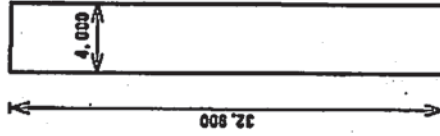
- ① $38.00 \times 3.00 = 114.00$
- ② $6.00 \times 5.00 = 40.00$
- ③ $(4.00 \times 4.00) - (4.00 \times 4.00 \times 3.14 \times 1/4) = 3.44$
- ④ $(114.00 + 40.00) - 3.44 = 150.56$



- ① $39.00 \times 3.00 = 117.00$
- ② $(3.00 \times 3.00) - (3.00 \times 3.00 \times 3.14 \times 1/4) = 1.935$
- ③ $117.00 - 1.935 = 115.065 \approx 115.06$



- ① $9.00 \times 16.00 = 144.00$
- ② $4.00 \times 11.00 = 44.00$
- ③ $(4.00 \times 4.00) - (4.00 \times 4.00 \times 3.14 \times 1/4) = 3.44$
- ④ $(13.40 + 17.60) \times 2.00 \times 1/2 = 31.00$ (注: 计算结果)
- ⑤ $144.00 + 44.00 - 3.44 - 31.00 = 65.56$

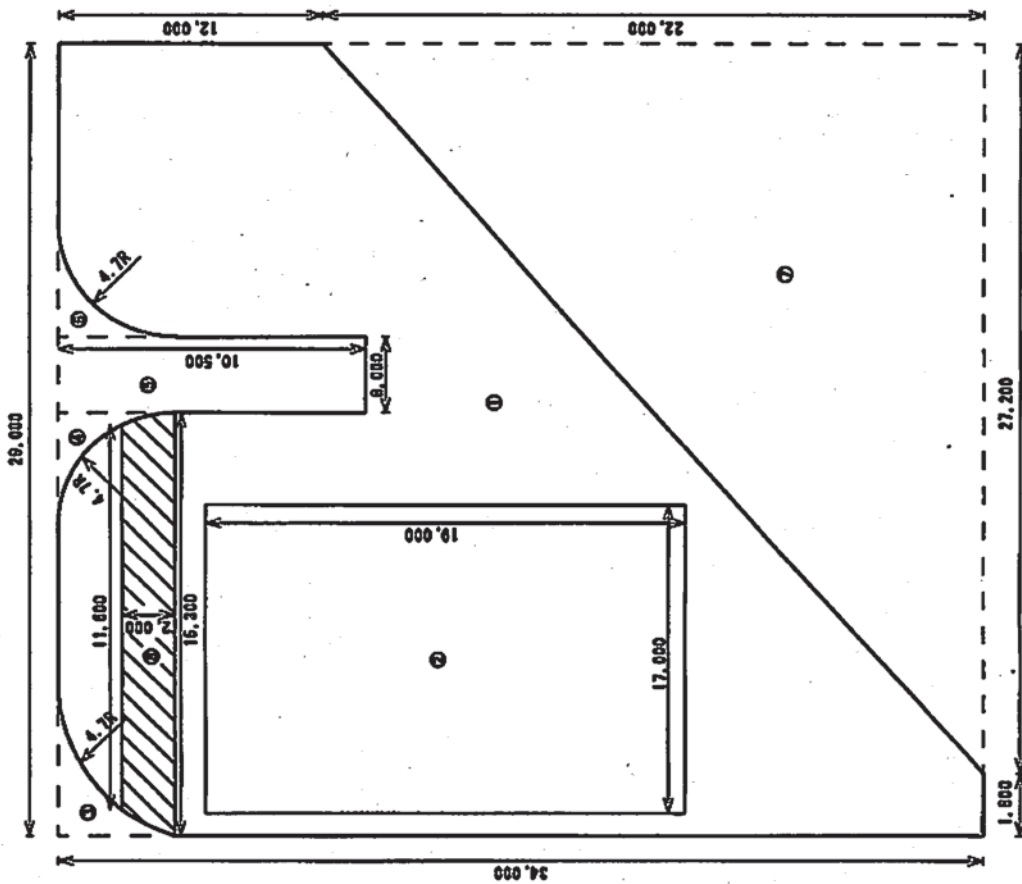


$32.90 \times 4.00 = 131.60$
 ⑥ 131.60

G 地区数量

合计 $65.56 + 131.60 = 197.16$
 面积式 (100%) 197.16 m^2

工程名称	本地区、军事训练场及训练场	图例编号	4/9
图名	学校地区田国算空图 F地区、G地区	图尺	1:200
航空自卫队 目黑基地			



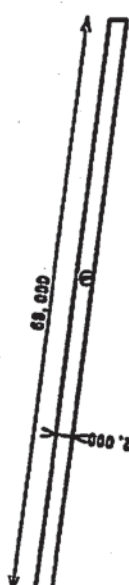
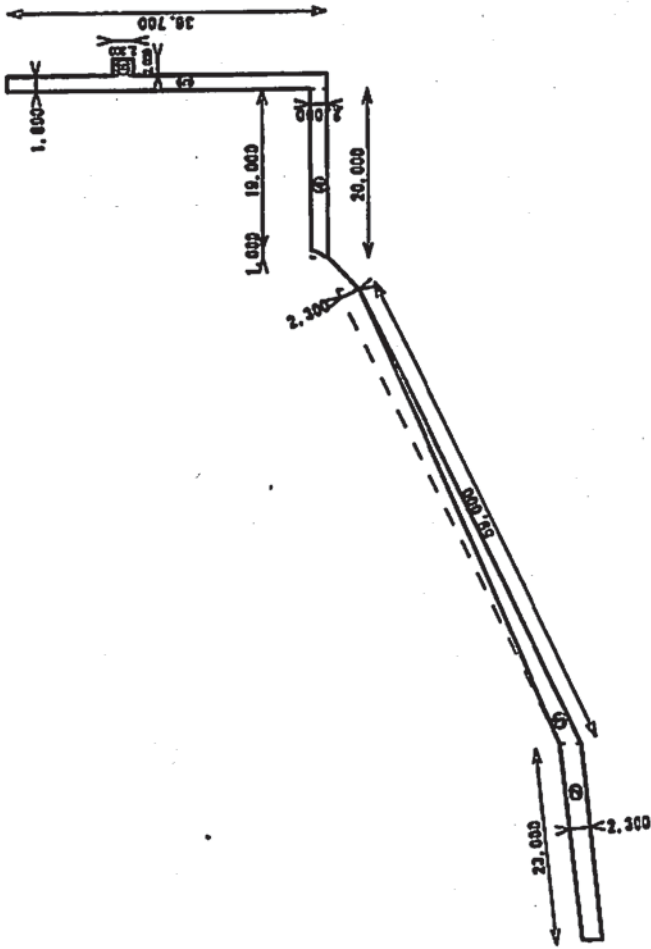
I 地区数量

- ① $34.00 \times 28.00 = 952.00$
- ② $19.00 \times 17.00 = 323.00$
- ③ $(4.70 \times 4.70) - (4.70 \times 3.14 \times 1/4) = 4.74935$
- ④ $(4.70 \times 4.70) - (4.70 \times 3.14 \times 1/4) = 4.74935$
- ⑤ $10.50 \times 8.00 = 84.00$
- ⑥ $(4.70 \times 4.70) - (4.70 \times 3.14 \times 1/4) = 4.74935$
- ⑦ $27.20 \times 22.00 \times 1/2 = 299.20$
- ⑧ $(11.00 \times 16.30) \times 2.00 \times 1/2 = 178.90$ (79-8137)

合計 986.00 - (323.00 - 4.74935 - 4.74935 - 84.00 - 4.74935 - 299.20 - 178.90) = 238.65165 ≈ 238.65

開闢式 (100%) 238.65㎡

図名	基地内、軍事施設等区域の位置	図面番号	0/9
図号	予設地区面積算定図 I地区	縮尺	1/2500
航空自衛隊 目黒基地			



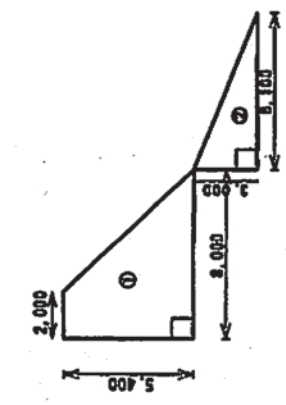
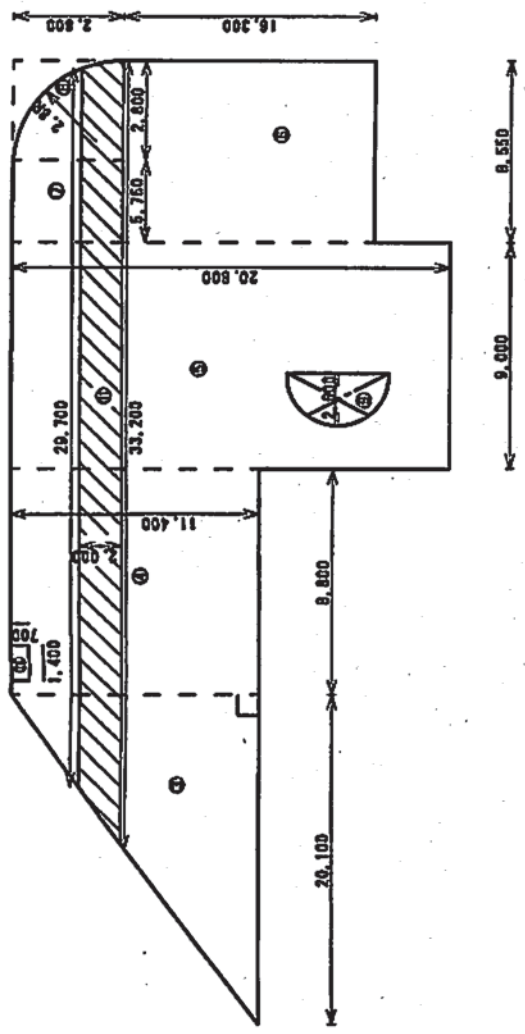
J地区数量

- ① $2.00 \times 69.00 = 138.00$
- ② $2.30 \times 23.00 = 52.90$
- ③ $2.30 \times 59.00 \times 1/2 = 67.85$
- ④ $(2.00 \times 20.00) - (2.00 \times 1.00 \times 1/2) = 39.00$
- ⑤ $38.70 \times 1.80 = 69.66$
- ⑥ $2.30 \times 2.00 = 4.60$

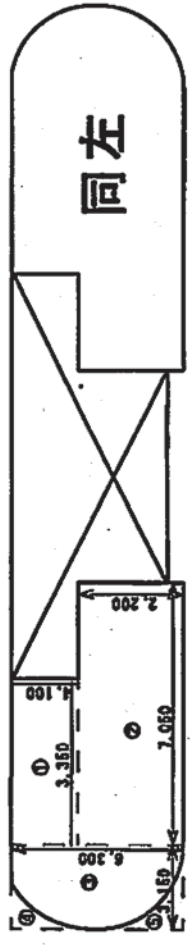
合計 $138.00 + 52.90 + 67.85 + 39.00 + 69.66 + 4.60 = 368.41$
 人力積算(100%) 368.41㎡

図面名称	基地内、航空自衛隊隊区及び附帯	図面番号	7/9
図名	学校地区図録決定図 J地区	図尺	1:317.5

航空自衛隊目黒基地



- ① $(2.00+8.00) \times 5.40 \times 1/2 = 27.00$
- ② $8.10 \times 3.00 \times 1/2 = 12.15$
- ③ $20.10 \times 11.40 \times 1/2 = 114.57$
- ④ $8.80 \times 11.40 = 100.32$
- ⑤ $9.00 \times 20.80 = 187.20$
- ⑥ $8.65 \times 18.30 = 158.30$
- ⑦ $5.75 \times 2.80 = 16.10$
- ⑧ $2.80 \times 2.80 \times 3.14 \times 1/4 = 8.1644$
- ⑨ $2.60 \times 2.60 \times 3.14 \times 1/2 = 10.6132$
- ⑩ $1.40 \times 0.70 = 0.98$
- ⑪ $(29.70+33.20) \times 2.00 \times 1/2 = 62.90$ ($\neq 59.57$)
- ⑫ $(27.00+12.15+114.57+100.32+187.20+158.365+16.10+6.1644) - (10.6132+0.98+82.90) = 528.3182$ 与 528.36

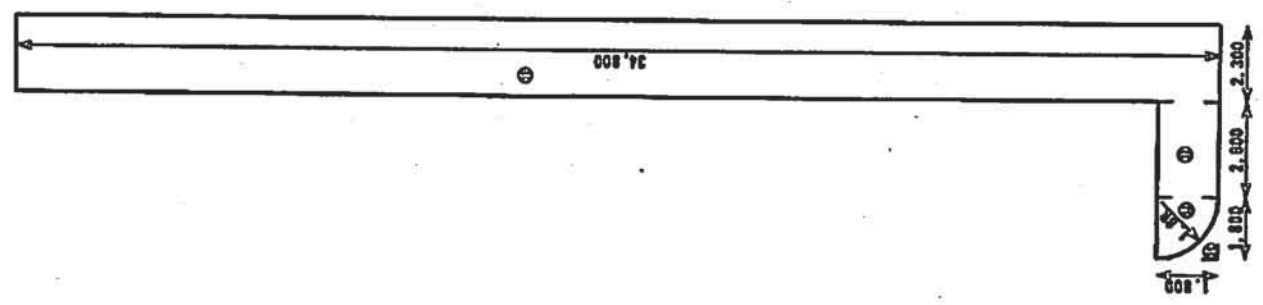
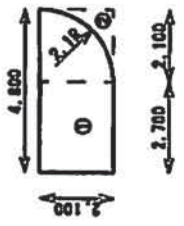
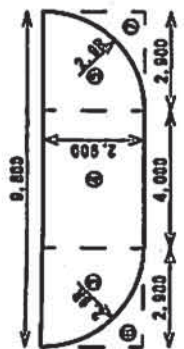
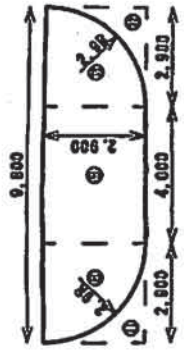
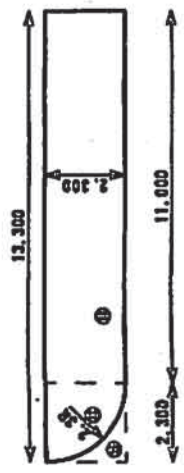


- ① $3.35 \times 4.10 = 13.735$
- ② $7.05 \times 2.20 = 15.51$
- ③ $3.15 \times 6.30 = 19.945$
- ④ $(3.15 \times 3.15) - (3.15 \times 3.14 \times 1/4) = 2.133375$ 与 2.13333
- ⑤ $(3.15 \times 3.15) - (3.15 \times 3.14 \times 1/4) = 2.133375$ 与 2.13333
- 合计 $(13.735+15.51+19.945) - (2.133375+2.133375) = 44.82334$
- $44.82334 \times 2 = 89.64668$ 与 89.64

K地区数量
 合计 $528.36+89.64=618.00$
 四折式(30%) $618.00 \times 0.30 = 185.40 = 185.40 \text{ m}^2$
 人力除草(70%) $618.00 \times 0.70 = 432.60 = 432.60 \text{ m}^2$

设计件名	基地内、野中全草刈取及除草	图番号	8/9
图名	宇佐地区团练算空图 K地区	图尺	1/2500

航空自卫队 目黑基地



L地区数量

- ① $4.80 \times 2.10 = 10.08$
- ② $(2.10 \times 2.10) - (2.10 \times 2.10 \times 3.14 \times 1/4) = 0.94815$
- ③ $2.80 \times 2.90 = 8.12$
- ④ $4.00 \times 2.90 = 11.60$
- ⑤ $2.80 \times 2.90 = 8.12$
- ⑥ $(2.80 \times 2.80) - (2.80 \times 2.80 \times 3.14 \times 1/4) = 1.80815$
- ⑦ $(2.80 \times 2.80) - (2.80 \times 2.80 \times 3.14 \times 1/4) = 1.80815$
- ⑧ $2.80 \times 2.90 = 8.12$
- ⑨ $4.00 \times 2.90 = 11.60$
- ⑩ $2.80 \times 2.90 = 8.12$
- ⑪ $(2.80 \times 2.80) - (2.80 \times 2.80 \times 3.14 \times 1/4) = 1.80815$
- ⑫ $(2.80 \times 2.80) - (2.80 \times 2.80 \times 3.14 \times 1/4) = 1.80815$
- ⑬ $2.30 \times 2.30 = 5.29$
- ⑭ $11.00 \times 2.30 = 25.30$
- ⑮ $(2.30 \times 2.30) - (2.30 \times 2.30 \times 3.14 \times 1/4) = 1.13735$
- ⑯ $2.30 \times 2.30 = 5.29$
- ⑰ $2.80 \times 1.80 = 5.04$
- ⑱ $1.80 \times 1.80 = 3.24$
- ⑲ $(1.80 \times 1.80) - (1.80 \times 1.80 \times 3.14 \times 1/4) = 0.6585$

合計 $(10.08 + 8.41 + 11.60 + 8.41 + 8.41 + 11.60 + 8.41 + 5.29 + 25.30 + 80.04 + 5.04 + 3.24) - (0.94815 + 1.80815 + 1.80815 + 1.80815 + 1.13735 + 0.6585) = 175.8159 + 175.81$

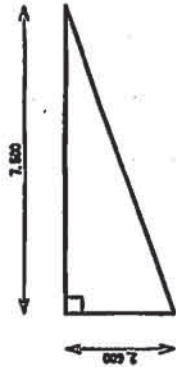
人力除率 (55%) $175.81 \times 0.55 = 96.69595 \approx 96.69 \text{ m}^2$
 階数式 (45%) $175.81 \times 0.45 = 79.1145 \approx 79.12 \text{ m}^2$ (⑩の所)

役種名	基地内、標準的な住宅地及び付帯	図面番号	9/9
図 6	学校地区内計算区域 L地区	図 尺	1/2000

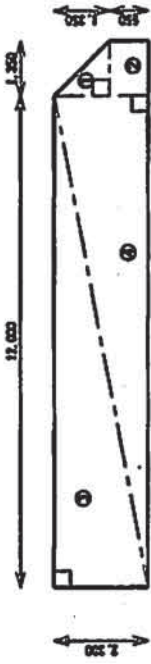
航空自衛隊 目黒基地

留学生会館地区面積
算定図

表紙共4枚



b 地区数量
 $2.60 \times 7.50 \times 1/2 = 9.75$
 面积式 (100%) 9.75m²

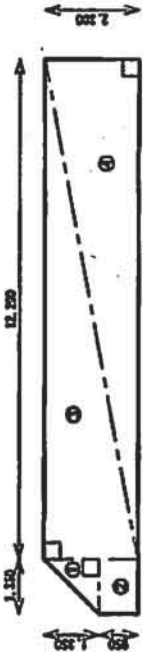


d 地区数量
 ① $1.35 \times 1.35 \times 1/2 = 0.91125$
 ② $0.85 \times 1.35 = 1.225$
 ③ $2.39 \times 12.00 \times 1/2 = 13.80$
 ④ $2.39 \times 12.00 \times 1/2 = 13.80$

合计 $0.91125 + 1.225 + 13.80 + 13.80 = 29.73625 \approx 29.79$
 面积式 (100%) 29.79m²



c 地区数量
 ① $1.10 \times 18.20 \times 1/2 = 10.01$
 ② $1.10 \times 18.20 \times 1/2 = 10.01$
 ③ $1.55 \times 2.40 \times 1/2 = 1.86$
 ④ $1.50 \times 1.70 \times 1/2 = 1.275$
 合计 $10.01 + 10.01 + 1.86 + 1.275 = 23.155 \approx 23.15$
 面积式 (100%) 23.15m²

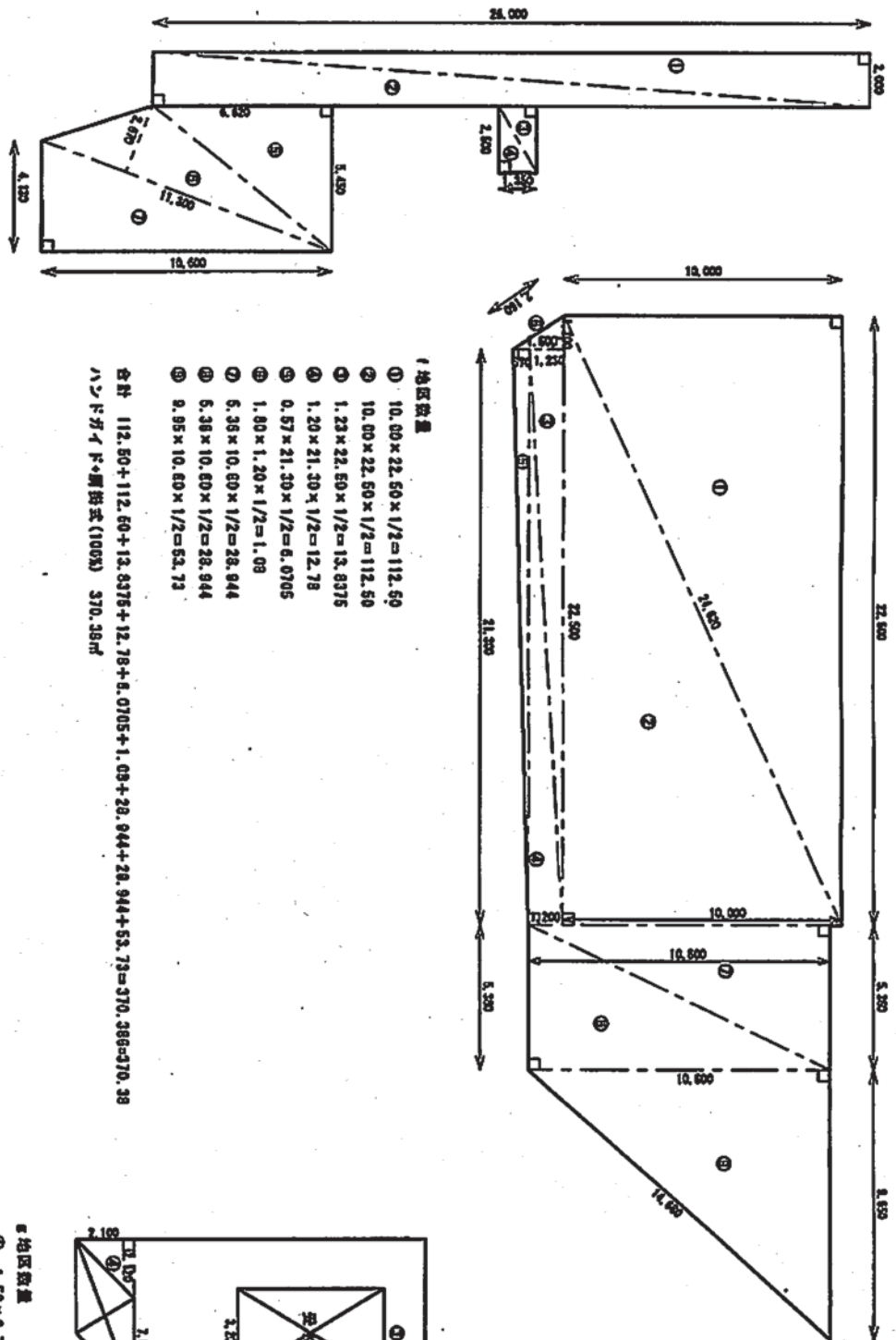


e 地区数量
 ① $1.35 \times 1.35 \times 1/2 = 0.918$
 ② $0.85 \times 1.35 = 1.232$
 ③ $2.30 \times 12.20 \times 1/2 = 14.03$
 ④ $2.30 \times 12.20 \times 1/2 = 14.03$

合计 $0.918 + 1.232 + 14.03 + 14.03 = 30.27$
 面积式 (100%) 30.27m²

位图件名	基地、防护、障碍物、障碍物	位图号	1/3
图名	军事基地地区障碍物、障碍物 o b o d 地区	图尺	1:200

航空自卫队目黑基地



f 地区数量

- ① 10.00 × 22.50 × 1/2 = 112.50
- ② 10.00 × 22.50 × 1/2 = 112.50
- ③ 1.23 × 22.50 × 1/2 = 13.8375
- ④ 1.20 × 21.30 × 1/2 = 12.78
- ⑤ 0.57 × 21.30 × 1/2 = 6.0705
- ⑥ 1.80 × 1.20 × 1/2 = 1.08
- ⑦ 6.36 × 10.60 × 1/2 = 28.944
- ⑧ 6.36 × 10.60 × 1/2 = 28.944
- ⑨ 9.95 × 10.60 × 1/2 = 52.73

合計 112.50 + 112.50 + 13.8375 + 12.78 + 6.0705 + 1.08 + 28.944 + 28.944 + 52.73 = 370.38m²
 ハンドガレ F 構造式 (100%) 370.38m²

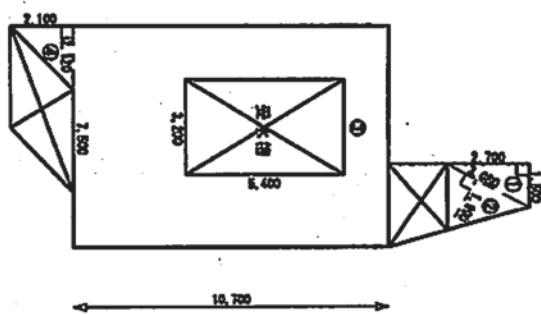
e 地区数量

- ① 2.00 × 26.00 × 1/2 = 26.00
- ② 2.00 × 26.00 × 1/2 = 26.00
- ③ 1.35 × 2.50 × 1/2 = 1.6875
- ④ 1.35 × 2.50 × 1/2 = 1.6875
- ⑤ 5.45 × 6.62 × 1/2 = 18.0395
- ⑥ 11.30 × 2.67 × 1/2 = 15.0855
- ⑦ 4.13 × 10.60 × 1/2 = 21.859

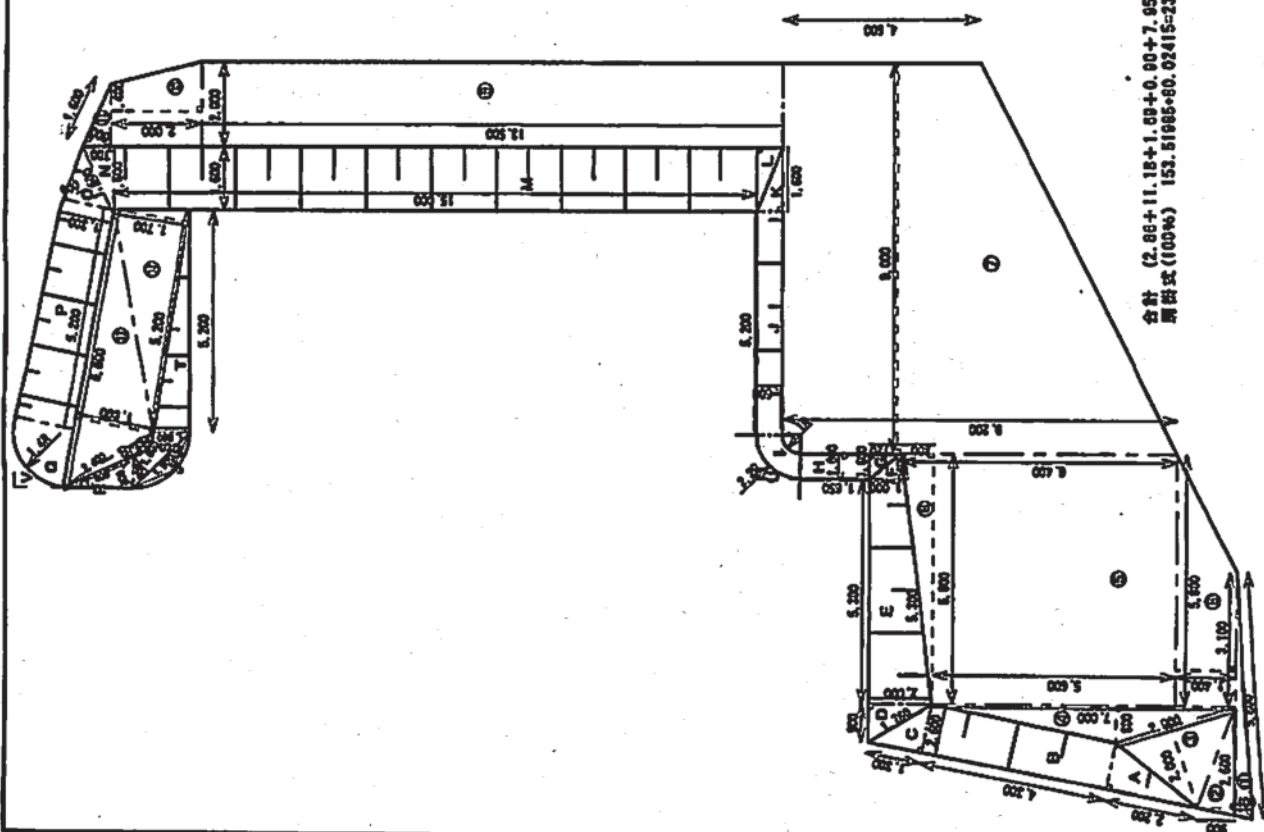
合計 26.00 + 26.00 + 1.6875 + 1.6875 + 18.0395 + 15.0855 + 21.859 = 110.38m²
 両折式 (100%) 110.38m²

e 地区数量

- ① 1.50 × 2.70 × 1/2 = 2.025
 - ② 3.08 × 1.99 × 1/2 = 3.0846
 - ③ (10.70 × 7.50) - (5.40 × 3.30) = 62.97
 - ④ 2.12 × 2.10 × 1/2 = 2.226
- 合計 2.025 + 3.0846 + 62.97 + 2.226 = 70.28m²
 両折式 (100%) 70.28m²



図名	航空自衛隊 目黒基地	図面番号	2/3
図名	航空自衛隊 目黒基地	図面番号	1-21-5



h地区数量 平面

- ① $5.80 \times 0.40 \times 1/2 = 1.16$
- ② $2.60 \times 0.90 \times 1/2 = 1.17$
- ③ $2.90 \times 2.00 \times 1/2 = 2.90$
- ④ $7.00 \times 0.90 \times 1/2 = 3.15$
- ⑤ $5.90 \times 5.60 = 33.04$
- ⑥ $(6.80 \times 3.10) \times 1.40 \times 1/2 = 6.30$
- ⑦ $[(4.60 \times 9.20) \times 9.60 \times 1/2] - [(1.10 \times 1.10) - (1.10 \times 1.10 \times 1/4)] = 61.83985$
- ⑧ $5.90 \times 0.60 \times 1/2 = 2.36$
- ⑨ $13.50 \times 2.00 = 27.00$
- ⑩ $(1.40 \times 2.00) \times 2.00 \times 1/2 = 3.40$
- ⑪ $1.60 \times 0.60 \times 1/2 = 0.48$
- ⑫ $5.20 \times 1.70 \times 1/2 = 4.42$
- ⑬ $6.60 \times 1.80 \times 1/2 = 5.94$
- ⑭ $2.40 \times 0.30 \times 1/2 = 0.36$

合计 $1.16 + 1.17 + 2.90 + 3.15 + 33.04 + 6.30 + 61.83985 + 2.36 + 27.00 + 3.40 + 0.48 + 4.42 + 5.94 + 0.36 = 153.51985$

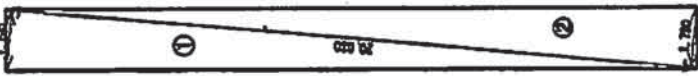
- A $2.20 \times 2.60 \times 1/2 = 2.86$
- B $4.30 \times 2.60 = 11.18$
- C $1.30 \times 2.60 \times 1/2 = 1.69$
- D $0.90 \times 2.00 \times 1/2 = 0.90$
- E $(1.00 \times 2.00) \times 5.30 \times 1/2 = 7.65$
- F $0.40 \times 1.00 \times 1/2 = 0.30$
- G $0.72 \times 1.60 \times 1/2 = 0.576$
- H $1.65 \times 1.60 = 2.64$
- I $(2.20 \times 2.20) - (1.10 \times 1.10 \times 1/4) = 3.89015$
- J $1.40 \times 5.20 = 7.28$
- K $1.80 \times 1.60 \times 1/2 = 1.28$
- L $1.80 \times 1.60 \times 1/2 = 1.28$
- M $15.00 \times 1.40 = 21.00$
- N $1.40 \times 0.70 \times 1/2 = 0.49$
- O $1.40 \times 0.80 \times 1/2 = 0.72$
- P $5.20 \times 1.30 = 6.76$
- Q $1.40 \times 1.40 = 1.96$
- R $1.80 \times 0.80 \times 1/2 = 0.72$
- S $(1.00 + 1.50) \times 0.80 \times 1/2 = 1.00$
- T $5.20 \times 1.00 \times 1/2 = 2.60$
- U $(2.20 \times 2.20) - (2.20 \times 2.20 \times 1/4) = 1.0408$
- V $(1.40 \times 1.40) - (1.40 \times 1.40 \times 1/4) = 0.4214$
- W $1.50 \times 0.40 \times 1/2 = 0.30$

合计 $(2.86 + 11.18 + 1.69 + 0.90 + 7.65 + 0.30 + 0.576 + 2.64 + 3.89015 + 7.28 + 1.28 + 1.28 + 21.00 + 0.49 + 0.72 + 6.76 + 1.96 + 0.72 + 1.00 + 2.60 + 1.0408 + 0.4214 + 0.30) = 80.4214$
 面积式 (100%) $153.51985 + 80.4214 = 233.94125$

图号	h地区	图样编号	3/3
图名	航空自卫队目黑基地	图样名称	h地区

空自合同棟地区面積
算定図

表紙共3枚



①地区数量

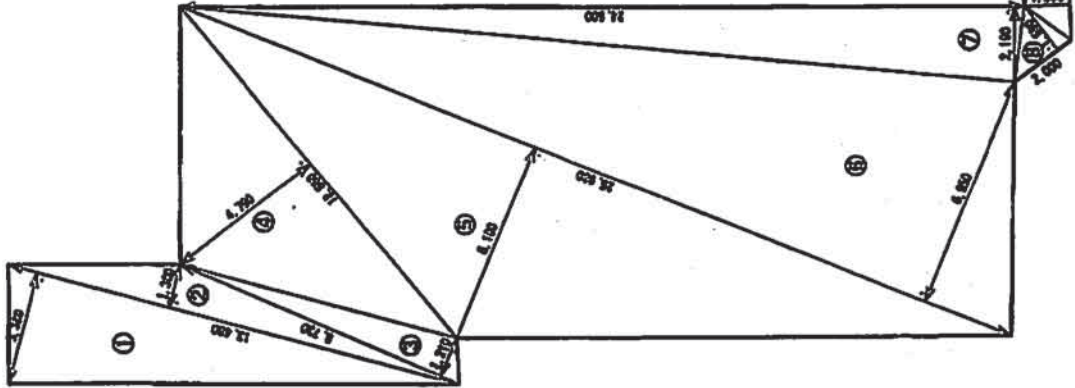
- ① $20.08 \times 1.78 \times 1/2 = 17.9716$
 - ② $20.08 \times 1.78 \times 1/2 = 17.9716$
 - 合計 $17.9716 + 17.9716 = 35.9432 \approx 35.94$
- ハンドガイド式・算術式(100%) : 35.94㎡

②地区数量

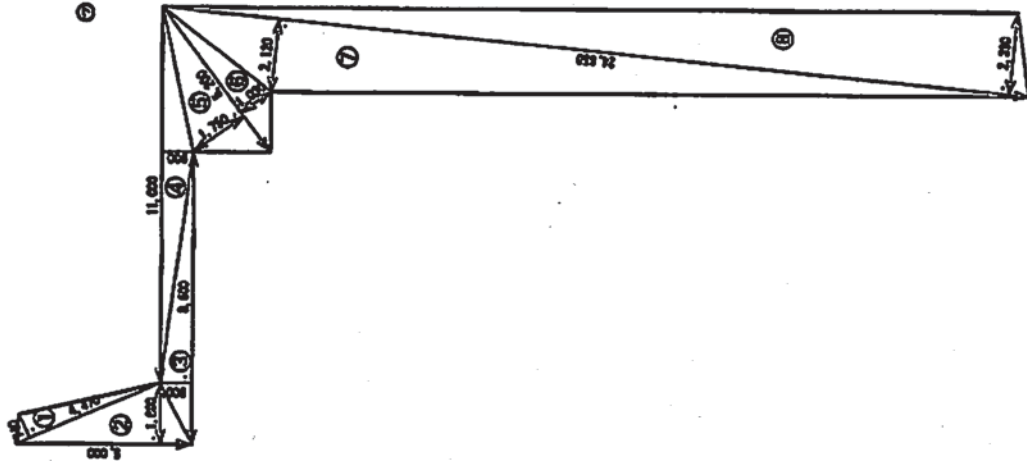
- ① $13.46 \times 3.38 \times 1/2 = 22.7474$
- ② $13.46 \times 1.30 \times 1/2 = 8.749$
- ③ $8.73 \times 1.21 \times 1/2 = 5.28165$
- ④ $12.56 \times 4.79 \times 1/2 = 30.0312$
- ⑤ $26.88 \times 6.10 \times 1/2 = 81.339$
- ⑥ $25.88 \times 6.95 \times 1/2 = 90.3835$
- ⑦ $24.59 \times 2.19 \times 1/2 = 26.8275$
- ⑧ $2.80 \times 1.59 \times 1/2 = 1.159$
- ⑨ $19.59 \times 1.29 \times 1/2 = 12.63555$
- ⑩ $18.69 \times 0.44 \times 1/2 = 4.092$
- ⑪ $7.13 \times 0.65 \times 1/2 = 2.31725$
- ⑫ $7.13 \times 1.23 \times 1/2 = 4.38465$
- ⑬ $2.49 \times 1.43 \times 1/2 = 1.78035$
- ⑭ $2.97 \times 0.29 \times 1/2 = 0.41815$
- ⑮ $4.59 \times 0.84 \times 1/2 = 1.89$

合計 $22.7474 + 8.749 + 5.28165 + 30.0312 + 70.239 + 80.2806 + 26.8275 + 1.59 + 12.63555 + 4.092 + 2.31725 + 4.38465 + 1.78035 + 0.41815 + 1.89 + 292.2.31725 + 4.38465 + 1.78035 + 0.41815 + 1.89 + 292.31$

ハンドガイド式(100%) : 292.31㎡



図名	航空自衛隊目黒基地
図号	R
図面内容	航空自衛隊目黒基地
縮尺	1/2



◎地区数量

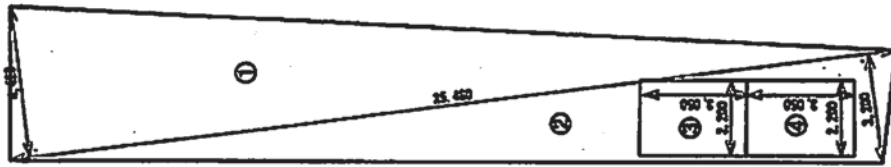
- ① $4.47 \times 0.74 \times 1/2 = 1.6530$
- ② $5.00 \times 1.60 \times 1/2 = 4.00$
- ③ $8.60 \times 0.90 \times 1/2 = 3.87$
- ④ $11.00 \times 0.60 \times 1/2 = 3.30$
- ⑤ $5.20 \times 1.75 \times 1/2 = 4.55$
- ⑥ $5.20 \times 1.03 \times 1/2 = 2.678$
- ⑦ $24.85 \times 2.12 \times 1/2 = 26.341$
- ⑧ $24.85 \times 2.39 \times 1/2 = 29.69575$

合計 $1.6530 + 4.00 + 3.87 + 3.30 + 4.55 + 2.678 + 26.341 + 29.69575 = 78.23898$
 ハンドガイド・照準式 (100%) : 78.23

◎地区数量

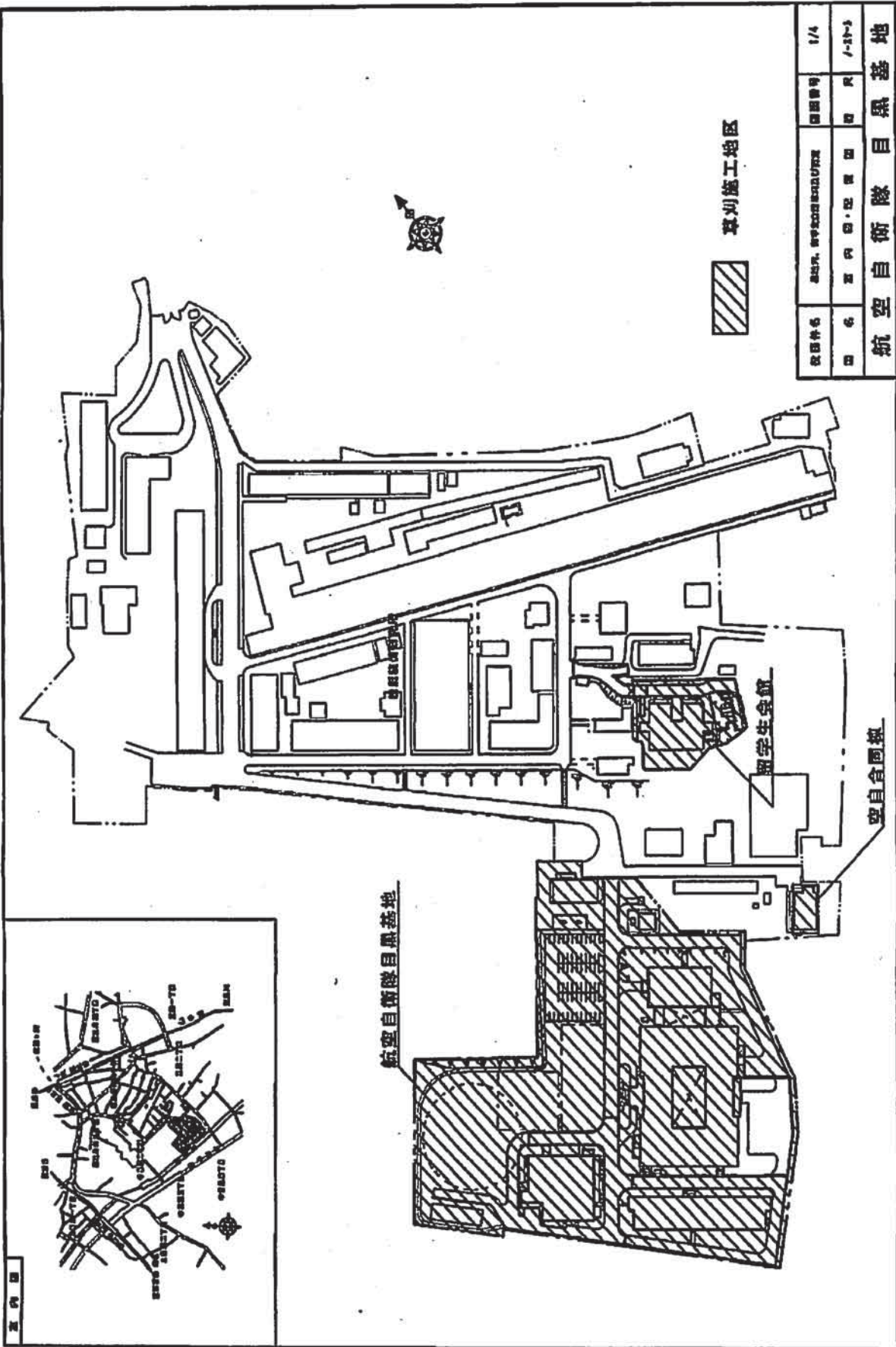
- ① $25.48 \times 4.42 \times 1/2 = 56.3103$
- ② $25.48 \times 3.20 \times 1/2 = 40.768$
- ③ $2.20 \times 3.05 = 6.71$
- ④ $2.20 \times 3.05 = 6.71$

合計 $56.3103 + 40.768 + 6.71 + 6.71 = 110.5964$
 ハンドガイド・照準式 (100%) : 110.5964



図号	基地名	基地内、航空自衛隊施設及び防衛施設	図面番号	2/2
図名	空白合同地地区面積算定図	◎地区、◎地区	縮尺	1:100

航空自衛隊 目黒基地



図面番号	1/4
図名	航空自衛隊目黒基地
作成者	...
作成日	...

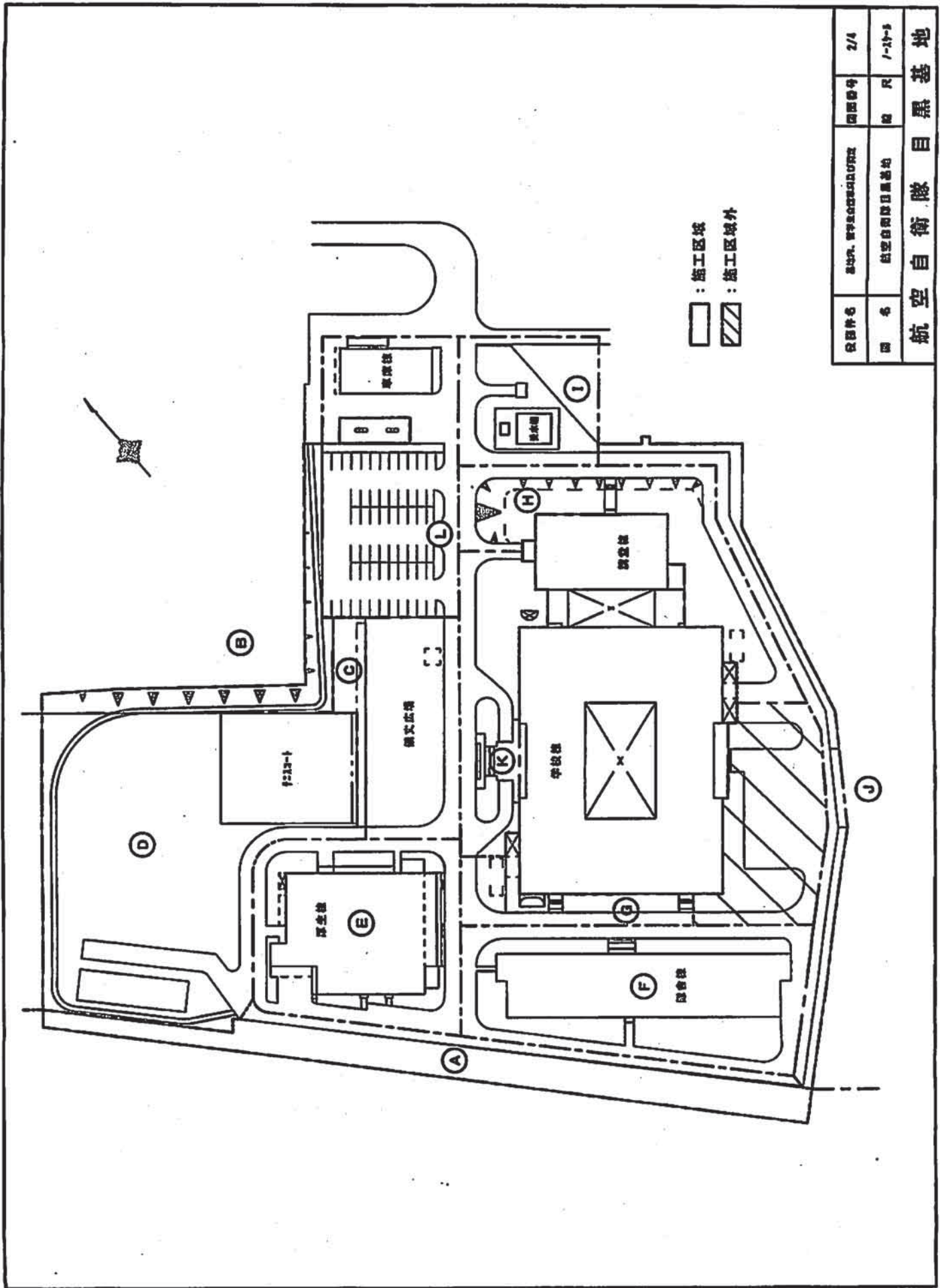
航空自衛隊目黒基地

学生会館

航空自衛隊

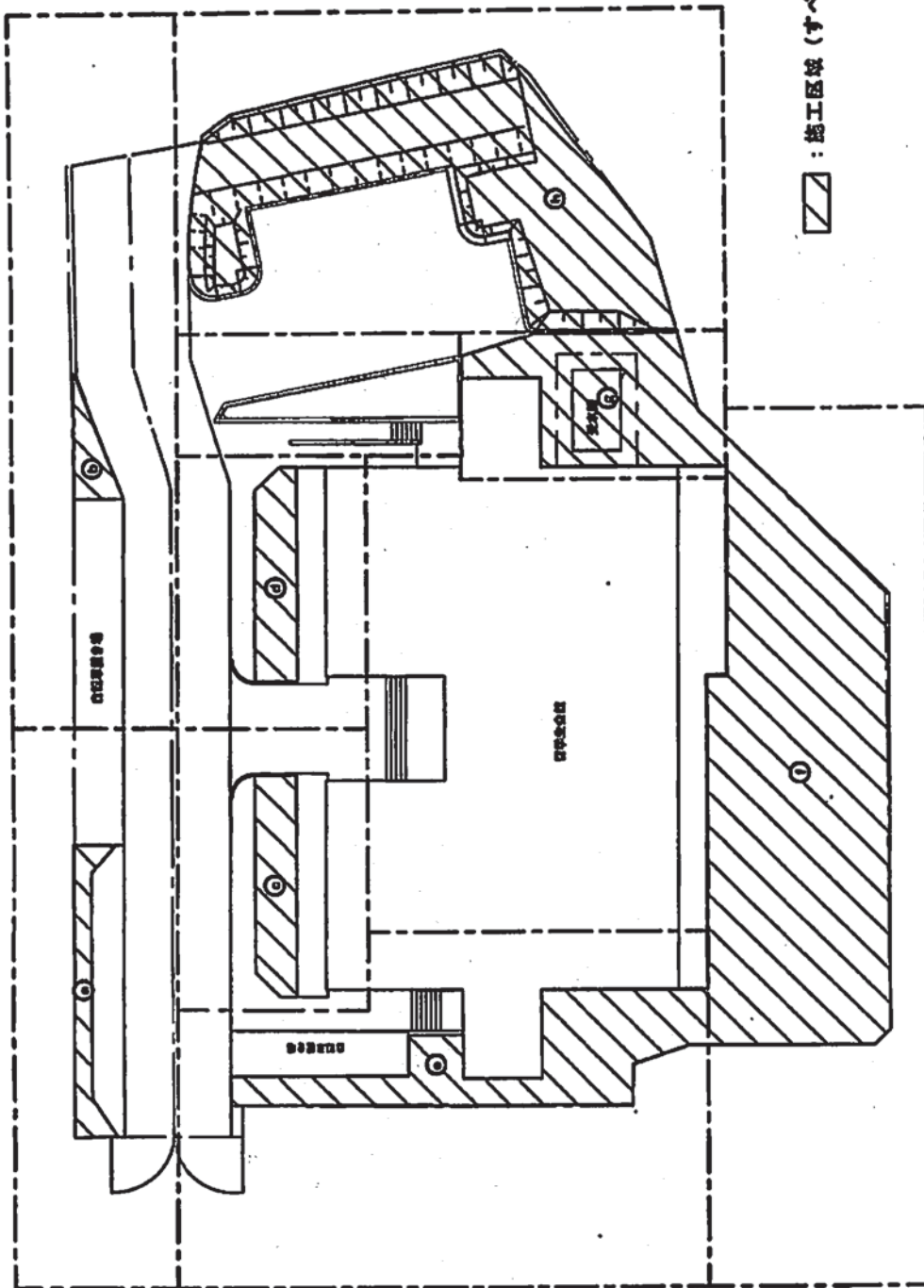
草刈施工地区

541 241



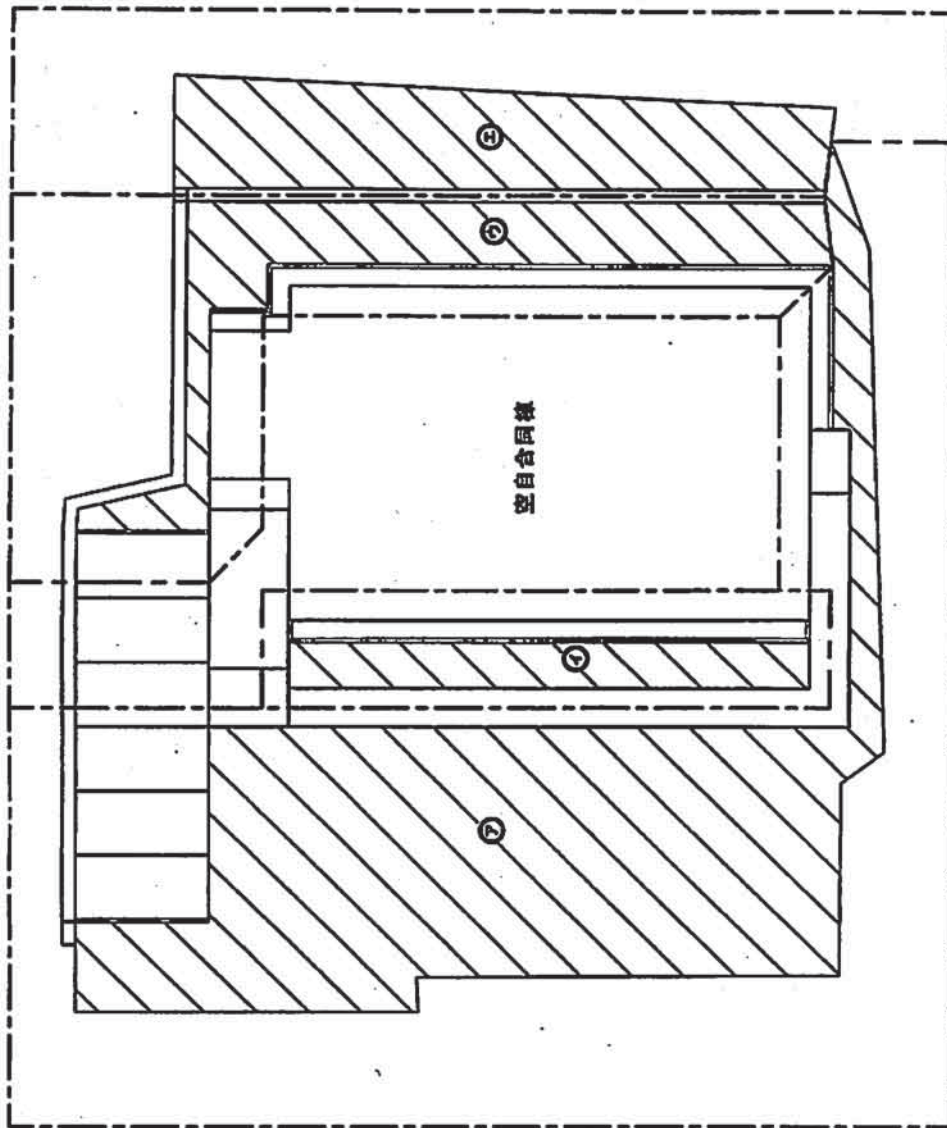
图例号	名称	比例	图例号	比例
1	航空自卫队基地	1:100	2/4	
2	航空自卫队基地	1:100	3/4	

航空自卫队基地



▨ : 施工区域 (すべて芝)

図名	防衛省目黒航空自衛隊	図番	3/4
図名	防衛省目黒航空自衛隊	図尺	1/200
航空自衛隊目黒基地			



收發件名	圖號	圖號	4/4
圖名	空自合同樣	圖尺	1:200

航空自衛隊 目黒基地

剪定作業等樹木内訳表

(表紙共10枚)

別表第1：低木

別表第2：中木

別表第3：高木 (3-1常緑樹、3-2落葉樹、3-3針葉樹)

別表第4：薬剤散布 (肥料、除草剤散布含む)

中木 (高さ)

No.	高さ順	名称	高さm	図示記号	備考、図面番号
1	1	サザンカ	1.00	サ- 46	図面番号 3/7、学校地区
2	2	サンゴジュ	1.00	サン- 6	図面番号 3/7、学校地区
3	3	サザンカ	1.40	サ- 16	図面番号 3/7、学校地区
4	4	キョウチクトウ	1.50	キ- 1	図面番号 7/7、留学生会館
5	5	キョウチクトウ	1.50	キ- 2	図面番号 7/7、留学生会館
6	6	キョウチクトウ	1.50	キ- 3	図面番号 7/7、留学生会館
7	7	キョウチクトウ	1.50	キ- 4	図面番号 7/7、留学生会館
8	8	キョウチクトウ	1.50	キ- 5	図面番号 7/7、留学生会館
9	9	キョウチクトウ	1.50	キ- 6	図面番号 7/7、留学生会館
10	10	キョウチクトウ	1.50	キ- 7	図面番号 7/7、留学生会館
11	11	キョウチクトウ	1.50	キ- 8	図面番号 7/7、留学生会館
12	12	サザンカ	1.50	サ- 27	図面番号 3/7、学校地区
13	13	サザンカ	1.50	サ- 32	図面番号 3/7、学校地区
14	14	サザンカ	1.50	サ- 33	図面番号 3/7、学校地区
15	15	サザンカ	1.50	サ- 34	図面番号 3/7、学校地区
16	16	サンゴジュ	1.50	サン- 4	図面番号 3/7、学校地区
17	17	サンゴジュ	1.50	サン- 8	図面番号 3/7、学校地区
18	18	サザンカ	1.60	サ- 18	図面番号 3/7、学校地区
19	19	サザンカ	1.60	サ- 19	図面番号 3/7、学校地区
20	20	サザンカ	1.60	サ- 20	図面番号 3/7、学校地区
21	21	サザンカ	1.60	サ- 24	図面番号 3/7、学校地区
22	22	モチノキ	1.60	モチ- 1	図面番号 3/7、学校地区
23	23	サザンカ	1.70	サ- 2	図面番号 3/7、学校地区
24	24	サザンカ	1.70	サ- 26	図面番号 3/7、学校地区
25	25	サザンカ	1.70	サ- 29	図面番号 3/7、学校地区
26	26	サザンカ	1.80	サ- 17	図面番号 3/7、学校地区
27	27	サザンカ	1.80	サ- 22	図面番号 3/7、学校地区
28	28	サザンカ	1.80	サ- 23	図面番号 3/7、学校地区
29	29	サザンカ	1.80	サ- 28	図面番号 3/7、学校地区
30	30	サザンカ	1.80	サ- 30	図面番号 3/7、学校地区
31	31	サザンカ	1.80	サ- 31	図面番号 3/7、学校地区
32	32	サザンカ	1.80	サ- 35	図面番号 3/7、学校地区
33	33	サザンカ	1.80	サ- 37	図面番号 3/7、学校地区
34	34	サザンカ	1.80	サ- 40	図面番号 3/7、学校地区
35	35	サザンカ	1.80	サ- 41	図面番号 3/7、学校地区
36	36	サザンカ	1.80	サ- 42	図面番号 3/7、学校地区
37	37	サンゴジュ	1.80	サン- 2	図面番号 3/7、学校地区
38	38	サンゴジュ	1.80	サン- 11	図面番号 3/7、学校地区
39	39	ネズミモチ	1.80	モ- 31	図面番号 3/7、学校地区
40	40	サザンカ	1.90	サ- 5	図面番号 3/7、学校地区
41	41	サザンカ	1.90	サ- 36	図面番号 3/7、学校地区
42	1	ゲッケイジュ	2.00	ゲ- 1	図面番号 7/7、留学生会館
43	2	ゲッケイジュ	2.00	ゲ- 2	図面番号 7/7、留学生会館
44	3	ゲッケイジュ	2.00	ゲ- 3	図面番号 7/7、留学生会館
45	4	ゲッケイジュ	2.00	ゲ- 4	図面番号 7/7、留学生会館
46	5	ゲッケイジュ	2.00	ゲ- 5	図面番号 7/7、留学生会館
47	6	ゲッケイジュ	2.00	ゲ- 6	図面番号 7/7、留学生会館
48	7	サザンカ	2.00	サ- 1	図面番号 3/7、学校地区
49	8	サザンカ	2.00	サ- 3	図面番号 3/7、学校地区
50	9	サザンカ	2.00	サ- 4	図面番号 3/7、学校地区
51	10	サザンカ	2.00	サ- 6	図面番号 3/7、学校地区
52	11	サザンカ	2.00	サ- 7	図面番号 3/7、学校地区
53	12	サザンカ	2.00	サ- 8	図面番号 3/7、学校地区

中木 (高さ)

No.	高さ順	名称	高さm	図示記号	備考、図面番号
54	13	サザンカ	2.00	サ- 9	図面番号 3/7、学校地区
55	14	サザンカ	2.00	サ- 10	図面番号 3/7、学校地区
56	15	サザンカ	2.00	サ- 12	図面番号 3/7、学校地区
57	16	サザンカ	2.00	サ- 13	図面番号 3/7、学校地区
58	17	サザンカ	2.00	サ- 14	図面番号 3/7、学校地区
59	18	サザンカ	2.00	サ- 15	図面番号 3/7、学校地区
60	19	サザンカ	2.00	サ- 21	図面番号 3/7、学校地区
61	20	サザンカ	2.00	サ- 43	図面番号 3/7、学校地区
62	21	サザンカ	2.00	サ- 44	図面番号 3/7、学校地区
63	22	サザンカ	2.00	サ- 45	図面番号 3/7、学校地区
64	23	サザンカ	2.00	サ- 47	図面番号 3/7、学校地区
65	24	サザンカ	2.00	サ- 48	図面番号 3/7、学校地区
66	25	サザンカ	2.00	サ- 49	図面番号 3/7、学校地区
67	26	サンゴジュ	2.00	サ- 1	図面番号 3/7、学校地区
68	27	サンゴジュ	2.00	サ- 5	図面番号 3/7、学校地区
69	28	サンゴジュ	2.00	サ- 9	図面番号 3/7、学校地区
70	29	ネズミモチ	2.00	モ- 2	図面番号 3/7、学校地区
71	30	ネズミモチ	2.00	モ- 3	図面番号 3/7、学校地区
72	58	ネズミモチ	2.00	モ- 36	図面番号 3/7、学校地区
73	31	ネズミモチ	2.00	モ- 4	図面番号 3/7、学校地区
74	32	ネズミモチ	2.00	モ- 5	図面番号 3/7、学校地区
75	33	ネズミモチ	2.00	モ- 7	図面番号 3/7、学校地区
76	34	ネズミモチ	2.00	モ- 8	図面番号 3/7、学校地区
77	35	ネズミモチ	2.00	モ- 9	図面番号 3/7、学校地区
78	36	ネズミモチ	2.00	モ- 10	図面番号 3/7、学校地区
79	37	ネズミモチ	2.00	モ- 11	図面番号 3/7、学校地区
80	38	ネズミモチ	2.00	モ- 12	図面番号 3/7、学校地区
81	39	ネズミモチ	2.00	モ- 13	図面番号 3/7、学校地区
82	40	ネズミモチ	2.00	モ- 14	図面番号 3/7、学校地区
83	41	ネズミモチ	2.00	モ- 15	図面番号 3/7、学校地区
84	42	ネズミモチ	2.00	モ- 18	図面番号 3/7、学校地区
85	43	ネズミモチ	2.00	モ- 19	図面番号 3/7、学校地区
86	44	ネズミモチ	2.00	モ- 20	図面番号 3/7、学校地区
87	45	ネズミモチ	2.00	モ- 21	図面番号 3/7、学校地区
88	46	ネズミモチ	2.00	モ- 23	図面番号 3/7、学校地区
89	47	ネズミモチ	2.00	モ- 24	図面番号 3/7、学校地区
90	48	ネズミモチ	2.00	モ- 25	図面番号 3/7、学校地区
91	49	ネズミモチ	2.00	モ- 26	図面番号 3/7、学校地区
92	50	ネズミモチ	2.00	モ- 27	図面番号 3/7、学校地区
93	51	ネズミモチ	2.00	モ- 28	図面番号 3/7、学校地区
94	52	ネズミモチ	2.00	モ- 29	図面番号 3/7、学校地区
95	53	ネズミモチ	2.00	モ- 30	図面番号 3/7、学校地区
96	54	ネズミモチ	2.00	モ- 32	図面番号 3/7、学校地区
97	55	ネズミモチ	2.00	モ- 33	図面番号 3/7、学校地区
98	56	ネズミモチ	2.00	モ- 34	図面番号 3/7、学校地区
99	57	ネズミモチ	2.00	モ- 35	図面番号 3/7、学校地区
100	59	モチノキ	2.00	モ- 2	図面番号 3/7、学校地区
101	60	モチノキ	2.00	モ- 3	図面番号 3/7、学校地区
102	61	モチノキ	2.00	モ- 8	図面番号 3/7、学校地区
103	62	サザンカ	2.10	サ- 25	図面番号 3/7、学校地区
104	63	サザンカ	2.20	サ- 11	図面番号 3/7、学校地区
105	64	サザンカ	2.20	サ- 38	図面番号 3/7、学校地区
106	65	サンゴジュ	2.30	サ- 10	図面番号 3/7、学校地区

高木常緑樹 (幹周り細い順)

No.	幹周り	名称	幹周り (地上高+1.2m)	図示記号	備考、図面番号
1	1	マチバシイ	0.17	マ- 24	図面番号 4/7、学校地区
2	2	ヤブツバキ	0.19	ヤ- 5	図面番号 4/7、学校地区
3	3	ヤブツバキ	0.19	ヤ- 6	図面番号 4/7、学校地区
4	4	シラカシ	0.20	シ- 35	図面番号 4/7、学校地区
5	5	ヤブツバキ	0.20	ヤ- 3	図面番号 4/7、学校地区
6	6	シラカシ	0.21	シ- 36	図面番号 4/7、学校地区
7	7	マチバシイ	0.22	マ- 16	図面番号 4/7、学校地区
8	8	マチバシイ	0.22	マ- 21	図面番号 4/7、学校地区
9	9	マチバシイ	0.23	マ- 20	図面番号 4/7、学校地区
10	10	ヤブツバキ	0.23	ヤ- 2	図面番号 4/7、学校地区
11	11	ヤブツバキ	0.23	ヤ- 7	図面番号 4/7、学校地区
12	12	ヤブツバキ	0.23	ヤ- 9	図面番号 4/7、学校地区
13	13	マチバシイ	0.24	マ- 7	図面番号 4/7、学校地区
14	14	マチバシイ	0.24	マ- 15	図面番号 4/7、学校地区
15	15	クスノキ	0.25	ク- 44	図面番号 4/7、学校地区
16	16	マチバシイ	0.25	マ- 5	図面番号 4/7、学校地区
17	17	マチバシイ	0.25	マ- 12	図面番号 4/7、学校地区
18	18	ヤブツバキ	0.25	ヤ- 1	図面番号 4/7、学校地区
19	19	ヤブツバキ	0.25	ヤ- 4	図面番号 4/7、学校地区
20	20	クスノキ	0.26	ク- 58	図面番号 4/7、学校地区
21	21	シラカシ	0.26	シ- 38	図面番号 4/7、学校地区
22	22	マチバシイ	0.26	マ- 14	図面番号 4/7、学校地区
23	23	マチバシイ	0.26	マ- 19	図面番号 4/7、学校地区
24	24	マチバシイ	0.27	マ- 9	図面番号 4/7、学校地区
25	25	ヤブツバキ	0.27	ヤ- 8	図面番号 4/7、学校地区
26	26	クスノキ	0.28	ク- 10	図面番号 4/7、学校地区
27	27	クスノキ	0.28	ク- 11	図面番号 4/7、学校地区
28	28	クスノキ	0.28	ク- 16	図面番号 4/7、学校地区
29	29	シラカシ	0.28	シ- 5	図面番号 4/7、学校地区
30	30	シラカシ	0.28	シ- 27	図面番号 4/7、学校地区
31	31	クスノキ	0.29	ク- 43	図面番号 4/7、学校地区
32	32	マチバシイ	0.29	マ- 18	図面番号 4/7、学校地区
33	1	クスノキ	0.30	ク- 42	図面番号 4/7、学校地区
34	2	クスノキ	0.30	ク- 48	図面番号 4/7、学校地区
35	3	クスノキ	0.30	ク- 55	図面番号 4/7、学校地区
36	4	シラカシ	0.30	シ- 4	図面番号 4/7、学校地区
37	5	シラカシ	0.30	シ- 7	図面番号 4/7、学校地区
38	6	マチバシイ	0.30	マ- 8	図面番号 4/7、学校地区
39	7	マチバシイ	0.30	マ- 10	図面番号 4/7、学校地区
40	8	シラカシ	0.31	シ- 37	図面番号 4/7、学校地区
41	9	マチバシイ	0.31	マ- 2	図面番号 4/7、学校地区
42	10	マチバシイ	0.31	マ- 23	図面番号 4/7、学校地区
43	11	クスノキ	0.32	ク- 15	図面番号 4/7、学校地区
44	12	クスノキ	0.32	ク- 45	図面番号 4/7、学校地区
45	13	シラカシ	0.32	シ- 24	図面番号 4/7、学校地区
46	14	シラカシ	0.32	シ- 25	図面番号 4/7、学校地区
47	15	マチバシイ	0.32	マ- 17	図面番号 4/7、学校地区
48	16	マチバシイ	0.32	マ- 22	図面番号 4/7、学校地区
49	17	クスノキ	0.33	ク- 13	図面番号 4/7、学校地区
50	18	クスノキ	0.33	ク- 57	図面番号 4/7、学校地区
51	19	マチバシイ	0.33	マ- 11	図面番号 4/7、学校地区
52	20	クスノキ	0.34	ク- 14	図面番号 4/7、学校地区
53	21	シラカシ	0.34	シ- 10	図面番号 4/7、学校地区
54	22	シラカシ	0.34	シ- 26	図面番号 4/7、学校地区

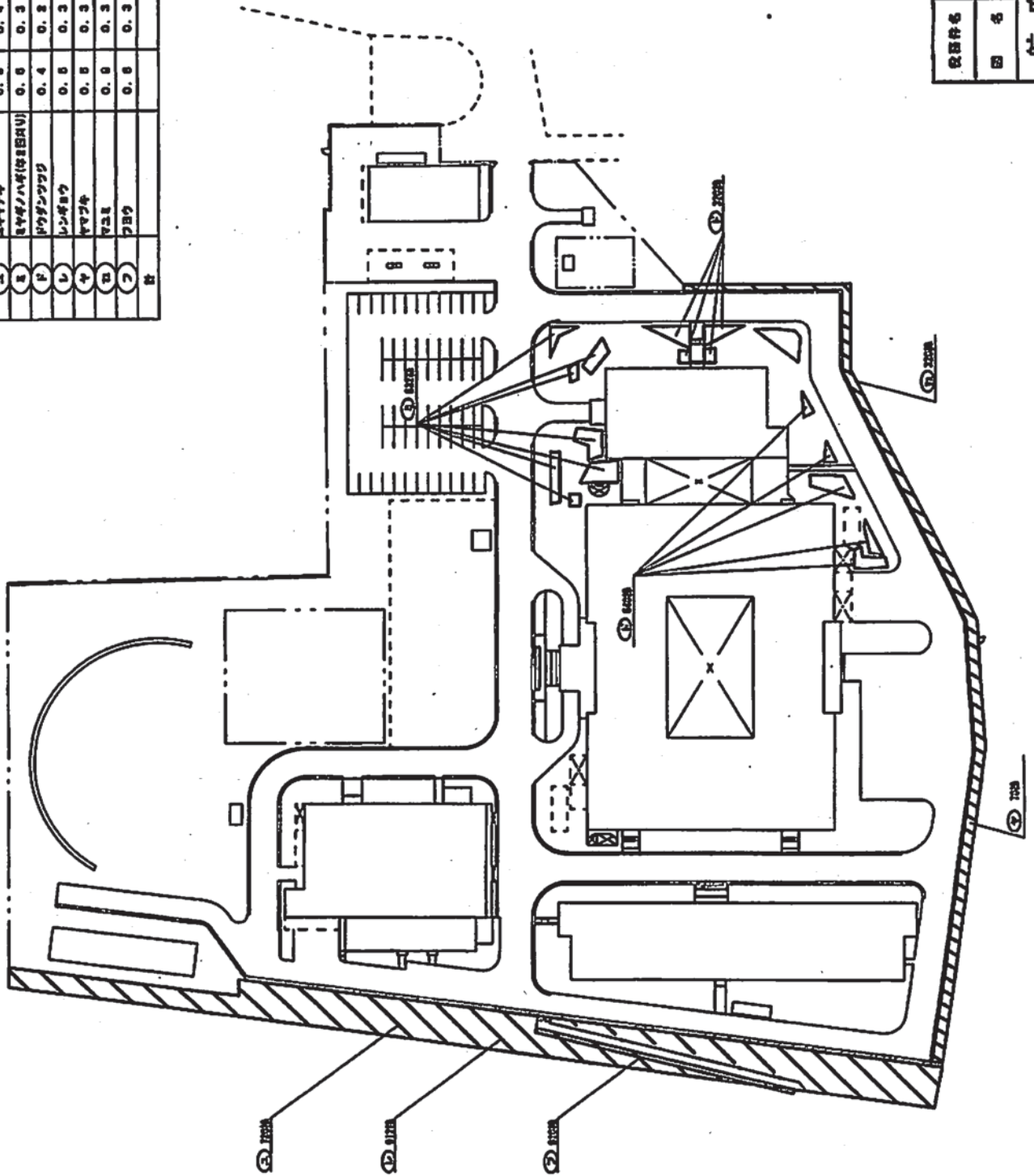
高木常緑樹（幹周り細い順）

No.	幹周り	名称	幹周り（地上高+1.2m）	図示記号	備考、図面番号
55	23	クスノキ	0.35	ケ 9	図面番号 4/7、学校地区
56	24	クスノキ	0.35	ケ 12	図面番号 4/7、学校地区
57	25	クスノキ	0.35	ケ 19	図面番号 4/7、学校地区
58	26	クスノキ	0.35	ケ 56	図面番号 4/7、学校地区
59	27	シラカシ	0.35	シ 12	図面番号 4/7、学校地区
60	28	シラカシ	0.35	シ 20	図面番号 4/7、学校地区
61	29	マチバシイ	0.35	マ 3	図面番号 4/7、学校地区
62	30	クスノキ	0.36	ケ 52	図面番号 4/7、学校地区
63	31	シラカシ	0.36	シ 3	図面番号 4/7、学校地区
64	32	シラカシ	0.36	シ 39	図面番号 4/7、学校地区
65	33	マチバシイ	0.36	マ 6	図面番号 4/7、学校地区
66	34	クスノキ	0.37	ケ 3	図面番号 4/7、学校地区
67	35	クスノキ	0.37	ケ 5	図面番号 4/7、学校地区
68	36	クスノキ	0.37	ケ 8	図面番号 4/7、学校地区
69	37	クスノキ	0.37	ケ 46	図面番号 4/7、学校地区
70	38	シラカシ	0.37	シ 23	図面番号 4/7、学校地区
71	39	クスノキ	0.38	ケ 41	図面番号 4/7、学校地区
72	40	シラカシ	0.38	シ 6	図面番号 4/7、学校地区
73	41	クスノキ	0.39	ケ 53	図面番号 4/7、学校地区
74	42	シラカシ	0.39	シ 29	図面番号 4/7、学校地区
75	43	シラカシ	0.40	シ 1	図面番号 4/7、学校地区
76	44	シラカシ	0.40	シ 2	図面番号 4/7、学校地区
77	45	クスノキ	0.41	ケ 6	図面番号 4/7、学校地区
78	46	クスノキ	0.41	ケ 61	図面番号 4/7、学校地区
79	47	クスノキ	0.41	ケ 62	図面番号 4/7、学校地区
80	48	シラカシ	0.41	シ 33	図面番号 4/7、学校地区
81	49	マチバシイ	0.41	マ 4	図面番号 4/7、学校地区
82	50	クスノキ	0.42	ケ 4	図面番号 4/7、学校地区
83	51	クスノキ	0.42	ケ 18	図面番号 4/7、学校地区
84	52	クスノキ	0.42	ケ 54	図面番号 4/7、学校地区
85	53	シラカシ	0.42	シ 28	図面番号 4/7、学校地区
86	54	シラカシ	0.42	シ 31	図面番号 4/7、学校地区
87	55	シラカシ	0.43	シ 13	図面番号 4/7、学校地区
88	56	シラカシ	0.43	シ 32	図面番号 4/7、学校地区
89	57	シラカシ	0.44	シ 34	図面番号 4/7、学校地区
90	58	マチバシイ	0.44	マ 13	図面番号 4/7、学校地区
91	59	クスノキ	0.45	ケ 7	図面番号 4/7、学校地区
92	60	シラカシ	0.45	シ 8	図面番号 4/7、学校地区
93	61	シラカシ	0.45	シ 9	図面番号 4/7、学校地区
94	62	シラカシ	0.45	シ 11	図面番号 4/7、学校地区
95	63	シラカシ	0.45	シ 16	図面番号 4/7、学校地区
96	64	シラカシ	0.45	シ 18	図面番号 4/7、学校地区
97	65	クスノキ	0.46	ケ 49	図面番号 4/7、学校地区
98	66	クスノキ	0.46	ケ 51	図面番号 4/7、学校地区
99	67	シラカシ	0.46	シ 17	図面番号 4/7、学校地区
100	68	クスノキ	0.47	ケ 50	図面番号 4/7、学校地区
101	69	シラカシ	0.47	シ 15	図面番号 4/7、学校地区
102	70	シラカシ	0.47	シ 21	図面番号 4/7、学校地区
103	71	クスノキ	0.48	ケ 2	図面番号 4/7、学校地区
104	72	クスノキ	0.49	ケ 47	図面番号 4/7、学校地区
105	73	シラカシ	0.49	シ 30	図面番号 4/7、学校地区
106	74	シラカシ	0.50	シ 22	図面番号 4/7、学校地区
107	75	シラカシ	0.51	シ 19	図面番号 4/7、学校地区
108	76	シラカシ	0.52	シ 14	図面番号 4/7、学校地区

剪定作業等樹木配置図

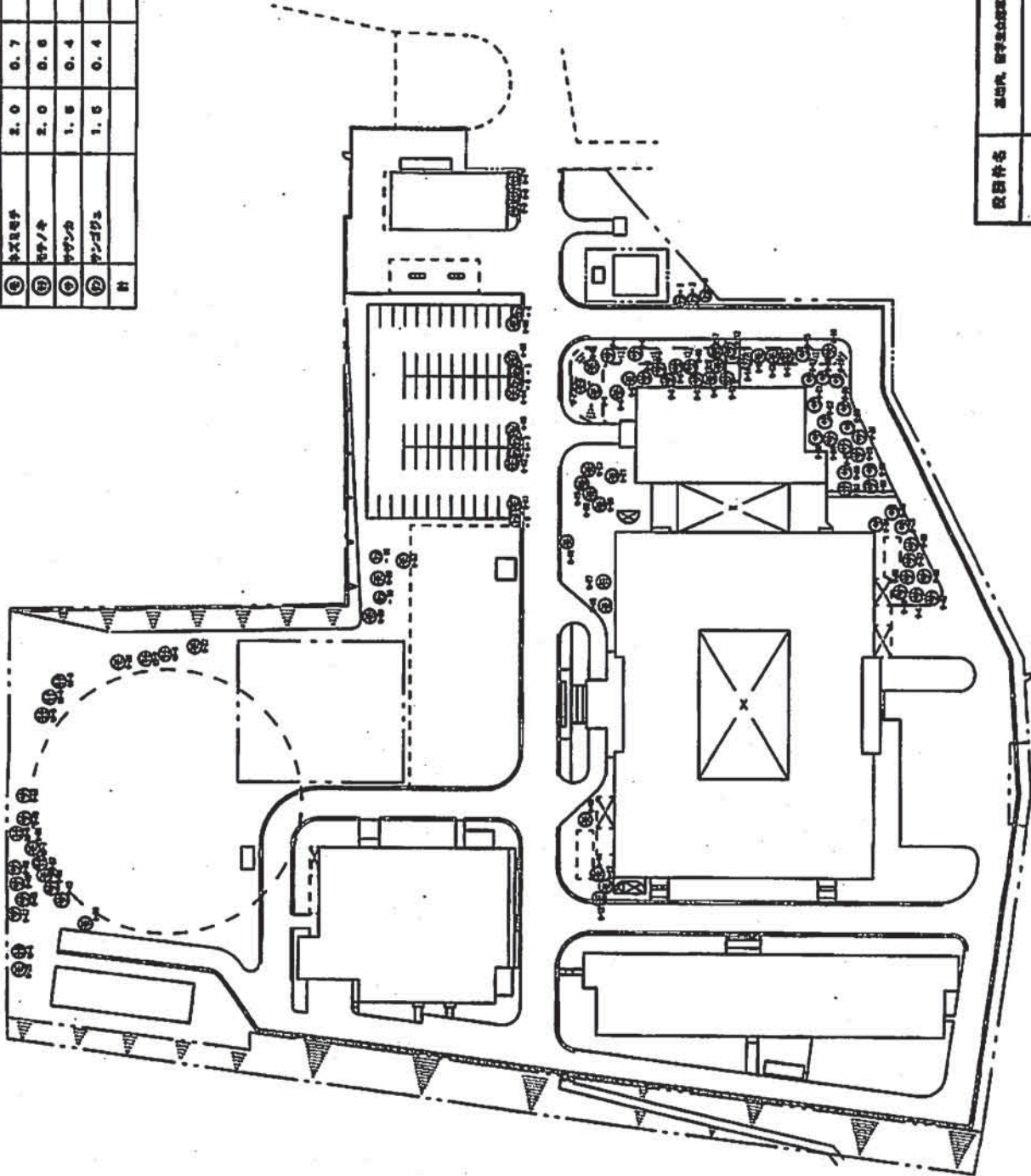
(表紙共8枚)

屋号	名称	面積		単位	数量	計量	単位	計量	備考
		㎡	坪						
コ	玄関	0.8	0.4	坪	780	4	坪	181.00㎡	○
キ	主作業室	0.6	0.3	坪	892	4	坪	201.00㎡	○
ク	作業室(待機室)	0.4	0.2	坪	860	6	坪	183.00㎡	○
ケ	作業室	0.6	0.3	坪	912	5	坪	182.00㎡	○
コ	作業室	0.6	0.3	坪	704	4	坪	151.00㎡	○
カ	作業室	0.6	0.3	坪	320	4	坪	69.00㎡	○
ク	作業室	0.6	0.3	坪	910	4	坪	221.00㎡	○
計								1,303.00㎡	



図名	建設平面図基本	図番	2/1
図尺	1/200	図名	航空自衛隊目黒基地

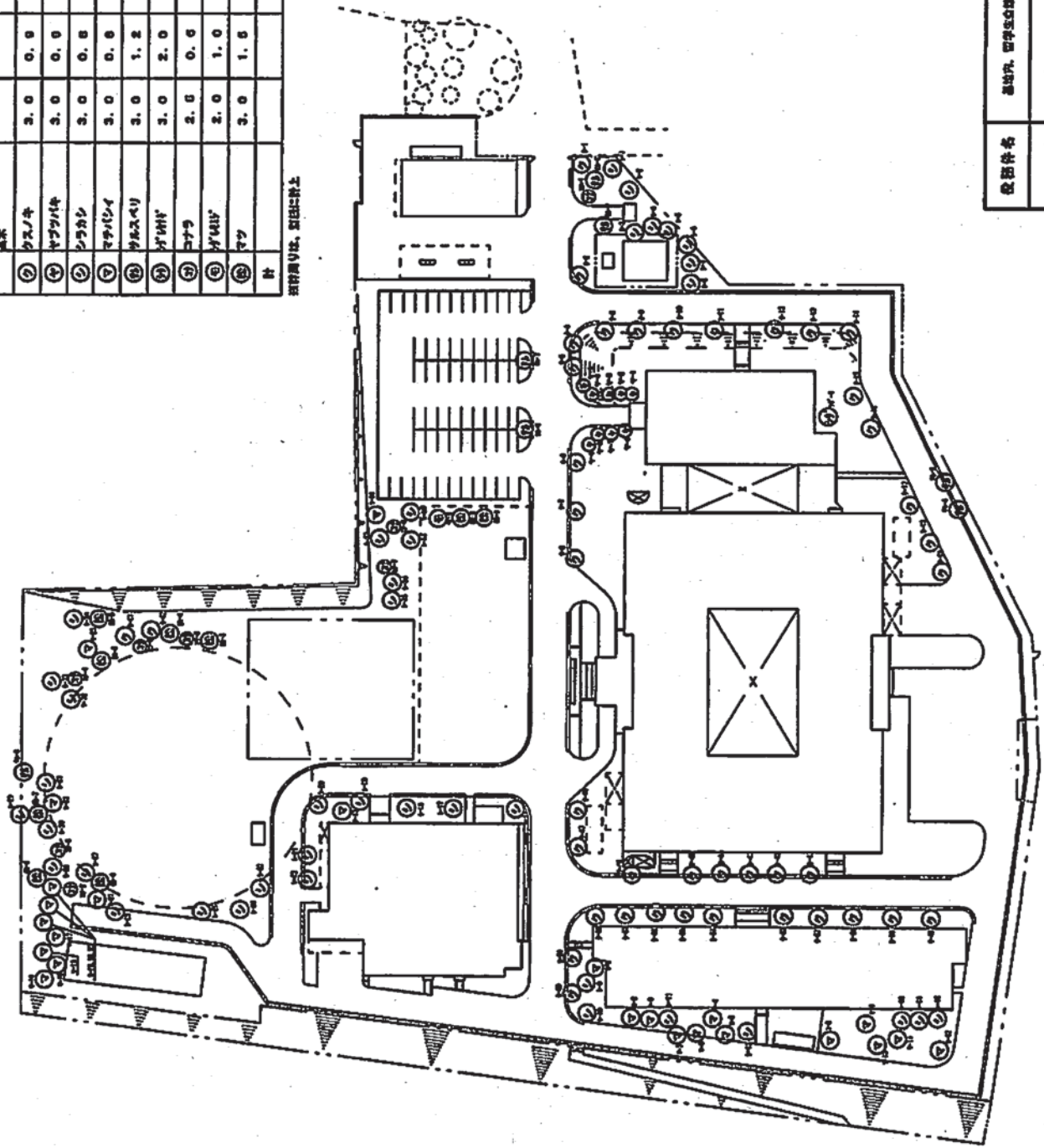
記号	名 称	形 状 寸 法		材 質	数 量	備 考	設置 位置
		H	W				
○	木又瓦葺	2.0	0.7	木	28	屋根	○
○	瓦葺	2.0	0.6	瓦	8	屋根	○
○	ササカ	1.8	0.4	サ	50	屋根	○
○	ササカ	1.5	0.4	サ	11	屋根	○
H					107		



図面番号	3/7
図名	航空自衛隊目黒基地
縮尺	1/100

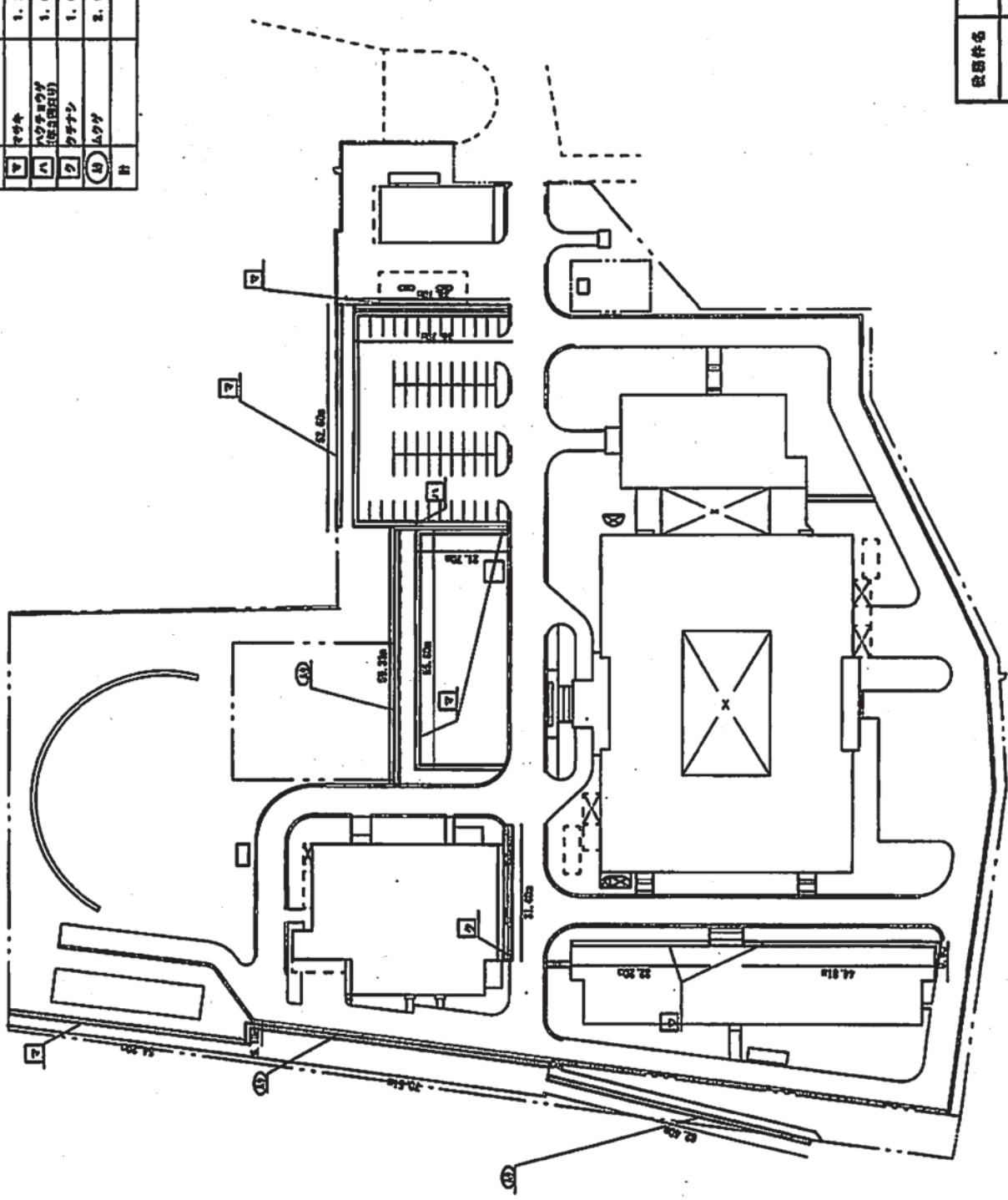
記号	名称	防衛守強		砲口	砲種	砲徑
		H	W			
①	砲塔					
②	クヌ/牛	3.0	0.8		41	重砲
③	ヤブツバキ	3.0	0.8		9	重砲
④	シラカシ	3.0	0.8		39	重砲
⑤	マサバシ	3.0	0.8		24	重砲
⑥	サルスベリ	3.0	1.2		7	重砲
⑦	ササユキ	3.0	2.0		1	重砲
⑧	コナラ	2.8	0.6		8	重砲
⑨	ササユキ	2.0	1.0		1	重砲
⑩	マツ	3.0	1.5		9	射撃
計					130	

砲塔高10尺、砲口に禁止



図面番号	基地名	砲台番号	砲径
基地名	砲台番号	砲径	砲径
航空自衛隊 目黒基地			47

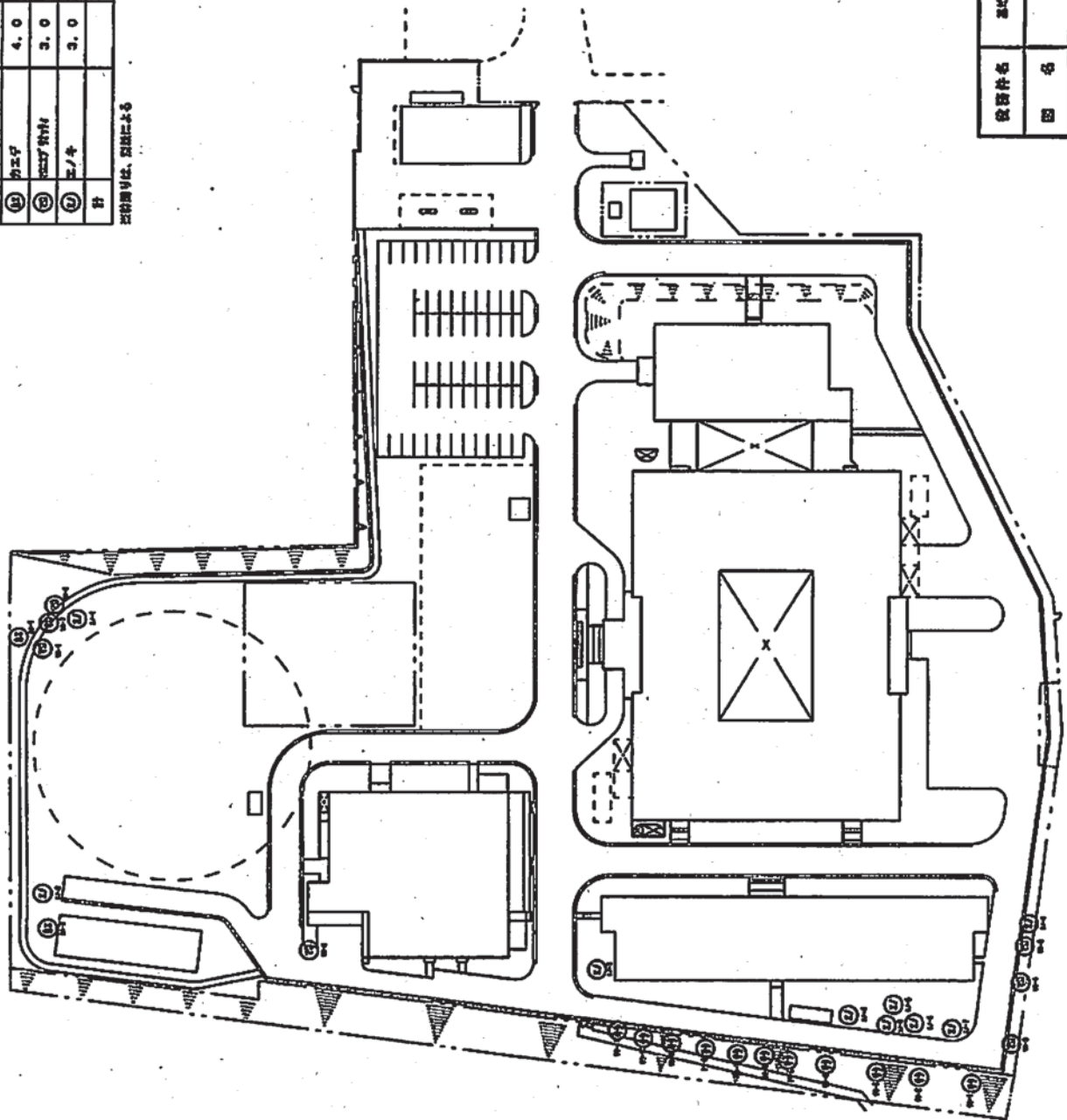
記号	名称	測定寸法		単位	数量	備考	測定時期
		H	W				
①	空室	1.2	0.4	m	20.70		○
②	17号機庫 (REPAIR)	1.0	0.4	m	21.00		○
③	17号機庫	1.0	0.3	m	21.30		○
④	17号機庫	2.0	0.3	m	21.30		○
計					21.30		



図名	基地内、警備隊司令部及び印刷所	図番	5/7
図名	陸軍平野團司令部	図尺	1/1000
航空自衛隊 目黒基地			

図号	名 称	形 状 寸 法		単位	数量	備考	備 考
		H	W				
	基本						
①	ササ	3.0	3.0	本	11		0
②	ササ	4.0	3.0	"	2		0
③	ササ	3.0	3.0	"	7		0
④	ササ	3.0	3.0	"	0		0
計					20		

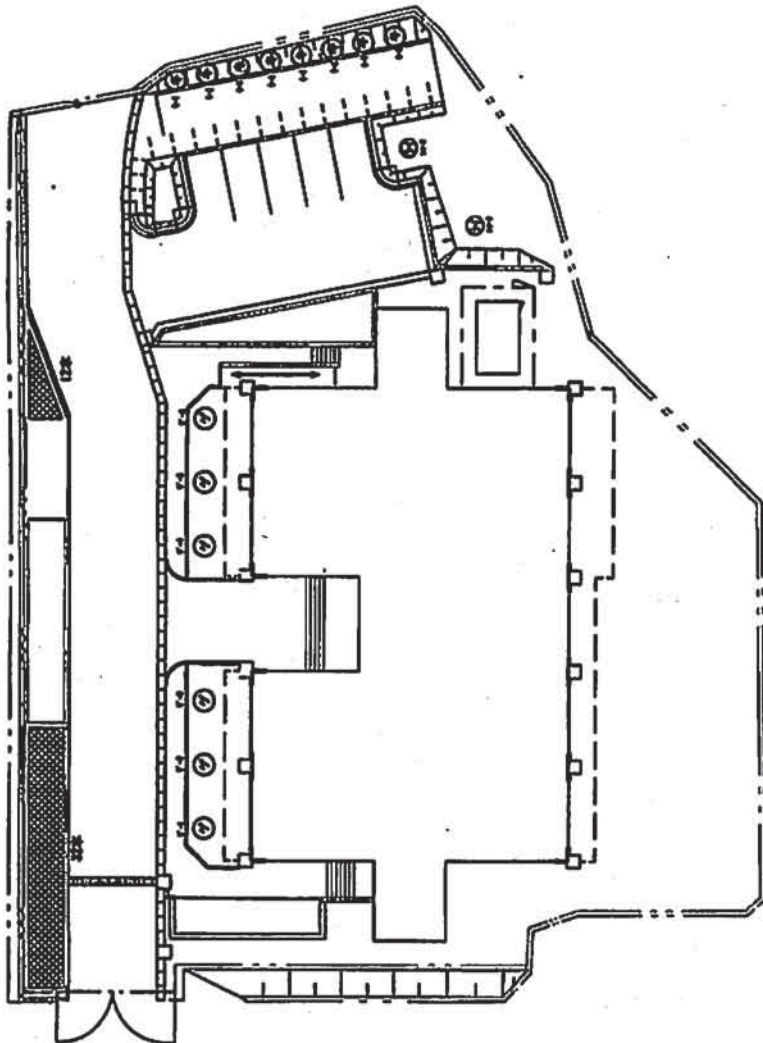
図例参照、図例による



図例番号	基地内、図例番号参照及び切取	図例番号	0/1
図 名	陸軍平野砲兵隊	図 尺	1-1/4
航空自衛隊 目黒基地			

記号	名称	面積		用途	備考	面積
		M	W			
①	アール (庫)	0.8	0.3	空		4.4
②	アール					
③	アール	1.5	1.0	空		6
④	アール	1.2	1.0	空		6
⑤	アール	10.0	5.0	空		2
計						15

①アールは、空庫に計上



図面番号	航空自衛隊司令部	図面番号	7/7
図名	航空自衛隊司令部	図名	7-31-5

航空自衛隊司令部

防研地区実施要領

別紙 3

1 役務内容

(1) 樹木の剪定及び防虫作業

ア 剪定及び防虫樹木本数は付紙 1 のとおりとし、作業場所は、防衛研究所敷地内とする。

イ 剪定は基本剪定、軽剪定、整枝(枯木撤去)それぞれ現場指示によるものとする。

ウ 防虫は幹の目通りの位置にコモ(長さ 30cm)を 2 重巻きとし、縄で上下 2 箇所を縛り付けるものとする。

(2) 構内草刈作業

役務回数は年 2 回(6 月、8 月)とし、役務場所は防衛研究所構内全て、作業面積等は表及び付紙 2 のとおりとする。

表

番号	場所	面積(m ²)	備考
1	平面部分	2,992	
2	法面部分	2,628	
	合計	5,620	

2 提出書類

契約相手方は、作業報告書を官に速やかに提出するものとする。

3 検査

目視検査及び作業報告書により実施する。

樹木剪定等一覧表

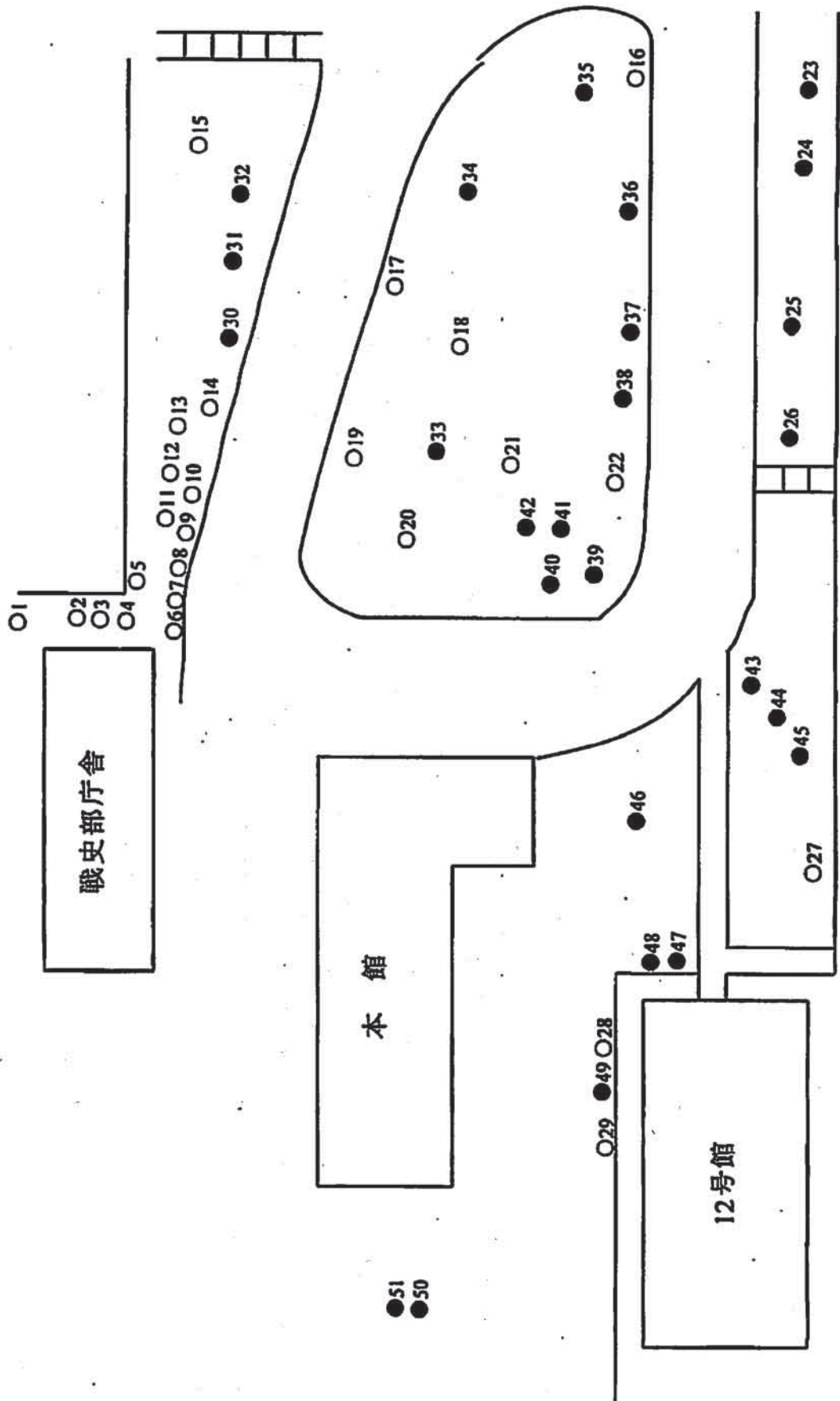
付紙1

単位:cm

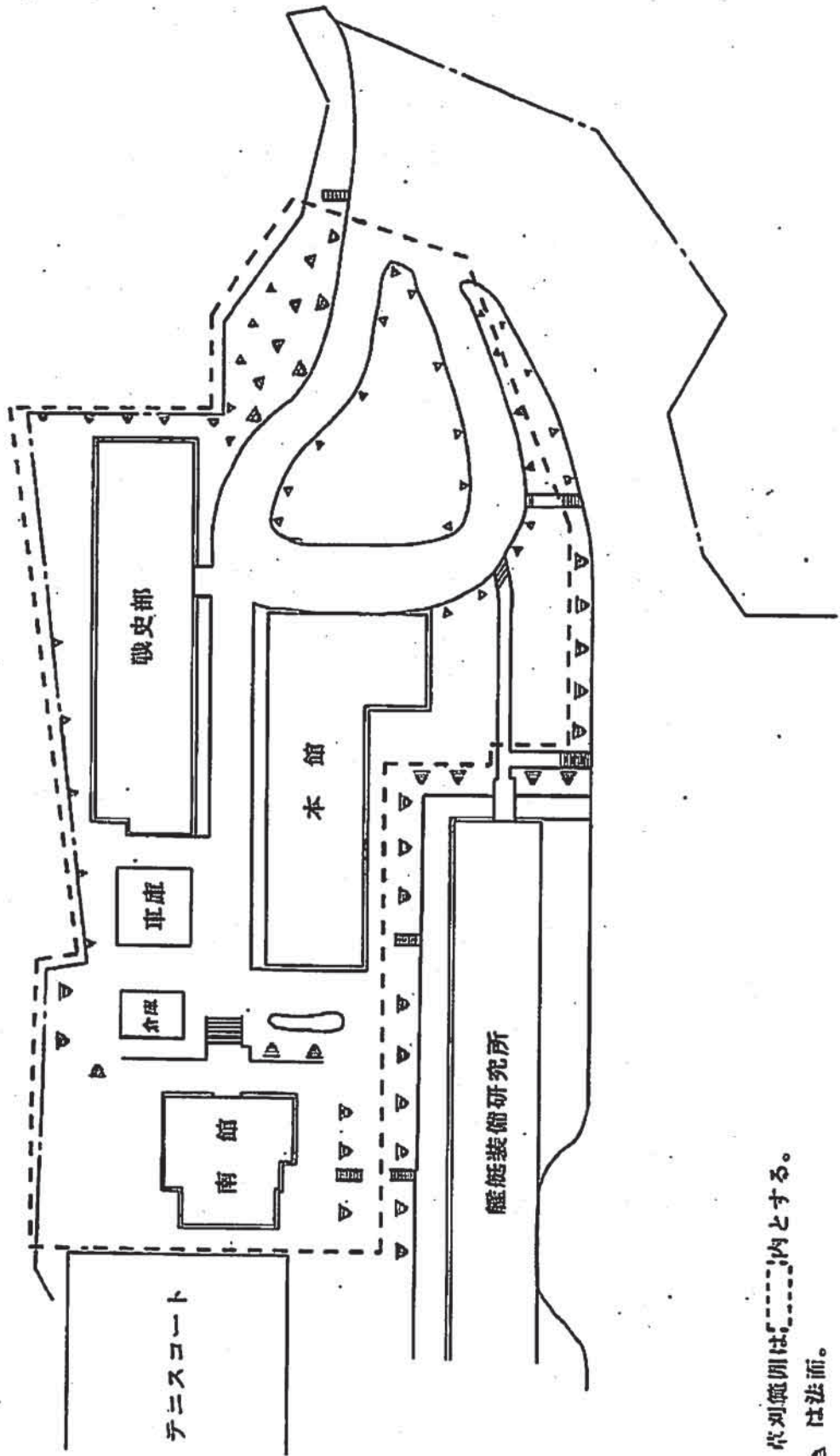
番号	品名	幹回り	数量・単位	コモ巻き	剪定	備考	番号	品名	幹回り	数量・単位	コモ巻き	剪定	備考
1	松	88	1本	○			32	モチ	65	1本		○	
2	"	27	"	○			33	タブノキ	80	"		○	
3	"	90	"	○			34	"	90	"		○	
4	"	106	"	○			35	サクラ	150	"		○	軽剪定
5	"	65	"	○			36	"	220	"		○	"
6	"	90	"	○			37	"	200	"		○	"
7	"	78	"	○			38	"	200	"		○	"
8	"	55	"	○			39	"	110	"		○	"
9	"	50	"	○			40	モッコク	75	"		○	
10	"	29	"	○			41	モチ	60	"		○	
11	"	120	"	○			42	"	60	"		○	
12	"	67	"	○			43	"	80	"		○	
13	"	40	"	○			44	"	70	"		○	
14	"	76	"	○			45	サクラ	300	"		○	軽剪定
15	"	176	"	○			46	月桂樹	80	"		○	
16	"	55	"	○			47	モチ	60	"		○	
17	"	64	"	○			48	楠	280	"		○	
18	"	67	"	○			49	サクラ	60	"		○	軽剪定
19	"	108	"	○			50	椎	120	"		○	
20	"	90	"	○			51	モチ	50	"		○	
21	"	137	"	○			52						
22	"	80	"	○			53						
23	"	67	"	○	○		54						
24	"	80	"	○	○		55						
25	"	90	"	○	○		56						
26	"	38	"	○	○		57						
27	"	78	"	○			58						
28	"	130	"	○			59						
29	"	73	"	○			60						
30	サクラ	80	"		○	枯木撤去	61						
31	"	60	"		○	"	62						

剪定及びびコモ巻き樹木配置概略図

付紙2-1



構内草刈場所概略図



※ 草刈範囲は-----内とする。
△ は法面。

仕様書

1 件名：空気環境測定

2 関連文書

この仕様書で引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書提出時における最新版とする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 2 号)

3 役務に関する要求

(1) 概要

本役務は、目黒基地幹部学校地区の衛生的環境を確保する目的で、空気環境測定を行うものである。

(2) 役務の内容

ア 測定箇所及び時期

- a 測定箇所は、別紙 1、2 及び別図 1 のとおりとする。
- b 測定時期は官側の指示によるものとし、測定回数は原則 6 回/年とする。別紙 1 は(3 月、7 月、11 月)、別紙 2 は(5 月、9 月、1 月)の奇数月に実施するものとする。
- c 測定は、課業終了 1 時間前までに測定を終了させるために、複数班で行うか後日測定できなかった箇所を行うようにするものとする。

イ 測定内容

- a 浮遊粉塵量の測定
- b 一酸化炭素の含有率の測定
- c 二酸化炭素の含有率の測定
- d 温湿度の測定
- e 気流の測定

ウ 測定結果の記録

契約相手方は、測定結果を空気環境測定結果表(別紙 3 参照)に基づき項目ごと記録するものとする。

(3) 提出書類

契約相手方は、役務完了後速やかに役務日誌(別紙 4 参照)を作成し、空気環境測定結果表(別紙 3 参照)とともに官側に提出し、確認を得るものとする。

4 検査

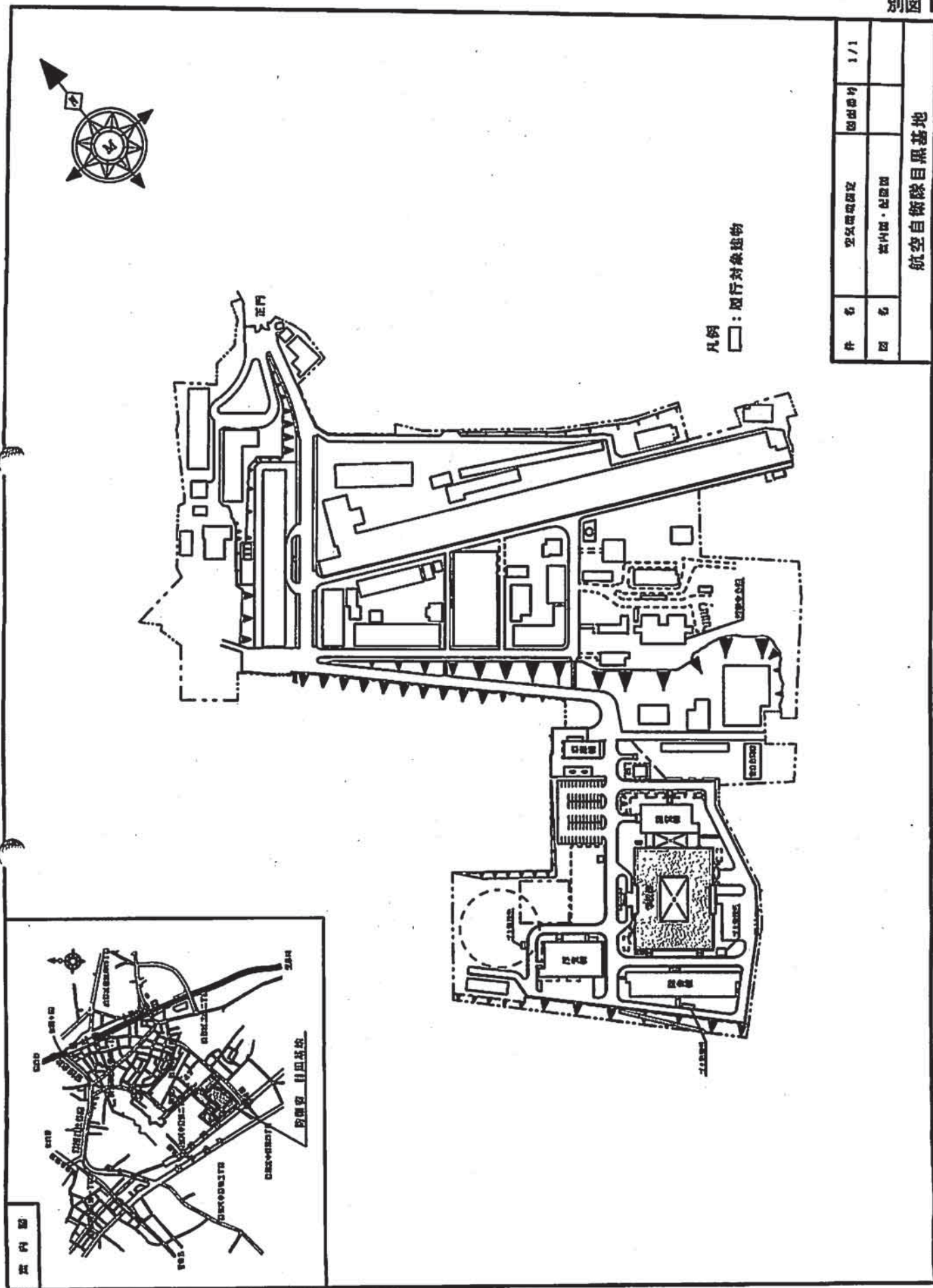
空気環境測定結果表及び役務日誌により実施する。

5 承認用図書

契約相手方は、契約後速やかに測定実施予定表3部を官側に提出し、承認を得るものとする。

6 その他

- (1) 本役務に関する事項において調整が必要な場合は、監督官と調整するものとする。
- (2) 本役務の履行にあたり、施設区域以外への立入は禁止とする。なお、やむを得ず当該区域への立入を必要とする場合は、監督官の指示を受けるものとする。
- (3) 作業に必要とする器材等は、契約相手方が負担するものとする。
- (4) 契約相手方は、役務中不可抗力以外で構造物等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。
- (5) 本作業による発生材は、契約相手方の責任において処分するものとする。
- (6) 契約相手方は、許可なく仕様書の複写又は作業関係者以外への貸し出しを行うことは禁止とする。また、作業終了後は全て契約書添付するものとする。
- (7) 契約相手方は、本役務の実施により知り得た内容に関して官側の許可なく漏洩することは禁止とする。
- (8) 本仕様書に明記されていない事項及び現場の収まり等の関係で、現場での空気環境測定に変更が生じた場合は官側と協議しその指示を受けるものとする。
- (9) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。



件名	航空隊司令部	図面番号	1/1
図名	航空隊・駐屯地		
航空自衛隊目黒基地			

測定場所			1回目	2回目	3回目
1	学校棟屋上		①10:00	②13:00	③14:40
2	地上8階	海上自衛隊幹部学校図演装置運用課	①10:07	②13:07	③14:47
3		海上自衛隊幹部学校全般統制室	①10:17	②13:17	③14:52
4	地上7階	陸上自衛隊幹部学校第1学生控室	①10:24	②13:24	③15:00
5		陸上自衛隊幹部学校第2学生控室	①10:30	②13:30	③15:05
6	地上6階	陸上自衛隊幹部学校教務班教材班	①10:38	②13:38	③15:10
7		陸上自衛隊幹部学校戦術第3教官室	①10:43	②13:43	③15:15
8		陸上自衛隊幹部学校教務課計画班	①10:48	②13:48	③15:20
9	地上5階	陸上自衛隊幹部学校総務課総務班	①10:55	②13:55	③15:25
10		陸上自衛隊幹部学校管理課	①11:00	②14:00	③15:30
11		陸上自衛隊幹部学校会計課	①11:05	②14:05	③15:35
12		陸上自衛隊幹部学校企画室	①11:10	②14:10	③15:40
13	地上4階	海上自衛隊幹部学校教育部第4教官室	①11:15	②14:15	③15:45
14		海上自衛隊幹部学校研究部第1研究室	①11:20	②14:20	③15:50
15		海上自衛隊幹部学校総務課	①11:25	②14:25	③15:55
16	地上3階	統幕学校教官室	①10:00	②13:00	③14:26
17		統幕学校総務課	①10:06	②13:06	③14:32
18		統幕学校教育課	①10:12	②13:12	③14:38
19	地上2階	航空自衛隊幹部学校教育部情報教官室	①10:18	②13:18	③14:44
20		航空自衛隊幹部学校教育部総括室	①10:24	②13:24	③14:50
21		航空自衛隊幹部学校総務課	①10:30	②13:30	③14:56
22		航空自衛隊幹部学校計画課	①10:36	②13:36	③15:02
23	地上1階	航空自衛隊幹部学校業務部会計課	①10:42	②13:42	③15:08
24		航空自衛隊幹部学校業務部庶務課	①10:48	②13:48	③15:14
25		航空自衛隊幹部学校業務部業務課	①10:54	②13:54	③15:20
26	地下2階	システム室	①11:00	②14:00	③15:26
27		統裁部室	①11:06	②14:06	③15:32

測定場所		1回目	2回目	3回目	
1	学校棟屋上	①10:00	②13:00	③14:40	
2	地上8階	海上自衛隊幹部学校図演装置運用課	①10:07	②13:07	③14:47
3		陸上自衛隊幹部学校全般統制室	①10:17	②13:17	③14:52
4	地上7階	陸上自衛隊幹部学校第1学生控室	①10:24	②13:24	③15:00
5		陸上自衛隊幹部学校第2学生控室	①10:30	②13:30	③15:05
6	地上6階	陸上自衛隊幹部学校総務課印刷班	①10:38	②13:38	③15:10
7		陸上自衛隊幹部学校戦略教官室	①10:43	②13:43	③15:15
8		陸上自衛隊幹部学校戦史教官室	①10:48	②13:48	③15:20
9	地上5階	陸上自衛隊幹部学校研究課研究班	①10:55	②13:55	③15:25
10		陸上自衛隊幹部学校研究課資料班	①11:00	②14:00	③15:30
11		陸上自衛隊幹部学校業務部通信課	①11:05	②14:05	③15:35
12		海上自衛隊幹部学校教育部第1・2教官室	①11:10	②14:10	③15:40
13	地上4階	海上自衛隊幹部学校会計課	①11:15	②14:15	③15:45
14		海上自衛隊幹部学校教育部教材班	①11:20	②14:20	③15:50
15	地上3階	統幕学校印刷作業室	①10:00	②13:00	③14:26
16		統幕学校印刷事務室	①10:06	②13:06	③14:32
17		統幕学校研究室	①10:12	②13:12	③14:38
18	地上2階	航空自衛隊幹部学校人事課	①10:18	②13:18	③14:44
19		航空自衛隊幹部学校教育部印刷作業室	①10:24	②13:24	③14:50
20		航空自衛隊幹部学校教育部後方・技術教官室	①10:30	②13:30	③14:56
21		航空自衛隊幹部学校教育部戦略・戦史教官室	①10:36	②13:36	③15:02
22	地上1階	航空自衛隊幹部学校業務部管理課	①10:42	②13:42	③15:08
23		航空自衛隊幹部学校業務部管理課補給班	①10:48	②13:48	③15:14
24		陸自126地警目黒連絡班	①10:54	②13:54	③15:20
25	地下2階	指揮所	①11:00	②14:00	③15:26
26		熱管理室	①11:06	②14:06	③15:32

空気環境測定結果表

別紙3

測定者												
測定項目	湿度	湿度			気流	炭酸ガスCO ₂	一酸化炭素CO	浮遊粉塵	残留塩素	備考		
環境衛生管理基準	17~28°C	40~70%			0.5m/sec以下	1000PPM (0.10%)以下	10PPM以下	0.15mg/m ³	遊離残留塩素 0.1PPM以上			
測定場所	測定時間	乾球	湿球	湿度		平均	平均	平均	オルトドリジン法	備考	在室者	喫煙者
外気取り入れ口 付近 階側		℃	℃	%								
		℃	℃	%							人	人
		℃	℃	%								
		℃	℃	%								
		℃	℃	%								
		℃	℃	%								
		℃	℃	%								
		℃	℃	%								
		℃	℃	%								
		℃	℃	%								
		℃	℃	%								
		℃	℃	%								
測定機器	アスマン通風乾湿計				アネモスタ ター通風計	ガステック・ガス検知器		ピエソバランス 粉塵計	残留塩素計			
特記事項												

衛材班長	監督官	役務日誌 平成 年 月 日		天気
役務件名 空気環境測定				
職 種 内 訳				
稼働人員				
履行時間				
累 計	人			
	日			
累 行 内 容				
稼 働 器 材	器 材 名	台 数	時 間	
			時間 時間 時間	分 分 分

仕様書

1 件名：ばい煙測定

2 関連文書

この仕様書で引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書提出時における最新版とする。

- (1) 「大気汚染防止法」
- (2) 「施工管理規則第15条」

3 役務に関する要求

(1) 概要

大気汚染防止法及び施工管理規則の規定に基づき、ばい煙発生施設のばい煙量等の測定を行うものとする。

(2) 対象施設

表

番号	地区名	建物名称	備考
1	技本地区	7号館	
2	学校地区	学校棟	

(3) 役務の内容

ア 技本地区

別紙1のとおり。

イ 学校地区

別紙2のとおり。

4 承認用図書

契約相手方は、契約後速やかに測定実施予定表3部を官に提出し、承認を得ること。

5 その他

- (1) 測定時期及び測定場所については、あらかじめ官側と調整するものとする。
- (2) 本作業による発生材は、契約相手方の責任において処分するものとする。
- (3) 契約相手方は、作業中不可抗力以外で構造物等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。
- (4) 作業完了に際しては、作業現場の後片付け及び清掃を実施するものとする。
- (5) 測定に必要な計器、工具類及び消耗品等は契約相手方の負担とする。
- (6) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議すること。

技本地区実施要領

別紙 1

1 役務内容

- (1) 大気汚染防止法第 16 条に基づき、既設の測定孔からばい煙量等の測定を行い、年 2 回(冷房運転時、暖房運転時)実施するものとする。
- (2) ばい煙量等の測定対象機器は、7 号館空調室にある冷温水発生機(サンヨー TAS-DUW-500EIG) 1 基とし、測定場所は別図 1 のとおりとする。
- (3) ばい煙量等の測定項目及び測定方法は、表のとおりとする。

表

番号	測定項目	測定方法	備考
1	ばいじん	JIS Z8808 に定める測定方法	
2	窒素酸化物	PDS 法又は JIS K0104 に定める連続法	
3	酸素濃度	オルザット法又は連続法	

2 提出書類

契約相手方は、役務終了後速やかに写真(測定前、測定中、測定後)を添えて測定報告書各 1 部を官に提出するものとする。

3 検査

写真及び測定報告書により実施する。

別図 1

縮尺 作成年月日
1/3,000

建物番号

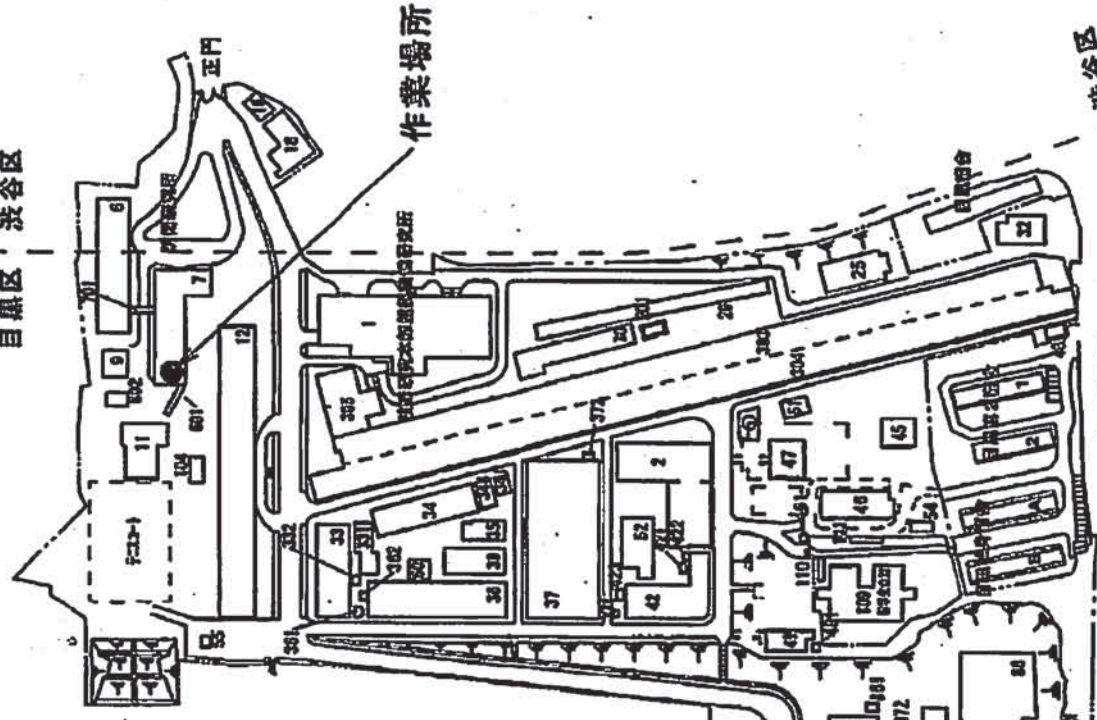
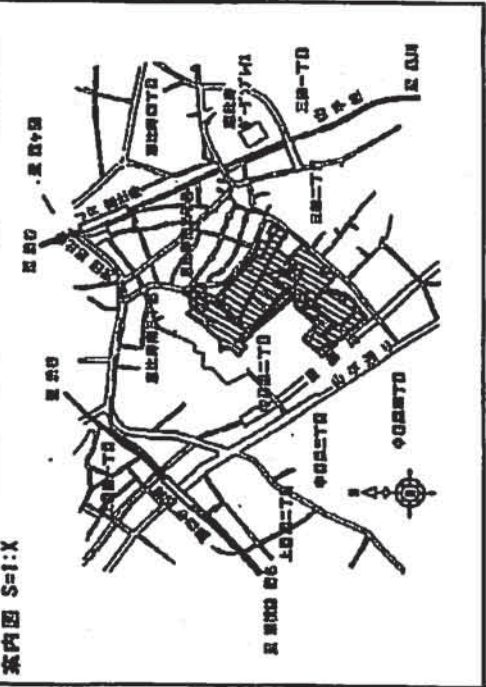
案内図・配置図

図面

地区名 目黒地区



目黒区 渋谷区



作業場所

目黒区 渋谷区

新茶屋坂

新茶屋坂

学校地区実施要領

別紙 2

1 役務内容

- (1) ばい煙量等の測定は、大気汚染防止法第 2 条及び施工管理規則第 15 条の規定に基づき、年 2 回実施するものとする。
- (2) ばい煙量等の測定機器は、表 1 のとおりとする。

表 1

番号	機器	型式	数量	燃焼能力	電熱面積	燃料種類	最高使用 圧力
1	温水 ボイラー	タクマ GKSL-400BZ	2	45.9N m ³ /h	13.9m ²	都市ガス	50mh20
2	冷温水 発生器	日立 HAU-G600S トク	2	冷 157.5N m ³ /h 暖 139.6N m ³ /h	27.8m ²	都市ガス 13A	
3	冷温水 発生器	日立 HAU-G200SH トク	1	冷 54.6Nm ³ /h 暖 70.0Nm ³ /h	12.4m ²	都市ガス 13A	

- (3) ばい煙量等の測定項目及び測定方法は、表 2 のとおりとする。

表 2

番号	測定項目	測定方法	備考
1	ばいじん	JIS Z8808 に定める測定法	
2	窒素酸化物	JIS K0104 に定める連続法	
3	水分量	JIS Z8808 に定める測定法	
4	酸素濃度	オルザット法又は連続法	

2 提出書類

契約相手方は、役務終了後速やかに測定報告書を官に提出するものとする。

3 検査

測定報告書により実施する。

仕様書

- 1 件名：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に係る技術管理者の委託
- 2 適用範囲
本仕様書では、東京都の条例による技術管理者の委託(以下「本役務」という。)について規定するものである。
- 3 関連文書
本仕様書で引用する次の文書は、本仕様書に規定する範囲内において本仕様書の一部をなすものであり、見積書提出時における最新版とする。
 - (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)
- 4 役務に関する要求
 - (1) 概要
本役務は平成 22 年度改正された東京都の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、防衛省技術研究本部艦艇装備研究所(目黒地区)における技術管理者業務を実施するものである。
 - (2) 資格等
契約相手方は、本役務を実施するにあたり以下の資格を有する者が実施するものとする。
 - ア エネルギー管理士
 - イ 東京都が実施する技術管理者選任のための講習会受講者
 - ウ 東京都の地球温暖化対策ビジネス事業者に登録されている事業者
 - (3) 役務内容
 - ア 事業活動に伴う温室効果ガスの排出状況、地球温暖化の対策の進捗状況を記載した報告書(以下「排出状況報告書」という。)の提案に係る作業
 - a 排出状況の現状チェック
 - b 排出状況報告書の内容確認
 - イ 提出した排出状況報告書に対する東京都の質疑への対応：必要の都度実施
 - ウ 温室効果ガス排出削減のための短期・中長期計画の立案(必要があった場合は、現地計測調査等を実施すること)
 - エ 目黒地区に対する省エネルギー(短期・中長期計画等)に係る提案：必要の都度実施
 - (4) 提出書類
契約相手方は、表 1 に示す書類を官側に提出し、確認を得るものとする。

表 1

番号	名称	提出期限	規格	備考
1	温室効果ガス排出状況報告書受付審査チェックシート	毎年度 6 月 20 日	東京都により定められた様式	
2	温室効果ガス排出量削減のための短期・中長期計画書(案)	毎年度 11 月 20 日	東京都により示される様式	

5 検査

本役務について 4 (3) 及び温室効果ガス排出状況報告書受付審査チェックシート、温室効果ガス排出量削減のための短期・中長期計画書(案)をもって検査を実施する。

6 承認用図書

契約相手方は、役務実施計画書 3 部を官側に提出し、承認を得るものとする。

7 その他

- (1) 本役務により知り得た情報等について守秘義務を負うものとする。またその効力は役務完了後も継続するものとする。
- (2) 契約相手方は、本役務履行に必要な事項において、あらかじめ官と十分協議の上、官の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。
- (3) 契約相手方は、目黒地区において技術管理者に選任されるものとする。
- (4) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

仕様書

- 1 件名：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に係る特定温室効果ガス排出量算定報告書の検証
- 2 適用範囲
この仕様書は、東京都の条例による特定温室効果ガス排出事業者（年間原油換算1500kL以上のエネルギーを3ヶ年連続で使用している事業所）に防衛省技術研究本部艦艇装備研究所が指定されたことから、算定報告書の検証（以下「本役務」という。）を実施することについて規定するものである。
- 3 関連文書
本仕様書で参考とする次の文書は、本仕様書に規定する範囲内において本仕様書の一部をなすものであり、見積書提出時における最新版とする。
 - (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)
 - (2) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成13年東京都規則第34号)
 - (3) 総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン
- 4 役務対象事業所
東京都目黒区中目黒2-2-1
防衛省技術研究本部艦艇装備研究所(目黒地区)
- 5 役務期間
前年度排出量の検証については、毎年度11月19日までとする。
- 6 役務に関する要求
 - (1) 概要
本役務は、6(3)に基づき前年度排出量の算定報告書の検証結果報告書の作成を行うものである。
 - (2) 要件
契約相手方は、本役務を実施するにあたり以下の要件を有する事業者が実施するものとする。
 - ア 東京都に登録検証機関として登録している期間。
 - イ 3(2)により、艦艇装備研究所の技術管理者に選任されている者が所属する事業者ではないこと。

(3) 役務内容

算定報告書に対する検証書類の作成

ア 前年度の年度排出量

- a 検証結果報告書
- b 検証結果の詳細報告書
- c 特定温室効果ガス排出量検証チェックリスト
- d 排出量検証実施報告書
- e サンプルング計画書(サンプルング検証方式による検証の場合は作成)

(4) 提出書類

契約相手方は、表1に示す書類を官側に提出し、確認を得るものとする。

表1

番号	名称	部数	提出期限	備考
1	前年度排出量検証結果報告書	2部	毎年度11月19日まで	
2	前年度排出量検証結果の詳細報告書	2部	毎年度11月19日まで	
3	前年度排出量特定温室効果ガス排出量検証チェックリスト	2部	毎年度11月19日まで	
4	前年度排出量検証実施報告書	2部	毎年度11月19日まで	
5	前年度排出量サンプルング計画書(サンプルング検証方式による検証の場合は作成)	2部	毎年度11月19日まで	必要があった時

7 検査

6(4)表1の書類をもって検査を実施する。

8 貸出図書

契約相手方は、表2に示す文書を官から借受け役務を実施するものとする。

表2

番号	名称	貸出日	返却日	備考
1	特定温室効果ガス排出量算定報告書	官と協議の上決定	役務完了日	

9 その他

- (1) 本役務により知り得た情報等について守秘義務を負うものとする。またその効力は役務完了後継続するものとする。
- (2) 契約相手方は、本役務履行に必要な事項において、あらかじめ官と十分協議の上、官の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。
- (3) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

仕様書

1 件名：エネルギーの使用の合理化に関する法律に係る技術管理

2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書の規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書提出時における最新版とする。

- (1) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
- (2) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）
- (3) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）
- (4) 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）

3 役務に関する要求

(1) 概要

本役務は、第1種エネルギー管理指定工場である艦艇装備研究所のエネルギー管理に参画するものである。

(2) 作業実施上の注意事項

本役務を実施するにあたり、以下の作業について2項の引用文書を参考にエネルギー管理士免状の交付を受けているものが実施するものとする。

(3) 作業の内容

- ア 艦艇装備研究所のエネルギー関連設備についてエネルギー使用量及び使用器材等を調査し、分析するものとする。
- イ 分析結果より省エネ対策の立案、並びに削減可能なエネルギー量及び費用等を算出し、中長期計画書及びエネルギー管理標準を作成するものとする。
- ウ 提案する削減方法等について、当該装置等の製造会社等への照会及び検討等を実施するものとする。

(4) 提出書類

契約相手方は、表1に示す提出書類を官に提出し、確認を得るものとする。

表 1

番号	名称	様式等	数量	提出時期	備考
1	中長期計画書	2(3)項「様式第7」	2部	検査実施前	
2	エネルギー管理標準※	様式：任意 2(4)に基づき作成	2部	検査実施前	

番号	名称	様式等	数量	提出時期	備考
3	エネルギー参画役務報告書※	様式：任意 但し中長期計画書の根拠となる細部の内容を含める	2部	検査実施前	

※ 内容については、提出前に官と数回、協議するものとする。

4 検査

3項について提出書類により実施する。

5 承認用書類

契約相手方は、契約後速やかに役務実施報告書3部を官に提出し、承認を得るものとする。

6 その他

- (1) 契約相手方は、本役務を実施するにあたり、官の保有する施設・設備等を使用する必要がある場合、あらかじめ官と十分調整のうえ官の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。
- (2) 作業に必要な器材等は、契約相手方が負担するものとする。
- (3) 本作業による発生材は、契約相手方の責任において処分するものとする。
- (4) 契約相手方は、役務中不可抗力以外で構造物等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。
- (5) 本仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

防衛省三宿地区施設管理業務における民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、防衛省は、公共サービス改革基本方針（平成22年7月6日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された防衛省三宿地区施設管理業務（以下、「施設管理業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第14条第2項第1号）

1. 1 対象公共サービスの詳細な内容

(1) 対象施設の概要

〈施設概要〉

施設名称：防衛省三宿地区

所在地：東京都世田谷区池尻1-2-24

敷地面積：102,034㎡

建物：施設配置図は別紙1のとおり

各建物の構造、建設年月日、建築面積、延床面積は別紙2のとおり

管理運営業務の範囲：別紙1及び別紙2に記載の建物等

〈施設目的〉

防衛省三宿地区は、自衛隊中央病院・陸上自衛隊衛生学校・技術研究本部電子装備研究所等が所在しており、約1,800人の職員等（学生・研修医官含む）が勤務し、病院としての医療行為や、衛生科の教育訓練及び調査研究、先進技術の研究業務を行っている。自衛隊中央病院の病床数は500床で外来受診者は月平均約550名、陸上自衛隊衛生学校の入校学生数は年間約330名である。

(2) 業務の対象と業務内容

防衛省・自衛隊が所在する三宿地区の各施設は、平時はもとより有事・災害発生時には危機管理（対処）官庁として、特に自衛隊中央病院は自衛隊の最終後送病院として機能する必要がある、この特性を踏まえつつ、我が国防衛の中核施設等として、必要な執務環境を確保し、各種任務が適正かつ確実に実施されるよう、以下に示す施設管理業務を行うこととする。

① 病院施設維持管理等業務

三宿地区内各施設及び各設備の性能並びに状態を常時適切な状態にしておくため、防災設備、消火設備、厨房ダクト消火設備、エレベータ設備、エスカレータ設備、物品搬送設備、自動ドア、シャッター、冷凍機設備、空気調節装置、給排気ファン、ポンプ設備、ファンコイルユニット、熱交換器、空調機、空調用純水設備、厨芥処理設備、非常用ろ過装置、浴槽ろ過装置、ごみ処理設備、排水再利用設備、院内呼出設備、放送設備、インターホン設備、無線通信補助設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、中央監視設備、特高受変電設備、高圧受変電設備、電灯・動力設備、直流電源設備、計装設備、交流無停電電源装置、自家発電設備（コジェネ）、ボイラー、蒸気発生器、製缶類、R I 排水設備、人工透析排水処理設備、滅菌処理設備、厨房除外設備、厨房器材の点検保守、施設維持管理業務（中央監視・巡視）、防災監視・巡視及び病院受付業務、飲料水水質検査業務、グリストラップ定期整備業務、貯水槽・排水槽清掃業務、ばい煙測定業務を行う。

② 電気設備維持管理業務

技術研究本部が管理する施設に設置してある配電設備の定期点検業務及び電気工作物保安管理業務を行う。

③ 機械設備維持管理業務

陸上自衛隊衛生学校が管理する地域に設置してある地下燃料タンク等、紙細断機の点検保守業務及び技術研究本部電子装備研究所の冷暖房機械室に設置してある冷却水用薬品注入装置の点検保守業務をを行う。

④ 環境整備業務

自衛隊中央病院及び技術研究本部が管理する施設に設置されているシートクリーナー他の点検保守業務、技術研究本部電子装備研究所が管理する庁舎等の清掃業務（日常・定期清掃業務、屋外清掃業務、窓ガラス清掃業務、集積ゴミの整理業務、草刈り業務等）及び自衛隊中央病院が管理する施設の清掃等業務（日常・定期清掃業務、無菌病室定期清掃業務、手術室特殊清掃消毒作業業務、廃棄物資源化・減容化処理業務、植栽管理業務）を行う。

⑤ 警備・案内業務

技術研究本部電子装備研究所等が管理する施設の防犯・防災監視業務、出入管理業務、巡回監視業務、外来者受付・案内業務、電話対応業務を行う。

1. 1. 1 施設管理業務全般に係る業務

業務の実施にあたっては、一企業とすることも、複数の企業で構成されるグループ（以下「共同体」という。）とすることも可能とする。

(1) 共同体の管理について

施設管理業務を実施するにあたり、共同体を構成する場合は、その代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業は共同体に参加するその他の企業（以下「グループ企業」という。）と密に連携をとり、施設管理業務を包括的に管理すること。

(2) 発注者との連携について

施設管理業務の民間事業者（以下「民間事業者」という）は、定期的に防衛省（自

衛隊中央病院総務部管理課長以下施設管理担当者)と連携を図り、施設管理業務を円滑に実施すること。

(3) 代表者の権限

共同体の代表者は、施設管理業務の履行に関し、共同体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約代金の請求、受領及び共同体に属する財産を監理する権限を有するものとする。

(4) 統轄管理責任者

① 民間事業者は、統轄管理責任者を選任することとする。ただし共同体で参加する場合の統括管理責任者は、代表企業から選出すること。

なお、統轄業務責任者は業務責任者との兼務を妨げないが、各業務が円滑に実施できるよう留意すること。

② 統轄管理責任者は、各業務の履行状況を常に把握し、施設管理担当者に報告すること。

③ 施設管理担当者からの指示は、統括管理責任者が受け、各業務責任者を通じて速やかに実行すること。

④ 各業務責任者は、報告書その他の関係書類の提出や業務の重要事項に関することは、統轄管理責任者を通じて施設管理担当者に提出・報告するものとする。

(5) 副統轄管理責任者

① 統括管理責任者は、業務分野を定め、各副統括管理責任者を置くものとする。

② 副統轄管理責任者は、統轄管理責任者を選出した民間事業者から選出することとし、また、業務責任者との兼務を妨げないが、各業務が円滑に実施できるよう留意すること。

③ 副統轄管理責任者は、統轄管理責任者を補助し、統轄管理責任者が不在の場合は、これに代わるものとする。

(6) 業務の引継ぎ

① 施設管理業務を落札した民間事業者(以下「受注予定者」という。)は、直ちに現在業務を請け負っている者(以下「現受注者」という。)から業務の履行に支障を来さないよう業務の引継ぎを受けなければならない。

② 現受注者は、受注予定者に対して確実に業務内容の引継ぎを行わなければならない。

③ 受注予定者及び現受注者は、引継ぎ内容について防衛省側の確認を受けるものとする。

1. 1. 2 施設管理業務

施設管理業務の詳細は、「三宿地区施設維持管理等役務仕様書」(以下「仕様書」という。)によるものとする。

1. 2 サービスの質の設定

本業務の実施にあたり達成すべき質及び最低限満たすべき水準は以下のとおりとする。

1. 2. 1 施設管理業務の質

基本的な方針	主要事項	測定指標
<p>施設管理業務を通して、職員の快適な施設利用、自衛隊中央病院における患者サービス及び医療活動の円滑な実施を可能にし防衛省・自衛隊の任務遂行に支障を与えないようにする</p>	品質の維持	<ul style="list-style-type: none"> ・業務請負者の不備に起因した、三宿地区各機関の行う業務の中断回数0回 ・業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベータ等の停止回数0回 ※いずれも、自然災害等による予測不能な場合を除く ・災害、事故等の緊急時において、被災状況の把握、応急補修、二次災害防止対策を迅速に行うこと ・外来及び入院患者や近隣住民への対応を適切に実施することによって、クレーム等の無いように努め、公共施設としての品位を保つこと 特に病院施設の特性を考慮し、関係諸規則等に準拠し常に衛生的で、かつ良好な医療環境の維持に努めること
	環境への配慮	<p>環境配慮に関する各種法令を遵守し、業務に支障が生じない範囲において、防衛省三宿地区の目標値である温室効果ガス総排出量を平成21年度比で8%削減を達成できるよう努めること</p> <p>なお、この際勤務環境低下を最小限に留めるよう、施設管理担当者と調整を図りつつ実施する</p>
	安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・業務請負者の不備に起因した各施設入居者、病院施設利用者等の人身事故（病院での治療を要するもの）及び物損事故の回数0回 ・業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数0回

1. 2. 2 各業務において確保すべき水準

各業務において確保すべき水準は、従来の実施方法として下記6. で開示する情報に定める内容とする。ただし、従来の実施方法については、改善提案を行うことができる。

1. 2. 3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、以下の観点から民間事業者の創意工夫を反映し、公共

サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

(1) 施設管理業務全般に対する提案

民間事業者は、別途定める様式に従い、施設管理業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

(2) 従来の実施方法に対する改善提案

民間事業者は、各業務の現行基準として示す従来の実施方法に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、現行レベルの質が確保できる根拠等を提案すること。

(3) コスト低減についての改善提案

民間事業者は、施設管理業務に係るコスト低減に関する提案がある場合は、具体的な方法等を示すとともに、現行レベルの質が確保できる根拠等を付し提案すること。

1. 2. 4 委託費の支払い方法

防衛省は、施設管理業務について検査・監督を行い、質の確保の状況を確認した上で、委託費を支払う。

委託費の支払いにあたっては、民間事業者は当該月分の業務完了後、防衛省との間で予め定める書面により、当該月分の支払い請求を行い、防衛省は、これを受領した日から30日以内に民間事業者に支払うものとする。

ただし、検査・監督の結果、防衛省が質及び最低水準が確保されていないと判断した場合は、この限りではない。

この場合において、防衛省は、適切に業務を行うよう改善を求めることとし、民間事業者は要因分析を行い、業務改善計画を防衛省へ提出し、承諾を得た上で業務を実施すること。

1. 2. 5 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品等

施設管理業務を実施するにあたり、必要な消耗品や付属品の負担区分は、仕様書によるものとする。

(2) 光熱水料

防衛省は、民間事業者が施設管理業務を実施するのに必要な電気・水・ガスの使用を無償とする。

(3) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から③までのいずれかに該当する場合には、防衛省が負担し、それ以外の法令変更については事業者が負担する。

① 本件事業に典型的に又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

② 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

③ 上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

1. 2. 6 モニタリング方法

(1) 品質の維持

品質の維持に係るモニタリングは、報告書により毎月確認する。

(2) 環境への配慮

環境への配慮に関するモニタリングは、報告書により毎月確認する。

(3) 安全性の確保

安全性に関するモニタリングは、報告書及び目視等により確認する。

(4) 個別業務の質の確保

1. 2. 2各業務において確保すべき水準に記載した質の確保については、報告書により毎月確認する。

2. 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）

当該事業の委託期間は、平成23年4月1日～平成26年3月31日までとする。

（上記に係る予算措置については、平成23年度予算要求予定であり、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る予算措置、予算示達が成されることを条件とする。）

3. 民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項（法14条第2項第3号及び第3項）

(1) 法第10条各号（ただし、第11号を除く。）に該当するものでないこと。

(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予決令第71条の規定に該当しないこと。

(4) 競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域における「役務の提供等」でA等級に格付けされている者であること。

(5) 防衛省から指名停止又は取引停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。

(6) 企画書に示した業務内容を契約期間終了後までの間、確実に実行し完了することができることを約した業務確認書を提出した者であること。

(7) 必要な資格等

① 前記1. 1(2)に示す施設管理業務の実施にあたり法令上必要な資格を有している者及び資格等を有している者を業務の実施にあたらせることができる者であること。施設等維持管理業務及び環境整備等については、事業者（後述の共同体の場合は、当該業務を担当する者）が法令上の資格を有していること。

ア 施設等維持管理業務

ISO9001の認証を取得済み、若しくは23年3月末までに取得が見込まれている。

イ 環境整備等

ISO9001及び14001の認証を取得、かつ医療サービス認定マーク取得、また医療法施行規則第九条の一五の基準を満たしている。

ウ その他、必要な資格等は仕様書による。

- ② 施設管理業務に従事する者については、日本国籍を有していること。
- (8) 警備業法第4条に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること。なお、共同体の場合は、警備業務を担当する者が認定を受けていること。
- (9) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 共同体の入札について
 - ① 単独で本実施要領に定める業務の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同体で参加することができる。その場合、入札書類提出時までには共同体を結成し、代表企業及び代表者を決め、他の者はグループ企業として参加するものとする。
 なお、代表企業及びグループ企業が、他の共同体に参加、もしくは単独で入札に参加することは出来ないものとする。また代表企業及びグループ企業は、共同体結成に関する協定書（またはこれに類する書類）を作成すること。
 - ② 共同体で入札に参加する場合には、代表企業は上記(1)から(6)及び(9)の要件を全て満たすこととしグループ企業は上記(1)から(3)及び(5)並びに(9)の全ての要件を満たすこと。さらに平成22・23・24年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
 なお(7)及び(8)は、当該業務を担当する者が要件を満たしていれば良い。

4. 入札に参加する者の募集に関するスケジュール（法第14条第2項第4号）

(1) 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

手続	スケジュール
公告	平成22年11月上旬頃
入札説明会	平成22年11月中旬頃
現場説明会	平成22年11月中～下旬頃
入札等に関する質疑応答	平成22年12月上旬頃
入札書類の提出期限	平成22年12月中旬頃
入札書類の評価	平成23年1月頃
開札・落札者等の決定	平成23年1月中旬頃
契約の締結	平成23年4月1日

(2) 入札実施手続

① 提出書類

ア 各業務共通事項

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び総合評価のための業務実施の具体的方法、その質の確保方法等（以下「業務の質等」という。）に関する書類（以下「企画書」という。）を提出すること。なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の105分の100に相当する金額を記載することとする。

イ その他事項

(ア) コ・ジェネレーション設備（ガスタービン発電能力1,000kw以上）を有する病院施設（病床数300床以上）において、連続して複数年に亘り施設維持管理業務を統括して請け負った実績、または前記と同等以上と官側が認めた類似施設において連続して複数年に亘り施設維持管理業務を統括して請け負った実績を証明する書類の写し。

(イ) ビル管理（清掃）サービスにおいて、過去3年間継続して国及び地方公共団体等が管理する病院並びに庁舎の清掃委託業務を受注していて、契約解除の実績がないことを証明する書類の写し。

② 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項5.(1)で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。

ア 企業の代表責任者及び本業務担当者（様式1）

複数の企業で参加する場合は、参加企業の一覧と代表企業、各企業の代表責任者及び本業務担当者。

イ 必要とされる資格を証明する書類の写し（提出様式1に添付のこと）

ウ 業務実績（様式2）

本実施要項1.で示す業務毎に過去3年間の実績。

エ 本業務実施の考え方（様式3）

安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント。

オ 業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法（様式4）

本実施要項1.で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法を示す。

（業務毎に担当企業が異なる場合には、業務毎に作成のこと。）

カ 業務に対する提案事項（様式5、6、7）

(ア) 業務の質の確保に関する提案

(イ) 従来の実施方法（6.で開示された既存の仕様書等に示された内容）に対して提案を行う場合、提案を行う業務（項目）を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又は経費削減効果（或いはその両方）を具体的に示すこと。

キ 緊急時の体制及び対応方法（様式8）

緊急時（施設管理業務の実施にあたり想定していたとおりの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合）のバックアップ体制と対応方法を示す。

③ 開札にあたっての留意事項

ア 開札は、入札者を立ち合わせて行う。ただし、入札者が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することは出来ない。

ウ 入札者は、開札場に入場しようとするときには、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（所定のものがあれば別添添付）を提示又は提出しなければならない。

エ 入札者は、入札中は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認め

た場合のほか、開札場を退場することが出来ない。

オ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札者は再度の入札の締切時刻までに再度の入札書を提出すること。ただし、入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することはできない。

カ 上記オの当初入札又は再度入札（入札執行回数は、原則2回）の結果、落札者がいない場合は、再度入札公告を行う。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（第14条第2項第5号）

施設管理業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式（除算方式）によるものとする。なお、評価の基準及び企画書等の評価は、契約の透明性の確保及び適正化を図るため防衛省に設置した委員会等において行うものとし、当該評価の客観性を確保するために部外有識者の意見を聴くものとする。

(1) 落札者決定にあたっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。なお、評価項目におけるそれぞれの配点については、別紙4による。

① 必須項目審査

必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は基礎点（250点）を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

ア 実施体制

(ア) 各業務の水準が維持される体制であること。

(イ) 提案された内容が実現可能な体制であること。

(ウ) グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であること。

イ 業務に対する認識

施設管理業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。

ウ 現行基準レベルの質の確保の実態

各業務の提案内容は、要求水準が確保されるものになっているか。

② 加点項目審査

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加点項目審査を行う。なお、提案内容については、具体的であり効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には従来の実施方法と提案内容との比較を行い、相対評価により加点する。

ア 業務の質についての提案内容（215点）

質の維持・向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されているか。また、それらが実施可能な体制が確保されているか。

イ 改善提案内容（90点）

改善提案の内容は、現行基準レベルの質の維持が確保できるものか。また、質の向上が図られているか。

ウ 緊急時への対応について考え方・体制（100点）

具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。

(2) 落札者決定にあたっての評価方法

① 落札者の決定方法

必須審査により得られた基礎点（250点）と加点審査項目で得られた加算点（405点）を加算し、入札価格（予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）で除した値を総合評価点とし、入札参加者中で最も高い値の者を落札者として決定する。

$$\text{総合評価点} = (\text{基礎点 (250点)} + \text{加算項目審査による加算点(405点)}) \div \text{入札価格}$$

② 留意事項

ア 当該落札者の入札価格が予定価格の一定割合に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不適当と認められた場合には、予定価格の制限をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者として決定することがある。

(ア) 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されているか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が該当金額で了解しているか否か等）

(イ) 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）

(ウ) 当該契約期間中における他の契約請負状況

(エ) 手持機械その他固定資産の状況

(オ) 国の行政機関等及び地方公共団体等に対する契約の履行状況

(カ) 経営状況

(キ) 信用状況

イ 落札者となるべき者が2人以上あるときは、当該入札者に直ちにくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は、直接くじを引くことが出来ないときは、これに代わって入札事務に関係ない職員がくじを引き落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、

入札条件を見直し、再度入札公告に付することにする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は業務の実施に必要な期間が確保できない等やむを得ない場合には、防衛省は入札によらない方法により当該業務を実施することとし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報開示に関する事項

(法14条第2項第6号及び第4項)

従来の実施に関する情報は、別紙3のとおり。

7. 民間事業者に使用させることが出来る防衛省・自衛隊の施設・設備等

(法第14条第2項第7号)

(1) 使用場所

防衛省三宿地区内において施設管理業務を実施するために必要な場所は別紙3別添2のとおりとする。

(2) 使用設備等

- ① 使用可能な設備については、仕様書に示したもの及び別紙3別添3のとおりとする。
なお使用する設備等については、善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとする。
- ② 民間事業者は、仕様書に示されている場合、又は必要な場合は施設管理担当者と協議の上、必要最小限の機器・設備等を持ち込むことができる。
- ③ 前記②により民間事業者が持ち込んだ機器・設備等については、防衛省の施設管理業務及び防衛省が実施する他の業務に支障を来すことの無いよう、適切な管理を行うこと。
- ④ 機器・設備等の持ち込みに伴う付帯工事等の措置等が必要な場合は、防衛省と協議の上、実施することができる。

なお、必要な措置等を実施した場合は、施設の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行い、防衛省の承認を受けなければならない。

(3) 使用目的の制限

防衛省における施設管理業務及び同業務の実施に付随する業務以外の目的に使用してはならない。

(4) 事務スペース等の借受

- ① 民間事業者は、施設管理業務及び同業務の実施に付随する業務を遂行するため別紙3に示す事務スペース等は無償で借り受けることができる。
- ② 民間事業者が、防衛省に設備等を設置する経費及び設備等から生じる経費は民間事業者の負担とする。
- ③ 民間事業者が設備等を設置した場合は、設備の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行うこと。

(5) 施設の使用に係る経費

民間事業者が施設管理業務を実施するために使用する防衛省の施設及び設備につい

ては、無償で使用するができる。

8. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するにあたり、国の行政機関等の長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のための契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項。

(法第14条第2項第9号)

(1) 報告等について

① 業務計画書の作成と提出

民間事業者は、施設管理業務を行うにあたり各年度の事業開始日までに年度毎の施設管理業務計画書を作成し、防衛省に提出すること。

② 業務報告書の作成と提出

民間事業者は、施設管理業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成する。

③ 国等の検査・監督体制

民間事業者からの報告を受けるにあたり、国の検査・監督体制は以下のとおりとする。

・施設管理責任者

自衛隊中央病院管理施設 : 自衛隊中央病院総務部管理課長

陸上自衛隊衛生学校管理施設 : 陸上自衛隊衛生学校総務部管理課長

技術研究本部電子装備研究所管理施設 : 技術研究本部電子装備研究所総務課長

・支出負担行為担当官 : 自衛隊中央病院総務部会計課長

・支出負担行為担当官補助者

自衛隊中央病院 : 自衛隊中央病院総務部管理課施設班長

陸上自衛隊衛生学校 : 陸上自衛隊衛生学校総務部管理課営繕班長

技術研究本部電子装備研究所 : 技術研究本部電子装備研究所総務課用度係長

(2) 防衛省・自衛隊による調査への協力

防衛省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、民間事業者に対し、当該管理・運営業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所(又は業務実施場所)に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査をする防衛省の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示について

防衛省は、民間事業者による委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、施設管理業務に関して防衛省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の施設管理業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 業務の開始及び中止

ア 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に施設管理業務を開始しなければならない。

イ 民間事業者は、やむを得ない事由により、施設管理業務を中止しようとするときは、あらかじめ防衛省の承認を受けなければならない。

② 公正な取扱い

ア 民間事業者は、施設管理業務の実施にあたって、当該施設利用者を合理的な理由なく区別してはならない。

イ 民間事業者は、当該施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

③ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、施設管理業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

④ 宣伝行為の禁止

民間事業者及び本業務に従事する者は、施設管理業務の実施にあたって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

民間事業者及び施設管理業務を実施する者は、施設管理業務の実施の事実をもって、第三者に誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑤ 法令の遵守

民間事業者は、施設管理業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

⑥ 安全衛生

民間事業者は、施設管理業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦ 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度毎に施設管理業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑨ 権利義務の帰属等

ア 施設管理業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、

民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

イ 民間事業者は、施設管理業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、防衛省の承認を受けなければならない。

⑩ 再委託の取扱い

ア 民間事業者は、施設管理業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

イ 民間事業者は、施設管理業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

ウ 民間事業者は、施設管理契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで防衛省の承認を受けなければならない。

エ 民間事業者は、上記イ及びウにより再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ 再委託先は、上記の秘密の保持等、公正な取扱、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、防衛省・自衛隊との契約によらない自らの業務の禁止については、再委託先は民間事業者と同様の義務を負うものとする。

⑪ 契約解除

防衛省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。

イ 法第14条第2項第3号若しくは第15条において準用される法第10条（第11号を除く）の規定により民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

ウ 本契約に従って施設管理業務を実施できなかつたとき、又はこれを実施することが出来ないことが明らかになったとき。

エ 上記ウに掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

オ 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

カ 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。

キ 民間事業者又はその他の施設管理業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、施設管理業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

ク 暴力団が業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ケ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

⑫ 契約解除時の取扱い

ア 上記⑩に該当し、契約を解除した場合には、防衛省は民間事業者に対し、当該解除の日までに当該公共サービスを契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。

イ この場合、民間事業者は、契約金額の105分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として防衛省の指定する期間内に納付しなければならない。

ウ 防衛省は、民間事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

エ 防衛省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

⑬ 一般的損害

施設管理業務を行なうにつき生じた損害については、民間事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、防衛省の責めに帰すべき事由により生じたものについては、防衛省が負担する。

⑭ 業務途中における共同体からの脱退

民間事業者が、共同体による場合、共同体参加企業（以下、「参加企業」という。）は、本業務を完了する日までは共同体から脱退することはできない。

⑮ 業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

参加企業のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の分担業務を完了するものとする。

ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帯して破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

⑯ 談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

ア 民間事業者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、民間事業者は防衛省の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の100分の10に相当する額を違約金として防衛省の指定する期間内に支払わなければならない。

(ア) この契約に関し、民間事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項「(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)」の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(イ) 納付命令又は独占禁止法第7条「若しくは第8条の2」の規定に基づく排除措

置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条「又は第8条第1項第1号」の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(ウ) 納付命令又は排除措置命令により、民間事業者に独占禁止法第3条「又は第8条第1項第1号」の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象なつた取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が民間事業者に対して納付命令を行いこれが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(エ) この契約に関し、民間事業者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

イ 防衛省は、受注事業者が上記アの規定による金額を防衛省の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

⑰ 委託内容の変更

防衛省及び民間事業者は、本件業務の質の向上の推進、またはその他やむをえない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、予め変更の理由を書面によりそれぞれの相手方へ提出し、それぞれの相手方の承諾を得なければならない。

⑱ 実施期間中に設備が更新される際は、更新機器について民間事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。

⑲ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と防衛省が協議するものとする。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該民間事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に应ずる責任を含む。)に関する事項（第14条第2項第10号）

本契約を履行するにあたり、民間事業者又はその職員その他の当該施設管理業務に従事する者が、故意又は過失により、当該施設管理業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

(1) 防衛省が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、防衛省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について防衛省の責めに帰すべき理由が存する場合は、防衛省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であつて、当該損害の発生について防衛省・自衛隊の責めに帰すべき理由が存するときは、

民間事業者は防衛省に対し、第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

- (3) 民間事業者は、契約に違反し又は故意若しくは重大な過失によって、防衛省に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として防衛省に支払わなければならない。

1 0. 対象公共サービスに係る第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項

(第 1 4 条第 2 項第 1 1 号)

- (1) 実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成 25 年 3 月時点における状況を調査するものとする。

- (2) 調査の方法等

防衛省は、民間事業者が実施した施設管理業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

- (3) 調査項目及び方法

1. 2 「サービスの質の設定」により設定した事項。

1 1. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項その他

- (1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

民間事業者の実施状況については、防衛省において年度毎に取りまとめて監理委員会へ報告するとともに、公表することとする。

また、防衛省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第 2 6 条及び第 2 7 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

- (2) 防衛省の監督体制

本契約に係る検査・監督は、支出負担行為担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他適切な方法によって行うこととする。

- (3) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

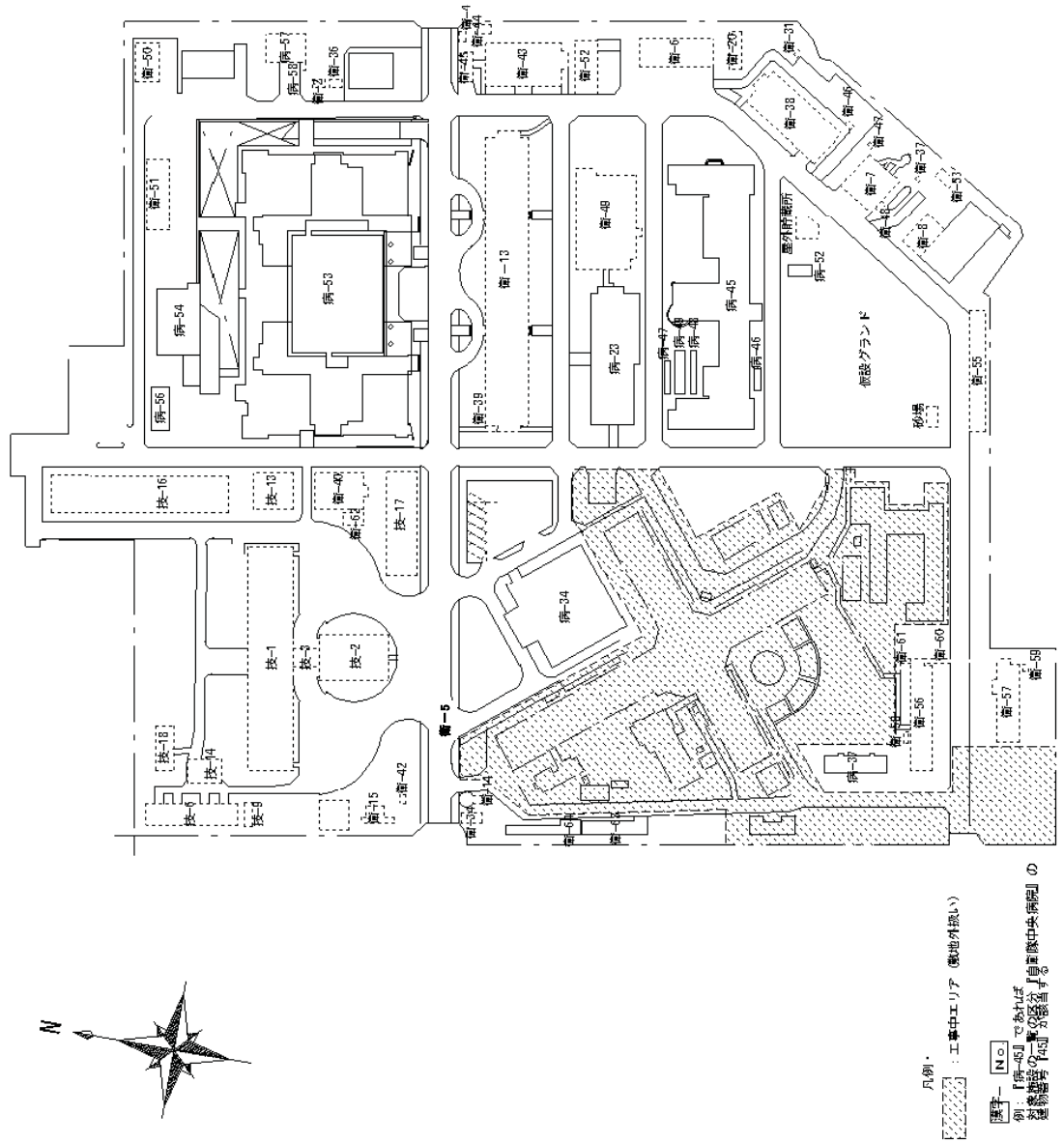
- ① 民間事業者の責務等

本委託事業に従事する者は、刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

- ② 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法第 2 3 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 2 5 条及び第 2 6 条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は防衛省を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

防衛省三宿地区の対象施設 S = 1 / 2500



1

平成22年 8月 日現在	
敷地面積	102,034㎡
建築面積	24,863㎡
延べ面積	129,951㎡

対象施設の一覧

区分	建物番号	建物名称	構造	建設年月日	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)
自衛隊中央病院	23	教育棟	RC-4	S47.3.30	947	3,669
	37	隊舎	RC-5	S50.3.25	164	821
	45	第6隊舎	RC-8	H12.10.3	2,265	16,646
	46	ゴミ置き場	RC-1	H12.10.3	22	22
	47	自転車置き場	S-1	H12.10.3	24	24
	48	自転車置き場	S-1	H12.10.3	68	68
	49	自転車置き場	S-1	H12.10.3	34	34
	52	倉庫	S-2	H17.7.12	60	121
	53	病院	RC-10一部SRC/B3	H21.1.29	7,388	68,261
	54	職能補導所	RC-4	H21.1.29	897	2,241
	56	ポンプ室	RC-1	H21.1.29	7	7
	57	自動車修理工場	S-1	S30.2.15	174	174
	58	カーバイト庫	S-1	S30.2.15	3	3
	陸上自衛隊衛生学校	2	油脂庫	RC-1	S30.2.15	9
4		警衛所	CB-1	S30.12.30	3	3
5		医実隊庁舎	RC-4	S55.3.15	1,339	4,507
6		倉庫	RC-1	S30.5.31	323	323
7		汽缶室	S-1	S30.3.25	311	311
8		特高受電所	RC-1	S30.5.31	129	129
13		学校庁舎	RC-3	S30.5.31	1,914	5,811
14		警衛所	RC-1	S30.12.30	26	26
15		給水ポンプ室	RC-1	S30.10.17	58	58
20		木工所	W-1	S30.10.30	59	59
31		塗料保管庫	CB-1	S45.8.20	2	2
34		面会所	S-1	S47.3.31	29	29
36		油脂庫	CB-1	S49.4.30	9	9
37		ポンプ小屋	CB-1	S49.11.25	3	3
38		第1隊舎	RC-4	S50.5.20	592	2,371
39		蒸気ポンプ室	RC-1	S53.3.20	10	10
40		電話局舎	RC-1	S55.1.31	280	280
42		変圧塔	RC-1	S30.12.30	9	9
43		第2隊舎	RC-4	S57.2.28	503	2,033
44		ポンプ室	RC-1	S57.2.28	7	7
45		消防車庫	RC-1	S57.2.28	60	60
46		ポンプ室	RC-1	S58.3.2	3	3
47		ポンプ室	RC-1	S62.11.27	3	3
48		炭酸ガス室	RC-1	S62.11.27	5	5
49		厨房・教場	RC-4	H5.3.22	1,047	3,396
50		倉庫	S-1	H8.3.28	150	150
51		保管庫	S-2	H11.7.16	280	560
52		教場	S-2	H12.10.3	109	195
53		動物舎	RC-1	H12.10.3	30	30
55		第3隊舎	RC-3	S44.3.31	274	824
56		第4隊舎	RC-5	S48.3.15	377	1,885
57		第5隊舎	RC-5	S57.3.10	277	1,404
58		自転車置き場	S-1	S55.7.1	14	14
59		ポンプ室	RC-1	S57.3.10	7	7
60	渡り廊下	S-1	S57.3.10	64	64	
61	渡り廊下	S-1	S57.3.10	10	10	
62	電源室	RC-1	H14.10.8	44	44	
63	自動車修理工場	S-1	S37.3.31	144	144	
64	車庫	S-1	S46.3.25	166	166	
技術研究本部	1	庁舎本館	RC-5	S30.8.15	1,293	6,840
	2	庁舎別館	RC-2	S30.8.15	389	812
	3	渡廊下	RC-2	S30.8.15	32	106
	6	器材庫	S-1	S31.3.31	194	194
	9	自転車置場	W-1	S37.3.31	16	16
	13	冷暖房機械室	RC-1	S51.8.31	144	144
	14	ドライ-控室	R(軽量)-2	H9.1.13	211	407
	16	実験棟(光・電子)	RC-3	H3.11.22	1,128	3,230
	17	試験室(電波暗室)	RC-4	H7.3.20	644	1,019
18	倉庫	R(軽量)-2	H9.1.13	80	139	

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位:千円)		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員		0	0	0
	非常勤職員		0	0	0
物件費			0	0	0
委託費			12,580	12,014	325,966
計(a)			12,580	12,014	325,966
参考値 (b)	減価償却費		0	0	0
	退職給付費用		0	0	0
	間接部門費		0	0	0
(a)+(b)			12,580	12,014	325,966
(注記事項)					
1 委託費の内容は別添1を参照。					
2 平成21年4月から新自衛隊中央病院を運用している。					
3 平成22年4月から医実隊庁舎を運用している。					
2 従来の実施に要した人員			平成19年度	平成20年度	平成21年度
区 分					
常勤職員					
非常勤職員					
(業務従事者に求められる知識・経験等)					
○実施要項、「三宿地区施設維持管理等役務仕様書」を参照。					
(業務の繁閑の状況)					
○繁忙時期:通年					
(その他)					
○対象業務については、原則一般競争入札で外部委託により実施している。					

3 従来の実施に要した施設及び設備

仕様書のとおり

(注記事項)

- 仕様書に記載された施設及び設備は無償で貸与する。
- 業務を実施するため別添2及び別添3に示すスペース並びに備品類を無償で貸与する。
- 仕様書において民間事業者が用意すると記載された設備等は防衛省の業務に支障を与えないものとする。

4 従来の実施における目的の達成の程度

防衛省三宿地区で実施した施設管理業務に係る目的の達成程度

- 業務請負者の不備に起因した三宿地区各機関の行う業務の中断回数:0回
- 業務請負者の不備に起因した三宿地区各施設入居者、病院施設利用者のけが:0回
(病院で治療を要する重大なもの)
- 業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベータ等の停止回数:0回
- 業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数:0回

5 従来の実施方法

従来の実施方法(業務フロー図等)

- 1 従来業務の業務分担及び民間競争入札による業務分担の関係は別添4の業務区分表のとおり。
- 2 従来業務を実施してきた部署は別添5の組織図のとおり。

委託費の内訳

(単位:千円)

業 務 内 容	平19年度	平成20年度	平成21年度	備 考
病院施設維持管理等業務(※1)			284,893	21年4月運用開始
電気設備維持管理業務				
配電設備の定期点検業務	1,501	1,197	1,018	
電気工作物の保安管理業務	1,260	1,045	995	
機械設備維持管理業務				
地下燃料タンク等点検保守役務	368	126	94	
紙細断機点検保守業務	137	135	140	
冷却水用薬品注入装置保守点検業務			102	21年4月運用開始
環境整備業務				
シートクリーナー他の点検保守業務	889	875	1,414	
庁舎等清掃業務	4,950	5,134	5,567	
病院施設清掃等業務			28,350	21年4月運用開始
警備案内業務	3,475	3,502	3,393	
計	12,580	12,014	325,966	

※1 医実隊庁舎GHP式空調機保守(23年度から)、厨房器材点検保守(23年度から)、CGS等保守及び設備用PC等保守(24年度から)が新規追加

「シートクリーナー他の点検保守業務」の21年度増はサニタリーディスポーザル賃貸料(中病)を含む
「庁舎等清掃業務」の21年度増は草刈業務(技本)を含む。

使用可能な施設の内訳

区分	建物名	場 所	面積(m ²)	備 考
自衛隊 中央病 院	病院	B1清掃用具庫	25.412	病院施設清掃等業務
	病院	B1清掃員控室	23.893	病院施設清掃等業務
	病院	B1分別作業等作業場	127.717	病院施設清掃等業務
	病院	B1空瓶・空缶集積所	10.559	病院施設清掃等業務
	病院	B1ペットボトル集積所	9.129	病院施設清掃等業務
	病院	B1冷凍機械室の一部	490.247	病院施設維持管理等業務
	病院	B1ボイラー室の一部	286.659	病院施設維持管理等業務
	病院	B1コジェネレーション機械室	326.794	病院施設維持管理等業務
	病院	B1ガスコン室	50.79	病院施設維持管理等業務
	病院	B1電気室	483.193	病院施設維持管理等業務
	病院	B1制御盤室	69.586	病院施設維持管理等業務
	病院	B1中央監視室	50.95	病院施設維持管理等業務
	病院	B1中央監視仮眠室	7.36	病院施設維持管理等業務
	病院	B1更衣室・シャワー室	7.139	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	56.633	病院施設維持管理等業務
	技術研 究本部	ドライバー控室	1F用務員室	12.96
庁舎本館		1F当直室(課業中は守衛室)	27.3	警備・案内業務

使用可能な備品等の内訳

区分	建物名	場 所	備品等名	数量	備 考
自衛隊中央病院	病院	B1ボイラー室の一部	鋼製書棚	4台	病院施設維持管理等業務
	病院	B1ボイラー室の一部	コピー機	1台	病院施設維持管理等業務
	病院	B1中央監視室	机(事務用)	8台	病院施設維持管理等業務
	病院	B1中央監視室	椅子(事務用)	8台	病院施設維持管理等業務
	病院	B1中央監視室	監視装置機器	1式	病院施設維持管理等業務
	病院	B1中央監視室	PHS	2台	病院施設維持管理等業務
	病院	B1中央監視室	ホワイトボード	2個	病院施設維持管理等業務
	病院	B1中央監視仮眠室	ベッド・マット・枕	各1	病院施設維持管理等業務
	病院	B1中央監視仮眠室	毛布	3枚	病院施設維持管理等業務
	病院	B1メンテナンスピット	更衣ロッカー1連	12個	病院施設維持管理等業務
	病院	B1分別作業等作業場他	清掃用カート	2台	病院施設清掃等業務
	病院	1F防災センター	鋼製書棚	4台	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	机(事務用)	4台	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	椅子(事務用)	4台	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	椅子(監視機器等用)	3台	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	監視装置機器	1式	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	PHS	1台	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	冷蔵庫	1台	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	電子レンジ	1台	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	拡声器	2個	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	ホワイトボード	2個	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	プリンター(リース)	1台	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	キーボックス	1個	病院施設維持管理等業務
	病院	1F仮眠室・更衣室	ベッド・マット・枕	各1	病院施設維持管理等業務
	病院	1F仮眠室・更衣室	毛布	2枚	病院施設維持管理等業務
	病院	1F仮眠室・更衣室	鋼製棚	1台	病院施設維持管理等業務
病院	1F仮眠室・更衣室	パイプ椅子	2台	病院施設維持管理等業務	
技術研究本部	ドライバー控室	1F用務員室	電気ポット	1台	庁舎等清掃業務
	ドライバー控室	1F用務員室	応接セット	1セット	庁舎等清掃業務
	庁舎本館	1F当直室	更衣ロッカー(一人用)	1個	警備・案内業務
	庁舎本館	1F当直室	冷蔵庫	1台	警備・案内業務
	庁舎本館	1F当直室	机(脇)	1台	警備・案内業務
	庁舎本館	1F当直室	机(両袖)	1台	警備・案内業務
	庁舎本館	1F当直室	椅子(事務用)	1台	警備・案内業務
	庁舎本館	1F当直室	椅子(会議用)	1台	警備・案内業務
	庁舎本館	1F庁舎本館裏	エアシューズクリーナ	1個	病院施設維持管理等業務
光電子実験棟	1F光電子実験棟裏	エアシューズクリーナ	1個	病院施設維持管理等業務	

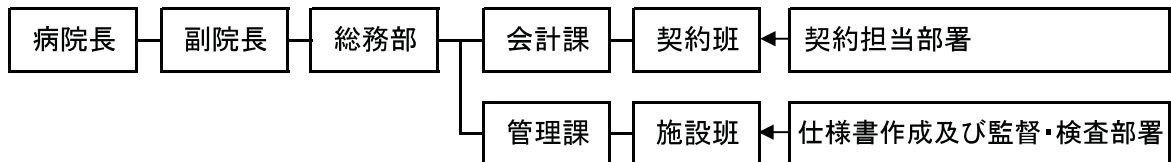
業務区分表

業務内容	業務細目	現状(競争入札)		民間競争入札		備考
		防衛省	委託業者	防衛省	委託業者	
1 病院施設維持 管理等業務	防災設備点検保守業務		○		○	業務詳細は別冊1「設備維持 管理等役務仕様書」管理 番号1～50による
	消火設備保守点検業務		○		○	
	厨房ダクト消火設備点検保守業務		○		○	
	エレベータ設備等点検保守業務		○		○	
	エスカレーター設備点検保守業務		○		○	
	物品搬送設備点検保守業務		○		○	
	自動ドア(内部・外部)点検保守業務		○		○	
	シャッター点検保守業務		○		○	
	冷凍機設備点検保守業務		○		○	
	空気調節装置点検保守業務		○		○	
	給排気ファン点検保守業務		○		○	
	ポンプ設備点検保守業務		○		○	
	ファンコイルユニット点検保守業務		○		○	
	熱交換器点検保守業務		○		○	
	空調機点検保守業務		○		○	
	空調用純水設備点検保守業務		○		○	
	厨芥処理設備点検保守業務		○		○	
	非常用ろ過装置点検保守業務		○		○	
	浴槽ろ過装置点検保守業務		○		○	
	ごみ処理設備点検保守業務		○		○	
	排水再利用設備点検保守業務		○		○	
	院内呼出設備点検保守業務		○		○	
	放送設備点検保守業務		○		○	
	インターホン設備点検保守業務		○		○	
	無線通信補助設備点検保守業務		○		○	
	監視カメラ設備点検保守業務		○		○	
	防犯・入退室管理設備保守業務		○		○	
	中央監視設備点検保守業務		○		○	
	特高受変電設備点検保守業務		○		○	
	高圧受変電設備点検保守業務		○		○	
	電灯・動力設備点検保守業務		○		○	
	直流電源設備点検保守業務		○		○	
	計装設備点検保守業務		○		○	
	交流無停電電源装置点検保守業務		○		○	
	自家発電設備(コージェネ)点検保守業務		○		○	
	ボイラー点検保守業務		○		○	
	蒸気発生器点検保守業務		○		○	
	製缶類点検保守業務		○		○	
	RI排水設備点検保守業務		○		○	
	人工透析排水処理設備点検保守業務		○		○	
	滅菌処理設備点検保守業務		○		○	
	厨房除外設備点検保守業務		○		○	
	厨房器材点検保守業務		○		○	
	施設維持管理業務(中央監視・巡視)		○		○	
	防災監視・巡視及び病院受付業務		○		○	
	飲料水水質検査業務		○		○	
	グリストラップ定期整備業務		○		○	
	貯水槽清掃業務		○		○	
	排水槽清掃業務		○		○	
	ばい煙測定業務		○		○	
上記業務の管理・監督		○		○		

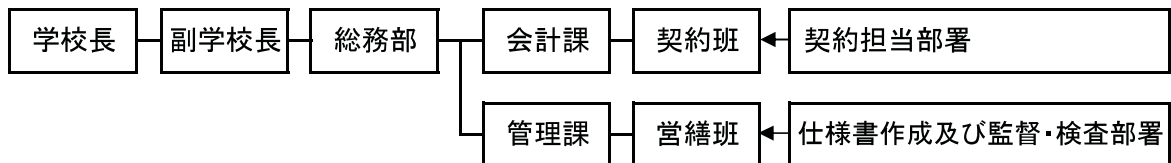
2 電気設備維持管理業務	配電設備の定期点検業務		○		○	業務詳細は別冊1「設備維持管理等役務仕様書」管理番号51・52による
	電気工作物保安管理業務		○		○	
	業務の管理・監督	○		○		
3 機械設備維持管理業務	地下燃料タンク等点検保守業務		○		○	業務詳細は別冊1「設備維持管理等役務仕様書」管理番号53～55による
	紙細断機点検保守業務		○		○	
	冷却水用薬品注入装置点検保守業務		○		○	
	上記業務の管理・監督	○		○		
4 環境整備業務	シートクリーナー他の保守点検業務		○		○	業務詳細は別冊2「環境整備等役務仕様書」による
	庁舎等清掃業務		○		○	
	庁舎等日常・定期清掃業務		○		○	
	屋外清掃業務		○		○	
	窓ガラス等清掃業務		○		○	
	集積ゴミの整理業務		○		○	
	草刈り業務		○		○	
	病院施設清掃等業務		○		○	
	病院等日常・定期清掃業務		○		○	
	無菌病室定期清掃業務		○		○	
	手術室特殊清掃消毒作業業務		○		○	
	廃棄物資源化・減容化処理業務		○		○	
	植栽管理業務		○		○	
	上記業務の管理・監督	○		○		
5 警備・案内業務	防犯・防災監視業務		○		○	業務詳細は別冊1「設備維持管理等役務仕様書」管理番号60による
	出入管理業務		○		○	
	巡回監視業務		○		○	
	外来者受付・案内業務		○		○	
	電話対応業務		○		○	
	上記業務の管理・監督	○		○		

組 織 図

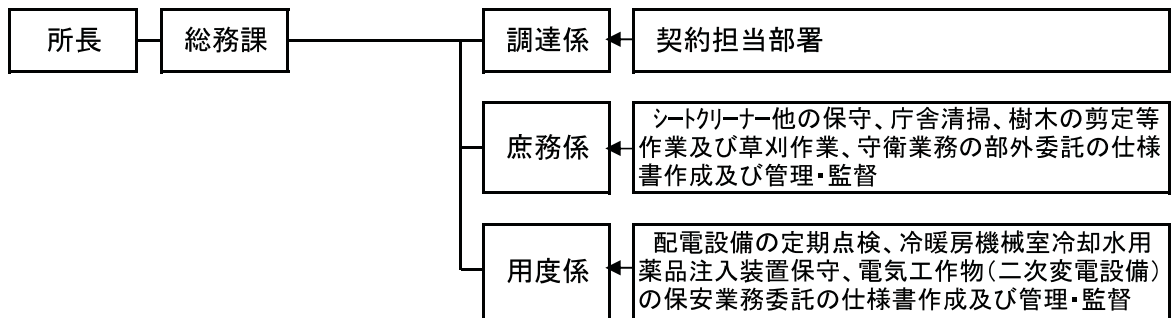
1 自衛隊中央病院組織図



2 衛生学校組織図



3 技術研究本部(電子装備研究所)組織図



評 価 表

実施要項区分	業務区分 実施要領区分	項番	評価項目・評価の視点	得点配分		得点
				基礎点	加算点	
① 必須項目審査	業務共通					
	1) 実施体制	1	各業務の業務水準が維持される体制であるか (グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか)	0/50	—	
		2	提案された内容が実現可能な体制であるか	0/50	—	
	2) 業務に対する認識	3	管理・運營業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか	0/50	—	
		4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか	0/50	—	
3) 現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、(発注者側の)要求水準が確保されているものとなっているか	0/50	—		
② 加点項目審査	管理・運營業務全般に係る業務に関する提案					
	1) 業務の質についての提案内容	6	本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか (方法、計画により、各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか)	—	0~30	
		7	業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか	—	0~20	
		8	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	—	0~20	
	各設備点検保守業務					
	1) 業務の質についての提案内容	9	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0~20	
		10	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	—	0~20	
	2) 改善提案内容	11	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	—	0~20	
		12	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0~10	
	病院施設維持管理等業務					
	1) 業務の質についての提案内容	13	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0~20	
		14	施設、特に病院機能を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	—	0~20	
15		病院受付業務において病院の窓口として来院者に適切に対応する工夫がみられるか	—	0~10		
2) 改善提案内容	16	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	—	0~20		
	17	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0~10		
環境整備業務						
1) 業務の質についての提案内容	18	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0~20		
	19	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	—	0~10		
	20	病院施設清掃において患者への配慮及び病院としての衛生環境の保持等の工夫がみられるか	—	0~10		
2) 改善提案内容	21	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	—	0~10		
	22	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0~10		

警備・案内業務						
1) 業務の質についての提案内容	23	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0~10		
	24	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	—	0~5		
	2) 改善提案内容	25	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	—	0~5	
		26	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0~5	
緊急時及び非常時対応						
3) 緊急時への対応についての提案内容	27	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか	—	0~30		
	28	各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか	—	0~20		
	29	緊急時の対策(連絡体制)は明確で効果的なものであるか	—	0~20		
	30	トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	—	0~30		
合計得点			250	405		

施設管理業務企画書

1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

■入札参加グループの場合は、入札参加グループの一覧と代表企業、グループ企業の代表責任者及び本業務担当者。

2. 業務実績			
■本実施要項(1.)で示す業務毎に過去3年間の実績を記載すること。			
(1) 病院施設維持管理等業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(2) 電気設備維持管理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(3) 機械設備維持管理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(4) 環境整備業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(5) 警備・案内業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等

3. 本業務実施の考え方

■安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を具体的に記載すること。

4. 業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法

■本実施要領(1.)で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法等を具体的に記載すること。業務毎に実施する企業が異なる場合は、業務全体の管理方法に加え、業務毎の実施体制及び管理体制を記載すること。

5. 施設管理業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

■以下の項目について、具体的かつ簡潔にまとめること。なお、各設備点検保守業務、病院施設維持管理等業務、環境整備業務、植栽管理業務、警備・案内業務、病院受付業務の各業務毎に提案書を作成することができる。

1. 施設管理業務の実施全般に対する質の確保についての考え方

2. 質の確保に関する提案事項

※表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

6. 改善提案総括表			
<p>■従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、下記の改善提案のない業務項目については、防衛省が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。</p>			
(1)各設備点検保守業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		
(2)病院施設維持管理等業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		
(3)環境整備業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		
(4)警備・案内業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		

7. 各業務の従来の実施方法に対する改善提案

■簡潔に記載すること。

(1) 改善提案を行う業務及び項目

(2) 改善提案の趣旨

(3) 改善提案の具体的な内容

(4) 最低水準の確保に対する説明

8. 緊急時の体制及び対応方法

■緊急時(施設管理業務の実施にあたり想定していた通りの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

作成年月日：平成22年 8月30日

作成者：自衛隊中央病院

総務部管理課

仕様書番号：管 第 号

三宿地区施設維持管理等役務仕様書

共通事項

1 総 則

本役務は、特記事項・特記仕様書に記載してある事項のほか、『防衛省三宿地区施設管理業務における民間競争入札実施要項』及び本共通事項、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成20年度版）」（以下、『共通仕様書』とする）の関係する項目を参照し、実施すること。また設計図、本仕様書に記載されていない事項については、監督官との協議によるほか、技術上当然すべき事項については請負者の負担により実施すること。

2 目 的

(1) 設備維持管理等業務に関する事項

防衛省三宿地区内の各建物に設置されている各種設備等の点検保守業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ能率的に執行し、各種設備の良好な運転と延命を図ることを目的とする。

(2) 環境整備等業務に関する事項

防衛省三宿地区内の病院建物及びその関連する施設、研究所庁舎とその関連する施設の清掃業務に関する仕様を定め、それぞれの施設の用途に応じた適切な清掃方法を用いて常に衛生的且つ良好な環境の維持に努めると共に、それぞれの施設から排出される各種廃棄物の収集運搬及び処理を行い、廃棄物の減量化及び適正な処理方法を用いて環境の保全に努める。

(3) 上記2項に共通する事項

請負業者は業務の実施に当り、常に効果的・効率的・経済的で環境に配慮した方法で業務を行うと共に、改善提案や作業能率向上のための提案を適時行うこと。

3 適用範囲

本共通事項は、施設管理業務に該当する事項のみ適用する。

4 請負者の業務遂行能力等の提示

請負業者は業務着手に先立ち、下記に示されている事項に関して業務実績及び必要な資格の写しを官側担当者に書面を持って提示すること。なお、共同企業体を結成する場合については、特記がない限り筆頭企業の実績等について提示すること。但し(3)の事項については、共同企業体の全体が対象となる

(1) 設備点検保守等に関する事項

(ア) コ・ジェネレーション設備（ガスタービン発電能力1,000kw以上）を有する病院施設（病床数300床以上）において、連続して複数年に亘り施設維持管理業務を統括して請負った実績

(イ) 上記と同等以上と官側が認めた類似施設において、連続して複数年に亘り施設維持管理業務を統括して請負った実績。

(ウ) ISO9001の承認を取得済み、若しくは本年3月末までに取得が見込まれていること。

(2) 施設内清掃等に関する事項

(ア) ISO9001及び14001（ビル管理（清掃））の承認を取得済み又は取得申請中であること。

(イ) 医療サービス認定マークを取得していること。また医療法施行規則第9条の15の基準を満たしていること。

(3) 上記2項に共通する事項

(ア) 請負業者は過去5年間の間に国又は地方公共団体、独立行政法人等が管理する施設の委託業務を受注している、尚且つ契約解除の実績が無いこと。

5 請負業者の負担の範囲

(1) 設備維持管理等業務に関する事項

- (ア) 中央監視・防災監視業務のための控室、仮眠室及び寝具類（ベット等）、作業の為の作業台等については官側が提供する。業務管理に必要な OA 機器等については請負業者負担とする。
- (イ) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、請負業者の負担とする。また持ち込む機材等については、原則として JIS 工業規格等の指定品で、且つ、良好な物を使用し、保管管理にあたっては、整理整頓に努めること。
- (ウ) 保守に必要な消耗部品や材料及び油脂類等の他、各設備点検保守で記載されている指定交換部品については、請負業者の負担とする。但し、空調用フィルター、ボイラー用薬品（並塩含む）、冷凍機用薬品、Vベルトは官側からの支給とする。

(2) 環境整備等業務に関する事項

- (ア) 清掃に必要な道具（機材及び運搬車含む）及び洗剤等の薬剤、ウエス等の清掃副資材、その他作業員のために使用する衛生管理用消耗品（手袋類、石鹼、消毒用アルコール、サージカルマスク等）及び清潔区域の清掃時に着用する使い捨てエプロン、靴等については請負業者負担とする。
- (イ) 作業員が使用する更衣ロッカー、清掃用具入れ、洗濯機等で業務に必要な備品関係は請負業者の負担とする。
- (ウ) 塵芥用ビニル袋（東京都 23 区推奨ゴミ袋〈可燃物用〉・LDPE ポリ袋〈不燃ゴミ用〉）及びトイレトーパー、手洗洗剤用補充液とその容器については官側支給する。

(3) 上記 2 項に共通する事項

- (ア) 業務の実施に必要な最小限の電気、ガス、水道等の光熱水料は、官側負担とする。但し特記がある場合に限り請負業者の負担とする。

6 各種法令等の遵守

請負業者は、当該役務に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進に努めるものとする。

7 業務従事者

(1) 設備維持管理等業務に関する事項

- (ア) 業務従事者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (イ) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。

(2) 環境整備等業務に関する事項

- (ア) 清掃作業従事者は、業務実施に際し抗体検査等を必ず実施し必要な予防接種等を行った後に従事させることとし、種類については下記による。また流行性ウイルス性疾患罹患若しくは可能性の有る者については従事させないこと。

- ・ワクチン接種 : 麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、B 型肝炎
- ・抗体検査 : ツベルクリン反応
- ・予防接種 : インフルエンザ

- (イ) 請負業者は、下記の項目に関する知識等について、従事者に周知徹底させ、業務実施期間中は遵守させること。

- ・「病院清掃」作業における実践的な知識
- ・「標準予防策」と「感染防止」に関する知識
- ・「マナー（接遇を含む）」に関する知識

- (ウ) 病院内の定期清掃作業に従事する者は、病院清掃に関して 3 年以上の実務経験を有した者を配置すること。また業務従事者は同一の会社の者が行うこと。

(3) 上記2項に共通する事項

- (ア) 官側は、業務従事者の業務履行中に、著しく不適合又は不適當な行動が明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合は、請負業者は業務に支障を来たさないように必要な措置を直ちに採らなければならない。また請負業者は、業務場所が防衛施設内という特性を十分理解した上で、業務従事者の人選を行うこと。
- (イ) 請負業者は、業務従事者全員に対して統一された会社名入の作業服及び名札（写真付き）を着用させ、常に清潔な物を着用させること。なお、業務の効率的な遂行の為、請負業者の計画で業種区別に作業服を分けることに関しては妨げないものの、過度な細分化は行わず『設備点検保守等』と『施設内清掃等』程度に留めること。また、『警備・案内業務委託』の業務従事者及び『防災監視・巡視及び病院受付』の業務の内、『病院受付』の業務従事者についてはそれぞれの業務にふさわしい服装とする他、各種設備の二次請負業者に関しては当該条件外とする。
- (ウ) 従事者は患者及び職員等に不快の念をいだかせる言動及び行動を慎むこと。また身だしなみについては、華美な化粧、きつい匂いのする香水、さらに無精ヒゲや汚れた作業服を身に着ける等、不快感を伴う身なりは慎むこと。特に『施設内清掃』に従事するものについては十分注意すること。
- (エ) 請負業者は、業務従事者に対して健康診断を実施し、業務従事者の健康管理を行うこと。
- (オ) 請負業者は、全ての業務従事者それぞれ就業する業務に対して本役務の仕様書の内容を十分に把握し、業務実施に必要な知識等を教育すること。

8 副統轄管理責任者

- (1) 請負業者は、『設備維持管理等業務』及び『環境整備等業務』の業務従事者の中から副統轄管理責任者を選任するものとする。なお、選任に当たっては部門毎の業務に関して十分な知識を持ち、さらに5年以上の実務経験を有したものを選任すること。
- (2) 副統轄管理責任者の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解し、従事者に対して指導監督を実施するとともに、統轄管理責任者の補佐を行うものとする。

9 統轄管理責任者

- (1) 請負業者は、『設備維持管理等業務』及び『環境整備等業務』の業務を取り纏める統轄管理責任者を選任するものとする。
- (2) 統轄管理責任者の職務は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解し、副統轄管理責任者及びそれぞれの従事者に対して指導監督を実施するとともに、官側との連絡及び調整を行うものとする。
- (3) 三宿地区は東京都条例で定められている特定地球温暖化対象事業所に指定されているため、統轄管理責任者は東京都が主催する講習会に参加し『技術管理者』の認定を受け、地区内各種設備の負荷に応じた効率的な運転計画の立案及び省エネに寄与する設備等の改善計画の立案を逐次行うこと。また毎月開催される『三宿地区 CO2削減推進委員会会議』に参加し、技術的な面から進言等を行うこと。
- (4) 統轄管理責任者は『省エネ診断』が可能な有資格者であること。

10 業務計画書

請負業者は、業務の実施に先立ち、業務実施体制、業務実施工程、その他業務を適性に行う上で必要な事項を記載した業務計画書を官側に提出し、協議するものとする。

1 1 安全管理・衛生管理

- (1) 業務の実施に当たっては、常に整理整頓を行い、危険を伴う作業及び危険な場所については業務従事者に対して適切な安全措置及び注意喚起を講じて事故の防止を図るものとする。また業務実施中は、常に火災・障害・盗難等の事故防止に十分注意を払うこと。
- (2) 業務従事者の不注意等により施設等を損傷させた場合は、監督官に報告し指示を受けた後、請負業者の責任において原状復旧を行うものとする。また業務実施中は、隊員及び第三者に対して危害又は損害を与えないように、万全の措置を講じて作業すること。また万一危害等を与えた場合は請負者の責任において誠実に対応、補償すること。
- (3) 請負業者は、機会ある毎に業務従事者に対して安全管理・衛生管理教育を実施し、徹底させること。

1 1 保全上の注意点

- (1) 地区内への立入及び各施設の立入については、定められた部内規則を遵守し、必要な手続き等がある場合については所定の手続きを経た後に立入ること。
- (2) 許可を受けていない場所への立入については厳禁とするため、不必要に近づくことが無いように十分に注意すること。但し、業務実施に際して立入の必要が生じた場合は、監督官と調整の上、必要な手続きへた後に立入すること。
- (3) 業務関係図書等は、業務実施等の目的以外に第三者に対して貸与、複写又は閲覧させてはならない。また業務実施の目的で二次請負業者等の関係者に対して設計図書の複製が必要となった場合は、複製数を把握した上で関係者に配布し、紛失には十分注意すること。また発注者から寄与された設計図書等（複製した設計図書含む）は業務完了後速やかに監督官へ返納すること。
- (4) 請負業者として業務実施に必要な OA 機器を施設内へ持込む場合は、官側に事前に調整を行い許可された後に持込むこと。また業務実施中に知り得た各種施設に関するデータは、請負業者の責任において適切に管理し、漏洩事故等の防止に努めること。また、請負契約が満了した際は当該データを破棄し、官側の確認を受けること。

1 2 関連業務との調整

本業務とは契約対象外であっても、関連する業務については、相互調整を図るものとする。

1 3 完了検査等

- (1) 点検保守の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに官側に提出するものとする。なお、報告書式については、官側と協議の上、決定すること。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

1 4 提出書類

受託者は、官側の指定する期日までに次の書類を提出するものとする。様式については『役務完了届』を除き、任意の様式とするものの、見やすい様式にて提出すること。

- (1) 契約後、速やかに提出する書類
 - ・業務計画書
 - 年間及び月毎の各設備点検・清掃実施予定表
 - ・業務実施体制
 - 請負者の勤務員一覧（資格等の経歴を記載）
 - 設備保守の下請業者の連絡先及び担当者一覧
 - 非常時の体制
 - ・副統轄管理責任者、統轄管理責任者の選任届

・秘密保全実施計画書

※ 請負業者は、勤務者に異動、退職、長期休暇等が生じ、業務体制や名簿について変更があった場合は、直ちに官側に報告し、承認を得ること。

(2) 各種業務完了後に提出する書類

・業務日報及び作業記録等

※ 毎日の業務の完了後に直ちに作成し、原則として翌日（土日祝祭日の場合は次の平日）の朝に監督官へ報告すること。

(3) 役務完了後、速やかに提出する書類

・役務完了届

(4) その他、各種業務毎に指定されている書類

※ それぞれ指定された時期に提出すること。

1.5 その他

(1) 官側から業務実施の為に提供される事務室、守衛室、更衣の為に控え室等については、常に整理整頓し、清潔に保つこと。

1.6 業務の再委託について

(1) 請負業者は、本役務を一括して他の企業へ再委託することは禁止する。但し、各種設備の点検に際して、製造メーカー等にその設備の点検保守を委任することに関して、官側は妨げないものとする。

(2) 『環境整備等業務』については、当該業務について提携企業又は共同企業体の構成企業へ委任することを認める。但し、委任先企業からの別業者への業務の一括再委託については禁止する。

1.6 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義が生じた場合は、契約担当官と協議し、その指示を受けるものとする。

添付資料

・別冊 1 : 設備維持管理等役務仕様書

・別冊 2 : 環境整備等役務仕様書

設備維持管理等役務仕様書

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
2	各階	シャッター点検保守		設置場所:自衛隊中央病院 防火シャッター		26	建築保全共通仕様書による	1 / 年			文化シャッター(網)

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考			
							内容	周期	リスト	交換頻度				
3	1F	特高受変電設備点検保守	●	設置場所：自衛隊中央病院	(C-GIS)	1	建築保全共通仕様書による	1 / 年		随時				
				●	22kVカ入絶縁開閉装置	8000kVA						2	1 / 年	
				●	ガス絶縁変圧器							2.3	2	1 / 年
				●	主変二次盤							17.20	2	1 / 年
				●	G-TR盤	A系						10.27	2	1 / 年
				●	高圧配電盤	A系						11	1	1 / 年
				●	高圧配電盤	A系						12~15	4	1 / 年
				●	高圧配電盤	B系						16	1	1 / 年
				●	高圧配電盤	B系						22	1	1 / 年
				●	高圧配電盤	B系						23~26	4	1 / 年
				●	高圧配電盤	B系						21	1	1 / 年
				●	高圧母線連絡盤							18.19	2	1 / 年
				●	高圧母線連絡盤							40~47	8	1 / 年
				●	高圧引込盤							60	1	1 / 年
				●	所内TR盤							61	1	1 / 年
				●	所内MCCB盤	A系						62	1	1 / 年
				●	高圧コンデンサ盤	B系						70~74	5	1 / 年
				●	高圧コンデンサ盤							75~79	5	1 / 年
				●	特高現場操作盤							90	1	1 / 年
				●	系統運轉保護リレー盤							91	1	1 / 年
●	中継端子盤		92	1	1 / 年									
●	制御用直流電源盤		93	1	1 / 年									
●	接地端子盤		100	1	1 / 年									

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考		
							内容	周期	リスト	交換頻度			
4	B1F	高圧変電設備点検保守	●	設置場所：自衛隊中央病院									
				●	高圧引込盤	A系	1	・清掃	1 / 年			中立電機㈱	
				●	高圧配電盤1	A系	1	・締付確認	1 / 年				
				●	高圧配電盤2	A系	1	・外観確認	1 / 年				
				●	高圧配電盤3	A系	1	・開閉器の開閉確認	1 / 年				
				●	高圧配電盤4	A系	1	・継電器動作試験	1 / 年				
				●	高圧母線連絡盤1	A系	1	・保護連動試験	1 / 年				
				●	高圧母線連絡盤2	A系	1	・インターロック試験	1 / 年				
				●	高圧配電盤5	A系	1	・停復電連動試験	1 / 年				
				●	高圧配電盤6	A系	1	・各種操作試験	1 / 年				
				●	高圧配電盤7	A系	1	・絶縁抵抗試験	1 / 年				
				●	高圧配電盤8	A系	1	・変圧器温度計動作確認	1 / 年				
				●	高圧配電盤9	A系	1	・メンテナンス、リファクタリング保護接点確認。	1 / 年				
				●	CG連絡盤	A系	1		1 / 年				
				●	高圧引込盤	B系	1		1 / 年				
				●	高圧配電盤1	B系	1		1 / 年				
				●	高圧配電盤2	B系	1		1 / 年				
				●	高圧配電盤3	B系	1		1 / 年				
				●	高圧配電盤4	B系	1		1 / 年				
				●	高圧母線連絡盤1	B系	1		1 / 年				
				●	高圧母線連絡盤2	B系	1		1 / 年				
				●	高圧配電盤5	B系	1		1 / 年				
				●	高圧配電盤6	B系	1		1 / 年				
				●	高圧配電盤7	B系	1		1 / 年				
				●	高圧配電盤8	B系	1		1 / 年				
				●	高圧配電盤9	B系	1		1 / 年				
				●	CG連絡盤	B系	1		1 / 年				
				●	高圧コンデンサ切替盤	高圧盤(VCB)	1		1 / 年				
				●	高圧コンデンサ盤	No.1	1		1 / 年				ニチコン㈱
				●	高圧コンデンサ盤	No.2	1		1 / 年				
●	高圧コンデンサ盤	No.3	1		1 / 年								
●	高圧コンデンサ盤	No.4	1		1 / 年								
●	高圧コンデンサ盤	No.5	1		1 / 年								
●	高圧コンデンサ盤	No.6	1		1 / 年								
●	一般電灯高圧切替盤		1		1 / 年								
●	一般電灯盤	No.1 LBS盤	1		1 / 年								
●	一般電灯盤	No.1 TR盤	1		1 / 年								
●	一般電灯盤	No.1 MCCB盤1	1		1 / 年				㈱ダイヘン				
●	一般電灯盤	No.1 MCCB盤2	1		1 / 年								

●	一般電灯盤	No.1 MCCB盤3	1	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃 ・締付確認 ・外観確認 ・開閉器の開閉確認 ・継電器動作試験 ・保護連動試験 ・インタロック試験 ・停復電連動試験 ・各種操作試験 ・絶縁抵抗試験 ・変圧器温度計動作確認 	1 / 年
●	一般電灯盤	No.2 MCCB盤1	1		1 / 年
●	一般電灯盤	No.2 MCCB盤2	1		1 / 年
●	一般電灯盤	No.2 TR盤	1		1 / 年
●	一般電灯盤	No.3 LBS盤	1		1 / 年
●	一般電灯盤	No.3 TR盤	1		1 / 年
●	一般電灯盤	No.3 MCCB盤1	1		1 / 年
●	一般電灯盤	No.3 MCCB盤2	1		1 / 年
●	一般動力高圧切替盤1	高圧盤(VCB)	1		1 / 年
●	一般動力盤	No.1 MCCB盤1	1		1 / 年
●	一般動力盤	No.1 MCCB盤2	1		1 / 年
●	一般動力盤	No.1 TR盤	1		1 / 年
●	一般動力盤	No.1.2 LBS盤	1		1 / 年
●	一般動力盤	No.2 TR盤	1		1 / 年
●	一般動力盤	No.2 MCCB盤1	1		1 / 年
●	一般動力盤	No.2 MCCB盤2	1		1 / 年
●	一般動力高圧切替盤2	高圧盤(VCB)	1		1 / 年
●	一般動力盤	No.3 MCCB盤1	1		1 / 年
●	一般動力盤	No.3 MCCB盤2	1		1 / 年
●	一般動力盤	No.3 TR盤	1		1 / 年
●	一般動力盤	No.3.4 LBS盤	1		1 / 年
●	一般動力盤	No.4 TR盤	1		1 / 年
●	一般動力盤	No.4 MCCB盤1	1		1 / 年
●	一般動力盤	No.4 MCCB盤2	1		1 / 年
●	放射線動力高圧切替盤	高圧盤(VCB)	1		1 / 年
●	放射線動力盤	No.1 TR盤	1		1 / 年
●	放射線動力盤	No.1 MCCB盤	1		1 / 年
●	放射線動力動力、電灯切替盤	高圧盤(VCB)	1		1 / 年
●	放射線動力盤	LBS盤	1		1 / 年
●	放射線動力盤	No.2 TR盤	1		1 / 年
●	放射線動力盤	No.2 MCCB盤	1	1 / 年	
●	放射線電灯盤	TR盤	1	1 / 年	
●	放射線電灯盤	MCCB盤	1	1 / 年	
●	UPS電源高圧切替盤1	高圧盤(VCB)	1	1 / 年	
●	UPS電源盤	No.1 TR盤	1	1 / 年	
●	UPS電源盤	No.1 MCCB盤	1	1 / 年	
●	UPS電源盤	高圧盤(VCB)	1	1 / 年	
●	UPS電源盤	No.2 TR盤	1	1 / 年	
●	UPS電源盤	No.2 MCCB盤	1	1 / 年	
●	保安電灯高圧切替盤1	高圧盤(VCB)	1	1 / 年	
●	保安電灯盤	No.1 MCCB盤1	1	1 / 年	
●	保安電灯盤	No.1 MCCB盤2	1	1 / 年	

4 BIF 高圧受変電設備点検保守

4	BIF	高圧受変電設備点検保守	● 保安電灯盤	No.1 TR盤	1	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃 ・締付確認 ・外観確認 ・開閉器の開閉確認 ・继电器動作試験 ・保護連動試験 ・インタロック試験 ・停復電連動試験 ・各種操作試験 ・絶縁抵抗試験 ・変圧器温度計動作確認 	1 / 年		
			● 保安電灯盤	No.1.2 LBS盤	1		1 / 年		
			● 保安電灯盤	No.2 TR盤	1		1 / 年		
			● 保安電灯盤	No.2 MCCB盤	1		1 / 年		
			● 保安電灯高圧切替盤2	高圧盤(VCB)	1		1 / 年		
			● 保安電灯盤	No.3 MCCB盤	1		1 / 年		
			● 保安電灯盤	No.3 TR盤	1		1 / 年		
			● 保安電灯盤	No.3.4 LBS盤	1		1 / 年		
			● 保安電灯盤	No.4 TR盤	1		1 / 年		
			● 保安電灯盤	No.4 MCCB盤	1		1 / 年		
			● 保安動力高圧切替盤1	高圧盤(VCB)	1		1 / 年		
			● 保安動力盤	No.1 TR盤	1		1 / 年		
			● 保安動力盤	No.1 MCCB盤	1		1 / 年		
			● 保安動力盤	保安動力高圧切替盤2	1		1 / 年		
			● 保安動力盤	No.2 TR盤	1		1 / 年		
			● 保安動力盤	No.2 MCCB盤1	1		1 / 年		
			● 保安動力盤	No.2 MCCB盤2	1		1 / 年		
			● 保安動力高圧切替盤3	高圧盤(VCB)	1		1 / 年		
			● 保安動力盤	No.3 TR盤	1		1 / 年		
			● 保安動力盤	No.3 MCCB盤1	1		1 / 年		
			● 保安動力盤	No.3 MCCB盤2	1		1 / 年		
			● 保安動力高圧切替盤4	高圧盤(VCB)	1		1 / 年		
			● 保安動力盤	No.4 TR盤	1		1 / 年		
			● 保安動力盤	No.4 MCCB盤1	1		1 / 年		
			● 保安動力盤	No.4 MCCB盤2	1		1 / 年		
			● 非常動力電灯高圧切替盤	高圧盤(VCB)	1		1 / 年		
			● 非常動力盤	LBS盤	1		1 / 年		
			● 非常動力盤	TR盤	1		1 / 年		
● 非常動力盤	MCCB盤1	1	1 / 年						
● 非常動力盤	MCCB盤2	1	1 / 年						
● 非常電灯盤	TR盤	1	1 / 年						
● 非常電灯盤	MCCB盤	1	1 / 年						
● DT盤	電灯	1	1 / 年						
● DT盤	動力	1	1 / 年						

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
5	B2F	動力制御盤点検保守		設置場所:自衛隊中央病院			清掃・絶縁抵抗測定 外観確認・締付確認	1 / 年			株式会社 かわでん
				動力制御盤		56					
				動力手元開閉器		93					
	各階	電灯分電盤点検保守		電灯分電盤			清掃・絶縁抵抗測定 外観確認・締付確認	1 / 年			株式会社 別川製作所
					接地端子盤				10		
				手元開閉器							
						10					

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
		設置場所: 自衛隊中央病院									
B1F		直流電源設備保守(制御用)		直流電源装置(制御部)	サイリスター全自動方式	1	<ul style="list-style-type: none"> 目視外観検査 交流入力電圧確認 浮動充電電圧確認 負荷電圧確認 補償負荷電圧確認 整流器室力電流確認 締付確認 清掃 	1 / 年	整流器本体	15~20年	継ぎ-エス-コアチハウ-チチイ
B1F		直流電源設備保守(制御用)		直流電源装置(蓄電池)	MSE長寿命型 100Ah 54セル 10min	1	<ul style="list-style-type: none"> 目視外観検査 締付確認 清掃 単電池電圧確認 内部抵抗値測定 蓄電池温度確認 	1 / 年	蓄電池	13~15年	継ぎ-エス-コアチハウ-チチイ
B1F		直流電源設備保守(非常用)	●	直流電源装置(制御部)	サイリスター全自動方式	1	<ul style="list-style-type: none"> 目視外観検査 交流入力電圧確認 浮動充電電圧確認 負荷電圧確認 補償負荷電圧確認 整流器室力電流確認 締付確認 清掃 	2 / 年	整流器本体	15~20年	6ヶ月点検 1年点検 継ぎ-エス-コアチハウ-チチイ
B1F		直流電源設備保守(非常用)	●	直流電源装置(蓄電池)	MSE長寿命型 800Ah 54セル 10min	1	<ul style="list-style-type: none"> 目視外観検査 締付確認 清掃 単電池電圧確認 内部抵抗値測定 蓄電池温度確認 	2 / 年	蓄電池本体	13~15年	継ぎ-エス-コアチハウ-チチイ

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
7	B1F	交流無停電電源装置保守		設置場所:自衛隊中央病院 UPS入力盤	入出力 210V 三相3線 50Hz 受電自動切換MCCB、分岐MCCB収納	2	目視点検 動作確認 盤内清掃・増締め ※ MCCB精密点検	1 / 年 1 / 年 1 / 8年 1 / 8年	制御回路ヒューズ AVR MCCB精密点検	8年 10年 8年	網日立製作所 H27実施項目 H27実施項目
					入出力:210V 三相3線 50Hz 出力容量:200kVA(160kW) 連続 システム方式:2台並列冗長システム 主回路素子:IGBT式PWM制御 バイパス:サイリスタスイッチによる自動無瞬断切換方式						
					制御弁式据置鉛蓄電池(長寿命MSE) MSJ-500(500Ah/10h) × 144セル 停電補償時間10分間、温度25℃ 期待寿命9~12年 条例適合キューバル収納	2	盤内清掃・増締め 電圧・内部抵抗測定	1 / 年 1 / 年	蓄電池本体	10年	
					入出力 210V 三相3線 50Hz UPS出力並列制御回路、MCCB収納						2
					入出力 210V 三相3線 50Hz 出力 210V-105V 単相3線 50Hz 出力分岐MCCB収納 変圧器:200kVA スコト箱線 H種乾式 210V/210V-105V 単相3線 低励磁突入仕様	2	目視点検 動作確認 盤内清掃・増締め ※ MCCB精密点検	1 / 年 1 / 年 1 / 8年 1 / 8年	制御回路ヒューズ MCCB精密点検	8年 8年	H27実施項目 H27実施項目
					入出力 210V 三相3線 50Hz 出力 210V-105V 単相3線 50Hz 出力分岐MCCB収納 変圧器:200kVA スコト箱線 H種乾式 210V/210V-105V 単相3線 低励磁突入仕様						

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
				設置場所:自衛隊中央病院							
			●	三相交流発電機	1,000kW 4P-6,600V-50Hz	2					
			●	ガスタービン発電装置	定格出力1,000KW	2			H24ポンプ分解整備実施		タービン部 ・川崎重工
			●	排熱ボイラー		2					
				エコマイザー		2					
				排気ダンパー		2					
				バイパス消音器		2					
				ガス圧縮機	85db(A)以下	2					発電部 ・富士電機
				アキウムレター	2m3	1					
				ガス配管ユニット		2					
				始動用空気圧縮機	5.5kW	2					
				始動用空気槽	3.5m3	4					
				始動弁ユニット		2					
				源水タンク	2m3	1					
				源水ポンプ		1					
				前処理ろ過装置		1					
				純水製造装置	R-8型	1					
				カートリッジ純水器		1					
				純水タンク	2m3	1					
				純水加圧ポンプ	3.7kW	2					
				給水タンク		1					
				給水ポンプ	7.5kW(各1基予備)	2					
				二次消音器		2					
				ブロータンク	2m3	1					
				計装用空気圧縮器	1.5kW(各1基予備)	2					
				エアードライヤー		1					
				計装用空気槽		1					
				ガスタービン制御盤		1					
				発電機盤		2					
				母線連絡盤		2					
				補機電源切替盤		2					
				補機電源用変圧機盤		1					
				補機盤		2					
				補機盤		1					
				共通補機盤		1					
				制御用直流電源盤		1					
				冷却塔	20RT	2					
				冷却水循環ポンプ	2.2kW	2					
				薬注装置		2					
				ESVユニット		2					

自家発電設備保守

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考			
							内容	周期	リスト	交換頻度				
9 B1F 中央監視設備点検保守				設置場所: 自衛隊中央病院	クライアントPC	2	● 中央監視装置	各部清掃、動作状況テストプログラム等により確認。	1 / 年	冷却ファン	1回/3年 ジョンソングコントロール機			
					データサーバーバ(ビルネジメト装置)	3						1 / 年		
					中央監視制御盤 (Icont盤)	1						1 / 年		
					中央監視制御盤ネットワークロー	2						1 / 年		
					レーザープリンター	1						1 / 年	インク	使用頻度による
					メッセージプリンター	1						1 / 年	インク	使用頻度による
					カラーハードコピー	1						1 / 年	インク	使用頻度による
					グラフィックパネル	1						1 / 年		
					インターホン	1						1 / 年		
					液晶カラーディスプレイ	3						1 / 年	通信状態表示ランプの点灯状況確認。及び接続ケーブル、コネクタ類の取付状況確認。	
					NC(ネットワークコントローラ)	2						1 / 年	通信状態の確認。	
					PLC(シーケンサー)	1						1 / 年	通信状態表示ランプの点灯状況確認。及び接続ケーブル、コネクタ類の取付状況確認。	
					IOM(入出力モジュール)	1						1 / 年	清掃・機材入力による試験・セロスパン調整 供給電源電圧確認。	1回/3年
					NC(ネットワークコントローラ)	1						1 / 年	清掃・機材入力による試験・セロスパン調整 供給電源電圧確認。	
					PLC(シーケンサー)	1						1 / 年	同上	
					IOM(入出力モジュール)	1						1 / 年	同上	
					NC(ネットワークコントローラ)	2						1 / 年	清掃・機材入力による試験・セロスパン調整 供給電源電圧確認。	1回/3年
					PLC(シーケンサー)	1						1 / 年	同上	
					IOM(入出力モジュール)	1						1 / 年	同上	
					NC(ネットワークコントローラ)	2						1 / 年	清掃・機材入力による試験・セロスパン調整 供給電源電圧確認。	1回/3年
PLC(シーケンサー)	1	1 / 年	同上											
IOM(入出力モジュール)	1	1 / 年	同上											
中央監視装置(セントラルシステム)	総合点検 1回/1年、巡回点検 3回/1年													
同上 (ローカルシステム)	総合点検 1回/1年													

※ H24に中央監視装置用のHDD及び冷却ファンの交換を行うこと。

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
10階 各階 防災設備点検保守				設置場所: 自衛隊中央病院	構造 デスクトップ型	1	外観及び法令で定められている機能試験	2 / 年	パソコン・モニター	5年	能美防災株式会社
				総合操作盤	構成機能				UPS・プリンター		
				GR型発信機	LCDモニタ 18.1型 1台				プリンター・予備電源		
				インターフェイス盤	6000アドレス以上				LCDユニット・電源装置		
				非常電話制御盤	自立型				バッテリー・電源装置		
				主中継器盤(LM-B2-1)	火災通報装置組込ベース付				バッテリー・電源装置		
				主中継器盤(LM-B2-2)	150回線 自立型				バッテリー・電源装置		
				主中継器盤(LM-B1)	510アドレス				バッテリー・電源装置		
				主中継器盤(LM-1)	510アドレス				バッテリー・電源装置		
				主中継器盤(LM-2)	510アドレス				バッテリー・電源装置		
				主中継器盤(LM-3)	510アドレス				バッテリー・電源装置		
				主中継器盤(LM-4)	510アドレス				バッテリー・電源装置		
				主中継器盤(LM-5)	510アドレス				バッテリー・電源装置		
				主中継器盤(LM-6)	510アドレス				バッテリー・電源装置		
				主中継器盤(LM-7)	510アドレス				バッテリー・電源装置		
				主中継器盤(LM-8)	510アドレス				バッテリー・電源装置		
				主中継器盤(LM-9)	510アドレス				バッテリー・電源装置		
				メッセージ表示機	壁掛型				バッテリー		
				中継器盤(R-B2)							
				中継器盤(R-B1)							
				中継器盤(R-1)							
				中継器盤(R-2)							
				中継器盤(R-3)							
				中継器盤(R-4)							
				中継器盤(R-5)							
				中継器盤(R-6)							
				中継器盤(R-7)							
				中継器盤(R-8)							
中継器盤(R-9)											
中継器盤(R-10)											
機器収容箱	補助散水栓内蔵 発信機はアドレス付	98									
機器収容箱	補助散水栓内蔵	79									
機器収容箱	補助散水栓・連送併設型 発信機はアドレス付	23									
機器収容箱	補助散水栓内蔵 防滴型 発信機はR型	8									
機器収容箱	補助散水栓連送併設型 防滴型 発信機はR型	1									
機器収容箱	補助散水栓内蔵 防滴型	9									
機器収容箱	R型 埋込型	2									
機器収容箱	R型 埋込型 放水口上部設置	2									
機器収容箱	R型 露出型	6									
機器収容箱	連結送水管内蔵 発信機はアドレス付	4									
機器収容箱	連結送水管内蔵 防滴型	1									
消火パネル	送水口、採水口用消火パネル内蔵	1									
消火パネル	送水口、採水口用消火パネル内蔵	2									
機器収容箱	防災センター→送水口連絡装置用 埋込型	1									

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
				設置場所:自衛隊中央病院							
			●	KGL-34HD		14	外観・機能試験	2 / 年	制御ユニット 容器開放器 消火剤	5年 5年 5年	
			●	KGL-34RF		4	外観・機能試験	2 / 年	制御ユニット 容器開放器 消火剤	5年 5年 5年	
12	B1F	厨房ダクト消火設備点検保守	●	KGL-34R2		9	外観・機能試験	2 / 年	制御ユニット 容器開放器 消火剤	5年 5年 5年	
			●	遠隔操作パネル		6		2 / 年	制御ユニット	10年	
			●	温度センサー(感知器)		16		2 / 年	制御/運動ユニット	10年	

※ 点検実施後に『点検済みシール』を各設備本体の視認しやすい場所に貼ること

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
13	PHF	煤煙測定(発電機)	●	設置場所:自衛隊中央病院 コージェネレーション設備(2機設置)	Nox等:年2回 煤塵:年2回	1	2 / 年				
	1F	煤煙測定(冷温水発生機)		設置場所:技術研究本部 冷暖房機械室 冷温水発生機(1機設置)	Nox等:年2回 煤塵:年2回	1	2 / 年				8月.1月実施
	1F	煤煙測定(ボイラー)		設置場所:陸上自衛隊 衛生学校 貫流ボイラー(2機設置)	Nox等:各機年2回 煤塵:各機年2回	1	2 / 年				
	B1F	煤煙測定(温水ボイラー)		設置場所:第6隊舎地下1階 温水ボイラー(2機設置)	Nox等:各機年2回 煤塵:各機年1回	1	2 / 年				

※ なお、中央病院に設置されている『貫流ボイラー』のばい煙測定については、『管理番号25 ボイラー保守』内の項目を参照し、実施すること。

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト	交換頻度	備考
							内容	周期			
14	B1F			設置場所:自衛隊中央病院 吸収冷凍機 (ARH-1-1) 吸収冷凍機 (ARH-1-2) 吸収冷凍機 (ARH-2-1) 吸収冷凍機 (ARH-2-2)	蒸気式二重効用吸収冷凍機 800Rt	1	・シーズン点検 ・シーズンオフ点検 ・シーズンオフ点検 細部内容は、建築保全 共通仕様書による	3 / 年			三洋電機株
					蒸気式二重効用吸収冷凍機 800Rt	1					
					蒸気式二重効用吸収冷凍機 400Rt	1					
					蒸気式二重効用吸収冷凍機 400Rt	1					
	3F				チリングユニット (CR-1-2)	1	・シーズン点検 ・シーズンオフ点検 ・シーズンオフ点検 細部内容は、建築保全 共通仕様書による	4 / 年			ダイキン工業株
					冷却塔 (CT-1-1, 2)	2	充填材の清掃 モーターの異音 ファンベルトの緩み	2 / 年			三菱樹脂株
	10F				角型開放式超低騒音タイプ 4,930Kw	2	ポールタップの作動状態 細部内容は、建築保全 共通仕様書による	2 / 年			
					角型開放式超低騒音タイプ 2,480Kw	2	細部内容は、建築保全 共通仕様書による	2 / 年			
					ユニット型 4ml/min × 2台 ユニット型 4ml/min × 2台	1 1	薬液の補充 ポンプヘッド、補助リングの 清掃	随時 1 / 年			株アクアス
	1F				設置場所: 技術研究本部 冷暖房機庫室 吸収冷温水機 東芝製 TAG-028	1	・シーズン点検 ・シーズンオフ点検 ・シーズンオフ点検 ・スレーパー清掃 ・チューブ洗浄 (10月実施) 細部内容は、建築保全 共通仕様書による	4 / 年			東芝キヤリア株
						1	充填材の清掃 モーターの異音 ファンベルトの緩み	2 / 年			東芝キヤリア株
						1	ポールタップの作動状態 散水装置動作確認 細部内容は、建築保全 共通仕様書による	2 / 年			
						1	・暖房シーズン(M.O.F)点検 ・暖房シーズン(O.N)点検 ・冷房シーズン(M.O.F)点検 ・冷房シーズン(O.N)点検 ・チューブ洗浄 (10月実施) 細部内容は、建築保全 共通仕様書による	6 / 年 1 / 年			矢崎総業株
	RF				冷却塔	1	東芝製 RTC-2906PNW				
設置場所: 自衛隊中央病院 第6隊舎 吸収式冷温水発生機 矢崎総業株 CH-M80H					2						

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
15 各階 空気調節装置点検保守				設置場所:自衛隊中央病院 ハツケーJエアコン室内機	天井隠蔽ダクト型	20	熱交換器 薬品洗浄	1回/5年	ロクワイフィルター	1回/5年	H24実施項目
				汚れ確認	1回/10年	ヒューズ	1回/10年	H24実施項目			
				ハツケーJエアコン室内機	天井カセット型	75	ファン電動機 定期判定	1回/10年	ファンカッター	1回/8年	H29実施項目
				ハツケーJエアコン室内機	天井露出型厨房用	7	絶縁測定	冷房稼働時			
				ハツケーJエアコン室内機	天井露出型厨房用	7	電流測定	冷房稼働時			
				ハツケーJエアコン室内機	ビルイン隠蔽型	17	ファン本体 洗浄・塗装又は交換	1回/5年	高性能フィルター(NBS85%)	1回/年	H24実施項目
				ハツケーJエアコン室内機	床置ダクト型厨房専用	5	運転コンデンサー 交換	1回/7年			H26実施項目
				ハツケーJエアコン室内機	床置ダクト型厨房専用	5	目視点検	冷房稼働時			
				ハツケーJエアコン室内機	床置下吹型厨房専用	3	プリント基板 交換	都度			
				ハツケーJエアコン室内機	壁掛けトレンUP付	1	リモコン 交換	冷房稼働時			
				ハツケーJエアコン室内機	別フロアファンハツケーJ	1	動作確認	都度			
				ハツケーJエアコン室内機	別フロアファンハツケーJ	5	ドレンパン 洗浄	1回/5年			H24実施項目
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	2	外観	冷房稼働時			
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	2	他冷媒系統部品 修理又は交換	都度			
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	2	動作確認	冷房稼働時			
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	2	他電気・電子部品 交換	都度			
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	2	動作確認	冷房稼働時			
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	ヒス・ホルトの緩み 交換	都度			
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	電線端子の増設等	冷房稼働時			
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	自然蒸発式加湿器 エレクト交換	1回/3年			H22実施項目
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	動作確認及び汚れ、劣化	暖房イン			
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	ドレンポンプ 交換	1回/5年			H24実施項目
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	絶縁測定	冷房稼働時			
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	電流測定	冷房稼働時			
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	5 圧縮機 定期判定つき取替	1回/7年			H26実施項目
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	絶縁測定	冷房稼働時			
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	電流測定	冷房稼働時			
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	28 熱交換器 薬品洗浄	1回/5年			H24実施項目
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	7 汚れ確認	冷房稼働時			
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	77 電動機 定期判定	1回/10年			H29実施項目
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	絶縁測定	冷房稼働時			
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	40 電流測定	冷房稼働時			
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	ファン本体 洗浄・塗装又は交換	1回/10年			H29実施項目
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	外観	冷房稼働時			
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	高圧圧力開閉器 交換	1回/7年			H26実施項目
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	動作確認	冷房稼働時			
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	高低圧圧力センサー 交換	1回/10年			H29実施項目
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	動作確認	冷房稼働時			
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	可溶栓 交換	1回/7年			
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	外観	冷房稼働時			
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	ファンカッター 交換	1回/7年			H26実施項目
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	絶縁抵抗測定	冷房稼働時			
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	運転コンデンサー 交換	1回/7年			H26実施項目
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	目視点検	冷房稼働時			
				ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	マイクロスイッチ 交換	1回/10年			H29実施項目
ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	目視点検	冷房稼働時							
ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	電磁弁 交換	1回/7年			H26実施項目				
ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	動作確認	冷房稼働時							
ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	プリント基板 交換	都度							
ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	動作確認	冷房稼働時							
ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	他冷媒系統部品 修理又は交換	都度							
ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	動作確認	冷房稼働時							
ハツケーJエアコン室内機	外気処理ハツケーJ	135	他電気・電子部品 交換	都度							

各階	15	空気調節装置点検保守	自衛隊中央病院 職業能力開発センター	RC-4F	ハックージエアコン	ダイキン工業株 UC60J	1	冷房シーズン点検 熱交換器 薬品洗浄 細部内容は、建築保全共通 仕様書及びメーカー仕様書に よる	1 / 年	3個 1個 1個	2年	Vベルト (特高電氣室PACのみ)	三菱電機(株)
					ハックージエアコン	ダイキン工業株 606S	1	ファンベルトの張り ボルトタッパの作動状態 細部内容は、建築保全共通 仕様書及びメーカー仕様書に よる	1 / 年	1個	7ヶ月～1年	23年度実施項目	
					設置場所: 衛生学校(電話局舎) RC-1F	ダイキン工業株 FRPJ280P (室内機)	1	冷房シーズン点検 熱交換器 薬品洗浄 細部内容は、建築保全共通 仕様書及びメーカー仕様書に よる	1 / 年	1個	7ヶ月～1年	23年度実施項目	
					設置場所: 衛生学校(医実隊庁舎) RC-4F	アイシン精機株 AXMP112A(室内機)	1	定期点検					
					GHP式空気調和機	AXRP140MF(室内機)	6	ファンター清掃 年2回					
						AXZP80GAM(室内機)	2	細部内容は、建築保全共通 仕様書及びメーカー仕様書に よる					
						AXYP280MF(室内機)	1	仕様書及びメーカー仕様書に よる					
						AXFP28MC(室内機)	3						
						AXFP36MC(室内機)	3						
						AXFP45MC(室内機)	6						
						AXFP56MC(室内機)	17						
						AXFP71MC(室内機)	16						
						AXFP80MC(室内機)	9						
						AXFP90MC(室内機)	24						
						AXFP112MC(室内機)	8						
	AXFP140MC(室内機)	2											
	AXCP22M(室内機)	9											
	AXCP28M(室内機)	2											
	合計	111											

15	空気調節装置点検保守	GHP式空気調和機	アイシン精機株式会社 AXGP224EIN(室外機) AXGP280EIN(室外機) AXGP355EIN(室外機) AXGP450EINS(室外機) AXGP560EIN(室外機) 合 計	1・定期点検 5・フィルター清掃 年2回 11 細部内容は、建築保全共通仕様書及びメーカー仕様書による	3 / 年	フルメンテナンス契約
----	------------	-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------	-------	------------

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	運行方式	付加装置	数量	メンテナンス		交換頻度	備考
									内 容	周期		
16	-	エレベーター設備等点検保守		設置場所: 自衛隊中央病院 エレベーター1号機 エレベーター2号機 エレベーター3~5号機 エレベーター6号機 エレベーター7・8号機 エレベーター9号機 エレベーター10号機 エレベーター11号機 エレベーター12号機 ● 設置場所: 技術研究本部 電子装備研究所等 庁舎本館エレベーター 光・電子実験棟エレベーター 電波暗室エレベーター 設置場所: 第6隊舎等 食厨教場エレベーター 第6隊舎エレベーター 設置場所: 陸上自衛隊 衛生学校 食厨小荷物専用昇降機 設置場所: 陸上自衛隊 衛生学校	乗合非常用 33人乗90m/min-2,200kg-13停止 寝台用 15人乗90m/min-1,000kg-5停止 乗用 15人乗90m/min-1,000kg-5停止 寝台用 15人乗90m/min-1,000kg-12停止 寝台用 15人乗90m/min-1,000kg-10停止 荷物用 60m/min-1,500kg-10停止 人荷非常用 33人乗90m/min-2,200kg-13停止 寝台用 15人乗90m/min-1,000kg-4停止 エレベーター12号機 荷物用 15人乗30m/min-1,000kg-2停止 研究等	乗合全自動方式 乗合全自動方式 群管制 群管制 乗合全自動方式 乗合全自動方式 乗合全自動方式 乗合全自動方式 乗合全自動方式 乗合全自動方式 乗合全自動方式 乗合全自動方式 乗合全自動方式 乗合全自動方式 相互押釦方式	有(地震、非常用) 有(地震、火災、停電、自警発) 有(地震、火災、停電、自警発) 有(地震、火災、停電、自警発) 有(地震、火災、停電、自警発) 有(地震、火災、停電、自警発) 有(地震、火災、停電、自警発) 有(地震、火災、停電、自警発) 有(地震、火災、停電、自警発) 有(地震、火災、停電、自警発) 有(地震、火災、停電、自警発) 有(地震、火災、停電、自警発) 有(地震、火災、停電、自警発) 有(地震、火災、停電、自警発) 有(戸開放防止警報)	1 1 3 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 3 2	随時 12/年	フルメンテナンス契約 フルメンテナンス契約 フルメンテナンス契約 フルメンテナンス契約 フルメンテナンス契約 フルメンテナンス契約 フルメンテナンス契約 フルメンテナンス契約 フルメンテナンス契約 フルメンテナンス契約 フルメンテナンス契約 フルメンテナンス契約 フルメンテナンス契約 フルメンテナンス契約 フルメンテナンス契約	(1~5号機)三菱電機(株) (6~10号機)日立製作所(株) (11号機)三菱電機(株) (12号機)エレベーターシステム 東芝製 遠隔監視付 日立製作所(株) 柳直芝 日立製作所(株) 遠隔監視付 日本エレベーター機 日本エレベーター機	
					リフト及びタワーの外観 エアコンプレッサの作動、位置 ベルト(SS ACC)の外観、動作 各駆動部の給油 総線測定、リモコンスイッチ等の動作 総合作動試験 コンパの外観、ベルトの張り 電動機の作動 チェーンの外観、作動 各駆動部の給油 電磁弁、循環ホップの状態 総合作動試験							
					間口 : φ1,860mm 奥行 : φ1,860mm 高さ : 6,750mm	1階部分 ・トレーリターンコンベア 1,640 × 700 × 850 2階部分 ・SSコンベア 900 × 500 × 850 ・トレーリターンコンベア 3,900 × 500 × 850	食厨スライラリフト (トレイ搬送設備)	食厨スライラリフト (トレイ搬送設備)				

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
17	1階	エスカレーター設備点検保守	●	エスカレーター	600型 S-600MX 30m/min	2	建築保全共通仕様書 2による	1/年	外装盤照明ランプ	適時(故障発生時)	日本エレベーター製造(株)
								12/年	主リレー用コンタクト 各ヒューズ 電動機カーボン刷子 点検用油脂 くし板		

18 各階 物品搬送設備点検保守	大型搬送設備	シャトル装置	6台	錆、発熱、異常音の有無 伸び、摩耗、損傷の有無 滑りの有無 テンション状態の確認 LEDの点灯、スイッチ機能の確認 発熱、異常音の有無 摩耗の有無 発熱、異常音の有無 変形、遊びの有無 ストライカーとの干渉の有無 ネジレの有無 変形、破損の有無	1ヶ月	モーター												
		レベリング装置	6台	変形、破損の有無 ボルトの弛み確認 発熱、異常音の有無 LEDの点灯、スイッチ機能の確認 油量、グリス漏れ、異常音の有無	1ヶ月	レベリング装置本体 レベリングモーター レベリング制限スイッチ ギヤボックス												
		シャッターユニット	30台	錆、異常音の有無 錆、伸びの有無 テンション状態の確認 変形、摩耗、破損の有無 取付状態の確認 作動状態の確認 LEDの点灯、スイッチ機能の確認 スイッチ機能の確認	1ヶ月	扉開閉モーター 駆動用チェーン 扉及び吊りロープ												通時(故障発生時) 株日本シユーター
		ステーション	20台	LEDの点灯、スイッチ機能の確認 変形、破損の有無 スイッチ機能の確認 ボルトの弛み確認 変形、破損、開き角度ワゴンとの干渉の有無	6ヶ月	待機到着確認スイッチ ストッパローラー 天井センサー ストッパ本体												
		電源盤・制御盤	1式	変形、破損、清掃 破損、取付状態の確認 絶縁測定、端子の締めつけ、接点確認 負荷、無負荷状態の確認 エアフィルター清掃	1ヶ月	盤本体 押釦スイッチ類 表示ランプ ブレーカー、マグネットスイッチ 整流器 リレー シーケンユニット												CRT表示部 プリンター ホストコンピュータ 総合確認

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト	
							内容	周期	交換頻度	交換頻度
18 各階 物品搬送設備点検保守				設置場所: 自衛隊中央病院 小型搬送設備(気送管設備)	端末・通過ステーション 転換器(四方向ダイヤクター) 排風装置(ブロワー) 制御装置(パソコン) 搬送容器	26台	テンキーボードに痛みはないか 送受信、動作中に異音はないか 気送受信ストップパー部に痛みはないか 気送子落下部下部ソマシートに痛みはないか 駆動モーターに異音はないか 通過・位置センサーにズレはないか シールリンクやスポンジに痛みはないか	1ヶ月	扉 検出器 操作盤 電源装置 送受信器	5年
							気送子通過時のポート位置検査器のズレはないか 回転動作はスムーズか 通過センサー、位置センサーにズレはないか 駆動モーターに異音はないか		駆動モーター 検出器 電源装置	7年 5年
							吸引・中立・圧送の位置のズレはないか 切換動作はスムーズか 運転中の異音はないか モーター部からの異常はないか エアフィルター部の異物、詰りはないか		排風機 ブロワー	7年
							モーター部からの異常はないか 運転中の異音はないか 運転中の異音はないか スイッチ機能の確認		運行監視 中央制御 系統制御 電源装置 無停電電源	7年 5年
							本体部にヒビ、割れ、破損はないか フェルトの摩耗はないか ロック部爪の破損はないか		横閉き気	5年

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考		
							内容	周期	リスト	交換頻度			
19 B1F 計装設備点検保守				設置場所:自衛隊中央病院	savic-netEVmodel100	1	清掃・単体動作確認				備 考		
				中央管制装置	<セントラルシステム本体>	1	外観確認・締付確認						
					・MCU	1	ループ点検						
					<セントラルシステム周辺機器>	1							
					・LCD	1							
					・UIC	8							
					・SMS	3							
					熱源・ローカル一般機器								
					配管挿入形温度調節器	TY6800Z	8						
					室内形温度検出器	TY7043Z	246						
					室内形温度検出器	HTY7043T	2						
					室内形CO濃度検出器	CY7200A	4						
					室内形CO2濃度検出器	CY7100A	4						
					ダクト挿入形温度検出器	TY7803Z	13						
					ダクト挿入形温度検出器	HTY7803T	23						
					ダクト挿入形露点温度検出器	HTY7903T	42						
					ダクト挿入形露点温度検出器	TY7820Z	45						
					エントリ用温度検出器	TY7830B	60						
					配管挿入形温度検出器	TY83	2						
					ワイヤ・アンカ式温度検出器	HY8000Z	36						
					室内形温度調節器	HY7043T	8						
					室内形温度検出器	PYY-604	56						
					微差圧スイッチ	JTD9	4						
					差圧発信器	JTG9	4						
					圧力発信器	PY8000D	25						
					静圧発信器		2						
					電磁流量計		23						
					蒸気流量計		4						
					オイル用流量計		4						
					熱量モニタ	NV70	16						
					冷却水フロー装置	R7010B	4						
					レベルスイッチ	LC-12	6						
					ミニスイッチ	MS-21	35						
					排煙濃度計	GY-S2000	1						
					液面計	GY-ELR	2						
					液面調節器	GY-DL	2						
					マグネージ	FM-12	3						
					感震装置	V-725	6						
					デジタル指示調節計	R36	40						
					FCUコントロール	WY6205W	1460						
					CAV/AVコントロール	WY6206C	20						
					タンク操作器	MY6040A	283						
					補助スイッチ	QY6031B	81						
					電動2方弁(冷水・温水用)		1						
					電動2方弁(蒸気用)		1						
					電動2方弁(FCU用)		1						
					電動ボール弁	VY6300B	41						
					電動ボール弁(蒸気用)	VY5115J	2						
					電動ボール弁(蒸気スプリングリターン形)	PMK	10						
					オイル用電磁弁	ADK21	2						
	電動バタフライ弁(2位置)	VY6971C	24										
	電動バタフライ弁(比例)	508V-4I	4										
	偏心軸回転調節弁	VFR	2										
	デジタル式操作器	QY7205A	820										
	集中操作器	QY7209A	16										
	フロースイッチ	FM-17	5										

19	各階	計装設備点検保守	集中管理装置	設置場所: 自衛隊中央病院 職業能力開発センター	1 ・外觀点検 ・回路及び端子確認 ・プログラム、ハードウェア点検 ・各信号伝送確認	1 / 年			
			自動制御盤	SRP-1・4	2 清掃・絶縁抵抗測定				
			室内形温度検出器	TY7043Z	3 外觀確認・締付確認				
			室内形温湿度検出器	HTY7043T	1 清掃・単体動作確認				
			ダクト挿入形温度検出器	TY7803Z	2 外觀確認・締付確認				
			ダクト挿入形温湿度発信器	HTY7803T	1 ループ点検				
			室内形湿度調節器	HY6000Z	16				
			微差圧スイッチ	PYY-604	1				
			FCUコントローラ	WY5205W	48				
			ダンパ操作器	MY6040A	5				
			電動2方弁(冷温水用)	VY5302A/MY5340	1				
			電動2方弁(FCU用)	VY5502A/MY5560C	45				
			小型電動ボール弁	VY6051A	3				
			電動バタフライ弁(2位置)	VY6971C	4				
			デジタル式操作器	QY7205A	17				
			集中操作器	QY7209A	1				

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト	交換頻度	備考
							内容	周期			
21B1F ポンプ設備点検保守				設置場所:自衛隊中央病院 ポンプ(WP-1-1)	片吸込渦巻ポンプ 6,410ℓ/min × 330Kpa	2	目視点検(軸受、油量)	日常	オイル交換		故障の 際、適 時 メンテナンス
					片吸込渦巻ポンプ 6,410ℓ/min × 280Kpa	2	電圧、電圧変動、ネジ緩み	6ヶ月 毎			
					片吸込渦巻ポンプ 6,500ℓ/min × 330Kpa	1	羽根車の詰まり磨耗	1 / 年	ベアリング(ポンプ)		
					片吸込渦巻ポンプ 6,500ℓ/min × 280Kpa	1	主軸廻り状況	1 / 年	ベアリング(モーター)		
							軸受けの発熱				
							グランドパッキン漏水状態	1ヶ月 毎	グランドパッキン		
							外観(異常音、振動)	日常			
							絶縁抵抗(メガ)	1 / 年			
							目視点検(軸受、油量)	日常			
							片吸込渦巻ポンプ 4,750ℓ/min × 140Kpa	1	電圧、電圧変動、ネジ緩み	6ヶ月 毎	
							片吸込渦巻ポンプ 4,750ℓ/min × 140Kpa	1	羽根車の詰まり磨耗	1 / 年	
							片吸込渦巻ポンプ 2,380ℓ/min × 180Kpa	1	主軸廻り状況	1 / 年	
							片吸込渦巻ポンプ 2,380ℓ/min × 180Kpa	1	軸受けの発熱		
							片吸込渦巻ポンプ 188ℓ/min × 250Kpa	1	グランドパッキン漏水状態	1ヶ月 毎	
							片吸込渦巻ポンプ 188ℓ/min × 250Kpa	1	外観(異常音、振動)	日常	
							片吸込渦巻ポンプ 3,570ℓ/min × 240Kpa	1	絶縁抵抗(メガ)	1 / 年	
							片吸込渦巻ポンプ 3,570ℓ/min × 240Kpa	1			
							片吸込渦巻ポンプ 3,570ℓ/min × 240Kpa	1			
							片吸込渦巻ポンプ 380ℓ/min × 240Kpa	1			
							片吸込渦巻ポンプ 3,390ℓ/min × 120Kpa	1			
							片吸込渦巻ポンプ 3,390ℓ/min × 120Kpa	1			
							片吸込渦巻ポンプ 1,140ℓ/min × 120Kpa	1			
							片吸込渦巻ポンプ 1,140ℓ/min × 120Kpa	1			
							片吸込渦巻ポンプ 1,820ℓ/min × 270Kpa	1			
							片吸込渦巻ポンプ 1,820ℓ/min × 270Kpa	1			
							片吸込渦巻ポンプ 1,820ℓ/min × 270Kpa	1			
		片吸込渦巻ポンプ 1,820ℓ/min × 270Kpa	1								
		片吸込渦巻ポンプ 1,820ℓ/min × 270Kpa	1								
		ラインポンプ 300ℓ/min × 100Kpa	2	目視点検(軸受、油量)	日常						
				電圧、電圧変動、ネジ緩み	6ヶ月 毎						
				羽根車の詰まり磨耗	1 / 年						
				主軸廻り状況	1ヶ月 毎						
				軸受けの発熱	日常						
				メカニカルシール漏水状態	1 / 年						
				外観(異常音、振動)	日常						
				絶縁抵抗(メガ)	1 / 年						

21	B1F	ポンプ設備点検保守	ポンプ(OP-1-1)	歯車ポンプ 40 ^{1/2} ℓ/min × 120Kpa	1	目視点検(軸受、油量)	日常		株式会社キョクトウ			
			ポンプ(OP-1-2)	歯車ポンプ 40 ^{1/2} ℓ/min × 120Kpa	1	電圧、電圧変動、ネジ緩み	6ヶ月 毎					
21	1F	ポンプ設備点検保守	ポンプ(OP-2-1)	歯車ポンプ 40 ^{1/2} ℓ/min × 120Kpa	1	羽根車の詰まり磨耗	1 / 年	ベアリング(モーター)	故障の 際、適 時	株式会社 荏原製作所		
			ポンプ(OP-2-2)	歯車ポンプ 40 ^{1/2} ℓ/min × 120Kpa	1	主軸廻り状況	1 / 年					
			ポンプ(OP-C1-1)	歯車ポンプ 40 ^{1/2} ℓ/min × 120Kpa	1	軸受けの発熱	1ヶ月 毎	メカニカルシール				
			ポンプ(OP-C1-2)	歯車ポンプ 40 ^{1/2} ℓ/min × 120Kpa	1	メカニカルシール漏水状態	日常					
			ポンプ(OP-C2-1)	歯車ポンプ 40 ^{1/2} ℓ/min × 120Kpa	1	外観(異常音、振動)	1 / 年					
			ポンプ(OP-C2-2)	歯車ポンプ 40 ^{1/2} ℓ/min × 120Kpa	1	絶縁抵抗(メガ)	日常					
			設置場所:技術研究本部 冷暖房機補室									
			冷却水ポンプ	PCD-1 150 × 125FS4JM	1	目視点検(軸受、油量)	日常					
			冷温水ポンプ	PCD-1 150 × 125FS4KM	2	電圧、電圧変動、ネジ緩み	6ヶ月 毎	ベアリング(ポンプ)				
												ベアリング(モーター)
								軸受けの発熱				
								グランドパッキン漏水状態				
								外観(異常音、振動)				
								絶縁抵抗(メガ)				

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト	交換頻度	備考					
							内容	周期								
23	B1F	熱交換器点検保守	●	設置場所:自衛隊中央病院	プレート型 蒸気-水熱交換器 1,890KW	1	性能検査(第一種圧力容器)	1 / 年	(所轄労働基準監督署)		(株)日阪製作所					
				熱交換器(HE-1-1)								プレート型 蒸気-水熱交換器 1,890KW	1	性能検査(第一種圧力容器)	(所轄労働基準監督署)	性能検査に伴う 洗缶整備を含む。
				熱交換器(HE-1-2)								プレート型 蒸気-水熱交換器 630KW	1	小型圧力容器		
				熱交換器(HE-2-1)								プレート型 蒸気-水熱交換器 630KW	1	小型圧力容器		
				熱交換器(HE-2-2)												

24	各階	空調機点検保守	設置場所：自衛隊中央病院 職業能力開発センター 外調機	1	軸受異常音有無の点検有無の点検	軸受異常音有無の点検有無の点検	1 / 年	Vベルト	2年	昭和鉄工(株)																					
					カッリングの緩衝材磨耗有無の点検	カッリングの緩衝材磨耗有無の点検					カッリング本体の損傷の点検及びセッビス増締	カッリング本体の損傷の点検及びセッビス増締	フリーの磨耗有無点検キーの固定実施	フリーの磨耗有無点検キーの固定実施	ベルトの芯出し調整実施及びベルトの磨耗、亀裂有無の点検	ベルトの芯出し調整実施及びベルトの磨耗、亀裂有無の点検	(3)冷水・温水コイル	(3)冷水・温水コイル	ケーシングの発錆、汚れ有無の点検	ケーシングの発錆、汚れ有無の点検	フィンチューブ腐食有無点検	フィンチューブ腐食有無点検	ヘッドー腐食有無の点検	ヘッドー腐食有無の点検	ヘッドー、チューブからの洩れ有無の点検	ヘッドー、チューブからの洩れ有無の点検	(4)加湿器ケーシング及びびヘッドー	(4)加湿器ケーシング及びびヘッドー	発錆、腐食有無点検	発錆、腐食有無点検	噴霧状態の点検
					各部位点検・フィルター清掃	各部位点検・フィルター清掃	2 / 年																								
					1 運転状態確認・外観確認	1 運転状態確認・外観確認																									

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト	交換頻度	備考	
							内容	周期				
25	B1F	ボイラー点検保守	● ● ●	設置場所: 自衛隊中央病院 本館 貫流ボイラー(B-2-1~5)	ガス・油切替型 2,000kg/h	5	安全装置他整備	1 / 年	電極保持器交換	6年	三浦工業㈱	
							給水制御系整備		点火コード交換			6年
							制御機器系整備		開閉器交換			6年
							送風機系整備		Vベルト交換調整			6年
							燃焼系統整備調整					
							給水制御系統整備調整					
							送風機系統整備調整					
							薬注装置整備調整					
							給水ポンプ整備					
							油ポンプ整備					
送風機整備												
ハーナー整備												
エコノマイザ整備												
制御基盤整備												
缶体、水管整備												
細部メーカー所定の整備を実施												
送風機化油期(本気汚染防止法)												
ばいじん測定(大気汚染防止法)												
性能検査整備												
2 / 年	(東京都大気保令課)											
5 / 年	(東京都大気保令課)											
1 / 年												
25	B1F	ボイラー点検保守	●	設置場所: 陸上自衛隊 衛生学校 汽缶場 温水ヒーター	ガス型 1,047kW	2	ハーナー等整備	4 / 年		網巴商会		
							点火機器系整備					
							温度制御装置整備					
							水位検出器分解整備					
							電磁弁分解清掃					
							圧力スイッチ整備					
							缶体整備					
							燃焼状態確認					
							排ガス測定					
							自動制御装置整備					
総合試験												
細部メーカー所定の整備を実施												
1	1F	貫流ボイラー	●	設置場所: 陸上自衛隊 衛生学校 汽缶場 貫流ボイラー	ガス式	2	安全装置他整備	1 / 年		網日本サーモエー		
							給水制御系整備					
							点火機器系整備					
							制御機器系整備					
							送風機系整備					
							燃焼系統整備調整					
							給水制御系統整備調整					
							送風機系統整備調整					
							薬注装置整備調整					
							給水ポンプ整備					
油ポンプ整備												
送風機整備												
ハーナー整備												
エコノマイザ整備												
制御基盤整備												
缶体、水管整備												
細部メーカー所定の整備を実施												
性能検査整備												
1 / 年												
1機毎	6月、10月											

25	1F	ボイラー点検保守	設置場所:衛生学校(第1階舎) RC-4F	真空式温水発生機	昭和鉄工機 SKS-500WDG	1・定期点検 細部内容は、建築保全 共通仕様書及びメーカー 仕様書による	1 / 年	ボイラーコントローラー リモートスイッチ 複合バルブ(パイロット・メイン) イグナイター サーミスターセンサー 異常高温スイッチ 感震器 イクニッションロッド フレームロッド 風圧スイッチ	1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個	23年度実施項目
			設置場所:衛生学校(第4階舎) RC-5F	真空式温水発生機	昭和鉄工機 SV-804(ヒーター部) RG-25(バーナー部)	1・定期点検 細部内容は、建築保全 共通仕様書及びメーカー 仕様書による	1 / 年	真空ポンプ 温度ヒューズ 脱き窓ガラス・ハットキン類 水位検出電極 ファンモーター ファンモーター用電磁開閉器 インペラー ガス圧力計 サーミスターセンサー(缶体・蒸気用) サーミスターセンサー(温水用) 連成計(サイホン管付) 複合バルブ イクニッションロッド(接続子付) ZP-ADP(高圧)ドレ・接続子付) 抽気電磁弁(逆止弁) 溶解柱 イグナイター(高圧)ドレ線付)	1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 2個 2個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個	23年度実施項目 24年度実施項目
25	1F	ボイラー点検保守	設置場所:衛生学校(第5階舎) RC-5F	真空式温水発生機	昭和鉄工機 SV-804(ヒーター部) RG-25(バーナー部)	1・定期点検 細部内容は、建築保全 共通仕様書及びメーカー 仕様書による	1 / 年	真空ポンプ 温度ヒューズ 脱き窓ガラス・ハットキン類 水位検出電極 ファンモーター ファンモーター用電磁開閉器 インペラー ガス圧力計 サーミスターセンサー(缶体・蒸気用) サーミスターセンサー(温水用) 連成計(サイホン管付) 複合バルブ イクニッションロッド(接続子付) ZP-ADP(高圧)ドレ・接続子付) 抽気電磁弁(逆止弁) 溶解柱 イグナイター(高圧)ドレ線付)	1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 2個 2個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個	23年度実施項目 24年度実施項目
			設置場所:衛生学校(医実験庁舎) RC-4F	鋼製簡易ボイラー	昭和鉄工機 SKT-E504G(ヒーター部) RG-15G-5(バーナー部)	1・定期点検 細部内容は、建築保全 共通仕様書及びメーカー 仕様書による	1 / 年	イクニッションロッド(接続子付) ZP-ADP(高圧)ドレ・接続子付) 脱き窓ガラス・ハットキン類 イグナイター(高圧)ドレ・接続子付) ファンモーター用電磁開閉器 ガス圧力計	1個 1個 1個 1個 1個 1個	24年度実施項目 25年度実施項目
25	4F	ボイラー点検保守	設置場所:衛生学校(第1階舎) RC-4F	真空式温水発生機	昭和鉄工機 SKS-500WDG	1・定期点検 細部内容は、建築保全 共通仕様書及びメーカー 仕様書による	1 / 年	ボイラーコントローラー リモートスイッチ 複合バルブ(パイロット・メイン) イグナイター サーミスターセンサー 異常高温スイッチ 感震器 イクニッションロッド フレームロッド 風圧スイッチ	1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個	23年度実施項目
			設置場所:衛生学校(第4階舎) RC-5F	真空式温水発生機	昭和鉄工機 SV-804(ヒーター部) RG-25(バーナー部)	1・定期点検 細部内容は、建築保全 共通仕様書及びメーカー 仕様書による	1 / 年	真空ポンプ 温度ヒューズ 脱き窓ガラス・ハットキン類 水位検出電極 ファンモーター ファンモーター用電磁開閉器 インペラー ガス圧力計 サーミスターセンサー(缶体・蒸気用) サーミスターセンサー(温水用) 連成計(サイホン管付) 複合バルブ イクニッションロッド(接続子付) ZP-ADP(高圧)ドレ・接続子付) 抽気電磁弁(逆止弁) 溶解柱 イグナイター(高圧)ドレ線付)	1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 2個 2個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個	23年度実施項目 24年度実施項目
25	4F	ボイラー点検保守	設置場所:衛生学校(第5階舎) RC-5F	真空式温水発生機	昭和鉄工機 SV-804(ヒーター部) RG-25(バーナー部)	1・定期点検 細部内容は、建築保全 共通仕様書及びメーカー 仕様書による	1 / 年	真空ポンプ 温度ヒューズ 脱き窓ガラス・ハットキン類 水位検出電極 ファンモーター ファンモーター用電磁開閉器 インペラー ガス圧力計 サーミスターセンサー(缶体・蒸気用) サーミスターセンサー(温水用) 連成計(サイホン管付) 複合バルブ イクニッションロッド(接続子付) ZP-ADP(高圧)ドレ・接続子付) 抽気電磁弁(逆止弁) 溶解柱 イグナイター(高圧)ドレ線付)	1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 2個 2個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個	23年度実施項目 24年度実施項目
			設置場所:衛生学校(医実験庁舎) RC-4F	鋼製簡易ボイラー	昭和鉄工機 SKT-E504G(ヒーター部) RG-15G-5(バーナー部)	1・定期点検 細部内容は、建築保全 共通仕様書及びメーカー 仕様書による	1 / 年	イクニッションロッド(接続子付) ZP-ADP(高圧)ドレ・接続子付) 脱き窓ガラス・ハットキン類 イグナイター(高圧)ドレ・接続子付) ファンモーター用電磁開閉器 ガス圧力計	1個 1個 1個 1個 1個 1個	24年度実施項目 25年度実施項目

※ 保守に当り、軽微な部品(パイロットランプ類、ヒューズ等)については請負者負担とする

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト	交換頻度	備考
							内容	周期			
26	B1F	蒸気発生器点検保守	●	蒸気発生器(CS-1)	間接蒸気発生器 2400kg/h	1	フロートスイッチの点検清掃	同左交換(状況により)	1年	網島倉鉄工所	
							蒸気トラップの点検清掃	同左交換(状況により)	1年		
	給水ストレーナーの点検清掃		同左交換(状況により)	1年							
	蒸気ストレーナーの点検清掃		同左交換(状況により)	1年							
4F			●	蒸気発生器(CS-2)	間接蒸気発生器 200kg/h	1	性能検査(第一種圧力容器)	(所轄労働基準監督署)			
							フロートスイッチの点検清掃	同左交換(状況により)	1年		
							蒸気トラップの点検清掃	同左交換(状況により)	1年		
							給水ストレーナーの点検清掃	同左交換(状況により)	1年		
							蒸気ストレーナーの点検清掃	同左交換(状況により)	1年		
							性能検査(第一種圧力容器)	(所轄労働基準監督署)			

* 第一種圧力容器については性能検査(ともなう洗缶等整備清掃を含む)。

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考										
							内容	周期	リスト	交換頻度											
B1F		製缶類点検保守	●	設置場所:自衛隊中央病院	耐熱中空系膜フィルター方式 11.8t/h	1	目視・外観	1回/年	ハッペン	1回/年	森松工業										
				貯湯槽								8m ³ (第1種圧力容器)	2	内部開放清掃	1回/年	ハッペン	1回/年	森松工業			
				貯湯槽								3.5m ³ (第1種圧力容器)	2	加熱コイル清掃							
				貯湯槽								2m ³ (第1種圧力容器)	2	安全弁分解整備							
				膨張水槽								168L 600φ×1200H(第2種圧力容器)	1	目視・外観	1回/年					森松工業	
														1	通水流量、温度点検	日常					内外化学製品(株)
															フィルター出入り口圧力点検						
															原水と処理水の水质点検					2年	
															性能検査(消防点検保守)	1 / 年			(所轄消防署)		㈱倉敷工所
															950L (CGS用)	1 / 年			(所轄消防署)		㈱倉敷工所
															950L (CGS用)	1 / 年			(所轄労働基準監督署)		㈱倉敷工所
															立型(円筒形)1,750kg/h	1 / 年					㈱倉敷工所
															蒸気圧:0.8Mpa 300φ	1					㈱倉敷工所
															蒸気圧:0.4Mpa 300φ	1					㈱倉敷工所
															蒸気圧:0.2Mpa 350φ	1					㈱倉敷工所
				蒸気圧:0.4Mpa 150φ	1					㈱倉敷工所											
				SUS製一体型タンク 9,400L	3					㈱倉敷工所											
27		製缶類点検保守				1	目視点検	日常			㈱倉敷工所										
							原水、処理流量の確認	随時		プレフィルター交換	1年	三浦工業(株)									
							給水ストレーナーの清掃			真空ポンプ交換	9年										
							給水流量の確認			真空ポンプメカニカル交換	3年										
							適間タイマの点検			原水ポンプ交換	9年										
										原水ポンプメカニカル交換	3年										
										原水ポンプ交換	9年										
										処理水ポンプ交換	9年										
										処理水ポンプメカニカル交換	3年										
										真空計交換	10年										
										封水逆止弁交換	10年										
										封水循環流量調節弁交換	5年										
										原水流量調節弁交換	10年										
										処理水流量調節弁交換	10年										
										原水モーターバルブ交換	10年										
										処理水モーターバルブ交換	5年										
										ブラダークゴム交換	10年	日立金属(株)									
						1	圧力測定及び調整	1 / 年													
						1	(第2種圧力容器)														
						1	法定目視点検(消防点検保守)	1 / 年		(所轄消防署)		㈱エス・ワイ・ケイ									
						1	二重殻の隙間部漏れ検査	3年		(所轄消防署)		㈱エス・ワイ・ケイ									

* 第一種圧力容器については性能検査にともなう洗缶等整備清掃を含む。

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考	
							内容	周期	リスト	交換頻度		
28	10F	飲料水水质検査	●	設置場所:自衛隊中央病院								
				高架水槽(上水系統)	46m ³	1	水质検査					
				高架水槽(中水系統)	11m ³	1	水质検査					
			●	原水層(非常用系統)	670m ³	1	水质検査					

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考		
							内容	周期	リスト	交換頻度			
30	B2F	厨房除害設備点検保守		設置場所:自衛隊中央病院 ばっ気ブロワー 調整ブロワー 調整ポンプ 放流ポンプ 生物脱臭装置 フロートスイッチ	80A × 3.37m ³ /min × 20kpa × 3.7kw	2	作動確認・清掃・絶縁測定・各種部品交換 48 / 年	脱臭材	使用頻度による		使用頻度による		
					40A × 0.92m ³ /min × 20kpa × 1.5kw	1							
					40A × 0.1m ³ /min × 3.43m × 0.25kw	2							
					80A × 0.3m ³ /min × 19.6m × 2.2kw	2							
					ホ17260kg処理ガス量8.6m ³ /min	1				臭気測定		1回/年	日光プラント工業
					本体AAS樹脂製	8				作動確認・清掃・絶縁測定			

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考	
							内容	周期	リスト	交換頻度		
31	B1, B2	グリストラップ定期整備		設置場所: 自衛隊中央病院 本館								
				B1階厨房グリストラップ	250L	3	清掃	1回/年				
					200L	1	清掃	1回/年				
					80L	1	清掃	1回/年				
					35L	2	清掃	1回/年				
					62L	1	清掃	1回/年				
					300L	11	清掃	1回/年				
					500L	4	清掃	1回/年				

※ 清掃実施に伴い、槽内の汚泥及び清掃の際に発生した汚水も併せて処分すること。

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
33	B2F	RI排水設備点検保守		設置場所:自衛隊中央病院	自立型、シーケンサー内蔵 SUS製、雑排水用、3Φ200V SUS製、1Φ100V 静電容量式、4~20mA出力 SUS製、3接点1台、4接点1台 VP、SGP-PB、DVLP、ネジアランジ、接着接合 DCPD製、嫌気濾床濾過式、5人槽 SUSハネルタンク、有効3t SUSハネルタンク、有効30t	1 16 24 6 2 一 2 1 6	1/年	外観・機能試験	シーケンサー電池	H26実施	ラドセーフ
				RI排水処理制御盤				性能確認			
				水中ポンプ				性能確認			
				電動弁				性能確認			
				連続水位計				性能確認			
				フロースイッチ				性能確認			
				配管類漏水点検				目視			
				浄化槽				2汚泥の回収			
				分配槽				1槽内の清掃			
				貯留槽・希釈槽				6槽内の清掃			

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
34 B2F 人工透析排水処理設備点検保守				設置場所:自衛隊中央病院 本館 ハスケットスクリーン	250W × 300L × 200H	1	作動確認・清掃	24 / 年			
					50A × 0.0035m ³ /分 × 6mH × 0.25kw	2	作動確認・清掃	24 / 年			
					20A × 0.28m ³ /分 × 15kPa × 0.4kw	1	作動確認・清掃	24 / 年		油脂類・Vベルト・フィルター等	必要時
					800W × 1400L × 1200H	1	水質確認	24 / 年			
					300rpm × 0.2kw	1	作動確認・清掃	24 / 年			
					300rpm × 0.2kw	1	作動確認・清掃	24 / 年			
					~7mL/分 × 0.025kw	1	作動確認・清掃	24 / 年		ダイヤフラム・パッキン等	1年
					~7mL/分 × 0.025kw	1	作動確認・清掃	24 / 年		ダイヤフラム・パッキン等	1年
					~7mL/分 × 0.025kw	1	作動確認・清掃	24 / 年		ダイヤフラム・パッキン等	1年
					50L	1	薬液補充	24 / 年		苛性ソーダ48%	183kg/年
					50L	1	薬液補充	24 / 年		硫酸75%	37kg/年
					50L	1	薬液補充	24 / 年		チオ硫酸ソーダ五水和物	91kg/年
					300rpm × 0.07kw	1	作動確認・清掃	24 / 年			
					300rpm × 0.07kw	1	作動確認・清掃	24 / 年			
					300rpm × 0.07kw	1	作動確認・清掃	24 / 年			
						1	作動確認・校正・清掃	12 / 年		電極	1年
						1	作動確認・校正・清掃	12 / 年		電極	1年
					50A × 1.8m ³ /分 × 15kPa × 1.5kw	2	作動確認・清掃	24 / 年		油脂類・Vベルト・フィルター等	必要時
					65A × 0.0035m ³ /分 × 20mH × 2.2kw	2	作動確認・清掃	24 / 年			
					5m ³ /分 × 1.8kPa × 0.75kw	1	作動確認・清掃	24 / 年		脱臭剤	1年
RC水槽	1	作動確認	1 / 年								
	-	水質確認	24 / 年								

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
				設置場所：自衛隊中央病院							
				一次原水ポンプ	50A × 0.1m ³ /分 × 10mH × 0.75kw	2	作動確認・清掃	必要時			エス・エル
				残渣除去滅菌装置		1	作動確認	12 / 年			
				二次原水ポンプ	50A × 0.1m ³ /分 × 10mH × 0.75kw	2	作動確認・清掃	必要時			
				残渣除去装置	588W × 588L × 500H	1	作動確認・清掃	12 / 年			
			●	加熱滅菌装置	φ1400 × 1373H(第一種压力容器)	2	作動確認・清掃	12 / 年			
				給水ユニット	32A × 0.14m ³ /分 × 15m × 0.75kw	1	作動確認・清掃	12 / 年			
				移送ポンプ	50A × 0.20m ³ /分 × 5mH × 0.75kw	2	作動確認・清掃	12 / 年			
				放流ポンプ	50A × 0.20m ³ /分 × 10mH × 0.75kw	2	作動確認・清掃	12 / 年			
				一次原水槽搅拌プロワ	32A × 0.55m ³ /分 × 19.6kPa × 0.75kw	1	作動確認・清掃	12 / 年	油脂類・Vバルブ・フィルター等	必要時	
				二次原水槽搅拌プロワ	32A × 0.55m ³ /分 × 19.6kPa × 0.75kw	1	作動確認・清掃	12 / 年	油脂類・Vバルブ・フィルター等	必要時	
				冷却槽搅拌プロワ	φ13 × 0.15m ³ /分 × 19.6kPa × 0.15kw	1	作動確認・清掃	12 / 年	ダイヤフラム・フィルター等	必要時	
				調整槽搅拌プロワ	40A × 0.75m ³ /分 × 19.6kPa × 0.75kw	1	作動確認・清掃	12 / 年	油脂類・Vバルブ・フィルター等	必要時	
				放流槽搅拌プロワ	φ13 × 0.2m ³ /分 × 19.6kPa × 0.21kw	1	作動確認・清掃	12 / 年	ダイヤフラム・フィルター等	必要時	
				排気ファン	2.5m ³ /分 × 0.98kPa × 0.4kw	1	作動確認・清掃	12 / 年	油脂類・Vバルブ等	必要時	
				除菌フィルター		1	フィルター交換・清掃	1 / 年	フィルター交換	1年	
				感染系排水処理設備制御盤		1	作動確認	1 / 年			
				調整槽ポンプ	50A × 0.05m ³ /分 × 5mH × 0.4kw	2	作動確認・清掃	12 / 年			
				中和槽	900L × 1020W × 900H	1	水質確認	12 / 年			
				中和槽搅拌機	300rpm × 0.2kw	1	作動確認・清掃	12 / 年			
				酸注入ポンプ	31 ~ 156mL/分 × 0.5MPaG × 0.025kw	1	作動確認・清掃	12 / 年	ダイヤフラム・パッキン等	1年	
				アルカリ注入ポンプ	31 ~ 156mL/分 × 0.5MPaG × 0.025kw	1	作動確認・清掃	12 / 年	ダイヤフラム・パッキン等	1年	
				酸タンク	1.5m ³	1	薬液補充	12 / 年	硫酸75%	8760kg/年	
				アルカリタンク	0.2m ³	1	薬液補充	12 / 年	苛性ソーダ48%	913kg/年	
				酸タンク搅拌機	300rpm × 0.4kw	1	作動確認・清掃	12 / 年			
				アルカリタンク搅拌機	300rpm × 0.07kw	1	作動確認・清掃	12 / 年			
				検査・ボイラー系排水処理設備制御盤		1	作動確認	1 / 年			
				処理水槽	RC水槽	—	水質確認・清掃	12 / 年			感染系原水槽は必要時のみ

* 第一種压力容器については性能検査にともなう洗缶等整備清掃を含む。

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考			
							内容	周期	リスト	交換頻度				
37	B2F	排水再利用設備点検保守		設置場所:自衛隊中央病院										
				スクリーン	2mm × 23m3 × 0.025kW	1								
				調整ブロワー	40A × 0.8m3 / 分 × 15.5kPa × 1.5kW	1								
				調整ポンプ	50A × 0.059m3 / 分 × 5m × 0.4kW	2								
				余剰水ポンプ	65A × 0.13m3 / 分 × 20m × 3.7kW	2								
				ばっ気ブロワー	40A × 0.97m3 / 分 × 15.5kPa × 1.5kW	2								
				減速機	中央駆動型3300φ 0.4kW	1								
				汚泥引抜ポンプ	32A × 0.01m3 / 分 × 10m × 0.4kW	1								
				ろ過ポンプ	50A × 0.05m3 / 分 × 14m × 0.75kW	2								
				逆洗ポンプ	65A × 0.48m3 / 分 × 14m × 2.2kW	1								
				消泡ポンプ	50A × 0.07m3 / 分 × 14m × 0.75kW	1								
				次亜ポンプ	4.1ml / 分 × 0.015kW	1								
移送ポンプ	40A × 0.06m3 / 分 × 10m × 0.4kW	2												
汚泥槽ブロワー	20A × 0.08m3 / 分 × 15.5kPa × 0.4kW	1												
汚泥搬出ポンプ	50A × 0.27m3 / 分 × 30m × 3.7kW	1												
脱臭装置	5m3 / 分 スクラバース × (ポンプ0.15kW+ファン0.2kW)	1												
砂ろ過塔	φ1000	1												
活性炭吸着塔	φ1000	1												
次亜塩素酸タンク	PE製200L	1												
フロートスイッチ	本体AAS樹脂製	12												

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考	
							内容	周期	リスト	交換頻度		
38	B2F	非常用ろ過装置点検保守		設置場所:自衛隊中央病院 本館								三菱レイヨン(株)
				原水ポンプ			2・作動確認		マガシール、ベアリング	H23.25実施		
				原水ポンプ			2・電流、電圧測定		マグネットコンダクター	H25 実施		
				薬液ポンプ			1・フロア量測定		マガシール、ベアリング	H23.25実施		
				薬液ポンプ			1・水質検査(51項目)		マグネットコンダクター	H25 実施		
				薬注ポンプ			2		ポンプ本体	故障時		
				MIF膜			12		MIF膜(官制支給)	H25 実施		
消毒剤	20	次亜塩素酸ナトリウム6%	薬品補充	6ヶ月								

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
39	4F	浴槽ろ過装置点検保守		設置場所: 自衛隊中央病院 RAKS-10NL/50特 YU-500C	ろ過ポンプ	1	1回/年	<ul style="list-style-type: none"> ・作動確認 ・電流、電圧測定 ・温度確認 ・エアキャッチャー等清掃 ・薬品補充 	幼ニカルシート	稼動600	株ノーリン
									ヘアリング		
									ヘアキャッチャーハッギン	1年	
									蓋締付けホルト	1年	
									ろ材(セファミック)	7年	
									回転軸ソール部	3年	
									逆止弁	2年	
										5年	
									シートリング	3年	
									ポンネットハッギン	3年	
									リング	2年	
									ポンネットハッギン	3年	
									ポンプダイヤフラム	稼動4000時間または2年	

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考				
							内容	周期	リスト	交換頻度					
40	B2F 10F	貯水槽清掃	設置場所：自衛隊中央病院	高架水槽(上水系統)	46㎡	1	清掃	1回/年							
				高架水槽(中水系統)	11㎡	1									
				高架水槽(感染系統)	1㎡	1									
				高架水槽(冷却塔系統)	18㎡	1									
				中水受水槽	169.6㎡	1									
				原水槽(非常用系統)	670㎡	1									
				受水槽	440㎡	1									
				設置場所：第6隊舎											
				高置水槽	30㎡	1									
				受水槽	70㎡	1									
				設置場所：研修医官隊舎											
				高置水槽	1㎡	1									
				受水槽	4㎡	1									
				設置場所：その他											
食厨房高置水槽	6㎡(2槽式)	1													
食厨房貯水槽	36㎡(2槽式)	1													
第1隊舎貯水槽	9㎡	1													
第2隊舎貯水槽	9㎡	1													
第3,4,5隊舎貯水槽	20㎡	1													

※ 上水系統については、清掃後の水質検査を実施すること
 ・色度、濁度、臭気、味、残留塩素含有率

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
41	B2F	排水槽清掃		設置場所:自衛隊中央病院 本館	容量:68.8m ³	1	・槽内清掃 ・汚泥処理	3 / 年			
				汚水槽1	容量:54.5m ³	1					
				雑排水槽1	容量:34.0m ³	1					
				雑排水槽2	容量:40.0m ³	1					
				雑排水槽3	容量:23.2m ³	1					
				雑排水槽4	容量:41.6m ³	1					
				雑排水槽5	容量:70.6m ³	1					
				雑排水槽6	容量:32.1m ³	1					
	雑排水槽7	容量:40.5m ³	1								
	雑排水槽8	容量:25.6m ³	1								
1F				設置場所:陸上自衛隊 衛生学校 洗車場							
				油水分離槽	1,000L	1	清掃	1回/年			

※ 清掃実施に伴い、槽内の汚泥及び清掃の際に発生した汚水も併せて処分すること。

- 1 件 名 防災監視・巡視及び病院受付業務
- 2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省 三宿地区 自衛隊中央病院
- 3 業務概要 自衛隊中央病院内の消防設備、放送設備、エレベーター制御設備、防犯設備、ITV設備等の運転監視・確認及び施設内の巡視業務を行う他、病院1階の総合受付にて受付業務を行う。

4 業務対象建物

建物用途	名称	構造	備考
医療施設	自衛隊中央病院	SRC-10 B2F	
	職業能力開発センター	RC-4	

5 細部業務実施項目

(1) 医療施設

(ア) 防犯・防災監視

- ・ 防災監視設備及び監視カメラ設備等からの情報に基づく異常発生箇所の確認及び緊急措置。
- ・ 非常時及び通常時の館内放送の実施。
- ・ 対象施設内の巡視、監視対象設備の監視操作及び目視点検の実施。監視対象設備については、『24 業務対象設備等一覧』の通りとする。

(イ) エレベーター運行管理

- ・ エレベーターの運行管理及び緊急時（火災、救急時等）の操作。

(ウ) 受付案内

- ・ 病院総合受付にて来院者に対する案内の実施、職員への連絡等の実施。

6 従事者の勤務時間及び資格等

(1) 勤務時間は原則として次の通りとする。

(ア) 勤務期間及び時間等については下記の通りとする。

施設区分	業務区分	期間及び時間	備考
病院施設	防犯、防災監視等	期間：通年 土日祝祭日を含む 時間：08：30～翌08：30（3交代制）	エレベーター運行管理含む
	受付案内	期間：通年 土日祝祭日及び年末年始除く 時間：08：30～17：15	

(イ) 勤務者配置表（基準）

- ・ 防災監視、巡視 日中（08：30～17：15）：2名以上
夜間（17：15～08：30）：2名以上（交代要員含む）
- ・ 病院受付 日中（08：30～17：15）：1名以上（ " ）

(2) 資格等

(ア) 防災監視、巡視業務従事者に関する事項

- ・ 防災センター要員講習終了証
- ・ 自衛消防技術認定証

(3) その他

- ・ 当該業務に従事するものは、原則として請負業者の正規社員が就くものとする、また共同企業体を結成し業務の委任をする場合については、当該委任企業の正規社員が就くものとし、請負業者と従事者との雇用関係が証明できる書類を官側担当者に提示すること。

- ・ 業務に関して、十分な実務経験を有し、心身共に健全で、業務遂行に支障を来たさない者。
- ・ 業務従事者は外来者との対応に際し、礼儀正しく、明朗、かつ丁寧にに対応するものとし、また病院受付案内の業務に従事する者は、当該施設が自衛隊医療の最高位機関であることを十分に理解し、来院者に対して接すること。なお、従事者については、来院者に対する印象の観点から『女性』とし、受付業務にふさわしい者を選定すること。

7 一般事項

(1) 共通事項

『共通事項 1 総則（ページ番号1）』の項を参照の事。

(2) 保全上の注意点

『共通事項 1 1 保全上の注意点（1）～（3）（ページ番号3）』の項を参照の事。

(3) 業務体制

- ・ 請負業者は、それぞれの業務対象建物の規模及び業務種別に応じて業務従事者を必要数配置すること。

8 業務従事者への教育

請負業者は、その責任と負担において、防災監視業務等に従事する勤務者に対して業務に必要な教育訓練及び再講習を実施するものとする。

9 業務従事者の服務規律

『共通事項 7 業務従事者（1），（3）（ページ番号2）』の項を参照の事。

10 業務計画書等

『共通事項 1 4 提出書類（1）（ページ番号4）』の項を参照の他、個々の業務に関して指定された書類を提出すること。

- （1） 警備業務概要記載書（警備業法第19条に基づく書類）

1 1 業務報告書等の提出及び保管

『共通事項 1 4 提出書類（2）（ページ番号4）』の項を参照の事。

1 2 監督官の立会等

請負業者は、業務の実施にあたって、必要に応じて監督官の立会いを求めるものとする。但し、監督官が承認した場合は、立会いによらず写真・記録等により確認を受けることができる。

1 3 官側に対する協力

請負業者は、下記事項の立会い等について、官側に協力するものとする。

- （1） 官公署等の立入検査
- （2） 官側が実施若しくは参加する防災訓練、その他施設運営上必要な訓練
- （3） その他、官側からの協力を求められた事項

1 4 非常時の施設に関する措置

停電、断水及びその他天災等の各種災害時に施設に異常が発生した場合は、速やかに官側へ連絡し指示を受け、適切な対応を速やかに行うこと。

1 5 協力体制

災害、事故等の緊急時には、防災機器等の操作及び作動状況の確認の実施、館内非常放送及び関係各所への連絡を行うほか、現場へ業務従事者を派遣する等協力し、適切な処理を速やかに行うこと。

1 6 破損箇所に対する措置

業務実施中に破損、故障箇所を発見した場合、請負業者は適切な判断の元に、応急措置等適切な処理を行うと共に、この状況及び経過を記録し、監督官へ報告するものとする。

17 業務の安全確保等

『共通事項 11 安全管理・衛生管理（1）～（3）（ページ番号2）』の項を参照の事。

18 光熱水料及び控室の提供

『共通事項 5 請負業者の負担の範囲（1）の（ア）、（3）の（ア）（ページ番号2）』の項を参照の事。

19 危害及び損害予防措置

『共通事項 11 安全管理・衛生管理（1）～（3）（ページ番号2）』の項を参照の事。

20 記録及び報告等

監督官が指示した事項及び、監督官と協議した事項については、正確に記録・整理し、監督官に報告するものとする。但し、軽易な事項で監督官の承諾を受けたものについては、省略することができる。

21 業務従事者の健康管理

『共通事項 7 業務従事者（3）の（エ）（ページ番号2）』の項を参照の事。

22 遺失物及び不審物等の取扱

請負業者は、施設内巡回の際に取得した遺失物については、速やかに官側担当者に報告し、拾得物した場所時間等を簡潔に書面にまとめ、物品と共に提出すること。また不審物及び不審者を発見した場合については、速やかに官側担当者に連絡し、指示を受けるものとする。

23 業務内容

（1）一般業務

当該業務の細部内容は、共通仕様書の第6編『施設警備』の項の『防災監視』による。

24 業務対象設備等一覧

- 1 エレベーター制御管理設備
- 2 ITV設備
- 3 出入場管理設備（電気錠）
- 4 防災監視設備
- 5 消防設備

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
							内容	周期	リスト	交換頻度	
				設置場所:自衛隊中央病院							
	1F			アンプ・非常電源	2880W	1	・機能確認全数音出確 認、任意音測			ニカド蓄電池、アンプユニット H26実施	
	1F			スピーカーセレクタ	140局	1	・年2回				
				非常制御部		8	1回目:外観、機能点				
				遠隔操作器	30局	6	検				
			●	スピーカーカ(アッテネータ無)		832	2回目:外観、機能点				
				スピーカーカ(アッテネータ有)		735	検+精密点検				
	各階			音量調節器		570					
				非常用カトリレー		8					
	1F			自火報連動(140局)		1					
	2F			フロアユニット		4					
	2F			モニターパネル		1					
43	2F	放送設備点検保守		プリアンプ		1		2 / 年			
	2F			ラジオチューナーユニット		1					
	2F			プログラムタイマー		1					
	2F			メモディスク		1					
	2F			BGM用CDプレーヤー		1					
	2F			コンパクトディスクプレーヤー		1					
	2F			ミニディスクデッキ		1					
	2F			デジタルアナウンスマシン		1					
	2F			入力マトリクスパネル		2					
	2F			電源分配パネル		3					
	2F			接続端子盤		3					
	2F			直流電源パネル		1					

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考	
							内容	周期	リスト	交換頻度		
44	-	インターホン設備点検保守		設置場所: 自衛隊中央病院								
				ドアホン親機	8	・親機、子機間の相互呼出、通話の動作確認。						
				ドアホン新機	1							
				ドアホン増設親機	3							
				ドアホン子機	13							
				ドアホン親機 6局用	3							
				ドアホン増設親機 6局用	8							
				親子式インターホン親機 10局用	1							
				同上20局増設選局部	1							
				ドアホンアダプタ10局用	1							
				親子式インターホン子機	10							
				ドアホン子機	7							
				ドアホン親機3局用B	1							
				ドアホン親機3局用A	2							
				ドアホン新機	1					1 / 年		
				ドアホン増設親機A	2							
				電気錠コントローラ	5							
				ドアホン子機	5							
				カメラ付玄関子機	2							
				モニター付ドアホン親機	2							
インターホン新機	6											
インターホン子機	6											
インターホン新機 3局用	1											
電源アダプタ	1											
インターホン子機 3局用	1											
インターホン親機 6局用	2											
電源アダプタ	2											
インターホン子機 6局用	7											

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考	
							内容	周期	リスト	交換頻度		
	B2,B1,ISS	無線通信補助設備点検保守	●	設置場所：自衛隊中央病院	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	1	・外観、通話確認					
	B2,B1,ISS			難燃耐熱性漏洩同軸ケーブル	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	7	・外観、通話確認					
	1F			耐熱形UUアンテナ	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	3	・外観、通話確認					
	B2,B1,ISS			UU共用器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	12	・外観、通話確認					
	B2,B1,ISS			2分配器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	3	・外観、通話確認					
	B2,B1,ISS			3分配器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	1	・外観、通話確認					
	B1			4分配器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	2	・外観、通話確認					
	B2,B1,ISS			2分岐器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	1	・外観、通話確認					
	免震			1分岐器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	9	・外観、通話確認					
	B2,B1,ISS,1F			非耐熱形機器収納箱	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	1	・外観、通話確認					
	免震			耐熱形機器収納箱	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	3	・外観、通話確認					
	1F			消防用無線機接続端子箱	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	3	・外観、通話確認					
	1F				警察用無線機接続端子箱	3	・外観、通話確認					

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考		
							内容	周期	リスト	交換頻度			
46	1F	防犯・入退室管理設備点検保守	設置場所:自衛隊中央病院 セキユリテイエーセンター装置	中央処理装置	主処理装置32ビットCPU・AC100V 17型・表示色256色以上	1	システム機能確認	1 / 年	HDD	H24交			
				液晶ディスプレイ	JISキーボード・機構式	1	LED等の表示機能確認		無停電電源装置				
				キーボード・マウス			印字濃度確認、調整						
				メッセージプリンタ			伝送電圧等確認、調整						
							伝送信号点検						
							外観点検						
				46	各階	防犯・入退室管理設備点検保守	セキユリテイエーリモート盤	通信インターフェース	供給電源・AC100V 照合方式・個別照合	12	供給電源電圧及び各制御	1 / 年	
入出力モジュール	供給電源・DC24V		電圧チェック										
			ソフトウェアモジュール・各										
			I/Oスロット取付状態チェック										
			縦面表示灯の確認										
			外観点検・絶縁抵抗試験										
			定電圧特性試験										
			内外面清掃										
46	各階	防犯・入退室管理設備点検保守	カードアクセスユニット					供給電源・DC24V	供給電源・DC24V	65	リアルタイムロックの確認	1 / 年	
				カード種類・非接触ICカード	カード種類・非接触ICカード		電源電圧、リップルの測定						
							充放電電圧測定						
							LED表示・ヒューズ点検						
							動作確認						
							外観点検						
46	各階	防犯・入退室管理設備点検保守	電気錠	供給電源・DC24V	供給電源・DC24V	128	取付状態確認	1 / 年					
				適用動作型式・瞬時通電施錠型	適用動作型式・瞬時通電施錠型		ミラー角度の微調整						
							警報出力確認						
							動作確認						
							接点の確認						
							動作確認						

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考	
							内容	周期	リスト	交換頻度		
47	7F	監視カメラ設備点検保守		設置場所:自衛隊中央病院 本館 ITV機器架(防犯用)	入力・映像×16、音声×4、出力・映像×16 モニター×2、音声×2 内臓ハードディスク・320GB インターフェース・USB2.0/USB1.1 対応ディスク・DVD-RAM/DVD-R/DVD-RW 信号方式・NTSC、SMPTE170M適合	3	通常点検 ・内外観点検 ・コネクタ類の接続確認 ・動作確認 ・通信確認	2 / 年	ハードディスク 内臓バックアップ電池 冷却用ファンキット	H24 交換 実施	(株)Panasonic 電工	
				同期信号発生器	入力・カメラ×8、同期×1 出力・映像×16、音声×4、同期×1	2	細部点検 ※上記内容以外に下記 の内容を実施する					
				カメラ駆動ユニット、8台用	入力・カメラ×4、同期×1	2	・機器外部清掃					
				カメラ駆動ユニット、4台用	電源・AC100V	2						
				電源制御部	ビデオ入力ボード数・最大8枚	1						
				マトリックススイッチャー	ビデオ出力ボード数・最大4枚	1						
				ITVカメラ	ドーム型、壁付け露出型	30						
				ITV機器架(医療用)	入力・映像×16、音声×4、出力・映像×16 モニター×2、音声×2 内臓ハードディスク・320GB	4						
				デジタルディスクレコーダ	インターフェース・USB2.0/USB1.1 対応ディスク・DVD-RAM/DVD-R/DVD-RW	4						
				DVD-RAM	信号方式・NTSC、SMPTE170M適合	1						
				同期信号発生器	入力・カメラ×8、同期×1	7						
				カメラ駆動ユニット、8台用	出力・映像×16、音声×4、同期×1	1						
				電源制御部	電源・AC100V	1						
				映像分配器	出力分配数・1入力6分配、2入力各3分配	5						
ITVカメラ	ドーム型、壁付け露出型	71										
ITV機器架(医療用)	入力・映像×16、音声×4、出力・映像×16 モニター×2、音声×2 内臓ハードディスク・320GB	6										
デジタルディスクレコーダ	インターフェース・USB2.0/USB1.1 対応ディスク・DVD-RAM/DVD-R/DVD-RW	6										
DVD-RAM	信号方式・NTSC、SMPTE170M適合	1										
同期信号発生器	入力・カメラ×8、同期×1	1										
電源制御部	電源・AC100V	1										
ITVカメラ	ドーム型、壁付け露出型	47										

管理番号	階数	保守名称	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考				
							内容	周期	リスト	交換頻度					
48	各階	院内呼出設備点検保守		設置場所: 自衛隊中央病院 本館											
				ナースコール情報サーバ	1										
				バックアップサーバ	1										
				呼出アンブ 1元	18										
				呼出アンブ 2元	7										
				卓上形マイク 1元	67										
				同上コンセント 1元	66										
				卓上形マイク 2元	8										
				同上コンセント 2元	8										
				手術室用インターホン交換機	1										
手術系インターホン	10														
手術室内インターホン	8														
同上埋込ボックス	8														
X線インターホン親機 1局用	7														
X線インターホン親機 3局用	4														
X線スピーカ	17														
電源アダプタ	11														
呼出表示器 1窓用	1														
呼出表示器 3窓用	8														
呼出表示器 5窓用	7														
呼出表示器 10窓用	4														
呼出表示器 15窓用	1														
呼出表示器 20窓用 夜間受入	1														
呼出表示器 3窓用 夜間切替	3														
呼出表示器 5窓用 夜間切替	1														
呼出表示器 10窓用 夜間切替	1														
スピーカ子機	2														
トイレ用押ボタン	52														
引きひも付トイレ用押ボタン	29														
確認灯付コンセント	49														
呼出握りボタン	49														
呼出握りボタン(フロアコンセント用)	1														
フロアコンセント	1														
天井付廊下灯	9														
代表廊下灯 フォーザー付	13														
代表廊下灯	44														
復旧ボタン	49														
20局用ナースコール親機(夜間切替)	1														
20局用ナースコール親機	2														
ハンド型子機	3														
同上コンセント	3														
BポートHUB	5														
ナースコールパソコン	10														

- 1 件 名 施設維持管理役務（中央監視・巡視）
- 2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省 三宿地区内 自衛隊中央病院
- 3 業務概要 自衛隊中央病院及び職業能力開発センターに設置されている各種電気設備、機械設備等の運転状況確認及び巡視確認業務を行う。

4 業務対象建物

名称	構造	業務種別	備考
自衛隊中央病院	SRC-10 B2F 延べ床面積 68,261 m ²	運転確認及び、 巡視、監視	
職業能力開発センター及び 特高開閉所	RC-4 延べ床面積 2,241 m ²		

5 業務対象設備等

業務対象設備は、『26 業務対象設備等一覧』の通りとし、対象機器の機器点数等は管理番号別仕様・機器表の該当する設備の項目によるものとする。

6 用語の定義

- (1) 巡視とは、設備機器の運転状態及び、施設設備の機能低下の状況について、日常行う現場巡視を言う。
- (2) 運転確認とは、設備機器を稼働させ、その状況を確認すること及び、制御を適切に行い、効率的な運転を行うことをいい、中央監視室等において業務することを言う。
- (3) 監視とは、自動制御される設備機器の状況を監視することを言い、中央監視室等において業務することを言う。

7 業務従事者の勤務時間及び資格等

(1) 勤務時間は原則として次の通りとする。

- (ア) 巡視業務は、平日及び土日祝祭日（通年）の08：30～翌08：30までの間とする。
- (イ) 運転確認及び監視業務についても上記と同様とする。
- (ウ) 運転確認・監視等の業務従事者配置表（基準）

・ 統轄管理責任者	平日	08：30～	17：30	1名以上
・ 電気及び機械設備監視員	平日	08：30～	17：30	4名以上
		17：30～翌	08：30	2名以上
	休日	08：30～	17：30	〃
		17：30～翌	08：30	〃

※ 休日とは、土日祝日及び官側が定めた休日とする。

(2) 資格等

- ・ 第3種電気主任技術者
- ・ 1級ボイラー技士
- ・ 第3種冷凍保安責任者
- ・ 建築物環境衛生管理技術者
- ・ 危険物取扱者（乙種4類）
- ・ 2種ボイラータービン技術者
- ・ 第1種電気工事士

※ 勤務者の資格要件は上記による、但し、2種ボイラータービン技術者については1級ボイラー技士、第1種電気工事士及び第3種電気主任技術者の資格を同一人が有する場合のみ同等とする。

(3) その他

当該業務に従事するものは、原則として請負業者の正規社員が就くものとし、請負業者と従事者との雇用関係が証明できる書類を官側担当者に提示すること。

8 一般事項

(1) 共通事項

『共通事項 1 総則 (ページ番号1)』の項を参照の事。

(2) 保全上の注意点

『共通事項 1 1 保全上の注意点 (1) ~ (3) (ページ番号3)』の項を参照の事。

(3) 業務体制等

(ア)業務従事者及び業務体制

- ・ 請負業者は、統轄管理責任者、業務主任、業務従事者をもって業務体制を組むものとする。また他の業務と兼務させる場合は、支障の出ない範囲で兼務を認める。
- ・ 統轄管理責任者とは、契約内容の履行、業務主任及び業務従事者に対する指揮監督、官側担当者及び関係部署との連絡調整業務等について統括できる者とし、請負者が官側に届け出た者とする。

区分	技能等	備考
統轄管理責任者 ※ 技士補	運転確認・監視及び日常的な点検保守業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有する者	
業務主任 ※ 技術員	監視設備の運転確認・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する者	運転確認、監視、巡視の単位で1名選任し、この中から『業務責任者』を選任する。
業務従事者 ※ 技術員	監視設備の運転確認・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、業務主任の指示に従って作業を行う能力を有する者	運転確認、監視、巡視の単位で業務量に応じて適当数選任する。

9 業務従事者への教育

請負業者は、その責任と負担において、施設管理業務に従事する勤務者に対して業務に必要な教育訓練を実施するものとする。

10 業務従事者の服務規律

『共通事項 7 業務従事者 (1), (3) (ページ番号2)』の項を参照の事。

1 1 業務計画書等

『共通事項 1 4 提出書類 (1) (ページ番号4)』の項を参照の事。

1 2 業務報告書等の提出及び保管

『共通事項 1 4 提出書類 (2) (ページ番号4)』の項を参照の事。

1 3 監督官の立会等

統轄管理責任者は、業務の実施にあたって、必要に応じて監督官の立会いを求めるものとする。但し、監督官が承認した場合は、立会いによらず写真・記録等により確認を受けることができる。

1 4 官側に対する協力

請負業者は、下記事項の立会い等について、官側に協力するものとする。

- (1) 官公署等の立入検査
- (2) 施設の整備 (保守業務関連) に伴う測定試験、検査その他